第40集

日本労働年鑑

1970年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1970

VOL. XXXX

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

■増大する賃金労働者

(A)就業者構成

(B)農林業、非農林業就業者構成

〔備考〕総理府統計局「労働力調査」による。

●賃労働者は、近年、いちじるしく増大している。賃労働者数は1967年には3000万人を突破し、就業者全体に占める割合も、1960年に53%だったものが、68年には63%に高まった。

■労働者の大多数は中小零細企業で働いている

雇用労働者の企業規模構成(非農林業)

〔備考〕総理府統計局「労働調査」による。

●最近、大企業労働者の割合が高まる傾向をみせているが、従業員500人未満の中小企業で働く労働者は全体の61%(民間企業労働者の7割以上)を占めて、依然として最も多く、また零細企業の労働者も、全労働者の3分の1にのぼっている。

■減少する小規模農家

経営耕地別農家数の推移
(都府県)

〔備考〕1)1967年は12月1日現在、他の各年は2月1日現在。
2)「農業調査結果報告書」及び1969年版「ポケット農林水産統計」より作成

●農民層は急速に分化しつつある。農家数、農家人口は全体として減少し、2ヘクタール以上の経営規模を持つ農家だけが一貫して増加する傾向にある。

■兼業化する農家

専兼業別農家数の推移

〔備考〕1)1965、67年は12月1日現在、他の各年は2月1日現在。
2)「農業調査結果報告書」により作成。

●1950年には農家の5割までが農業に専念していた。67年末では専業農家は2割と少しに減り、賃労働収入を主とする第2種兼業農家が5割近くに達した。

■涸渇する労働源としての農村

他産業へ就職した農家世帯員
(流出前の就職状態別)

●新規学卒者の農業外の流出は、ほぼ同じ規模で続いている。だが農村が工業への労働の供給源として涸渇しつつあることは、「主として農業に従事していたもの」「その他」の流出が減少しつつあることに示されている。

■他産業から還流した農家世帯員

(還流後の就業状態別)

■出かせぎに出た農家世帯員

(出る前の就業状態別)

■上昇をつづける物価

■生産性を下まわる賃金の上昇

〔備考〕名目賃金指数と実質賃金指数は製造業をとった。

●一時期、生産性を上回って賃金が上昇しているかのようにいわれた。たしかに名目賃金については統計上そういえた時もある。だがこの数年、実質賃金はもちろん名目賃金でさえ生産性の上昇に追いついていない。

■労働者の半数以上は月収4万円以下

賃金階級別労働者構成比(累積)推移

〔備考〕労働省「賃金構造基本調査」による。

●労働省「賃金構造基本統計調査」69年6月によると、労働者の半数以上は月収4万円以下である。とくに2万円以下の極端な低賃金労働者は約一割をかぞえる。

■ふたたび縮小する傾向をとった規模別賃金格差

製造業における規模別賃金格差の推移

●規模別賃金格差は、1967年に若干拡大する傾向を示したが、68年にはふたたび縮小傾向をとりはじめた。

■縮小する年齢別賃金格差

〔備考〕労働省「賃金構造基本統計調査」43年6月による。

●初任給の上昇にともなって、大企業中小企業ともに年齢別格差は縮小してきた。年齢別の賃金上昇カーブは大企業より中小企業の方がゆるやかである。

■製造業における労職・男女別賃金格差の推移

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計」による。

●労職別の賃金格差は、61年を例外として近年縮小の一途をたどっている。男女別格差も68年にはふたたび縮小する傾向がみられる。

■労働組合全国中央組織の組織状況

●1968年6月末現在でわが国労働組合員数約1086万人のうち67.6%にあたる 734万人が、総評、同盟、新産別中立労連のいずれかに加盟している。最大の全国中央組織は総評であるが、民間企業組合員に関する限り、67年以来同盟の方が総評を追いぬいている。

■労働組合員数と組織率

●わが国の労働組合員数は1965年に1000万人を越え、1968年6月末で1086万人に達した。これは資本主義国ではアメリカの1798万人(1964年)につぐ数である。組織率の36.1%も、イギリスにはおよばないまでも、西ドイツに匹敵し、アメリカをはるかにしのいでいる。

■増大する争議参加労働者数

●1968年には総争議の件数、参加者数ともに、わが国の記録を更新した。同時にこのところあまり増加をみなかった争議行為を伴う争議の行為参加者も大幅にふえた。

■争議参加人員と労働損失日数に占める労働組合中央組織の割合

はしがき

大原社会問題研究所は本年二月に創立五〇周年を迎え、それを記念した披露宴集会をもったほか、五月に当研究所と朝日新聞社との共催で記念講演会をおこない、また都心の百貨店ホールで記念の展示会を開催した。講演会もたちまち満員となり会場にはいれなかった方々が多数にのぼったほどの盛況であったが、ことに六日間の展示会は連日二〇〇〇名近くの来場者、終わりの二日間には三〇〇〇名近い入場者があり、カタログも売り切れて増刷の予約を多数受け付けるほど、予想以上の成功裡に終わることができた。記念展示会が「社会運動の半世紀」展――圧制と民衆の抵抗――と名付けられたように、日本の労働運動・社会運動の半世紀とともに歩んできた当研究所の歴史をふり返ってみると感慨も深く、またこれほどの反響がえられたことを喜び、感謝するとともに、当研究所としてそのいっそうの責任を痛感する次第である。

この五〇年のあいだに労働運動・社会運動の形も内容も条件も役割も大きく変わった。しかも研究所の五〇周年、当年鑑の第四〇集は歴史的な「一九七〇年」の前年にあたった。この一年間なんと多くの超大事件がめまぐるしいほどに続発していることだろう。ベトナムにおけるアメリカ軍の敗退とジョンソン声明、パリ会談の開催と解放戦線代表の会談参加、「北爆全面停止」声明後にもつづけられた北爆・米艦砲撃・ミサイル北撃・「偵察」飛行の続行・ラオス爆撃の強化等々、そして南ベトナム臨時革命政府の樹立と二五カ国の承認、そのなかでの共和党ニクソン大統領の就任とアメリカ史上最大の国防予算の可決、またフランスでは五月の学生紛争・ゼネストと総選挙圧勝後一〇カ月でのドゴール大統領の辞任、他方ではソ連東欧五カ国軍のチェコスロバキア侵入と劉少奇除名・中国共産党九全大会。こうした国際情勢のなかで国内で

も、米軍ジェット機の福岡九州大学構内への墜落、第八回参議院選挙、異常放射能の検出、社会党執行部の交代、学生デモへの騒乱罪適用決定、初の主席公選などの沖縄三大選挙、B52の沖縄常駐と嘉手納基地への墜落大爆発、「明治百年」、佐藤首相自民党総裁三選と「核つき自由使用」沖縄返還を示唆する首相の国会答弁、米韓大空輸作戦その他の挑発、機動隊を中心とする警官五〇〇〇人の増員、国会強行延長、愛知外相の訪米、伊東での第四回アスパック会議、大学法案の上程と強行採決とつづき、経済面では国際通貨体制の動揺と再三にわたる不安の再燃・各国公定歩合の引上げという状況下で、国内ではひきつづく「好景気」・インフレの進行のなかでの国民総生産、国民所得の資本主義国世界第二位への増大、工業生産伸び率の世界一の成長、貿易収支黒字と外貨準備高の最高記録更新、企業経営の連続増益、いわゆる大型合併など資本集中の進展、対外援助額の激増と外資導入および特需のいちじるしい増大、第六回日米財界人会議、史上最高の株式相場から東証開所いらいの大暴落へ、そして「合理化」の強行と企業倒産の記録的な増大、物価上昇・重税下の国民生活の窮迫。こうした内外情勢のなかでの一年間の、労働者階級を中心とした日本の勤労者の実態および運動の動向と、それに対する政府・自民党・経営者団体の政策とを具体的に記録して示したのが本書である。

本書は、当研究所がその創立いらい継続的に刊行してきた『日本労働年鑑』の第四〇集（戦時特集を加えれば四二冊目）であり、内容はほぼ一九六八年七月から一九六九年六月までの一年間を対象とし、これを、労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれの事項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広範に収集整理し、それらのものにもとづき、客観的立場に立って忠実に事実を記録するという従来から一貫した方針のもとに編集され、それに労働判例など必要な資料を付録に載せたが、前第三九集にくらべて内容的にも構成上もできるだけの改善を加えた。

編集にあたって多大の援助と協力をあたえられた公私の諸機関、団体および各位にたいして心からの謝意を表するとと

もに、当研究所の事業にたいして今後ともいっそうのご援助をお願いしたいと思う。

一九六九年一一月

法政大学　大原社会問題研究所

目　次

総目次

労働日誌……（一）

序章　この時期の概観……（一九）

第一部　労働者状態……（四七）

Ⅰ　労働人口の構成……（四八）

Ⅱ　雇用構造と労働市場……（六六）

Ⅲ　賃金と労働時間……（九一）

Ⅳ　合理化の現状とその特質……（一一一）

Ⅴ　労働者の生活……（一四一）

Ⅵ　農家の状態と農民の生活……（一六九）

第二部　労働運動……（一九五）

Ⅰ　労働組合の組織現状と組織運動……（一九六）

Ⅱ　総評・同盟・新産別の大会……（二三七）

Ⅲ　労働争議……（二四一）

Ⅳ　公務員組合の賃金闘争……（二五六）

Ⅴ　民間・公労協の賃金闘争と六八年一時金闘争……（二六八）

Ⅵ　合理化反対闘争……（三〇七）

Ⅶ 権利闘争 …… (三三八)
Ⅷ 社会保障闘争 …… (三三七)
Ⅸ 政治的大衆行動と平和運動 …… (三五八)
Ⅹ 沖縄の労働運動 …… (三九〇)
Ⅺ 国際労働組合運動と日本 …… (四〇八)
Ⅻ 人権擁護運動 …… (四三三)
ⅩⅢ 農民運動 …… (四四三)
ⅩⅣ 政党 …… (四七五)

第三部 労働政策 …… (五一一)
Ⅰ 政府・自民党の労働政策 …… (五一二)
Ⅱ 政府の賃金政策 …… (五二八)
Ⅲ 雇用政策 …… (五四三)
Ⅳ 社会保障 …… (五五九)
Ⅴ 経営者団体の労働政策 …… (五八〇)
Ⅵ ILO …… (五九八)

付録 …… (六一五)
付1 労働裁判 …… (六一六)
付2 主要な労働組合の現状 …… (六七〇)
付3 労働組合名簿 …… (六七八)

総目次

はしがき

労働日誌……（一）

序章　この時期の概観……（一九）

1「労働力不足」下の雇用状況と労働政策の重点……（二〇）

2「合理化」のもとでの賃金・労働条件と災害……（二五）

3　労働争議の年間動向と特徴……（三〇）

4　労働組合組織と「労働戦線統一」問題の推移……（三六）

5「一九七〇年」を目前にして……（四〇）

第一部　労働者状態

I　労働人口の構成……（四八）

1　人口とその構成の戦前と戦後……（四九）

最近の人口の現状――戦前から戦後への経過

2　社会階級構成の戦前と戦後……（五五）

一九二〇（大正九）年社会階級構成表――一九三〇（昭和五）年社会階級構成表――戦後の社会階級構成表

II

3 中高年齢労働者問題……（六一）

人口の高齢化傾向——職業訓練制度の内容——技能労働者養成の特徴

1 雇用構造と労働市場……（六六）

雇用動向……（六八）

雇用労働者の増大——産業別雇用の動き——大企業労働者の増加——臨時・日雇労働者の増加

2 最近の労働力不足と企業の雇用対策……（七三）

労働力不足の進行——企業の雇用対策

3 失業者の発生状況……（七六）

企業整備の動き——失業保険受給者の減少——完全失業者の動き

4 新規学卒者の入職状況……（七八）

新卒就職者の動き——就職先の産業構成——就職者の職業構成——短期離職の増大

5 労働移動……（八三）

入職・離職率の動き——離職者の年齢別、勤務時間別構成——離職者、転職者の産業別、規模別、職種別構成——転職労働者の転職理由——転職にともなう賃金変動——労働者の地域移動——職安の職業紹介

III

1 賃金と労働時間……（九一）

賃金……（九三）

1 賃金水準と分配率……（九二）
名目賃金の上昇——春季賃上げ額と率——実質賃金——分配率の動向
2 企業間賃金構造……（九六）
産業別賃金格差——規模別賃金格差——地域別賃金格差
3 企業内賃金構造……（一〇〇）
労働者種類別賃金格差——男女別賃金格差——年齢別賃金格差
4 賃金支払形態……（一〇三）
給与構成比率——規模別賃金支払形態
5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況……（一〇五）
定期給与と臨時給与——賃金不払の状況
労働時間……（一〇八）
労働時間の動向

IV 合理化の現状とその特質……（一一一）

2 好況持続下の合理化……（一一三）
好況の持続と生産性の向上——六八～六九年合理化の特徴
産業別合理化の実態……（一一五）
鉄鋼業——電機工業——自動車工業——食品工業——石炭鉱業——国有鉄道——私鉄——都市交通——郵政
3 労働災害と職業病……（一二八）

V

1 概況……（二二八）
2 労働災害……（二二九）
産業別——企業規模別——おもな重大災害
3 職業病……（二三七）
発生件数——産業別発生状況

労働者の生活……（二四一）

1 消費者物価の動向……（二四二）
消費者物価指数—過去三ヵ年の最高記録——国際比較にみるわが国の物価高

2 消費者物価と大衆の実感……（二四七）
所得階層別消費者物価と米価の値上げ——消費者物価統計と大衆の実感

3 労働者家計の収入と支出……（二五三）
家計収支の概況——生活水準と生活環境（『昭和四三年度国民生活白書』の分析）——住宅

4 主要労働者の生活……（二五七）
電機産業労働者の生活——化学労働者の生活

5 標準生計費……（二六二）
人事院の標準生計費——厚生省の生活保護基準

6 物価騰貴と増税……（二六四）

VI 農家の状態と農民の生活……（一六九）
1 農家と農業・兼業従事者……（一七〇）
資料——農家人口と農家数の推移——経営規模別農家数の推移——農業雇用労働者——専兼業別農家数——兼業の種類——農業従事者——兼業従事者
2 農家人口の異動……（一七七）
資料——農家人口の減少——農家人口の社会的異動による増減——男女別年齢別農家人口の増減——他産業に就職した農家世帯員——農家世帯員の就職した産業——男女別年齢別流出者の推移——就職前の就業状態——他産業を離職・還流した農家世帯員——還流者の性格——還流前後の就業状態——還流の理由
3 出かせぎ異動……（一八六）
資料——出かせぎ者数——出かせぎ者の就業状態
4 農家子弟学卒者の動向……（一八八）
農家子弟学卒者数——農家子弟学卒者の進学・就業状況——農家子弟学卒者の就職状況——農家子弟学卒者の就職した企業規模——農家子弟学卒者の農業就業状況

第一部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……（一九六）

1 労働組合の組織状況 …… (一九七)
1 わが国の組織水準 …… (一九七)
組合員数——組織率——国際比較
2 産業別組織状況 …… (二〇〇)
3 企業規模別組織状況 …… (二〇一)
4 組合員数変動の諸要因 …… (二〇三)
既設組合における増加——新設・解散による増減
5 主要連合体の組織状況 …… (二〇七)
日本労働組合総評議会——全日本労働総同盟——全国産業別労働組合連合
——中立労働組合連絡会議
6 連合体の産業別・適用法規別組織状況 …… (二一〇)
7 都道府県別組織状況 …… (二一二)
2 組織運動 …… (二一三)
1 六八～六九年の特徴 …… (二一三)
この数年来の傾向——六八～六九年の特徴
2 全国中央組織の組織方針 …… (二一五)
総評の組織方針——同盟の組織方針——新産別の組織方針
3 産業別組織の動向 …… (二一八)
造船——化学——電力——運輸——商業——自治体——国鉄——教職員
4 国際金属労連日本協議会（IMF・JC） …… (二三〇)

結成と発展——六八～六九年の動き
5 地方組織の動き ……（三一）
六八年までの動き——六八～六九年の動き
6 「労働戦線統一」の問題 ……（三三）
「労働戦線統一」論の経緯——戦線統一に関する総評・同盟の態度——労働問題研究会——全逓大会における新しい動き——公明党の民主労働協議会
II 総評・同盟・新産別の大会 ……（三七）
1 総評第三六回定期大会 ……（三八）
堀井議長のあいさつ——六八年度運動方針——方針案にたいする質疑・討論
2 総評第三七回臨時大会 ……（三三）
議長あいさつと闘争方針——質疑・討論
3 同盟第五回定期大会 ……（三五）
滝田会長あいさつ——六九年度運動方針——方針案にたいする質疑・討論
4 新産別第二〇回定期大会 ……（三九）
III 労働争議 ……（四一）
1 争議の概況と形態別の動き ……（四二）
争議統計——六八～六九年の争議の特徴——総争議にみる特徴——争議行為をともなう争議と労働損失日数——同盟罷業と四時間未満の罷業——争議の月別推移

2 争議の産業別・企業規模別分布……（二四八）
産業別分布——企業規模別分布
3 主要団体にみた争議……（二五二）
4 要求事項別にみた争議……（二五四）
IV 公務員組合の賃金闘争……（二五六）
1 第九次賃金闘争の方針……（二五七）
闘争方針——統一要求提出
2 第九次賃金闘争の経過……（二六〇）
人事院勧告までの具体的行動——国会におけるたたかい——閣議決定から一〇・八ストへ——七月実施決定
3 第九次賃金闘争の総括……（二六五）
V 民間・公労協の賃金闘争と六八年一時金闘争……（二六八）
1 六九年春闘（春闘共闘委員会）……（二七〇）
春闘共闘委の発足——春闘宣言——六九年春闘構想——春闘の考え方——春闘共闘の賃金白書——六九年春闘の準備過程——私鉄総連——合化労連——全国金属——化学同盟——紙パ労連——電機労連——食品労連——公労協関係——決戦段階における戦術日程——六九年春闘の情勢——春闘前半の態勢——総評第三七回臨時大会——物価メーデー——春闘序盤のうごき——春闘中盤のうごき——春闘終盤のうごき——公労協の闘争——春闘

の総括

1 同盟の賃金闘争……（二九二）

同盟の賃金白書——同盟の賃金闘争の経過——同盟の総括

2 IMF・JCの賃金闘争……（二九八）

六八年一時金闘争……（三〇〇）

一時金闘争の特徴——一時金闘争の要求内容——六八年夏季一時金闘争の結果——同盟の年末一時金要求方式——六八年年末一時金闘争の結果

VI 合理化反対闘争……（三〇八）

1 労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針……（三〇九）

総評——同盟

2 民間部門における反「合理化」闘争……（三一三）

鉄鋼労連——自動車労連——電機労連——全国一般——食品労連——私鉄総連——炭労

3 公共部門における反「合理化」闘争……（三三〇）

国労——動力車——全逓

VII 権利闘争……（三三八）

1 四・二最高裁判決と労働基本権の奪還……（三三九）

都教組事件判決の内容——仙台安保六・四事件判決の内容

四・二判決後の権利闘争の展望……（三三三）
地方公務員の定年制立法化反対闘争……（三三五）
春闘権利確立討論集会……（三三六）

社会保障闘争……（三三七）

健保特例法延長反対、医療保険の抜本改革をめぐる闘争……（三三八）

概況――政府管掌健康保険の赤字の大幅圧縮――中央社保協、総評社保対部長会議の闘争方針――自民党医療基本調査会の医療保険抜本改革試案――中央社保協第一二回総会――第七回社会保障討論集会――健保特例法延長案と日雇健保の改正案――社会保険審議会の答申をめぐる経過――日雇健保改悪反対のたたかい――医療保険闘争の本格的とりくみ――連日の国会請願行動――医療保険闘争の総括――自民党の抜本改革案「国民医療対策大綱」

医療労働者のたたかい……（三五一）

札幌医大労働者のたたかい――青森県黒石市立病院労働者のたたかい

年金闘争と高齢者対策……（三五三）

たたかいの概況――第二回高齢者集会――国民年金裁判、「牧野さんを支援する会」の発足

労災・職業病のたたかい……（三五五）

労災職業病防止のためのブロック研修会――六九年春闘における労災補償闘争――第二回公害対策全国連絡会議

IX 政治的大衆行動と平和運動……（三五八）

1 政治的大衆行動と平和運動の概況……（三五九）

2 主要な政治的大衆行動……（三六三）

1 アメリカ原子力潜水艦「寄港」反対運動……（三六三）

「寄港」再開――現地共闘の分裂

2 沖縄返還要求運動……（三六四）

三大選挙支援――沖縄県民の二・四統一行動への連帯――世界平和七人委員会のアピール――「沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄を要求する四・二八中央大会」

3 大学立法反対運動……（三六七）

中央教育審議会の答申――「大学の運営に関する臨時措置法」案の国会提出――「大学立法」反対の共闘

4 その他の政治的大衆行動……（三六九）

一〇・二二国際反戦統一行動――アスパック反対運動

「一九七〇年問題」と労働組合……（三七〇）

主要な平和運動……（三七五）

1 原水爆禁止運動……（三七五）

第一四回原水爆禁止世界大会――被爆二三周年原水爆禁止世界大会――第三回アジア核禁会議全国集会――ビキニ被災一五周年・久保山愛吉氏墓前祭――一九六九年ビキニデー――「第五福竜丸」保存のよびかけ

2 その他の平和運動 ……（三八二）
歴史学関係学会の「明治百年祭」反対声明――「信教の自由を守る宗教者の大会」――「反戦と変革に関する国際会議」――「戦争と軍国主義に反対する宗教者平和日本大会」――「憲法改悪反対、平和と民主主義を守る第五回国民大会」――「靖国神社問題懇談会」――「紀元節復活反対、靖国神社国営化・明治百年祭に反対する中央集会」――東京都主催「憲法記念・地方自治を守るつどい」――宗教界「靖国神社法案」反対の要望書――「反戦・反安保、沖縄闘争勝利六・一五統一集会」――第一八回日本平和委員会全国大会

メーデー ……（三八八）
東京同盟大会でメーデー論議――第四〇回中央メーデーのスローガン――第四〇回メーデー実施状況

X 沖縄の労働運動 ……（三九〇）

1 沖縄三大選挙 ……（三九一）
「明るい沖縄をつくる会」結成――「明るい沖縄をつくる会」の性格――日本自民党＝沖縄自民党の動き――アメリカと自民党の宣伝工作――アカ攻撃と中傷――美濃部・蜷川アピール――三大選挙の結果――三大選挙のもたらしたもの

2 B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議（いのちを守る県民共闘）の結成 ……（三九九）
B52の墜落と放射能――「いのちを守る県民共闘」結成大会宣言

二・四スト・統一行動（二・四ゼネスト）……（四〇二）
　二・四ゼネスト計画――「総合労働布令」の公布――ゼネスト「回避」をめぐって――二・四スト・統一行動の状況
全軍労の二四時間全面スト……（四〇六）
　全軍労の実力行使宣言――全軍労の二四時間全面スト

XI 国際労働組合運動と日本

国際労働組合組織……（四〇九）
　国際労働組合組織の諸形態――世界労連・国際自由労連・国際労働組合連合
戦後における国際労働組合組織とわが国労働組合運動……（四一二）
六八～六九年の国際組織の動向とわが国の労働組合……（四一五）
1　六八年七月～六九年六月における国際組織の動向……（四一五）
　世界労連とチェコスロバキア問題――国際自由労連とAFL=CIOの脱退
2　総評・中立労連の国際連帯活動……（四一八）
　全米自動車労組と総評――ベトナム労働者・人民支援のアジア太平洋地域運輸労働者国際会議――第三回日ソ労働組合交流委員会――自由ドイツ労働総同盟・ハンガリー労組中央評議会との交流協定
3　同盟の国際連帯活動……（四二〇）
　AFL=CIOと同盟定期会合――日韓労組連絡委員会
4　国際産業別組織とわが国労働組合……（四二三）

4
5 労働組合の国際交流人員数……（四二三）
国際労働組合の諸会議……（四二四）
1 世界労連系の諸会議……（四二四）
第三回国際商業労働者会議――ベトナム労働者・人民支援のアジア太平洋地域運輸労働者国際会議のための打合せ会――第五回国際鉱山労働者会議――世界労連第三五回執行委員会――世界労連第一八回総評議会――世界労連第三六回執行委員会
2 国際自由労連系の諸会議……（四二九）
国際自由労連第四四回執行委員会――国際自由労連第三回婦人会議――国際自由労連第四五回執行委員会――国際産業別組織年次総会――国際自由労連第四六回執行委員会

XII 人権擁護運動

1 八海事件……（四三三）
最高裁の口頭弁論――最終判決に向けて――勝利の最終判決――判決の内容
2 白鳥事件……（四三五）
ひろがる労働組合の支援――再審と釈放をめざして――再審事実調べの経過――再審棄却の決定
3 松川事件国家賠償裁判……（四三八）
4 鹿地事件……（四三九）
5 メーデー事件、吹田事件、大須事件……（四四〇）

XIII 在日朝鮮人再入国事件 ……（四四一）
6 農民運動 ……（四四三）
1 農業情勢と農民運動の動向 ……（四四四）
1 農業情勢と農政の動向 ……（四四四）
2 米過剰問題と食管制度改変――「総合農政」の登場
2 農民運動の推移 ……（四四五）
農民運動の特徴点――土地闘争の激化と運動の新分野
主要な農民闘争 ……（四四六）
1 米価闘争 ……（四四六）
六八年米価闘争の特徴――全日農の運動方針と要求米価――全日農第一次中央集結行動――労農総決起大会――全日農第二次中央集結闘争――農協の要求米価と運動方針――農協の米価中央動員――各団体の米価運動――米価決定の延期と抗議運動――米価決定への抗議運動――地方における米価闘争
2 食管制度と米価審議会をめぐる運動 ……（四五〇）
(1)「中立米審」反対闘争 ……（四五〇）
「中立米審」の存続決定――米審粉砕中央抗議集会
(2) 食管制度を守る運動 ……（四五一）
食管制度改廃の動き――消費者米価値上げ反対運動――農協系団体の運動
――自主流通米制度反対運動――農協の食管制改変阻止行動――自主流通

米と農協——全日農、全中幹部と大衆団交

3 乳価その他の価格闘争 ……（四五五）

(1) 乳価闘争 ……（四五五）

乳価交渉の決裂と運動展開——乳価中央交渉再開——小売り乳価値上げと乳価交渉——酪農基本政策確立要求——乳価・豚価要求運動——北海道酪農民の運動——九州酪農民の運動——東海地方の乳価運動

(2) 葉たばこ価格闘争 ……（四五七）

耕作面積削減反対運動——葉たばこ価格審議の紛争

(3) 麦・甘藷・でんぷん・果実価格闘争 ……（四五八）

麦価引上げ要請運動——いも・でんぷん価格運動——ミカン価格をめぐる運動——トマト価格交渉

4 土地取上げ反対闘争 ……（四六〇）

(1) 成田空港建設・軍事基地反対闘争 ……（四六〇）

ボーリング阻止闘争——空港建設プラン縮小——空港粉砕全国総決起大会——空港事業認定粉砕大会——水戸射爆場返還要求運動——立川米軍基地反対闘争——板付基地移転反対運動——その他の空港・基地反対闘争

(2) 高速道路建設をめぐる運動 ……（四六三）

縦貫道路建設の遅延——東北縦貫道の土地買収交渉——中央高速道の土地買収交渉

(3) その他の土地闘争 ……（四六四）

成田ニュータウン建設反対闘争——高滝ダム反対運動

5 出かせぎ農民の運動その他……（四六五）
失業保険法改正反対の動き——第五回全国出稼者大会——東日本大会——西日本大会——農村労連第五回大会——災害補償要求運動

3 農民団体……（四六八）
1 全日本農民組合連合会……（四六八）
第六・七回中央常任委員会——食管制改悪阻止行動——第一一回全国大会——第一回中央委員会——第三・四回中央常任委員会
2 全国農民総連盟……（四七二）
第二九回中央委員会——第三〇回中央委員会——第七回代議員総会
3 全国農民同盟……（四七三）
第六回全国大会——第二回中央常任委員会

XIV 政党……（四七五）
1 日本社会党……（四七六）
参院選の敗北と党再建論議——山本書記長の辞任——第三一回定期全国大会、役員選出に失敗——続開大会、成田・江田執行部を選出——党内派閥の再編——沖縄三大選挙支援活動——七〇年闘争方針——第三二回臨時全国大会——大学問題対策——反戦青年委問題
2 民主社会党……（四八九）
参議院選挙の結果——第八回中央委員会——ソ連のチェコ侵略を非難——沖縄選挙支援活動——大学問題調査特別委員会——第一一回全国大会——安保改定・民主主義を守る会——訪米使節団

3 日本共産党……（四九七）
七中総、参院選挙戦を総括――国際共産主義運動との関係――党勢拡大・党建設――沖縄三大選挙支援活動――八中総、七〇年闘争方針を決定――選挙活動――大学問題対策――中央委員会人事

第二部　労働政策

I 政府・自民党の労働政策……（五一二）
1 労働行政の重点施策と労相の所信表明……（五一四）
2 昭和四三年度労働白書の公刊……（五一〇）
3 経団連総会の決議と自民党大会宣言……（五一三）
4 職業訓練法の全面改正……（五一五）
5 自民党総務会の裁判批判……（五一六）
II 政府の賃金政策……（五一八）
1 人事院の公務員給与勧告……（五一九）
2 所得政策についての報告……（五二二）
3 最低賃金法の改正……（五二五）
III 雇用政策……（五四三）

1 雇用政策の基本方針 ……（五四四）
職業安定行政の基本方針――中央職業訓練審議会の答申――中央雇用対策審議会の提言

2 失業保険対策 ……（五四七）
失業保険行政の基調――失業保険法の改正問題

3 失業対策事業 ……（五五一）
失対「正常化」の推進――全日自労の要求――失対就労者の動き

4 炭鉱離職者対策 ……（五五五）
石炭鉱業審議会の答申と政府の対策――炭労の国有化要求

IV 社会保障

1 健康保険政策 ……（五六〇）
社会保障制度にかんする財政制度審議会の報告書――社会保障制度審議会の「社会保障の推進申し入れ書」――健保特例法の延長――社会保障制度審議会の答申――自民党の国民医療対策大綱（形だけの抜本策）――健保特例法延長案の修正――日雇健康保険法の改訂

2 年金保険および福祉年金政策 ……（五七〇）
公的年金とスライド制――厚生年金保険法、国民年金法の改正大綱（二万円年金の具体策）――厚生年金保険法、国民年金法改正を審議会に諮問

3 失業保険政策 ……（五七五）

4 生活保護政策 ……（五七七）

生活保護世帯と保護基準――「収入認定」にかんする厚生省の方針

経営者団体の労働政策 ……（五八〇）

創立二〇周年をむかえた日経連……（五八一）

日経連の新しい時代への対応策――経営者団体におけるリーダー交替

防衛、治安、教育の重視 ……（五八三）

労務対策の近代的合理主義的転換――防衛・治安・教育にたいする積極的姿勢

社会主義運動の目標の先どりと間接部門の合理化 ……（五八六）

日経連の具体的対策 ……（五九二）

賃金対策――労働力の需給対策――大学問題にたいする態度

ILO ……（五九八）

ILOの活動 ……（五九九）

総会および重要会議の審議とその結果 ……（六〇〇）

第五二回ILO総会――総長報告（「ILOと人権」）――新しく採択された国際文書と五決議――第六回アジア地域会議

ILO五〇周年と日本 ……（六〇六）

ILOをめぐる国内の動向 ……（六〇九）

一〇五号条約の実施状況にかんする政府報告書――沖縄労働布令にかんする総評の見解（ILO条約違反）――「教員の地位」勧告の実施状況にかんする政府・日教組の報告書

付録……（六一五）
付1　労働判例……（六一六）
秋田県政共闘会議――牧野国民年金給付請求事件――鹿児島食糧事務所事件――秋田相互銀行転勤命令事件――興国人絹パルプ行政訴訟事件――西日本鉄道解雇事件――国労大分地方分裂事件――東芝臨時工解雇事件――全損保住友海上支部団交事件――日本電気転勤拒否事件――三菱重工懲戒事件――全日本検数協会解雇事件――順天堂大学病院懲戒解雇事件――住友海上火災保険解雇事件――国鉄大分鉄道管理局不当労働行為事件――三井美唄労組公選法違反事件――東京信用金庫解雇事件――千代田丸事件――弘南バス懲戒解雇事件――花巻バス北上営業所事件――秋北バス就業規則改正無効確認請求事件――静岡県教職員超勤手当請求事件――日本ナショナル金銭登録機懲戒解雇事件――徳島職安団交事件――公務員共闘坐りこみ事件――都教組勤評闘争事件――全司法安保事件――日本工営懲戒解雇事件――東急機関工業女子定年制事件――日本生命事件
付2　主要な労働組合の現状……（六七〇）
付3　労働組合名簿……（六七八）
統計表索引
事項索引

欽德四誥

1968年

7月

1 核拡散防止条約調印式（モスクワ・ロンドン・ワシントン）
2 総評、軍事基地撤去・安保条約廃棄をめざす全国統一行動
3 全農林勤評反対闘争、二〇日間の実力行使で勤評を事実上棚上げし闘争を解除
7 山口県民間労組連絡会議結成
8 第八回参議院議員選挙、社会党が八議席減、公明・民社・共産の各党は増加
10 三派全学連が中核と反帝とに分裂、14日中核、19日反帝、また11日革マルの各全学連大会を開催、25日全学連大会、15日構造改革派代表者会議
11 合化労連第三九回定期大会（～13日）新運動方針を決定
12 パイロット労組（化学同盟）に従業員大半の首切り合理化計画提示
13 郵政省、全逓の春闘にたいし一七八人の第三次処分
14 全日農・食管連・総評・公務員共闘主催、総合予算打破・食管制度堅持労農総決起大会
15 全駐労第二三回定期大会（～14日）運動方針を決定、年間スト権を確立
16 北電労から総評系組合員が脱退し全北電労組の結成決める
17 福岡県教委、県高教組の校長着任拒否闘争にたいする処分発表
18 全印総連第一六回定期大会（～15日）運動方針を決定
19 炭労第五五回定期大会（～17日）春闘総括と国有化闘争方針
20 国鉄労組第二九回定期大会（～19日）反合理化、軍事輸送拒否など運動方針を決定
22 全電波第二一回定期大会（～18日）
23 東京地裁、老齢福祉年金の夫婦受給制限は違憲と判決
24 金融共闘第九次統一行動、外銀連統一ストなど実施
25 全労働第一一回定期大会（～19日）
26 総評主婦の会第九回定期大会（～18日）
右派が独占
紙パ労連第四二回定期大会（～25日）運動方針を決定
公務員共闘第五次統一行動集会
日高教賃上げ中央行動（～24日）
全医労第二二回定期大会（～25日）運動方針を決定
全繊同盟統一賃闘、綿紡がまず妥結、1日までに各部会も妥結
都市交通第二六回定期大会（～24日）運動方針を決定
政労協第一九回定期大会（～25日）役員選で紛糾、9月臨時大会に持越し
全電線第二二回定期大会（～26日）運動方針を決定
社会党中執委、党再建策第一次草案をまとめる
私鉄総連第三二回定期大会（～27日）運動方針を決定、交通政策要求スト権を確立
全石油第二二回定期大会（～27日）国際石油化学労連に加盟
全司法第二四回定期大会（～28日）全司法労働組合と改称
大阪高裁、吹田事件の騒乱罪を否定、威力業務妨害罪と判決
全機金第一九回定期大会（～27日）運動方針を決定

総評第36回定期大会

27 同盟全紙パ第三回大会（～28日）
新教職員組合連合（新教組）結成大会（～28日）同盟指向
日林労第一〇回定期大会（～29日）

28 民社党第八回中央委、衆院選をめざす党活動の体制強化決める
全林野第一九回定期大会（～31日）運動方針を決定
全北海道電力労組（全北電）結成、全道労協―総評を指向
池田創価学会会長、新労組づくりについて、名称を日本民主労働協議会（民労）とし、経済重点主義など五原則を明示

29 北富士演習場全面返還関東集会
国際運輸労連第二九回大会（～3日、ヴィスバーデン）
新聞労連第三一回定期大会（～31日）四項目統一スト権を確立
全化同盟第一七回定期大会（～31日）国際化学一般労連への再加入を確認

30 共産党第七回中央委総会（～31日）、参院選の結果と当面の方針を採択
全日自労、失対打切り反対大行動で半日スト、職安すわりこみ
全農林第一一回定期大会（～2日）離籍専従体制確立方針
中央職業訓練審議会、今後の職業訓練制度のあり方を答申
北海道・北炭平和鉱で坑内火災、労働者三一名死亡

31 総評民間単産会議、地方民間労組の結集など方針決める
日教連第三回定期大会
日本医労協第一四回定期大会（～2日）

8月

1 公務員共闘第五次統一行動中央行動（～2日）
総評全国一般第一六回定期大会（～2日）全木労との統一決議
第五九臨時国会召集

3 社会党都道府県代表者会議、党改革第一次草案を討議（～2日）
原水協、第一四回原水爆禁止世界大会（～5日）
ソ連、チェコおよび東欧四ヵ国首脳会談、共同宣言を発表

4 第一二回部落解放全国青年集会
全電通第二一回定期大会（～9日）第二次長期運動方針案骨子と年次運動方針を決定

5 新化学第一八回定期大会（～6日）運動方針を決定、来賓の宮武合化労連委員長が国際石油化学労連日本連絡協議会を提唱

6 原水禁国民会議、被爆二三周年原水爆禁止世界大会（～6日、広島）、7日長崎大会、15日沖縄大会

8 全印刷第三三回定期大会（～9日）運動方針を決定
三井三池鉱で落盤、七人死傷、労組ただちに抗議闘争にたつ
全国セメント第二三回定期大会（～10日）運動方針を決定

9 民放労連第二五回定期大会（～11日）運動方針を決定、放送法改悪反対など三スト権を確立
全財務第一六回定期大会（～11日）運動方針を決定
自動車労協と自動車工業会、初の労使懇談会、産業政策を中心に話合い
大阪高検、吹田事件二審判決について上告せずと決定

10 全倉運第二一回定期大会（～10日）運動方針を決定
経済企画庁、昭和四二年度国民総生産は資本主義国二位の西独と比肩と発表

12 第五九臨時国会閉会
総評第三六回定期大会（～16日）運動方針、秋季年末闘争方針、

13 沖縄三大選挙闘争方針を決定
合化労連、太田委員長が総評副議長に立候補しないことを決定
14 山本社会党書記長辞任
16 人事院、一般公務員給与八%、平均三九七三円引上げを勧告
17 第一四回日本母親大会(〜18日)
19 鉄鋼労連第三九回定期大会(〜22日)運動方針を決定
動労臨時中央委、五万人合理化反対で第六〜八次統一行動設定
20 全商工第三二期定期大会(〜22日)五課題達成方針を決定
全鉱第五五回定期大会(〜23日)運動方針を決定、五項目についてスト権を確立
炭労、国有化闘争推進の中央行動を開始
公務員共闘幹事会、10・8一時間ストなど秋季年末闘争方針を決定
21 労働問題研究会第一回会合、総評・同盟・中立労連・新産別の有力一〇単産書記長ら出席
ソ連・東欧五カ国軍隊、チェコに侵入、全土を占領
全生保第二六回定期大会(〜22日)運動方針、内外統合方針を決定
全国運輸第一三回定期評議員会(〜22日)全ト労連との組織統合を決め、11月結成新組織の規約・綱領を決定
22 社会党中執委、党本部機構改革案を了承
全金同盟第一八回全国大会(〜24日)運動方針を決定
24 日建協第二六回定期大会(〜23日)賃上げと時短同一歩調強化
自治労第一七回定期大会(〜27日)運動方針、秋闘方針を決定
全建労第二二回定期大会(〜27日)運動方針を決定
全国税第二四回定期大会(〜26日)運動方針、秋季年末闘争方針を決定
25 日本共産党訪朝代表団、金日成らと会談
護憲連合第四回総会(〜26日)運動総括と問題点討議
26 国労・動労・総評、国鉄の10月ダイヤ改正反対の共同声明
全逓第二〇回定期大会(〜30日)運動方針を決定
27 全日自労第三六回定期大会(〜30日)運動方針を決定
電労連第一五回定時大会(〜28日)活動方針を決定
28 全建総連、日雇健保擬制適用打切り反対総決起大会
全国ガス第二四回年次大会(〜29日)運動方針、賃闘基本方向を決定
30 全油鉱第三三回大会(〜29日)
鐘淵化学労組大会(〜28日)合化労連脱退を決定
31 三菱重工労連第三回定期大会(〜30日)単一化と同盟およびIMF・JCへの加盟を12月臨時大会で決めることを承認
政府、人事院勧告の8月実施を閣議決定、公務員共闘が抗議
政府、各省別定員削減計画を閣議決定
総評民間単産会議総会、太田合化委員長の労問研批判から役員選出に至らず

9月

2 国労と動労、10月ダイヤ改正合理化反対第一波順法闘争(〜5日)
全専売第二二回定期大会(〜6日)運動方針を決定
3 ILO第六回アジア地域会議(〜14日、東京)
北炭夕張で崩落、労働者八名死亡

経連臨時総会

日経連臨時総会，

4 総評民間単産会議、原口議長を再選

5 全造船機械第三〇回定期大会（～7日）運動方針を決定

日本大学の占拠学生に東京地裁の強制執行、以後再占拠と学生逮捕をくりかえす（～8日）

6 ゴム労連第四回定期大会（～6日）運動方針など決定

政労協第二〇回臨時大会、持越しの役員選出終わる

総評、官公労働者の労働運動にたいする刑事免責確定最高裁勝利激励集会

7 全相銀連第一九回定期大会（～9日）運動方針など決定

9 炭労、北炭夕張災害に抗議、北炭系六山の二四時間スト決行

国労と動労、第二波順法闘争に突入（～12日）

10 IMF・JC第七回拡大協議委員会、活動方針を決定

全国化労協第七回全体会議、化労協活動の基調を確認

全港湾第二三回定期大会（～12日）運動方針を決定

全日通第二三回定期大会（～13日）運動方針を決定

アルコール専売第一七回定期大会（～12日）

11 公務員共闘第六次全国統一行動

総評社会党員協議会、国会議員選挙候補者は労組出身にとらわれず厳選するとの申合せ

政府、消費者米価を10月から8%値上げと閣議決定

社会党第三一回定期大会（～14日）参院選敗北と執行部総辞職の後を受けた党再建大会も江田書記長実現反対が強く新執行部選出に至らず休会

12 国労三機関区、動労四地本で合理化反対一二時間スト

13 全水道第一〇回定期大会（～15日）運動方針など決定

全国自動車第七回定期大会（～15日）運動方針を決定

16 総評・社保協、第二回高齢者集会（～14日）

18 関経協臨時総会、最近の労働情勢について意思統一

綿紡労使会議設置

19 日教組第三五回臨時大会（～19日）10・8一時間ストを決定

全自運第二六回定期大会（～20日）運動方針を決定

20 同盟執行評議会、労問研にたいする三役会議の見解を了承

日高教一三県派第二八回臨時大会（～20日）秋季年末闘争方針を決定

日高教一五県派第二八回臨時大会（～20日）秋季年末闘争方針を決定

全損保第二五回定期大会（～20日）運動方針、春闘総括

王子系製紙三社合併延期、王子新労は遺憾と声明

国労二八拠点、動労三四拠点ストに突入、機関助士廃止問題の取扱いで労使合意、スト中止

損保労連第三回全国大会、運動方針を決定

21 日電工連合会第二回定期大会（～21日）

22 基地を市民にとり返す運動の全国交流会

24 社青同第八回定期大会（～23日）

東京反戦青年委、立川で集会を開く、基地すわりこみをはかった学生ら一九三人逮捕

総評第一回評議員会、10・21国際反戦統一行動などを協議

中立労連、来春闘共闘について

公務員共闘10.8スト

同盟と新産別に参加を要請

物価、賃金・所得、生産性研究会（熊谷委員会）報告書「物価安定と所得政策」発表

25 総評秋闘第一次・公務員共闘第七次統一行動、全国三二〇カ所二五〇万人が参加、決起集会

地銀連第一五回全国大会（〜27日）運動方針、賃上げ要求決定

26 食品労連第四回定期大会（〜28日）運動方針を決定

東京地裁、海員リコール運動の堀次氏の権利停止無効確認請求に棄却を判決、海員側勝訴

27 電報電話料金値上げ反対中央共闘会議結成

政府、五現業についても削減計画を閣議決定

28 出版労協第一七回定期大会（〜29日）反合理化など諸闘争方針を決定

30 全国金属第二二回全国大会（〜3日）運動方針を決定、最賃等と反戦の二つの統一スト権確立

都市交通第二七回臨時大会、10・8に時限スト指令

10月

1 総評、六九春闘における共闘組織について同盟に申入れ

3 同盟執行評議会、総評の共闘申入れを拒否

4 総評単産委員長会議、所得政策研究会の設置など決定

5 市民団体の10月反戦行動委員会発足

7 社会党第三一回定期大会続開大会、新執行部に成田委員長、江田書記長らを選出

8 東京都議会、水道財政再建計画案を否決

11 全官公第一〇回定期大会、運動方針を決定

12 日放労第四八回定期大会（〜9日）今年度活動目標、放送法改悪阻止特別闘争方針など決定

14 公務員共闘、10・8スト突入声明書を政府に手交、官房長官は警告談話を発表

16 電機産業労使懇談会初会合

17 公務員共闘、人事院勧告の完全実施などを要求して早朝一時間スト、日教組・自治労・都市交通など一一単産一二五万人参加

18 中立労連拡大全体会議、当面の活動方針を決定、新役員選出は持越し

19 反代々木系全学連学生三五〇〇人、国電新宿駅にデモ、ダイヤ混乱し一四四人逮捕

20 六九年春闘共闘委発足

21 全駐労と沖縄全軍労の共闘会議正式発足

社会党・総評など、安保条約反対・平和と民主主義を守る全国実行委員会（反安保実行委）準備会発足

全交運第二五回定期委員会（〜15日）活動方針を決定、交通事故をなくす会第五回総会

第三回日ソ労組交流委員会（〜18日）

同盟中央評議会（〜18日）中央賃金闘争委を設置

映演総連第一七回定期大会（〜19日）運動方針を決定

新国労第七回定期大会、連合体の発展的解消、単一組織（鉄労）への移行を決定

全建総連第九回定期大会（〜21日）運動方針を決定

国鉄当局、五万人合理化反対闘争に一万〇七八八人の処分通告

鉄道労働組合（鉄労）結成大会（〜21日）綱領、運動方針決定

三年目をむかえた10・21国際反戦統一行動、一八単産の実力行使、集会など四五六万参加

パリ会談

三三大学六七自治会でスト

反代々木系全学連学生、無届デモなどで逮捕者多数（東京七三四人）、とくに新宿周辺の騒ぎには騒乱罪適用

22 全自交第二四回定期大会（～24日）運動方針など決定

航空機労協第二回協議委員会、活動方針を決定

24 海員第二七回定期大会（～28日）一年間の活動方針を決定

日経連臨時総会、七〇年問題など労働情勢について意思統一

25 自動車労協第四回協議委、産業別労使会議の場を開くなど活動方針を決定

第二次公務員制度審議会、第一次以来一年ぶりに再開

28 最高裁、八海事件の四被告に無罪判決、一七年八ヵ月、七回の裁判を経て確定

総評幹事会、七〇年安保闘争における反代々木系全学連の共闘参加を認めずと確認

29 総評・社保協、医療保険の抜本的改悪に抗議し第一次統一行動

自動車労連第九回定期大会（～31日）むこう二年間の運動方針などを決定

30 公労協第一回拡大共闘委、明春闘の基本的方向を協議

31 新産別第二〇回定期大会（～1日）運動方針を決定

ジョンソン米大統領、テレビ演説で北爆全面停止を発表

11月

1 東大紛争の責任をとり大河内総長辞任、4日加藤総長代行選任

2 日本医労協、看護婦の夜勤制限と増員を要求、日赤病院などで一～四時間スト

全海連第三一回定期大会（～3日）運動方針を決定

護憲連合、憲法改悪反対・平和と民主主義を守る第五回国民大会（～4日）反安保実行委に参加の方針

3 全電力第四回評議員会、全北電の加盟を承認、活動方針を決定

公明党、民労の結成は来年中との方向決める

4 日曜祝日完全休日制獲得横浜港関係労組連絡会議第一波スト

安保破棄中央実行委主催の11・3中央集会、安保破棄、沖縄選挙勝利、ベトナムからの米軍撤退を要求

国民のための電信電話料金制度調査委（高橋委員会）、電電公社の第四次五ヵ年計画案などについての検討結果を報告

5 総評主流一五単産の定例副委員長会議発足

食品共闘連絡会議、仏伊など六ヵ国による第三回国際会議

中央社保協第一二回総会（～7日）統一行動方針を決定

米大統領選挙実施、共和党のニクソン候補が当選

6 総評、政府に対し明年度減税に関する要望を申入れ

人事院、ＩＬＯ八七号条約批准に伴う公務員の在籍専従規則を公布

8 政労協第七次統一行動、一四単組が平均二時間のスト

9 春闘共闘委、一九六九年賃金白書を発表

10 日曜祝日完全休日制獲得で東京・横浜両港の第二波二四時間荷役スト

11 沖縄の主席・立法院選挙、初の公選主席に野党統一候補の屋良朝苗氏当選

12 交通労連第五回定期大会（～13日）運動方針を決定

中立労連全体会議、長谷川議長

イタリアのゼネスト

代行ら新役員を選出
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）結成大会（～13日）
全国運輸と全ト労連を統合
建設会議第八回定期大会（～13日）
江田社会党書記長、労組内に社会党支持委員会を設ける構想を示す
総評大阪地評、反代々木系全学連との統一行動を積極評価
東大の林文学部長、大衆団交で一七〇余時間罐詰め
炭労第五六回臨時大会（～15日）今後の国有化闘争方針を決定
イタリア三大労組の年金制度改善要求統一闘争、一二〇〇万の参加する二四時間ゼネスト
都市交通六大都市時限ストは京都のみ実施、他は中止
春闘共闘委、物価メーデー、全国で八〇万人が参加、集会など
沖縄嘉手納米軍基地でB52戦略爆撃機が墜落、爆発、現地村民大会で抗議
自治労、清掃・給食などの現業スト、一般職並みの賃金体系を要求、一時間から三〇分規模
日本医労協、看護婦スト、賃上げで一時間から四時間
政労協第八次統一行動、一五単組が二時間から半日のスト
社会党、一九七〇年安保条約廃棄をめざす闘争方針を発表
総評、安保条約廃棄のための一九七〇年闘争の要綱まとめる
電労連と電気事業連合会、電力中央労使会設置を発表
ドゴール仏大統領、フランの切下げを拒否、緊縮政策発表
社会党、大学問題解決についての基本的態度を決定
自民党第二一回臨時党大会、佐藤総裁を三選
IMF・JC賃闘連絡会議発足
賃金白書を発表
日本鋼管鶴見造船分会、全造船機械脱退を否決
佐藤改造内閣発足、新労相に原健三郎

12月

私鉄総連中小七五組合、中小私鉄・バス危機突破要求時限スト
沖縄那覇市長選挙、社大党の平良良松候補当選
国労、合理化反対第一波順法闘争（～5日）
総評第二回拡大評議員会（～4日）七〇年闘争方針要綱を了承
部落解放中央国民大行動（～5日）集会、各省交渉
最高裁、旧三井美唄労組役員の公選法違反事件について、組合員の政治活動に対する統制処分は統制権の限界を越えると判決
同盟執行評議会、賃金白書を決定、メーデー近代化推進で確認
公務員共闘スト宣言中央集会
沖縄のB52撤去・原潜阻止県民共闘会議発足
同盟と米AFL＝CIOの第一回定期会合（～11日、ワシントン）共通問題で意見交換
公制審、在籍専従制限規定施行を了承
公務員共闘第一〇次統一行動（～12日）対政府交渉中央動員
中立労連、反安保実行委への参加を決定
国労・動労、第二波順法闘争に突入（～14日）
第六〇臨時国会召集
総評、税金対策委を設置、「税金酷書」の作成に着手
イタリアで二四時間ゼネスト、二〇〇万人が参加
全駐労、離職手当最高三二万円

東大七学部集会

回答で16日のスト中止
日放労第四九回臨時大会、長崎分会の組織問題、ベア闘争方針
食管連など、食管制度改悪を阻止するための一〇〇万人大行動
福岡県教委、10・8ストにたいし二万人近い処分を発表

14 全日農第一一回定期大会（～15日）運動方針を決定
いのちを守る沖縄県民共闘会議B52撤去要求総決起大会

15 昭和四三年労働組合基本調査結果発表、民間で総評と同盟の差さらに拡大
同盟系の自治労連全国準備会結成総会

16 炭労、石炭鉱業審業会の第四次答申（13日）に抗議、四六山で一斉坑底すわりこみ
鉄鋼労連中央委（～17日）反安保実行委への参加見合せ

17 米AFL＝CIO、全米自動車労組の国際自由労連加盟承認を不満とし、自由労連への組合費不納入の態度を再確認
公務員共闘、勧告実施期一ヵ月繰上げの収拾案を検討、18日の第二波統一ストを中止
三菱重工労連第四回臨時大会（～18日）単一移行を決定、新発足、同盟とIMF・JCへ加盟

18 総評失業反対共闘会議、失業保険改悪粉砕中央統一行動（～19日）
国労合理化反対四時間スト突入を前に話合いつき年末闘争集約
東交労組と都教組、時限スト
米原潜プランジャー号佐世保入港、抗議デモ

19 沖縄県労協臨時大会、B52撤去などを要求するゼネストを1月中旬以降に延期
新産別拡大中央委（～21日）四四年度賃闘方針を決定

20 全炭鉱第一七回臨時大会（～20日）石炭答申案にたいする態度と行動計画を決定
社会党・総評など、安保条約反対・平和と民主主義を守る全国実行委員会(反安保全国実行委)結成大会、運動方針、組織方針当面の活動計画などを決定
松下電器労組中央委、労使合同の長期賃金計画委の答申を了承

21 第六〇臨時国会閉会、給与法は7月実施に修正成立、総定員法は廃案
上智大に機動隊出動、共闘会議学生を排除、六ヵ月間臨時休校

23 日米安全保障協議委、米側が基地施設のうち五〇ヵ所整理案を示す

24 横浜港船内荷役関係労組の休日完全実施闘争、日曜日の月二回定休で妥結
家内労働審議会、家内労働法の制定について答申

25 最高裁、千代田丸事件に解雇無効の判決、全電通本社支部勝訴
石炭鉱業審議会、石炭政策答申を可決、炭労は対決を声明
最高裁、五五歳定年制無効訴訟に上告棄却を判決

26 炭労、石炭答申に抗議、国有化を要求、大手二四時間スト

27 東京放送労組、二年間未払いの時間外手当支払いを要求、一一五時間の全面ストに突入
第六一通常国会召集

1969年

1月

5 九大に墜落した米軍機、何者かに引き降さる

6 沖縄・いのちを守る県民共闘会議、2・4ゼネストを決定

8 炭労国有化要求闘争、炭坑夫の退職届三万〇八九八通を政府に手渡し総下山の決意を表明

9 東大紛争に機動隊出動、学生を排除

10 政府、八項目の石炭政策大綱を閣議決定、炭労は抗議スト指令

11 秩父宮ラグビー場で東大七学部集会開催

12 沖縄県民政府、新総合労働布令を公布、スト禁止を明文化、このため労組の態度硬化、2・4ゼネスト必至の状況となる

13 沖縄全軍労臨時大会、2・4ゼネストのスト権を確立

14 民放労連第二六回臨時大会（～14日）春闘方針を決定、賃上げなど六つのスト権を確立

15 総評幹事会、2・4沖縄ゼネスト支援の連帯共闘方針を決定

17 炭労、石炭政策大綱の閣議決定に抗議、大手二四時間スト

18 新産別、反安保実行委への参加正式決定を見送る

20 東京放送労組、三度目のスト

21 交運共闘など、交通運賃値上げ反対中央共闘会議発足

22 横須賀で米原潜プランジャー号入港抗議、両実行委とも集会

23 総評の堀井議長ら、米大使館に総合労働布令撤回要求、ゼネスト弾圧抗議を申入れ

24 同盟、2・4沖縄ゼネストに休業による意思表示で参加決定

25 生産性本部、産業別労使会議の設置提唱を決定

27 全国基地連など、基地撤去を要求する全国集会（～19日）

28 東大紛争に機動隊八五〇〇人出動、二日がかりで安田講堂などの封鎖を解除（19日）

昭和四四年度重点政策、活動方針を決定、民労結成準備委の発足を了承

全逓、社会党にたいし、反安保闘争への挙党体制について申入れ

沖縄米民政府、総合労働布令の施行一時延期を発表

自民党第二二回定期大会、川島副総裁を選任、運動方針を採択

IMF・JC賃闘連絡会議、四四年賃金闘争のすすめ方を協議

DILA第五回総会、六九年度活動方針を決定

日放労一〇拠点無期限スト突入

社会党第三二回臨時大会（～26日）七〇年闘争に取り組む六九年度運動方針など決定

日教組第一八次・日高教第一五次合同教研集会（～28日）

総評幹事会、亀甲沖縄県民共闘議長と2・4ゼネストをめぐる情勢について協議

反安保実行委、六九年上半期の運動計画を決定

第六一通常国会再開、施政方針演説

亀甲沖縄県民共闘議長、政府と会談の結果、現地に2・4ゼネ

同盟第5回大会

ト準備指令を発す
国鉄本社、東鉄局三分割案を決定
29 第二回アジア労相会議（～1日、ニューデリー）
春闘共闘委、春闘スケジュールを決定
総評、「税金酷書」を発表
30 屋良琉球政府首席、政府にB52撤去時期取付けに協力を要請
総評青対部など、春闘勝利・沖縄奪還青年婦人労働者中央総決起集会
新聞労連第三二回臨時大会（～31日）春闘方針を決定

2月

1 静岡・高知などで看護婦の夜勤スト始まる、夜勤増員要求
べ平連全国懇談会（～2日）反安保闘争など活動計画を了承
2 沖縄県労協、2・4ゼネスト回避を決定
出版労協第一八回臨時大会、春闘方針を決定
沖縄県民共闘、2・4ゼネスト中止と統一行動実施を決定
3 総評・中立労連、B52即時撤去など統一行動支援のための沖縄労働者との連帯中央総決起大会
4 動労東京地本、東鉄局三分割反対順法闘争に突入（～8日）
沖縄県民共闘、嘉手納基地で集会デモ、五万五〇〇〇人参加
5 日放労、二五八時間に及んだ拠点無期限ストを解除、合理化関連要員移行四条件を獲得
全国市長会が地方公務員定年制実現貫徹決起大会、地公労の阻止交渉は機動隊に阻止さる
6 イタリア全労働者の九割に当たる二〇〇〇万人、政府の年金支給率回答を不満として二四時間ゼネスト
国労東京地本、東鉄局三分割案に反対、全国電・列車のATS闘争を含む順法闘争に突入
7 第四回春闘権利確立討論中央集会（～8日）
社会党、日中友好と国交回復運動当面の活動方針を決定
8 合化労連第四〇回臨時大会（～8日）春闘方針を決定、賃上げ・時短・最賃のスト権確立
全石油第二三回臨時大会（～8日）春闘方針など決定
全鉱足尾銅山労組など三労組、古河鉱業二〇〇人首切りに反対、無期限スト突入
9 第一四回子どもを守る文化会議（～9日）
国労中央委、春闘方針と新賃金要求を決定
10 化学同盟第二三回臨時大会（～10日）賃金要求、春闘方針決定
炭労第五七回臨時大会（～11日）当面の国有化闘争と賃金闘争の方針を決定
国労東京地本の東鉄局三分割反対の交渉で話合いつき時限スト中止
11 IMF・JC第一一回協議委、賃闘方針を決定、賃闘宣言
国際金属労連第一回アジア地域会議（～14日・東京）
戦争準備の思想攻勢に反対する中央集会など八つの反対集会で
12 靖国神社国営化反対決議
総評第三回拡大評議員会、沖縄2・4ゼネスト回避に批判集中
イタリアで再び年金ゼネスト、13日解決
13 全国金属第二三回臨時大会（～14日）春闘統一スト権を確立
紙パ労連第四三回臨時大会（～14日）春闘産業別スト権を確立
東交労組、一般都職員並み賃上げを要求、時限スト

沖縄県民総決起大会

14 労働省、家内労働法案要綱をまとめる
民社党第一一回定期大会（～15日）運動方針を決定、新書記長に佐々木良作
総評主婦の会、第五回内職大会（～15日）
京大で学生同士が衝突、二〇〇人のけが人を出す
15 社会党、佐藤内閣打倒・衆院解散の闘争指令
16 第五回出稼者大会
19 静岡県労働問題研究会結成
中央大学全学封鎖二ヵ月ぶり解除、21日再占拠学生と機動隊が衝突
20 国労、3月実施合理化に反対して順法闘争に突入
化学同盟京都・関西両地本、労災補償五〇〇万円統一要求で半日スト
東京同盟、中央統一メーデー参加方針を決定
21 米AFL＝CIO会長、国際自由労連脱退を発表
一般同盟第四回定期大会（～22日）運動方針を決定
22 京都労働組合主義協議会発足
23 三千万春闘勝利・物価値上げ反対・減税要求総決起大会＝物価メーデー、全国三五二ヵ所に一〇〇万人参加、春闘第一次統一行動に突入
琉球政府、新総合労働布令の全面撤回要求決める
24 春闘第一次統一行動一万人動員、一週間にわたる対政府要求や国会請願デモ
国労東京地本、東鉄局三分割反対順法闘争に突入
25 総評、新総合労働布令にたいする見解を沖縄米民政府に送付
全繊同盟第二四回定期大会（～27日）運動方針を決定
26 国労、3月合理化と東鉄局三分割問題交渉で継続協議を確認、2・26時限ストと順法闘争中止
自治労第一八回臨時大会（～27日）定年制反対、第一〇次賃闘などの諸方針を決定
27 日高教一三県派第二九回特別大会（～27日）春闘方針を決定
炭労組合員二〇〇〇名、石炭政策に反対して通産省にすわりこみ
28 全日農、自由米制度粉砕・農業危機突破全国農民総決起大会
政労協第二一回臨時大会、春闘など当面する運動方針を決定
沖縄米民政府、総合労働布令撤回は不可能との強い態度示す
核安保粉砕・沖縄奪還・ベトナム反戦・被爆者救援3・1ビキニ全国集会
中央職業安定審議会、失業保険法改正案を答申
共産党第九回中央委総会（～1日）、総選挙、青年運動等の対策を決定

3月

1 国労東京地本、東鉄局三分割反対半日スト回避
炭労、閉山反対・国有化要求二四時スト
2 石川県高教組、日高教一五県派を脱退
中ソ東部国境ウスリー川付近で両国軍隊が衝突
部落解放同盟第二四回全国大会（～4日）運動方針を決定
3 電力中央労使会第一回会合
5 同盟、賃金闘争宣言を発す
6 鉄鋼労連第四〇回臨時大会（～7日）春闘方針を決定
7 社会党・総評の減税闘争連絡会議発足
中央教育審議会、学園における

国労運賃値上げ阻止スト

8 学生の地位についての中間報告草案をまとめ公表
日建協第二七回定期大会（～9日）賃上げ満額獲得決議
10 全鉱第五六回臨時大会（～11日）春闘方針を決定
公務員共闘、第一〇次賃闘方針を決定
東京高裁、東京12チャンネル労組指名解雇者の地位保全仮処分について組合側勝訴の判決
11 地公労春闘勝利総決起大会
13 総評第三七回臨時大会（～14日）六九春闘と七〇年安保闘争態勢について決定
14 杵島炭鉱、正式に閉山を提案
15 都市交通、昨年分賃上げをめぐる統一スト、横浜・大阪のみ、他は中止
港湾関係労働組合春闘連絡会議結成大会
16 放送法改悪阻止国民会議、請願書二九万余通を両院議長に提出
安保破棄中央実行委、3・16統一行動、全国四六ヵ所で集会
17 東京国電各駅の運賃値上げ反対乗客集会、機動隊に排除さる
18 国労、国鉄運賃値上げ法案成立阻止で国電の三時間スト実施
20 公務員共闘、統一要求書を提出
第一〇次賃闘にはいる
22 日経連、前田専務理事の辞任を承認
全駐労本年度第一回臨時大会、特別給付金闘争の中間総括、全軍労との共闘方針を決定
第一四回働く婦人の中央集会（～24日）
23 沖縄復帰協定期総会、新運動方針を決定
反安保実行委第二次統一行動、一二ヵ所でブロック集会
24 国公共闘、総定員法粉砕中央行動（～25日）
25 資源労連第五回定期大会（～26日）運動方針を決定
全自運第二七回臨時大会、春闘スト権を確立
26 映演共闘結成総会、春闘方針を決定
民学同大会、27日全学連社学同、同革マル、28日同中核派大会
27 IMF・JC賃闘勝利の集い
農村労連第五回定期大会（～28日）運動方針を決定
28 春闘共闘第二次統一行動、一九、単産がスト
衆院本会議、議長職権で国鉄運賃値上げ法案を可決
30 鳥取銀行従組、地銀連脱退の賛成過半数を得られず
31 海員争議、外航も決裂

4月

1 日教組、全国大学教職員組合を結成、中央交渉権の確立をねらう中国共産党第九回全国代表大会（～24日、北京）
2 最高裁、都教組勤評事件に無罪、安保6・4事件に有罪を判決
4 雄別茂尻鉱ガス爆発一八人死亡
春闘民間組合統一スト
国労臨時中央委、4・17三時間スト方針
5 全繊同盟統一時短闘争に中労委あっせん案、休日増で解決
8 春闘民間四単産統一スト
同盟賃闘中央総決起集会
都市交通第二八回臨時大会、4・17ストを決定
9 国労千葉地本幹部六人、スト時の電車運行妨害で逮捕さる
衆院内閣委、総定員法案を強行採決
交運共闘・公労協、4・17統一スト宣言を発表
国鉄EL・DL安全調査委、一人乗務を最終結論として報告

4・2最高裁判決

10 関経協第二四回定時総会
海員内航、四三港の一〇日間第一波停船ストに突入
鉄鋼労連の統一スト権批准、四年連続不成立

11 全国電力関連産業労働組合協議会（全国電労協）結成大会

12 海員内航、新回答を了承、13日正午でスト中止、16日以降一般投票を決める

14 国鉄、国労の3・18ストにたいする一七九八人の処分を通告
海員外航、新回答を拒否
鉄鋼大手五社、五三〇〇円回答

15 炭労、第四次石炭政策反対・国有化要求中央動員（～16日）
IMF・JC賃闘連絡会議、鉄鋼回答乗越えを確認

17 春闘4・17統一スト、交運共闘を中心に四八単産二九七万人が参加、春闘史上最大の規模

18 総評青年対策特別委、反戦青年委の取扱いを協議

20 反戦青年委など、沖縄奪還・七〇年安保粉砕全国青年労働者・学生総決起集会

21 文部省、国公私立大学長に、大学内における正常な秩序の維持について次官通達

22 公労協、5月2日全日スト決定
全鉱、重点部門無期限スト突入
日本医労協第二波実力行使、増員・夜勤制限など要求スト

23 国労、賃上げと合理化反対で貨物中心の拠点順法闘争にはいる
電機労連二六労組、二〇～四八時間ストに突入
全日通、通運部門二四時間スト
杵島炭鉱労組、会社側の閉山通告の受諾を決定
東京地裁、松川事件元被告の損害請求にたいし、慰謝料七六二六万円の支払を国に命ず
日経連第二二回定時総会、新段階に処する経営者の態度を決議

24 私鉄総連大手八社二四時間スト
全日通二四時間全面スト
全逓二一拠点半日スト
全自交半日スト

25 4・28行動沖縄県民代表団三三〇人東京着、国会にデモ
同盟、民社党と安保国民会議を発足させることを決定
海員内航正式妥結、本調印
動労第二一回臨時大会（～26日）
EL・DL機関助士廃止反対闘争方針を決定
炭労大手六社、賃上げ四八時間ストに突入後二時間で妥結

26 全日通、無期限ストに突入
私鉄総連大手一一社、時間切れスト突入後一〇社は中止、西鉄のみスト続行

27 4・28沖縄デーの社共一日共闘正式決定

28 沖縄連（社）・沖実委（共）・沖縄復帰協共催、沖縄の即時無条件全面返還・安保条約廃棄を要求する中央大会、また那覇の二〇万人集会など全国で集会
統一集会参加を拒否された学生が銀座周辺で騒ぎを起こし、国鉄線路占拠などで九六七人逮捕

30 全日通争議妥結、スト中止
国労第二次順法闘争（～2日）
私鉄総連中小一六四組合ストに突入、西鉄は突入後妥結
中教審、当面する大学教育の課題に対応する方策を答申

5月

1 第四〇回メーデー、全国一〇七六ヵ所に六九〇万人参加、中央は五三万人

2 公労委、八%プラス一〇〇〇円の統一見解示すも労使の同意得られず仲裁移行を決定
公労協各組合、公労委の見解を

3 不満とするも進展望めずとスト中止を指令
海員外航第一波スト（～9日）四〇港で一週間を打抜き二〇二隻が停船
私鉄総連中小組合第二波二四時間ストに七二組合が突入
池田創価学会会長、新学生組織の結成を示唆

6 政府・自民党、今国会での大学臨時立法の方針決める

7 私鉄総連中小第三波二四時間スト、二八組合参加
社会・民社・公明三党書記長会談、衆院解散実現で申合せ

8 社共両党も衆院解散共闘で申合せ

9 衆院地方行政委で、自民党が地公法改正案（定年制）強行可決

10 海員外航、四二港で第二波一週間ストに突入
郵政省、全逓組合員六九六二人を春闘処分

12 国鉄当局、EL・DL機関助士廃止を6月から段階的に実施すると提案
全逓福岡地本、福岡中郵で自動読取り区分機設置に反対すわりこみ機動隊に排除さる

13 海員外航争議妥結、スト中止
公労委、新賃金について仲裁裁定書を交付、八%プラス一〇〇〇円

14 慶応病院看護婦の夜勤制限実力行使で入院受入れストップ

15 政労協第三波統一スト、大部分が回避
日本医労協など、健保特例法延長反対で決起集会

16 炭労、退職金引上げ要求スト中止
国家公務員の総定員法案、参院で可決、成立

19 市銀連第一四回大会（～20日）
反安保実行委、第三次全国統一行動、中央大集会など

21 同盟、米AFL＝CIO代表と懇談会

23 春闘共闘委・中央社保協、春闘第三次統一行動として健保特例法延長阻止などで中央決起集会
日本医労協第四次統一行動第三波スト、四〇単組参加
公務員共闘第四次全国統一行動
自治労、定年制法案反対で三〇分から一時間のスト
動労、EL・DL助士廃止反対スト戦術を発表

24 同盟執行評議会、賃闘を総括
政府、公労委仲裁裁定実施を閣議決定
全食品同盟第二三回定期大会（～24日）運動方針を決定

25 大学立法の動きに反発、各地で学生が行動を展開
自民党、野党三党欠席のまま国会会期延長を議決

26 春闘共闘委、春闘総括会議
岡山県労働問題研究会発足

27 動労、EL・DL助士廃止反対
順法闘争に突入（～30日）
沖縄全軍労臨時大会、解雇反対など当面の闘争方針を決定

28 IMF・JC賃闘連絡会議、今次賃闘の総括
国公共闘第九回評議員会、賃金闘争の諸行動について決定
総評、一九六九年度運動方針案をまとめる、反安保と人間性の回復を柱に
全炭鉱第一八回定期大会（～30日）運動方針案を決定
動労、機関助士廃止反対の順法闘争に突入

29 慶応病院看護婦、全病棟の二四時間スト
総評第五回拡大評議員会、国鉄

反合闘争支援など当面の闘争方針を決定

30 電電公社、4・17ストにたいする一六三〇人の処分を発表

同盟第一八回中央評議会（～31日）七〇年問題など当面の活動方針を決定

31 動労、各機関区で半日スト、深夜の団交で一応タナ上げして今後協議するとの了解点に達し31日以降のストは中止

日高教一三県派第三〇回定期大会（～2日）運動方針を決定

電機労連第一七回定期大会（～3日）春闘総括と運動方針決定

6月

2 造船総連第一九回定期大会（～5日）運動方針を決定

全逓第二一回定期大会（～6日）郵政長期合理化と対決する新運動方針を決定

日教組・都労連など、大学弾圧法案粉砕総決起集会

3 商業労連結成準備委員会全国代表者会議（～4日）

全日農、米価要求貫徹・自主流通米粉砕全国農民総決起大会

4 ILO第五三回総会開会

5 沖縄全軍労、賃上げと解雇反対で二四時間スト、基地のピケを武装米兵が銃剣で排除、安里社大党委員長らけがを負う

世界共産党会議、七五党が参加九年ぶりに開く（～17日、モスクワ）

7 総評・中立労連、沖縄全軍労への武力弾圧に抗議、米大使館へ押しかける

8 アスパック（アジア太平洋協議会関係会議）粉砕全国総決起集会(伊東)、学生ら機動隊と衝突（～9日）

全印総連第一七回定期大会（～10日）運動方針を決定

9 米・南ベトナム両国大統領のミッドウェー会談で米軍二万五〇〇〇人の引揚げを発表

総評幹事会、安保廃棄と沖縄返還を要求する闘争方針をまとめる

10 全郵政第五回定期大会(～11日)運動方針を決定

総評・日教組など、大学弾圧法案に反対する国民連合結成準備会を発足さす

政府、生産者米価と消費者米価の据置きを閣議決定

経済企画庁、国民総生産は資本主義国第二位と発表、一人当り国民所得は二〇位程度

12 南ベトナムに臨時革命政府樹立と発表

13 塩路同盟副会長、ILO理事に当選

14 全逓の時短・反合理化交渉決裂

総評第六回拡大評議員会、新運動方針案など討議

15 国鉄当局、動労の機関助士廃止反対闘争にたいし免職四人、解雇二五人の処分を通告

動労、大量処分に抗議、順法闘争に突入（～17日）

化学同盟第二四回定期大会（～17日）運動方針を決定

日高教一四県派第二七回定期大会（～16日）運動方針を決定

成田社会党委員長、反戦青年委の育成強化は党の方針と、総評に反論

16 べ平連など、6・15統一行動でデモ

フランス大統領にポンピドー前首相が当選

新産別第五一回中央委(～18日)賃闘の総括、今後の運動のすすめ方を討議

全逓、時短と合理化反対で超勤

拒否闘争に突入

日教組第三六回定期大会（～20日）運動方針を決定

沖縄で全軍労武力弾圧に抗議する県民大会

17 三池労組書記長らすわりこみ労組員二一名、機動隊に逮捕される

18 札幌高裁、白鳥事件の再審請求にたいし棄却を決定

ＩＬＯ創立五〇周年記念式典

19 電通共闘第九回定期評議員会（～20日）、運動方針を決定

総評、社会党にたいし「反戦青年委員会に関する質問とわれわれの態度」を提出

20 動力車労組第二二回定期大会（～24日）運動方針、機関助士廃止反対闘争の総括と今後の方針などを決定

21 郵政省、全逓の春闘ストにたいし四四一人の処分を発表

22 名古屋中郵で郵便番号自動読取り区分機強行搬入

23 国鉄労組第三〇回定期大会（～27日）運動方針を決定

24 反安保全国実行委第四次統一行動、6・23中央大集会

26 札幌高裁、猿払事件にたいし旭川地裁の無罪判決を支持、控訴棄却

28 日本医労協第一五回定期大会（～28日）運動方針を決定

29 社会党、総評の反戦青年委にかんする質問書に回答、左翼急進主義グループとの共闘は否定したが、反戦青年委育成の方向変わらず

30 文部省、7月10日の日教組統一ストにたいし、参加者は処分するとの通達を発す

東京の各郵便局でも自動読取り区分機阻止ピケ破られ強行搬入

出版労協第一九回臨時大会、実力議事妨害で流会

総評幹事会、社会党の反戦青年委にかんする回答を不満としながらも論争中止と労組青年部への指導性強化を申合せ

公制審総会、自衛官を含む防衛庁職員などの団結権について審議

序章

この時期の概観

1 「労働力不足」下の雇用状況と労働政策の重点

農林業を除く日本の労働者総数は一九六七年に三〇〇〇万人をこえたが、一九六八年にはさらに八九万人増加して三一四八万人となった。全就業者の中に占める労働者（農林業労働者を含む）の比重もいちじるしく高まり、一九六〇年の五三％から六八年には六三％を占めるにいたった。もっとも、常用労働者雇用指数の対前年増加率は六八年には六七年の三・一％を上回って三・三％を示したが、五九―六一年の時期に比べると雇用の急増は一段落し、増勢は鈍化して漸増状態になっている。産業部門別にみると、六八年に雇用増加率が最高であったのは建設業であり、この部門では五年前に比べて五四％増という大幅な雇用増加がみられる。建設業についで雇用増加率の高いのは、五年前に比べて三八％増の輸送用機器および電気機器工業であって、一般に金属・機械工業部門の雇用増加は最近かなり大幅であるといえる。これに反して、炭鉱をはじめとする鉱業では六八年の一年間に一〇・四％に及ぶ雇用の著減がみられ、五年前に比べると三一％の減少となった。産業別にみた労働者の構成上の変化においては、六八年には製造業・商業・サービス部門などの割合が増加し、やや長期的にみると商業と建設業の割合が目立って高くなっている。また企業規模別にみると、大企業への雇用が増大しており、最近製造業を中心に大企業労働者の割合が高まる傾向にある。しかし全体としては依然として五〇〇人未満の中小企業労働者が六一％を占め、零細企業労働者も全体の約三分の一を占めている。なお、臨時・日雇労働者が建設業・商業・製造業を中心に最近増加している。なかでも女子労働者の就職が目立ち、女子のパートタイマーはすでに企業の平常労働力の一部になっている。また臨時工が自動車・電動機部門などで最近ふたたびその割合を増大させていることが注目

される。

次に、農家と農林業以外の産業諸部門とのあいだの労働力の移動関係をみると、一九六八年中に農家の世帯員で他の産業部門へ就職（六ヵ月以上）した者は七九万人、逆に他産業から還流した者は二二万人（うち農業就業者は一二万人）で、差引き農家からの流出超過は五八万人であった。この農家世帯員の純減少数は六四年以来少なくなりつつあり、農家からの労働力の流出はいくぶん鈍化している。流出した農家世帯員の就職先は六六年以降おもに製造業であり、なかでも重化学工業への就職が増加している。就職者の大半は新規学卒者であるが、婦人の家事従事者や未就業者の就職も増加している。六九年三月に中学以上を卒業した農家子弟のうち自家農業の就業者はわずか三・九％（四万八〇〇〇人）にすぎない。他産業に就職した者の就職先は、中卒男子の半ば近くが製造業ことに重化学工事と建設業、中卒女子の多くは繊維工業とサービス業、高卒男子は建設業と運輸通信業から重化学工業と商業へ重点を移しつつあり、高卒女子の多くは製造業・商業・サービス業へ就職し、全体としては中小企業が多いが製造業では大企業への就職が増加しており、ことに高卒男子の過半数は大企業へ就職している。農家からの出かせぎは六四年以来減少傾向にあり、圧倒的多数は東北および北陸の水稲単作地帯の世帯主あるいはあとつぎで、低賃金で建設業や食品工業へ行く者が多く、出身農家は中上層農家へもひろがっている。農家の兼業化率は八〇％に近く、とくに実質的にはプロレタリア家族というべき農業を片手間にする第二種兼業農家が増加しつづけてすでに全農家の半数近くになっている。数からいうと全農家平均一戸当り一人以上の兼業従事者がおり、そのうち八〇％近くが恒常的な賃労働従事者である。五五年以来急減しつつある農家人口と農業従事者の数は、速度はやや鈍化したとはいえなお減少をつづけており、総人口に対する農家人口の割合は二八％、総就業人口に対する農業就業者は二一％で、基幹的農業従事者数は減少しているのみでなく老齢化と女性化が顕著である。

一九六八年における新規学卒者の就職状況は、中学卒就職者数が大幅に減少して六三年当時の約半数になり、これに対

して高校卒就職者が増加して中卒就職者の二倍以上となり、新規学卒労働力の中心となった。高卒も中卒も大企業への入職割合が高まっている。比重は低下しているとはいえ高卒者の三分の一以上が製造業に就職しているが、高卒者のうち直接生産部門で技能労働者として働く者の割合が最近高くなり（六八年は四五％）、高卒者の現場作業労働者としての使用が広まっていること、またいったん就職した新規学卒者が短期で離職して企業間移動をくり返す動きが拡大し、中卒者では就職後一年以内に二〇％以上が、三年以内に五二・五％と半分以上が離職していることなどが注目される。一般的に労働移動は依然として活発であるが、最近やや落着きを示している。地域間移動も一段落した。しかし一方、大企業からの離職が最近ふえており、三〇歳以上の中高年齢層の離職者の割合が増加している。また、短期離職の動きがふたたび増加（一年未満で離職する者が三分の一以上、過半数が二年未満に離職）し、最近は六ヵ月未満で離職する者も増加しており、より小規模の企業への流入が最近ふえている（大中企業から三〇人未満規模企業への流入が三〇％以上）。賃金その他の条件による転職は、若年のみでなく中高年齢層でも目立って増加している。公共職業安定所の職業紹介も六八年に初めて求人数が求職者数を上回り、就職件数も就職率もやや増大しているが、他方では縁故転職が増加して、職安紹介の割合は減少している。

職安の職業紹介における求人倍率（有効求人数の有効求職者に対する倍率）は一九六七年に一・〇倍、すなわち求人数と求職者数がほぼ一致した状態となったが、六八年にはそれが今までとは逆に一・一倍となり、六九年五月と六月には一・二六倍という新記録をつづけている。このことにも反映しているような労働力需要の増大によって、企業の「労働力不足」はひきつづきいちじるしく進行しており、小規模企業ほどその傾向は強い。不足はとくに技能工や販売員であり（不足数が最近多い職種は自動車運転手、機械工、ミシン縫製工、電工、溶接工など。不足率の高い職種はタイル張工、構造物鉄工、ブロック建築工など建築関係の技能工）、一般に熟練工の不足がいちじるしいが、中小企業では技術・研究員の不足も増大している。このような「労働力不足」に対する企業側の対策としては、大企業では経営の「合理化」を基盤にした既存従業員のいっそ

う効率的な使用に重点をおき、中小企業では主に縁故関係を通じて既就業者の中途採用を中心にした労働力の量的な確保に主力を注がなければならない状態である。こうして中小企業にとって労働力不足は経営上の最大のあい路になっている。ひきつづく好況下にもかかわらず企業の倒産は激増しつつあり、倒産件数は一九六五年・六六年には年間六〇〇〇件程度であったものが、六七年には八〇〇〇件をこえ、六八年にはついに一万件をこす著増となったが、倒産は一〇〇人未満の小規模企業ほど多く、資本金五〇〇万円未満が大部分であり、営業五年以内の倒産が過半数を占めている。最近は商業と建設業において著増しているが、倒産した企業のうち完全廃業は約四〇％で、残りの約五〇％は継続していても従業員数は減少している。このような倒産の増大は中小企業の不安定を強めており、また中高年齢層をふくめて短期離職の動きが強まり、離・転職にともなう小・零細企業への流入が増加していることは、労働者の就業の不安定が依然として大きく、むしろ不安定性が強まる方向にあることを示している。

政府・自民党の労働政策も、上述したような雇用状況、とくに「労働力不足」の進展を前にして、「雇用対策法」（六六年七月）、「雇用対策基本計画」（六七年三月）などをへていまや労働力対策が労働政策の中心軸を形成するようになった。一九六八―六九年に新任された労働事務次官が二人とも職業安定局長から昇任し、従来からの伝統であった労政局長の次官昇任という人事異動のルールが破られたことも、そのことと無関係ではないかもしれない。六九年度における労働省の重点施設の基本方向も「総合的雇用政策」の展開を第一においており、労相の第六一国会における所信表明も、労働省関係予算も、そのような方向を主軸にしているとみられる。「労働白書」においても、このような政策を展開する基盤を分析し、あわせて「所得政策」への接近という新しい姿勢を示しつつ、結論として国民経済の長期的成長のための労働力の流動化と職業訓練の拡充を強調している。政府の職業安定行政もこの基本方向に沿って、「労働力不足」対策を基本にし、労働力需給のアンバランスの改善、勤労青少年対策の強化、主要産業への労働力の誘導、職安行政の近代化を六九年度に

おける重要施策の四本の柱にしている。すなわち、「労働力不足」対策の基本は労働力の全面的な有効活用の促進であり、しかもそれを経済成長のための重要産業・重要企業への労働力の優先的な供給を基軸にして、労働力の流動化を促進しつつその過程で職業訓練を拡充することによって企業の需要に応ずるというものであり、さらにこうした労働力の有効な活用は労働者の能力の向上につながり、重要産業・企業への労働力の重点的配置がもたらす経済成長と就業構造の近代化によって、労働者の生活の安定や福祉の向上も可能となるというのが「積極的労働力政策」の基本的な考え方であるといえよう。失業保険制度の「適正化」も失業対策事業の「正常化」も、「積極的雇用政策」の一環として企業の「労働力不足」にこたえて労働力の有効活用をはかるものとして強調されている。

自民党および経営者団体の労働政策としてはまた、労使関係のあり方について、国民経済的見地から「合理的な労使紛争処理」がはかられるような施策を進めるとともに、「七〇年」を前に全面的に政治問題に取り組み反社会的な暴力活動の断固排除を基本とし、とくに最高裁判所の四・二判決に関連して六九年四月の自民党総務会が、「立法府独自の立場で対処すべきことを考えるべきではあるまいか」、「反民主主義的全体主義勢力を利する判決」を出す裁判所の姿勢は慎重に検討を要するとの倉石元労相の発言から、党機関の一つとして「司法制度調査会」の設置を決定したことに注目すべきであり、また、失業保険制度の改正・労働保険の徴収の一元化・家内労働法の制定・労働行政機構の改革などが実現しなかったのは直接的には、「大学運営臨時措置法」の制定が健保特例法と防衛二法につづき政府の最重点政策として法規・慣例を無視した異常な国会運営が強行されたためであったが、この大学立法の強行については、経団連の第三〇回総会（六九年五月）の決議と自民党第二二回大会決議（六九年一月）とがともに文教政策の確立、大学問題の解決を必要不可欠としていたことを銘記すべきであろう。

2　「合理化」のもとでの賃金・労働条件と災害

一九六六―六七年に回復した好景気は六八―六九年にもほぼ順調に持続し、戦後いちばん長くつづいた「岩戸景気」の四二カ月の記録をすでに更新した。産業の生産指数も電機工業を先頭にして上昇傾向を継続しており、六五年を一〇〇とする産業総合指数は六八年に一三八・二となり、うち鉱業だけは横ばいであるが製造業は一六〇・四、公益事業は一三八・二となった。また六九年三月の対前年同月比をとっても、製造業一五%、公益事業一三・五%とそれぞれ上昇し、なかでも電機工業二五・七%、機械工業総合二一%、鉄鋼業一六%、化学工業一五・九%の増を示した。これに対し紙パルプや繊維工業などでは増大率は低く、鉱業のみは縮小した。労働生産性の上昇傾向は生産能力過大による稼働率の若干の停滞のため前年期よりやや鈍化したとはいえ、六五年を一〇〇とする六八年の労働生産性指数は、製造業平均一五〇・五、うち機械一七一・三、鉄鋼一六三・八、化学一五七・四と上昇しており、紙パルプや繊維でも三〇―四〇%の増となっている。六九年三月の対前年同月比でも、たとえば機械工業では二三・三%増と生産指数以上の上昇を示した。

こうして六四―六六年には停滞的であった労働生産性が六七年以後持続的に上昇しているのは、六五年以降強化された「合理化」の結果にほかならない。「国際競争力の強化」を理由とする産業の再編成や企業の体質改善などの基礎とされてきた「合理化」の推進は、昨年以来の「大型合併」を軸とする資本集中運動の展開、石炭鉱業審議会答申にもとづく石炭産業でのスクラップ・アンド・ビルド政策の強化、「財政硬直化」・財源難を理由とする財政政策の推進、「労働力不足」などによって、さらに強化された新しい段階に入りつつある。公共部門や公益事業をも含む産業再編成のもとで、「合理

化」は全社会的規模で進行し、要員の削減・解雇・配転・労働強化・時間延長・組合活動の制限・賃金の「合理化」や切下げなどの具体的形態をとって末端の職場レベルまで浸透している。重化学工業を中心とする大企業では、鉄鋼や化学工業の場合のように要員の削減と配置転換が大規模に進展し、また要員の削減が一時ほどでなくなった電機工業・自動車工業などでは新しい設備や作業方法によってもっぱら労働密度の増大が強化されている。一方、食品工業などの中小企業では、内外大企業の進出による危機のなかで解雇・労働強化・賃金や労働条件や作業環境の切下げや頭打ちが広範に発生しており、「斜陽化」の石炭産業でも同様な「合理化」がいっそう強化されている。また国鉄・郵政・専売事業をはじめ自治体、都市交通など地方公営企業や私鉄などでも、減員・労働強化・労働条件の切下げ・既得権の剝奪や制限などが実施されているばかりでなく、顧客サービスや乗客の安全まで犠牲にされている。

このように「合理化」が強行されているなかで労働者の賃金はどのような動きを見せているであろうか。一九六八年の平均名目賃金を労働省の「毎月勤労統計調査」（企業規模三〇人以上）による現金給与総額の指数でみると、ひきつづく「好況」を反映して対前年比一四・二％増となった。これは六〇年代で最高の上昇率であり、これで統計上名目賃金は六一年いらい八年連続して毎年一〇％以上の上昇をみたことになり、この間ほぼ二倍になっている。「労働力不足」のなかで求人数が初めて求職者数を上回り、新規学卒者の求人倍率は中卒・高卒とも四・四倍と史上最高の記録をつくった。このため初任給の上昇率は男子高卒で一五・八％（前年一〇％）、男子中卒で一五％（前年一〇％）となり、六六―六七年には初任給の上昇率が平均賃金の上昇率を下回っていたのが六八年にはふたたび上回っている。初任給の上昇率を企業規模別にみると、五〇〇人以上の企業がそれ以下の企業を上回り、六五年ころまでみられた逆格差はほとんど姿を消し中小企業と大企業とのあいだの競争関係はうすれ、中高卒の初任給の規模別格差はわずかながら拡大した。初任給の上昇が賃金水準引上げのテコとなる役割はそれほど顕著でなく、むしろ一般求人倍率の上昇がその役割を果たしているといえよう。名目賃

金上昇の一要因をなす春闘での賃上げ率は一三・四％（五二〇四円）で前年を上回ったが、上昇率の高いのは好況産業の電機労連・全国金属・化学同盟などであり、低いのは不況産業の鉄鋼労連・炭労・紙パなどである。名目賃金はこのように大幅に上昇したが、消費者物価が上昇したため労働省の統計によっても実質賃金の上昇は八・五％である。また日本銀行調査による企業の「付加価値構成比」の推移によれば、企業の純利益は増大しているのに人件費の割合はそれほど増大せず、六六―六七年の設備投資が稼働段階に入ったため労働装備率が高まり労働の生産性が上昇したため、名目賃金の大幅な上昇にもかかわらず分配率の増加はみられない。賃金の上昇率は生産性の上昇率に追いつけなかった。しかも賃金の底辺をなしている内職工賃は一時間五〇円前後、パートタイム賃金は一時間一〇〇円前後であり、また零細・家内工業の労働者に適用される最低賃金法規定の最低賃金額は一日四六〇―六八〇円であってこの最賃法の適用される労働者が五〇〇万人に及んでいることも忘れてはならない。

賃金格差についてみると、まず企業規模別格差は五〇〇人以上の企業の賃金を一〇〇として、一〇〇―四九九人では八〇・二、三〇―九九人では六八・九、五―二九人では六三・一であって、依然として三〇―四〇％の格差がある。この格差は前年にはやや拡大傾向を示したが六八年にはふたたび縮小に向かった。これは中小企業における特別給与が上昇したためとみられる。地域別格差は、鉱業では平準化傾向にあるが製造業では若干拡大、最高を一〇〇として最低値は五二・三（前年は五二・六）である。この格差を年齢階級別にみると一七歳、三五―三九歳で若干縮小をみせたが中高年層では格差が開いている。次に企業内の賃金構造をみると、労働者種類別格差も――管理・事務・技術労働者を一〇〇として製造業生産労働者は六五・二から七五・二へ――、男女別格差も――男子を一〇〇として女子は四七・六から四八・一へ、同じく製造業では四三・四から四四・〇へ――、年齢別格差も、この一年間に若干縮小し、平準化へ向かっている。年齢別格差は、一〇〇人以上の企業の場合には二〇―二五歳の賃金を一〇〇とすると最低（一八歳未満）は五六・五、最高（五

〇—六〇歳）は二〇〇・五で、両者の格差は三・五四倍（前年は三・八一倍）、同じく職員は五・〇二倍（前年は五・二二倍）とかなりはっきりした傾向を示しているのに対して、三〇—九九人規模の企業では労働者の最低（一八歳未満）と最高（四〇—五〇歳、前年は三五—四〇歳）との格差は二・四六倍（前年二・四七倍）である。これは中小企業において定期昇給制の確立を通じて大企業なみの年功序列賃金採用の傾向がみられるためである。しかし一般的に年齢別格差がわずかながら縮小しているのは初任給の上昇のためであり、年功序列型賃金体系が徐々に解体しつつあることを示すものであろう。賃金支払形態については、基本給のうち経営者の恣意性の強い総合決定給がなお多いがその比率は低下し、職務・職能・職種給など仕事的要素によって決定される基本給の比率が若干増大した。出来高給・割増給などの業績給は労働生産性の大幅上昇がその適用を困難にしているため減少している。超過勤務手当はふえている。企業規模別にみると、職務給は五〇〇〇人以上では三〇・五%、一〇〇〇—四九九人五・九%、三〇—九九人では一・七%という状態であり、職能給は五〇〇〇人以上で四五・九%、一〇〇〇人以上や五〇〇人以上の企業でもかなり増加している。中小企業を取り残して賃金管理の「近代化」が徐々に進んでいるが、その出発点となるのは人事考課制度の採用である。臨時給与の支給率（平均三・五九カ月）は企業規模が小さいほど少ないが対前年増加率は小規模企業ほど大きく、その限りで臨給の規模別格差は縮小に向かっている。なお、「好況」の持続にもかかわらず賃金の不払がかなり多く、不払金額が増大していることが注目される。

労働時間の動向は、労働省の調査によれば、総実働労働時間は前二カ年の保合状態から三年ぶりにわずかながら短縮された。とくに所定内労働時間は六四年以来一貫して減少しており、所定外時間も前年より減少した。労働時間の短縮にも「合理化」による労働強化が影響しているといえよう。時間短縮は製造業・鉱業においていちじるしく企業規模が小さいほど労働時間は長いが、縮小率は規模が小さいほど大きい。その意味で労働時間の規模別格差はやや減少傾向に向かっているといえよう。

労働災害については、死傷者総数も災害率も若干減少したが死亡者数は逆に増加しており、労災の「重篤化」が顕著である。度数率（ひん度）の低下に比べて強度率（損失日数）の低下はきわめて小さい。これは石炭産業をはじめ運輸交通業のほか一部の製造業や建設業などにおいて大きな労災がひん発したことを物語るものである。三人以上の犠牲者を出した重大災害は過去五年間に二八三件から四八〇件へ七〇％の激増となった。災害ひん発産業での災害度数率は上昇し、とくに炭鉱でのひん発と死亡者の増加は「きわめて憂慮すべき状態」（中央労災防止協会発表）であるといわれているが、これはとくに第三次合理化計画以後の炭鉱「合理化」の直接的な帰結にほかならない。六八年一月から一一月八日までの炭鉱災害での死亡者は二四三名にのぼり前年同期に比べて一六％の増加である。ビルト鉱の多い北海道では六〇％の増加となり、また「第二会社」での発生がとりわけ多い点が注目される。運輸業ではまず港湾運送業、それについで一般貨物自動車運送業において度数率が高く、後者では強度率が著増している。六八年における重大災害の四四％は交通災害であった。企業規模別にみると、小規模企業ほど強度率も高く、やや固定化の傾向があるが、とくに度数率の高いことが特徴的である。しかも規模別格差は拡大する傾向にある。大規模企業において災害の重篤化がみられるが、一〇〇〇人以上の企業を一〇〇とすると一〇〇―三〇人規模の企業は度数率五八四、強度率一八一というおどろくべき数値である。全産業計でみると企業規模別の最高は一〇―四九人規模で四〇％（死傷者数では五七・二％）を占め、九九人以下で七〇％以上を占めたことになる。主な重大災害はエチレンガス爆発・溶断用プロパン爆発、雪崩のための生埋め、などである。なお災害は全体として減少したとはいっても減少傾向はきわめて鈍化してほとんど横ばい状態であり、しかも従来災害率の高かった鉱業および林業労働者数の比率が低下していること、また六八年は「労災防止基本計画」の初年度にあたっており、そのため災害の公表を隠ぺいする傾向がなかったかが疑われること、それにもかかわらず「最悪の状況」（労働基準局発表）となったこと、を付記しておきたい。なお交通事故の犠牲者は六〇年の三〇万人から六八年の八四万人へ二・八倍の急増を示して

いる。

職業病は「合理化」による労働強化と新技術の導入の中で激増しており、官庁統計によっても六八年発生件数は対前年比一五%増といちじるしく増加し、高い増加率をつづけている。罹患率（一〇〇〇人当り件数）も六六年以来上昇傾向をたどっている。しかもこれらの数字は、業務上の疾病三六種のうち一〇〇〇円以上の治療費、一週間以上の治療期間を要し、しかも労働基準局に報告されたものに限られているので、職業病の現状を正しく示すにはきわめて不十分である。産業別には負傷や重激業務を原因とする疾病の多い運輸通信業で急増し首位を占めたが、そのほか一酸化炭素中毒、化学薬品による中毒、皮膚炎なども急増している。

3　労働争議の年間動向と特徴

一九六八―六九年の労働争議は多面的な要求の闘争を展開して新たな高揚期をむかえた。六七年にやや鎮静化していた労働争議は六八年には、統計面からみて争議件数・参加人員・損失日数のいずれの点でも前年を大幅に上回り、とくに総争議件数（三八八二件）と参加人員数（一一七五万八〇〇〇人）において史上最高を記録した。四時間以上にわたるストライキおよび四時間未満の時限ストについてみると、前年に比べて前者は件数で二七・七%、参加人員で五八・九%（主に春闘のため）、後者は件数で四四%、参加人員で一一四・五%（主に公務員共闘のため）とそれぞれかなり激増している。このような労働争議の多発は、春闘および公務員共闘の秋期闘争が従来になく広範かつ強力におこなわれ、さらに炭労・国労・動労の合理化反対・労働災害抗議闘争またそれと結びついた反戦政治闘争が従来にみない規模でたたかわれたためである。

そしてこの趨勢は六九年にひきつがれ、一月―四月の争議件数および参加人員は前年同期をさらに上回っている。産業別にみると、ほとんどの産業部門でも争議行為を伴う争議は件数・参加人員とも前年を大幅に上回り、とくに公務部門の参加人員の増大が目立っている。組合員一〇〇〇人当りの争議行為参加人員では鉱業が他をひきはなして一一二一人であり、合理化反対・労災抗議の争議を含めて組合員各人が年一回以上参加したことになる。また上部加盟団体別にみると、総評および中立労連の比重がいっそう増大し、同盟は目立って低下している。労働組合適用組合員のそれぞれ二〇・九％と一一・七％を占めるにすぎない総評と中立労連が、労働損失日数の五一・四％と二三・一％を占め、同じく二一・八％を組織する同盟は損失日数のわずか五・四％を占めたにすぎない。また組合員一〇〇〇人当りの争議参加人員数をみても、総評は二二七五人、中立労連は五二七人、同盟は四九二人となっている。争議の年間推移統計をみると、件数・参加人員数とも春と秋・年末に集中する型に戻ったが、参加人員数は年間を通じて毎月一〇〇万人を下らない。

公務員共闘の第九回目の統一賃金闘争（九賃）は六八年二月の第一次全国統一行動から地方の確定闘争まで一年近いたたかいとなった。六八年春闘の妥結相場からみて人事院報告もかなり大幅になる形勢であったが、政府は「財政硬直化」打開のため「総合予算主義」をとり公務員給与引上げ分四・五％（五〇〇億円）を予備費に計上し、それ以上は補正予算を組まぬという財政方針をとったため、公務員共闘は今まで以上に大衆討議を深めて交渉をつづけ、六五年以来慣例となった統一実力行使を大規模化することに努力した。人事院は八％（三九七三円）引上げの五月実施を勧告したが、政府は例年になく早目に閣議で前年同様八月実施（通勤手当は五月実施）を決定した。このため悲観的見通しも一部に生じたが、共闘側は一〇・八ストを実施し、さらに一二・一八ストをかまえ閣議決定をのりこえて五月実施など五項目要求でねばり強くたたかう方針を決め、二波のストを頂点として、人事院交渉から各省交渉、七人委員会交渉、各党議員への要請と多面的な行動をおこない、とくに闘争の大衆化のため大衆動員やハガキ戦術（六〇万通）をひろめた。一〇月八日には予定どおり

統一ストに突入し、日教組・自治労・全農林・全水道は一時間スト、都市交通は始発から七時までの時限ストなど、計一三単産、一二五万人参加という今まで最大の規模の統一ストが実施された。第二波の一二・一八ストの前夜に四党国会対策委員長会議で八月実施を一カ月くり上げる申合せができたため、スト中止となったが、自治労・都労連などのストは実施された。結果的には、方針どおりの五月実施はできなかったが、はじめて閣議決定をくつがえして七月実施をかちとったことの意義は大きく、国家公務員の実力行使がひろまらず戦力の格差が拡大したことは自己批判にあるとおりだが、全体として闘争力の強化がみられたといえよう。政府や日経連は、この経験から人事院勧告制度そのものの改変を考慮しはじめたといわれる。

民間労組の夏季一時金闘争は公務員共闘のたたかいのさなかにおこなわれ、後者がほぼ終わったあとであり、六九年春闘へひきづがれた。一時金闘争では、年間臨時給与協定への集約や春闘期に賃上げとあわせて一時金闘争をおこなう組合がふえ、「好況」下で戦前からの業績賞与的性格もあって、一般にそれほど激しいストもなく比較的平穏なまま、夏季・年末とも前年をそれぞれ二〇%近く上回る成果となった。これは一つは春闘によって一時金の基準になる賃金がふえたこともあるが、積算される月数も少しずつふえている。一時金を支給する企業の数も毎年ふえているが、今後は一時金の定期給与への組込みの問題も生じてくるであろう。

一九六九年の春闘は、春闘共闘委のいわゆる春闘、同盟の中央賃金闘争委を主体とする賃闘、ＩＭＦ・ＪＣの賃金共闘会議による金属労組の賃闘という三者鼎立の形でおこなわれた。本年の春闘の特徴としては、戦後最大の「好況」持続下でたたかわれ、「合理化」の進展のほか物価・税金・社会保障・「生活近代化」など企業外の要因がとくに下部組合員の闘争意欲を強めたこと、ストがさまざまな労組の系統・産業・地域をこえて大規模に展開されたこと、戦後最高の賃上げを獲得したこと、などがあげられる。また闘争の過程で今までは鉄鋼労連への回答がある程度の影響力をもってきたが、本

年はほとんどその力を失い、これに代わって全国金属の闘争が春闘相場の形成に役立ったことが注目された。本年の春闘は、五五年の八単産共闘による統一闘争いらい一五回目の春闘であるが、賃闘は一般に長びく傾向にあり、また春闘共闘委に限らず春闘はいまや日本の賃金を決める決定的な賃闘になってしまっているといえよう。

まず、春闘共闘（総評・中立労連・純中立・地方共闘を含め一六四単産、八〇〇万人参加）は、例年になく早く発足し、「一万円前後の賃上げの完全獲得」その他の統一要求を掲げ、大衆討議による大衆闘争強化を重視したが、一万円以上の要求もかなりでた。まず化学同盟フェスコ支部が先頭をきって二月七日以降全面無期限スト（五三日間）に突入し、ベ・ア九三六〇円、厚生手当一律一〇〇〇円増額などを獲得した。三月末から四月上旬にかけてはマスコミ共闘や全国金属などがストをくり返して高額回答を引き出し、中盤には鉄鋼労連への低額回答への逆攻勢がかけられ、四・一七統一ストは四八単産・二九七万が参加という最大規模となり、国鉄横須賀線は七時までストップした。つづいて全鉱・電機労連などの長期スト、私鉄総連などの再三の二四時間ストは鉄鋼の悪影響を消し去った。終盤には公労協が交運共闘と統一ストで共闘し、民間単産はこれに激励されていっそう高額回答を引き出し、交運・公労協を激励した。こうして春闘共闘の「三〇〇〇万総がかりの春闘」は賃上げ・時間短縮・労災補償の改善などで前年以上の成果をあげ、平均七〇〇〇円前後の賃上げを獲得した。五月初の中間集約でも、七〇〇〇円以上の妥結七六八組合、八〇〇〇円以上二九六組合、九〇〇〇円以上八三組合、一万円以上一二〇組合（六月末集計では一四一組合）であった。しかし企業の枠をこえる闘争では大きな前進がなく、政治意識の向上についても発展はみられなかった。

同盟の賃闘も、春闘共闘と同様に金属と化学の中小企業が先陣を切って高額回答を引き出し、海員もまず内航が妥結し外航がそれにつづくというように大手の立ちおくれが目立った。春闘共闘の共闘申入れを断わりストを避けて「政策」にもとづく話合い路線をとる同盟としては意外なほどストが多かった。金額でもストでも全国金属と接触の多い金属関係が

春闘共闘のたたかいにひきずられ、それが同盟系組合の賃上げ額を引き上げた。とくに同盟本部が計量経済学による長期賃金計画として一六・五%、七一〇〇円要求を決めたのに傘下組合がそれを上回る要求を決めたのも春闘共闘の一万円要求の影響とみられ、また獲得要求を上回る一七・九%増額を獲得したことは「賃金政策」を宙に浮かせてしまい、同盟のたてまえが傘下の単産・単組によって守られなくなったといえよう。妥結額は全般的に高まったが、春闘共闘のほうが高額獲得組合が多く、本年も春闘共闘が主導権をにぎった。

ＩＭＦ・ＪＣの賃闘についても同様で、一〇〇万人結集といっても賃闘において電機労連をのぞいて大きい影響をもつ組合のないことが決定的であった。従来は鉄鋼労連の影響力がかなり大きかったが、本年も低額一発回答で押し切られてしまった。しかも金属や化学の高額回答の火消し役として期待された鉄鋼回答は、すぐ私鉄総連や電機労連などのストによる高額回答引出しの成功によって打ち消されてしまった。ＩＭＦ・ＪＣの賃闘への影響力が小さく停滞していることは今後のＪＣの発展にとって大きな問題となるであろうし、本年の春闘において最大の役割を果たしたのがＪＣに反対する全国金属であったことも重要であると思われる。

「合理化」反対闘争は、一方においては「合理化」攻撃のなかから出されてきた積極的な要求、とくに労働災害補償と労働時間短縮のたたかいであり、他方においては首切り・企業閉鎖・スクラップ化という直接的な資本の攻撃に対する抵抗のたたかいである。六八年春闘は国労・動労の五万人合理化反対ストによって実力行使の火ぶたが切られたが、秋期年末闘争では化学同盟や全国金属のストによる労災補償闘争がはじまったほか、九月と一二月の国鉄「合理化」反対のスト、一一月―一二月の炭労の坑底すわりこみと二四時間スト、私鉄中小の統一スト、全鉱硫黄鉱山の合理化と年末松尾鉱山の会社更生法適用などに対する実力行使の闘争とつづいた。六九年に入ると一月には国鉄・私鉄・地方公営企業・炭労・全鉱は定年制・総定員法・失対打切りなどの問題に時間短縮・災害闘争を合わせて総合的に取り組むため、総評内に合理化

反対共闘会議が設置され、三月の臨時大会でそのための組合員一人当り一〇円の資金拠出が決定した。六九年春闘のなかでも「合理化」反対闘争は発展し、三月末には国労・動労の実力行使、国公関係各単産の実力行使がおこなわれ、四月には国労・動労・地方公務員・国家公務員は反合闘争を統一行動としてたたかい、五月には動労がストー、六月には全逓の新機械導入阻止のたたかいとなった。また合化・全金・食品などの民間組合も企業閉鎖や首切り「合理化」に反対するたたかいを春闘前後に激しくおこない、港湾・日通・全自運・全自交などの交運労働者も反「合理化」のたたかいを進めている。このうち労災補償要求の闘争において、死亡補償で化学同盟で五〇〇万円、全国金属で三〇〇万円、最高は民放労連大分放送で一八〇〇万円を獲得したことが先進的意義をもった。また国鉄の「五万人合理化」に対して国労と動労の強力な共闘が展開され、時間短縮と要員・昇職・配置などの人事協約、事前協議協定と長期雇用安定協約の改正などの基本要求を合理化事案より先行解決事案にして防御から攻勢に転じ、また協議ルールを作成して中央・地方・職場の並行交渉を展開したことなど、重要な経験をなすものであった。

社会保障闘争については、医療保険制度の改革・健保特例法・日雇健保改訂などに対して総評・春闘共闘委・中央社会保障協議会・健康保険共済改悪反対連絡会議が、社会保険審議会や国会に対して大衆動員をもってたたかい、総評・春闘共闘委が六九年一月以降史上初めての一票投票によるスト権集約のたたかいをおこなったこと、七月の統一ストの実現によって社会保障闘争がようやく労働運動のなかで重要な座をもちはじめたこと、六八年春における新潟県立病院の医療労働者の夜勤制限闘争、看護婦の増員要員要求の知事との妥結が医療労働者のたたかいを刺激し、六九年一月―四月に公立病院の医療労働者の全国的なたたかいを高揚させて大きな成果をかちとり、そのたたかいがそのまま医療サービスの危機を改善させ生命と健康を守るたたかいに直結し、劣悪な日本の医療政策を糾弾し矛盾と不合理に満ちた医療保険政策をえぐるたたかいとなったこと、全国各地の公害闘争が地域ぐるみの住民闘争となり、自治体をまきこみ幅広い社会保障闘争

の一つとして展開されていることなどが注目される。

4　労働組合組織と「労働戦線統一」問題の推移

わが国の労働組合組織は着実な伸びを示しているといえよう。戦前最高時でも四二万人にすぎなかった労働組合員数は、敗戦時のゼロから出発して三年後に早くも六六八万人に達したが、その後の米軍占領下の組合攻撃を受けて一時は一〇〇万人を減じたほどの停滞状態に追いこまれ、五七年からふたたび増勢に転じて六五年にはついに一〇〇〇万人をこすにいたり、その後は「合理化」のもとで伸びを鈍化していたが、六八年には数年来の停滞を脱して三〇万人を増し、一〇八六万人となった。組織率は統計では低下したようにみえるがこれは雇用者の範囲を拡大した調査方法変更のためで、実際は六五年いらいの低下傾向を押し戻して前年より〇・九ポイント高まっているのである。現状を資本主義諸国の労働組合と比較してみても、日本を上回る国は組合員数ではアメリカだけ、組織率ではイギリスだけであり、西ドイツはほぼ同じ水準といえる。

産業別に組織状況をみると、組織率の最高は電気・ガス・水道業、ついで公務・運輸通信・金融保険不動産業であり、最低は農業である。また企業規模別にみると、民間企業は全組合数の六九・二%、組合員数で七〇・〇%を占めているが、そのうち一〇〇〇人以上の規模の企業が組合員数の五八・三%を占め、これに五〇〇人以上の企業を加えると総数の約七割に達する。しかし組合の新設による組合員数の増加がみられたのは主として四九九人以下の企業である。組合員の九〇・八%は企業別単位組合の組合員であり、企業別でない組合員は一割にも達しないが、その比率はごくわずかながら

増加している。

総評・同盟・新産別・中立労連の労働四団体のいずれかに加盟している組合員数の組合員総数の中で占める比率はわずかではあるが上昇した。総評の組織人員は六〇〇〇人ふえて四二一万四〇〇〇人であり、比率は組合員総数の三八・八％に低下した。同盟の組織人員数の増加傾向はかなり大幅であったが前年来やや停滞しており、五万九〇〇〇人ふえて一八四万八〇〇〇人となって総組合員数の一七％になった。民間労組の組合員についてだけみると、総評二〇・九％、同盟二一・八％である。また総評では労働組合法以外の法律が適用される組合員が六〇・九％を占めているのに対して、同盟では労組法が適用される組合員が九二・七％を占めている。

ここ数年来の傾向として、企業内外の情勢の変化から大企業労働組合内の右派的潮流が強化される機運が生まれ、そこから資本集中の進展のなかで成長産業部門の諸組合に集中的に組織問題が顕在化することになった。

それは企業合併を通じて旧企業別組合を新資本系列にそって再編成し、政治的には労働戦線を右寄りに編成替えしようとする動きである。こうして、三菱三重工の合併発表から三組合の全造船機械脱退と新連合会の結成、全金プリンス自工支部からの大量脱退と自動車労連加盟、合化労連からの東洋高圧・信越化学・積水化学などの脱退、紙パ労連からの日本パルプの脱退など、組織の動揺、大量脱退、新組織の結成、右寄り上部団体への加盟が進行した。この動きに乗じてＩＭＦ・ＪＣは電機・自動車・鉄鋼・造船などの諸単産と金属機械工業部門の巨大企業労組を傘下におさめ、「国際連帯の窓口」から「国内運動体」へ切り換える方針をとって一〇〇万人を組織することに成功した。総評内ではＪＣの伸長に呼応して全逓宝樹委員長などを中心に共産党と絶縁した「労働戦線統一」の主張が強まり、それに反対する総評主流および反主流左派とのあいだの激突が予想されたが、六七年夏の総評大会は全鉱原口委員長の調停から「原口四原則」を承認して終わった。その後ベトナム侵略に対する労働運動内の反発が強まるなかで、全逓や鉄鋼労連が反戦運動や春闘などで闘争

力を低めたことなどから、反共「戦線統一」の主張は総評内で影響力を若干弱めたが、しかし産業再編成のもとで一部単産の組織の動揺や県単位の民間労組懇談会の結成などさまざまな部面で底流として「労働戦線再編」の動きがあらわれていた。

六八―六九年にも、造船（三菱三重工労連が日本最大の企業別単一組合になって同盟およびＪＣに一括加盟）、電力（電労連が電力同盟結成の第一歩として全国電労協を結成）、自治体（自治労連の結成準備）、国鉄（新国労が組織を単一化して鉄労結成）、教職員（新教組の結成）などの分野で、同盟傘下または加盟をめざす組織整備が進むとともに、一方では合化労連から鐘淵化学労組が脱退し、住友化学労組が合化の指導方針への批判派によって執行部を占められるなど、総評系の組織分裂・動揺が生じた。また地方組織では六七―六八年期と同じように、山口に民間単組連絡会議（同盟系は参加を拒否）、大分に民間産業労組懇談会、和歌山に労働組合懇談会、静岡と岡山に労働問題研究会、京都に労働組合主義協議会などがつくられ、地方労働戦線再編への動きがひろまった。しかし前年期の動きが主としてＪＣ派の組織のイニシアティヴで地方民間労組の既成組織の枠をこえた結集をねらうものであったのとはちがい、主に個人有志の懇談会や研究会を組織する方向へ変化したことが特徴的である。

中央レベルでは、総評は六八年夏の大会において戦線統一問題は正面からとり上げられず、前年の定期大会で承認された「原口四原則」についての公式解釈を出して態度を明確にし、具体的な要求を基礎にした共闘の積重ねを通じてこの問題に取り組むという方針を再確認して、反共「労働戦線統一」論に対する批判的な態度を強化した。岩井事務局長は神奈川などの民間産業労組懇談会の動きは統一戦線への動きとはみなさないとし、逆に経済主義の危険を警告した。総評はこのような方針に立って六八年一〇月に翌六九年春闘を同盟に申し入れたが、同盟はこれを拒否した。一方、同盟は六九年一月に開かれた大会でも従来の態度を変えず、戦線統一には乗り気でないため、「労働戦線統一」論は中央レベルでは具

体的に展開される余地はなく、また地方でも総評主流組合や中立労連傘下の左派組合などの側からの反撃もあり、福岡などではかえって民間労組連絡会議に対抗して春闘共闘に参加している総評系や中立労連系の組合を中心にした中立労組連絡会議ができるという事例もあらわれた。

このような情勢のなかで、反共「労働戦線統一」を求める勢力は中央でも地方でも労働問題研究会という形で「戦線統一」への足がかりを求めることとなった。しかし、中央で全逓の外山書記長や全繊の宇佐美書記長など一二単産の書記長によって六八年八月に労働問題研究会が組織されたが、これに対しても総評・同盟とも内部から批判の声が強まり、私鉄総連はこれに不参加の態度を明らかにし、また総評本部はその研究会に参加した四人の単産書記長を本部に呼んで釈明を求め、行動体でないことが強調されるという結果になった。さらにこの運動を推進する中心組合と目された全逓でも、六九年六月の全逓大会において反共「戦線統一」方針への批判の発言が少なくなく、役員選挙で外山書記長は落選し、宝樹委員長に対する批判もこのほか強く、委員長の不信任票が三七%にものぼったため一度は辞任を申し出て慰留されるという事態も生じた。

こうして数年来つづいた労働戦線の流動化傾向も、六八―六九年の時期にはある程度底がみえてきたといえるようである。一方、六七年の私ごろから独自の労働組合を組織する方針を明らかにしていた公明党は、六九年六月にその日本民主労働協議会（略称民労）の事実上の準備会を発足させ、主に中小企業労働者のあいだで組織活動を開始した。この動きは今後労働戦線をさらに複雑化させる一要因となるであろう。

5 「一九七〇年」を目前にして

日米安保条約第一〇条後段の規定によれば条約批准から一〇年後に条約の固定期限は終了し、その翌日以降は日米両国政府のいずれか一方が終了通告をおこなえばその一年後に条約は廃棄されるのである。その固定期限終了の日、一九七〇年六月二二日が、目前に近づいている。この年鑑が取り扱っている一九六八年の夏からの一年間における政局の焦点となった参議院選挙、沖縄三大選挙、大学問題などをとってみれば、それらはいずれもこの「一九七〇」年の前哨戦であった。その意味で一九六八―六九年は「七〇年」のたたかいの実質的な出発点をなすものであるが、このたたかいはけっして一時期に集約される「決戦」などというものではなく、またたんに「七〇年六月」や「七〇年」一年のたたかいでもなく、いわば戦後二五年の決算ともなるべき歴史的なたたかいとなるものであろう。

一九六八年の初頭から、朝鮮におけるプエブロ号事件、ベトナムにおけるアメリカ軍の敗退とジョンソン声明、そしてパリ会談の開催と大事件が続発し、国内的にもエンタプライズ号の佐世保寄港、異常放射能の検出、福岡での米軍ジェット機墜落事件、王子野戦病院反対闘争などの事件が相ついで起こったが、それらはいずれも日本の安保に直接かかわる問題ばかりであり、七月におこなわれた参議院選挙は「七〇年」をひかえ安保問題について国民の審判を求める意味をもつものであった。

佐藤内閣は参院選中から、安保問題や沖縄返還問題について態度をあいまいにしたまま、自民党を中心とする安保存続の連合戦線をねらい、「七〇年」を念頭においた対策に力をいれはじめた。これにたいして安保体制そのものを問題にし

はじめた反対運動は全国へ連鎖的にひろがってゆき、六月下旬の『毎日新聞』の世論調査では佐藤内閣の支持率は二七％という最悪事態を示していた。しかし、参院選の結果は、自民党は得票の過半数を得られなかったものの二議席減のみで現状維持に近い結果を得、社会党は改選前より八議席を失い、得票率でも前回を下回る惨敗となった。一方公明、民社のいわゆる中道政党がそれぞれ四議席をふやし、また共産党があらたに地方区での一議席を含め三議席増となり得票率でもとくに地方区で大きく躍進したことが注目された。（その後の特徴的な北九州市議選などでは自民党の得票率は八％を割り、各党当選者は共産一〇、社会八、公明八、民社七、自民六、であった。）

つづいて秋以後の沖縄における運動の発展とその成果は、沖縄返還運動にとってのみでなく日本の安保闘争にとっても画期的な意義をもつものであった。六八年二月、B52の大量進駐の四日前に承認された主席公選を沖縄県民は自分たちの勝利としてつかみ、一一月の選挙に備えて社大・社会・人民の革新三政党を中心に一〇四団体が参加した統一戦線組織「明るい沖縄をつくる会」が六月に結成され、七月に那覇市で一万五〇〇〇人の県民を結集した総決起大会を開いた。同会は平和条約第三条と大統領行政命令の撤廃を冒頭に掲げた統一綱領を発表し、末端までの班組織と各専門部組織をつくり、主席候補と立法院選挙の三二選挙区にすべて統一候補をたて、県労協と全沖労連の労働者が一緒に行動することによって下からの労働戦線統一の力を発揮した。これに対して沖縄自民党は西銘前那覇市長を主席候補に立てて七月にその後援会結成大会を開催したが、それより一月半も前に自民党佐藤首相ら政財界人三〇〇人出席の「西銘君を励ます会」が東京で結成され、自民党は沖縄選対本部を設置し、沖縄自民党中堅幹部二四〇人を上京させて研修させ、文相・労相・厚相・農相・総務長官・福田幹事長（二回）などをはじめ多数のタレント応援団を沖縄に派遣し（しかしかれらの暴言・失言と「演出過剰」は逆効果になったといわれる。たとえば、石原慎太郎「返還は核がついてもいい」、今東光「沖縄経済は基地経済で発展した。今まで二三年がまんしてきたからあと二三年がまんすれば繁栄して極楽浄土になる」等）、膨大な資金（一〇億八〇〇〇万円といわれる）

を供給した。ライシャワー駐日大使や自民党は、「六九年中に核ぬき返還で合意成立」、「復帰は時間の問題」、沖縄と本土の「一体化」、基地なくなれば「イモとハダシの経済」など、アカ攻撃と中傷の宣伝戦を大規模に展開した。しかし六八年一一月の主席公選では統一戦線候補屋良朝苗沖縄教職員会会長が自民党候補を大きく引き離して当選し、立法院選挙では自民一八、革新一四（得票は自民四七・四%、革新共闘五二・六%）と議席数は小選挙区制のため前回と変わらなかったが、那覇市では投票数、議席数とも革新が躍進し、人民党の委員長・書記長・書記次長が当選した。一二月の那覇市長選では自民党はまったく戦意を失い、同姓候補を締切りまぎわに届け出るなどのことがあったが革新統一候補が圧勝した。沖縄三大選挙の結果は七〇年安保闘争の前哨戦の勝利であり、沖縄占領行政の支柱の実質的な崩壊を意味するものであった。その三大選挙の期間中の一一月にB52が嘉手納空軍基地で核兵器貯蔵庫近くに墜落して大爆発し、それに加えて寄港した原子力潜水艦による放射能汚染が明らかとなるとともに、一二月初めには「B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議」（いのちを守る県民共闘）が一二九団体によって結成され、生命を守るぎりぎりの要求と三大選挙勝利の自信が結びついて広範な統一戦線が展開していった。六九年に入って「いのちを守る県民共闘」は二・四ゼネストの計画（二四時間スト、いっさいの生産点をストップ、嘉手納基地包囲、一号線・一七号線軍用道路を完全ストップさせるすわりこみ抗議）を決定した。これに対してアメリカは直ちに「総合労働布令」を公布して抗議運動の弾圧と革新政党の活動制限をはかり、ゼネスト回避の各種の策動がおこなわれたが、県民共闘の幹事会は既定方針を堅持し、当日はゼネスト態勢こそとられなかったがストと統一行動によって豪雨のなかで五万五〇〇〇人がデモや軍用道路へのすわりこみで嘉手納基地を包囲し、はじめて全県的な統一行動を実現した。二・四ゼネストの「回避」に同調させられた全軍労労働者の不満は、不当解雇反対と賃上げ要求によって六月五日に二四時間全面ストを決行した。この日、全軍労のピケ隊に米軍の武装MP部隊が銃剣を腰にかまえて迫り、浦添村ゲート前では安里社大党委員長ら四人がアメリカ兵の銃剣で負傷するなどのことが発生し、労働者の怒りは頂点に達

した。米軍はついに団交を受諾し、ベ・ア平均一七%アップ、ストについては懲戒処分をすると発表した。

こうした沖縄における運動の画期的な高揚に刺激されて、本土の沖縄返還要求運動も大きな前進をみせた。六八年九月には沖縄連と沖実委との連絡会議が結成され、統一して沖縄三大選挙の支援活動をおこなった。主要青年団体七団体（社青同・民青・総評青対部・中立労連青年部・日農青対部）が共同よびかけを発表し、統一行動で一致した。これは六八年夏の第九回世界青年学生平和友好祭典（ソフィア）へ久しぶりに統一代表団を派遣したのにつづき、政治的大衆行動の中核となるべき青年運動の発展にとって重要な意義をもつものであった。ベトナム侵略反対運動も強化され、ジュネーヴ協定一五周年の日には全印総連東京地連の二七単組が三〇分から一時間のストを打ったほか、さまざまの職場でベトナム人民支援の闘争がおこなわれた。新日本婦人の会のベトナムの母と子を支援する一円募金運動は一〇〇〇万円の目標を超過達成した。三回目をむかえた一〇・二一国際反戦統一行動日には総評・中立労連はアメリカのベトナム侵略反対・沖縄の即時無条件全面返還・安保廃棄に生活と権利を守る諸要求を結合させ、実力行使を含む闘争を組織した。当日は国労・動労・横浜神戸の検数共闘・北九州田ノ浦の港湾労働のスト・順法闘争による南ベトナム向け軍需物資・弾薬輸送ストップ、全港湾・全国金属・化学同盟・全自運・全日自労・全自交・全印総連・都職労などの三〇分から半日の時限ストなど、一八単産・七六万一九〇〇人参加の実力行使、三〇〇万人参加の時間内職場集会や署名カンパなどの行動、全国四〇〇個所で一般市民八〇万人参加の地域決起集会などが実施された。中央集会は東京新宿中央公園で開催予定のところ公安委員会の禁止決定を受け会場を明治公園に変更して五万五〇〇〇人が参集、デモ行進をおこなった。全学連は全国三三大学・六七自治会でストをおこない、また新宿駅事件など「旧三派」「革マル」「ML」「反戦青年委員会」などの過激な行動が社会の注目をひくようになってきた。

一九六九年一月、沖縄についての日米交渉打合せに一時帰国した下田大使は、「アメリカはいま核兵器と直接作戦行動

の権利を行使している。このことに深い理解を示さないと妥協ができないだろう。沖縄の現状を闘争で変えることは不可能だ」などと言明した。こうして「核基地つき・自由使用」の沖縄を承認し、しかも日本がアメリカ極東戦略の一部を分担して積極的に極東「防衛」にあたるという方向が明確に提起されはじめた。これに対して沖縄県民の二・四統一行動に呼応して、全印総連東京地連は三〇分スト、国公共闘・都職労・マスコミ共闘などが職場集会や昼休みデモなどをおこなったが、これは本土と沖縄との民主勢力の連帯の発展を新しい段階に推し進めるものであった。その際、本土から沖縄への渡航旅券申請者一一〇八名のうち不許可一六六名、保留七八名となったが、同じ二月四日佐藤首相は、衆院において、「核持ち込まず」は憲法上問題だからでなく国民感情をおもんばかっての政策上の方針であると公言した。こうした情勢のなかで、沖縄デー四・二八中央集会には、「旧三派、革マル、ML派その他の各種妨害団体の参加を許さず、妨害行動には必要な規制措置」をとり、反戦青年委員会の参加は認めない、という申合せ事項が確認されて沖縄連・沖実委・沖縄復帰協の三者共催がかちとられ、東京代々木公園に一三万人の参加をえて大会が開催され、全国二五二個所で集会がもたれた。「一日共闘」とはいえ、沖縄全面返還・安保廃棄の中心的政治課題で沖縄連・沖実委・復帰協の統一行動が実現したのははじめてのことであり、画期的な意義をもつものであった。この日沖縄では三個所で総決起大会が開かれ、二〇万人をこす結集で糾弾がおこなわれ、那覇市のデモの先頭には屋良主席が立った。こえて五月一日の第四〇回メーデーには、一〇年ぶりに「内閣打倒」がスローガンに加えられた。

いまや一九七〇年を目前にして、民主勢力の共闘問題がなによりも重大な意味をもつようになり、その解決が迫られることになった。安保中央実行委員会は六八年一二月原潜寄港反対闘争について、全国実行委員会との確認事項（本年鑑第三九集、三五五ページ参照）の立場から、反戦青年委員会を統一行動に加えないよう提案したが、全国実行委は賛成せず、ついに現地共闘は実現しなかった。社会党は一一月に安保闘争方針を決定し、諸状況の複雑化と共闘情勢の未成熟を理由に

共産党やその影響下にある勢力との共闘を「一日共闘」方式など「多角的重層的共闘」で進めるべきだとし、六九年一月の臨時大会で決定された運動方針においても「観念的な共闘万能論」を排して「一日共闘」論をとり、先の闘争方針にもとづいて六八年一二月に「安保条約反対・平和と民主主義を守る実行委員会」（反安保実行委）を結成した。総評は「安保条約の終了通告をおこなう政権の確立」を強調し、安保条約廃棄の中心要求での統一戦線の結集を原則としながらも、これに参加した。反戦青年委員会については、社会党は安保闘争方針でそれが「反安保闘争の一翼をになうもの」と高く評価し、また、六九年度運動方針のなかで、共産党は学園闘争を中心に三里塚・米タン闘争などでブレーキをかけ革新勢力の結集を妨げ大衆の信頼をうることができないと指摘していた（なお反戦青年委については総評とのあいだに意見の相違があってのちに方針を変更し、共産党に対してもその後若干の変化が生じた）。安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は統一戦線・共同闘争の発展を急務とし、六九年三月独自に統一行動をおこない、東京中央集会一五万人、大阪三万五〇〇〇人、福岡四万人、横浜および名古屋各一万二〇〇〇人などを全国四六都道府県の集会に結集した。春闘のなかでは、三月に国労が全国の拠点で運賃値上げ反対の三時間ストをはじめて決行したのをはじめ、合化・民放・新聞労連・全印総連・日教組などが統一行動に参加した。つづいて「大学の運営に関する臨時措置法」案の国会提出前後から、学術会議・国大協・全国各大学がこぞってこれに反対し、日教組は統一共闘組織の結成をよびかけたが、社会党が全学連を幹事団体に加えることに反対したため実現されなかった。六月に全学連と全院協のよびかけによって大学問題共闘会議が結成され、社会党・総評・日教組などの大学法案反対国民連合との共催で七・一中央集会が二万人を結集して開かれた。こうして大学立法反対ではじめて社共両党および民主勢力の統一行動が実現されたが、反対運動のひろがるなかで大学問題は「七〇年闘争」の前哨戦と考えられるようになった。

第一部

労働者状態

I　労働人口の構成

概要

概要　**人口とその構成の戦前と戦後**──最近の人口の現状／戦前から戦後への経過／**社会階級構成の戦前と戦後**──一九二〇年社会構成表／一九三〇年社会階級構成表／戦後の社会階級構成表／**中高年齢労働者問題**──人口の高齢化傾向／職業訓練制度の内容／技能労働者養成の特徴

戦後二〇余年、わが国の人口および就業状態は、めまぐるしい諸局面を経験してきたが、いわゆる経済の「高度成長」の下で、かつての相貌を一変しつつある。それを戦前と比べてみた場合、次のような特徴点を指摘することができる。

一、多産多死型から、少産少死型への人口動態の移行にともない、生産年齢人口の高齢化傾向が顕著であり、人口の地域間または産業間における移動の激化が目立っている。農村人口の絶対的縮小に加わえて、地方中小都市からも、大都市へ向けて人口の集中的移動をよびおこし、その移動量の大きさもさることながら、巨大都市圏への人口のすさまじい集中傾向こそ注目されるところである。また、生活様式においても、都市化の波が、生産と消費との両面を通じて、地方と農村とを問わず、そのすみずみにまで及んでいる。だが、そうした変化も、徐々にではあったが、すでに戦前からはじまっていたことを無視することはできない。

一、戦前、農家の過剰人口を吸収した、都市の労働力需要は、主として中小企業なかんずく零細な個人企業であったが、今や、直接または間接に大企業における労働力需要が核となり、労働市場は全国的な規模で流動化しつつあり、巨大都市に集積する大資本の支配

下にくみこまれるようになってきているといえる。中小企業の分野においても、大企業を頂点とする系列化、下請化がすすみ、その新しい再編成が、労働市場の需給関係の変化を媒介として、ますます緊急の課題となってきつつある。

一、右のことは、人口の社会階級構成の上でも確認することができる。わが国で、最初に国勢調査が実施された一九二〇（大正九）年当時には、農村人口の占める比重が圧倒的であった。また都市人口においても、近代的賃金労働者以外の、中間階級部分、自営業者層の地位が大きかった。その後、一九三〇（昭和五）年でも、労働者階級人口は、全就業人口の三一％に達していなかったものと推定されており、「総じて、昭和五年では、恐慌による影響を考慮するとしても、経済的構成の主体は、なお自営業部分にあった」と指摘されている。だが、明治以来今日に至る、社会階級構成上の変化は、資本家と賃金労働者とが、資本制社会における二つの基本的な社会階級であることをますますはっきりと示すにいたった。

すなわち、戦後、一九五五～六〇年の間に、労働者階級の構成比率は、過半数を占める大きさになり、農漁民と都市中間層をふくむ自営業者層とその地位を逆転することが決定的となった。一九六五年では、同じ労働者階級の地位は五六・九％にも達するほどになっている。

1　人口とその構成の戦前と戦後

最近の人口の現状

人口の大きさやその構成の変動は、経済や社会のそれに対応したものであるが、その変動のテンポはるかにおそい。たとえば、出生抑制の若干の効果が、労働市場に影響を及ぼすには、少なくとも二〇年の歳月の経過を必要とするといわれている。戦後二〇余年、わが国の人口およびその就業状態は、めまぐるしい諸局面を経験してきたが、殊に、最近の〝高度成長〟経済の下では、さらにその相貌を一新した。それを戦前と比べてみた場合、次のような特徴点を指摘することができる。

(1) 少産少死型人口動態への移行　戦前の多産多死型の人口動態は、少産少死型へと画期的な転換をとげた。明治の変革以降、近代日本の成長を最も端的に象徴するデモグラフ的指標は、そのたくましい人口増加であった。そして、その増加力は、多産多死の人口動態によって支えられていた。多死ではあったが、さらにそれを上回る多産の結果として、人口は増大しつづけた。そのような形が戦前長く持続したからこそ、近代的な工業力の急速な発展のために、豊富で廉価な労働力を惜しみなく消耗することがおこなわれたのである。同時にまた、その人口増加の圧迫と過剰人口の顕在化とは、経済を軍事化し、侵略戦争へと追いやる口実を与えていたのである

第2表　国勢調査以前の人口増加率

年	1年あたり平均増加率（%）
大正 4～大正 8年	1.0
明治43～大正 3年	1.5
明治38～明治42年	1.1
明治33～明治37年	1.4
明治28～明治32年	1.1
明治23～明治27年	0.8
明治18～明治22年	0.8
明治13～明治17年	0.9
明治 8～明治12年	0.8

〔備考〕『日本統計年鑑，40年版』掲載の人口により算出。

第1表　国勢調査による人口と人口増加率

年	人口（千人）	5年間の増加数（千人）	5年間の増加率（%）	1年あたり平均増加率（%）
1965（昭和40）年	98,275	4,856	5.2	1.0
1960（昭和35）年	93,419	4,143	4.6	0.9
1955（昭和30）年	89,276	5,872[3]	7.1	1.4
1950（昭和25）年	83,200	11,050	15.3	2.9
1945（昭和20）年[1]	72,150	780	1.1	0.2
1940（昭和15）年[2]	71,370	2,708	3.9	0.8
1935（昭和10）年	68,662	4,789	7.5	1.5
1930（昭和 5）年	63,872	4,693	7.9	1.5
1925（大正14）年	59,179	3,783	6.8	1.3
1920（大正 9）年	55,391	—	—	—

〔備考〕1）「昭和21年人口調査（11月1日）」による。2）内地外の軍人，軍属を含まない。3）増加数には，十島村および奄美群島（204千人）の復帰による人口増を含まない。

第3表　増加人口の内訳

年	5年間の人口増加率（%）				5年間の人口増加数（千人）			
	総増加	出生	死亡	出入国超過（△は出国超過）	総増加[1]	出生	死亡	出入国超過（△は出国超過）
1960～65 年	5.2	9.0	3.7	△0.0	4,856	8,376	3,466	△ 41
1955～60 年	4.6	9.2	4.0	△0.1	4,143	8,218	3,577	△ 80
1950～55 年	7.1	11.7	4.6	0.1	5,872	9,754	3,866	49
1945～50 年	15.3	16.7	7.5	6.9	11,050	12,075	5,377	4,970
1940～45 年	1.1	15.3	9.7	△4.5	780	10,899	6,891	△ 3,234
1935～40 年	3.9	15.2	8.9	△2.0	2,708	10,418	6,145	△ 1,398
1930～35 年	7.5	17.0	9.4	△0.3	4,789	10,841	5,978	△ 172
1925～30 年	7.9	18.1	10.2	0.0	4,693	10,698	6,020	8
1920～25 年	6.8	18.6	11.5	0.1	3,788	10,280	6,392	52

〔備考〕1）第1表の増加数と同じ出生，死亡，出入国超過を加減した数と若干相違している。
2）出生，死亡は人口動態統計による。1960年以前は『日本統計年鑑，40年版』掲載の数値から算出。

（第1～3表）。

(2)人口の年齢構成の高齢化傾向　戦前では、人口の大きさが、急速に拡大していたが、その年齢構成からみた形は、典型的なピラミッド型を維持していた。これに対し、われわれは、いまピラミッド型からつりがね型への転換期、すなわち人口の高年齢化あるいは老年化傾向を経験しつつある。戦前に比べて、はるかに少ない出生人口にもかかわらず、生後の死亡率の低下および成人後の平均余命の延長にともなって、成人人口――年々加わる新規労働力人口は、戦前を優に上回るほどの大きさであり、今後に期待される成人人口あるいは労働力人口の総量も、戦前をかなりにこえたものとなるはずである。戦前、大正後半期から昭和期を通じて、わが国の出生数は男女あわせてほぼ二〇〇万人前後、そのうち年齢二〇歳に達するものは約一五〇万人、四分の三程度でしかなかった。これに対し、一九六四（昭和三九）年の出生人口は一七〇万人余に収縮したが、そのうちの約一六五万人が二〇歳に達するものと見込まれている。また、年齢六〇歳に達するものの割合は、戦前では、二〇〇万人中の一〇〇万人に満たなかったが、今日の出生数年間一七〇万余のうち、一四〇万人近くが六〇歳を迎えるはずである。そういうわけで、わが国の一五～六四歳の生産年齢人口は、今後、新規に加わる若年層人口がしだいに収縮する一方、中高年齢層人口が急増するという形をとることになる。同時に、生産年齢人口の総量は、今後もなお増加をつづけるが、その増加率は、一九六五年を境にして、しだいに低下傾向にかわることも注目に値する事実であろう。つまり生産年齢人口は、その増加率をしだいに弱めながら、その中身は、中高年齢人口層の増加という形をとることになる。

(3)人口の地域間および産業間移動の激化　人口および労働力の自然増加率の漸減傾向に照応して、その社会的移動が、一段と重要性を増してきている。それは、一口にいって、従来、低い生産性部面に収容されていた人口および労働力の、より高い生産性分野への移動である、たとえば、そうした変化は、戦前過剰人口のプールといわれた農村人口が、わが国にとっては、まさしく画期的な減少を示しつつあることに最も典型的に現われている。戦前の農村人口の移動は、農家の次・三男の離村向都を中心としたもので、それは過小農的生産体制を背景とした、その貧しさを温存するための、いわば〝口減らし〟のための移動であったが、今や、農家の長男までもが農業からはなれ、他産業に吸引されるにいたっているというばかり

第1図　人口移動率の推移

〔備考〕　総理府統計局『住民登録人口移動報告年報』による。

第4表　三大都市圏（都道府県単位の大都市圏）の人口増加

区分	人口（千人）			増加数（千人）			増加率（%）		
	1965年	1960年	1955年	1960～65年	1955～60年	1950～55年	1960～65年	1955～60年	1950～55年
東京圏（1都3県）	20,017	17,864	15,424	3,153	2,440	2,374	17.6	15.8	18.2
阪神圏（2府1県）	13,070	11,405	10,174	1,665	1,230	1,175	14.6	12.1	13.1
中京圏（3県）	8,013	7,330	6,838	684	491	442	9.3	7.2	6.9
三大都市圏計	42,100	36,599	32,437	5,502	4,161	3,990	15.0	12.8	14.0
全国	98,275	93,419	89,276	4,856	4,143	6,076	5.2	4.6	7.3

〔備考〕 東京圏は東京，神奈川，埼玉，千葉。阪神圏は兵庫，大阪，京都。中京圏は愛知，岐阜，三重。

第5表　地方別人口とその増減

区分	人口（千人）			増減数（千人）			増減率（%）		
	1965年	1960年	1955年	1960～65年	1955～60年	1950～55年	1960～65年	1955～60年	1950～55年
北海道	5,172	5,039	4,773	133	266	478	2.6	5.6	11.1
東北	9,108	9,326	9,334	△ 218	△ 9	313	△ 2.3	△ 0.1	3.5
関東	26,200	23,003	20,649	3,197	2,354	2,408	13.9	11.4	13.2
中部	18,803	18,050	17,532	752	518	613	4.2	3.0	3.6
近畿	15,776	14,031	12,812	1,746	1,219	1,203	12.4	9.5	10.4
中国	6,871	6,945	6,992	△ 73	△ 47	195	△ 1.1	△ 0.7	2.9
四国	3,975	4,121	4,245	△ 146	△ 124	25	△ 3.6	△ 2.9	0.6
九州	12,370	12,904	12,937	△ 533	△ 34	1) 637	△ 4.1	△ 0.3	1) 5.2
全国	98,275	93,419	89,276	4,856	4,143	1) 5,872	5.2	4.6	1) 7.1

〔備考〕 1) 増加数には，十島村および奄美群島（204 千人）の復帰による人口増加を含まない。
2) △印減少。

でなく、その離農現象は、在宅兼業や出かせぎという形態で、中高年齢以上の既存労働力にまで及んでいる。

(4) 人口の巨大都市への集中　人口の都市集中傾向は、もちろん戦前からの一般的傾向であったが、戦前における、わが国人口の社会的移動では、すでに指摘したように、農家したがってまた農村人口の大いさはそのままで、ほぼその自然増加分だけを余剰人口として、都市へ送り出すという形をとっていた。ところが、今日では、農村人口の絶対的減少に加えて、地方中小都市からも一部の大都市へ向けて、人口の集中的移動をひきおこすに至っている。その移動量の大きさもさることながら、巨大都市圏への人口のすさまじい集中傾向こそ注目されるところである（第4・5表）。一方、生活様式における都市化の波は、生産と消費との両面から、地方と農村とを問わず、そのすみずみにまで及んでいる。また、戦前、農家の過剰人口を吸収した都市の労働力需要は、主として中小企業、なかんずく零細な個人企業であったが、今や、直接または間接に巨大企業における労働力需要が核となり、労働市場は全国的な規模で流動化されつつあり、かくして、巨大都市に集積する大資本の支配下にくみこまれつつあるといえる。わが国における産業中では、中小企業の地位が、今日においてもなお依然として大きい。したがって、人口収容力の上でも大きな役割をになっているが、ここでも巨大企業による系列化、下請化がすすみ、その新しい再編成が、労働力の需給関係の変動を媒介として、ますます緊急の課題となってきてい

るのである。

ところで、総理府統計局編『昭和四二年、住民登録人口移動報告年報』によると、最近、東京、大阪、名古屋など巨大都市圏へ向けての人口集中が、やや鈍化しつつあることがうかがえる。すなわち、同年報によると、一九六七年の東京、神奈川、埼玉、千葉の一都三県の転入者数は約一四三万三〇〇〇人だったのに対し、転出者は約一一五万三〇〇〇人で、差引き約二八万人の転入超過だった。この数字は一九六二年には約三八万八〇〇〇人だったが、それを頂点に年々減りつづけて、六年後の六七年には一〇万人以上も少なくなったことになる。同様に、大阪、京都、兵庫、奈良の二府二県の転入超過数は、一九六一年の約二一万人から、六七年には約一〇万七〇〇〇人へ、また愛知、岐阜、三重の三県では一九六三年の約六万九〇〇〇人から六七年には約二万六〇〇〇人へと、いずれの場合にも下降線をたどっている。もっとも、これらの数字の中には、たとえば東京都から神奈川県へというような圏内移動も含まれているため、全国各地からそれらの巨大都市圏へ流入する人口の実数は、さきの数字を下回ったものであるが、厚生省人口問題研究所の試算によってみても、ほぼ同様の傾向を示していることが明らかであり、その理由としては、①全国的に人口移動の波が頂点を過ぎたこと、②人口移動の原動力になっている中・高等学校新規卒業者など若い労働力の数が、一九六七年を頂点に減りだしたこと、③人口の出し手だった農村部に若い人がいなくなって、子供の出生数が減るため、今後も農村からの人口の流出速度が鈍ると考えられること、④生活や賃金のうえでの全国的な格差が縮小し、その反面では、都市における過密の弊害が強調されるなど、巨大都市圏における魅力が失われはじめていることなどの点が指摘されている。

右に指摘したような、人口とその構成における画期的な変貌は、すでに戦前からはじまっていたことを無視することはできない。死亡率の低下傾向も、明治初年以来進行していたと推定できるし、出生率の着実な低下傾向は、第一次世界大戦以降、大正の後期からはじまっていた。この出生率の低下は、イギリスやドイツに比べて約半世紀近く遅れていたが、低下速度そのものは、それらの先進国の場合とほとんど同じであった。ことに、産業労働力の供給源、過剰人口の大きな貯水池としての農村における出生率の低下は、恐慌の下での農村の苦悩、その構造的な矛盾をしだいに顕在化していたことの反映であった。過剰人口の悩みが「人口問題」として、あるいは失業問題が、人びとの脳裡に深くきざみこまれるに至ったのもちょうどそのころのことである。そして、昭和恐慌以後のわが国経済は、準戦時体制に移行することによって、それらの問題を、一応表面的には解決したかにみえたのである。

すでにのべたように、戦前のわが国農村が、過剰労働力したがってまた過剰人口の貯水池を形成していたことはよく知られている。内務省社会局の解雇工場労働者帰趨調べによってみても、一九三〇（昭和五）年五六万九〇〇〇人の解雇労働者中二二万二〇〇〇人が帰農しており、総数に対するその割合は三九・〇％を占めていた。一九三一年には二八万四〇〇〇人（四三・三％）、一九三二年には二八万六〇〇〇人（四四・六％）の帰農者を出していたのである。にもかかわらず、その間のわが国農家戸数は五六〇万戸前後とほとんど変化を示さなかった。帰農者は既存の農業経営単位にはいりこんで、

戦前から戦後への経過

潜在化していたのである。それらの余剰労働力が、不況からの立直りをまって産業界に復帰する予備軍を形成していたことはいうまでもない。加えて、農村における自然増加人口は多数にのぼり、それは青年労働力のたくましい供給源となっていた。新たに農家戸数を増加する余裕がないのだから、次、三男以下の農業以外に職を求めざるをえない増加人口は、年々およそ三〇万ないし四〇万人と推定された。この大きな新労働予備軍をいかに消化するかが、わが国の識者の間での、大きな問題となっていたのである。一九三二～三三年当時、為替安の波に乗って海外市場を席捲した輸出産業の盛行も、実は、その農村余剰労働力を基盤とした低賃金に根をおいていたといえる。

ところが、一九三一年九月の満州事変を契機とする軍需産業の徐徐なる拡張とそれに伴う産業界の繁忙は、その後における帰農者を減退せしめる一方、新たな労働力を農村から吸収しはじめた。同時に、労働力にたいする需要は一般未経験工から経験工もしくは熟練工に移行集中し、その不足がようやく目立ちはじめていたのである。かくして、一九三一年「満州事変」勃発当時、わが国産業は世界的な不況のまっただなかにあり、労働力の過剰がしきりに叫ばれ、人口問題や失業問題が真剣に論ぜられたのであったが、その後における準戦時体制の進行に伴って、労働力にたいする需要が喚起され、わが国の労働人口は一応の完全就業状態をみるにいたったといわれたのである。さらに、一九三七年七月の日中戦争開始によって事情は大きく変化した。

第一に兵力の動員数が多数にのぼり、それらの召集者の大部分がいずれも二〇歳から三五～六歳にわたる青壮年男子であって、従来産業上の中堅労働者であったこと、第二に生産力拡充計画の遂行に伴う重化学工業および鉱業等基礎産業の拡充により、労働力の需要量をいちじるしく増加したこと、第三に中国東北、華北等「外地」への労働者の供給増加などにより、かつての労働力の過剰は労働力の不足へと一転し、「生めよ、ふやせよ」という政策方向が強められることになったのである。しかし一方、死亡率の低下傾向は停滞気味となり、結核死亡などは目にみえて増加した。実質賃金も急激な低下傾向をとりはじめていた。やがて、戦時下における労務動員と人口の移動には、最近の人口移動に匹敵するような激しさが認められたが、終戦による結果は、「一億総帰農」などという言葉に象徴されるように、復員者、海外からの引揚者を含めて、過剰人口問題が、むしろ一段と露骨な形でもちこされるという事態をまねいていたのである。

終戦直後にみられた異常な出生ブームは、戦時中に延期されていた結婚や出生が、一時に集中的に生じたためのもので、国際的にも通例の現象であった。一九五〇年以降、出生率の低下傾向は再現するが、ちょうど同じころ戦後死亡率の低下による生産年齢人口の激増期を迎えて、農村に滞留していた農家次、三男の潜在失業問題が論議の対象として、過去の記憶を再びよみがえさせることになった。そして、一九五五年のいわゆる〝神武景気〟に至るまでの一〇年間には、過剰人口の悩みが戦前以上に大きかった。家族計画が、この時期に急速に普及し、出生の抑制がやみ堕胎という形で出発した。一九四九年優生保護法によるその一部合法化は、そのやみ行為の弊害を防止するために、既成事実を追認したものであるといってよい事情にあった。幸い人工妊娠中絶は、健全な避妊法の普及に伴

って、最近はようやく漸減の方向をたどってはいるが、そのような非常手段の慣用に負うている割合は、今日においても依然として大きい。こうした事実は、国民経済の表面的な成長が、多分に内部的なひずみをかかえたまま進行していることを示唆するものであるといえる。一九五〇年以降における出生率の目にみえた低下は、六〇年を境として一応落ちつきつつある。それはわが国経済の〝高度成長〟が異常な勢で進行した時期に当たり、新規学卒労働力の供給不足が訴えられはじめたのもこのころからであった。しかし、そのような労働力需給関係の変化は、新規学卒労働力の供給実数が減少したからではなく、むしろその需要が急速に膨張したことに由来するものであった。総じてこの〝高度成長〟期は、戦後死亡率の低下が生産年齢人口を激増させ、労働力の供給を最も潤沢にした時期の最終段階に当たるものであることを銘記する必要がある。いいかえれば、わが国の経済は、「昭和四〇年をピークとする生産年齢人口の激増」を背景に、その〝高度成長〟を達成することができたのである。そのことが、〝高度成長〟のための不可欠の一要因をなしていたことはまちがいない。しかし、労働人口の増加率は、今後逓減傾向となる。高校進学率の向上を考慮すると、一九六七～八年がその転換期である。

2　社会階級構成の戦前と戦後
——社会階級構成表における労働者階級の地位——

わが国人口の社会的構成なかんずく社会階級構成表編成のために、利用しうる資料としては、国勢調査の結果が最も基本的なものである。国勢調査は、一九二〇（大正九）年を最初に、一九六五年までに過去一一回実施されており、そのうち、一九二〇、三〇（昭和五）、四〇（昭和一五）、五〇（昭和二五）、六〇（昭和三五）年と各一〇年ごとにおこなわれた調査が本来の国勢調査で、それぞれの中間年次すなわち一九二五（大正一四）、三五（昭和一〇）。五五（昭和三〇）六五（昭和四〇）年の場合は、調査事項が部分的に省略されていて、簡易調査とよばれている。また、一九三五（昭和一四）年の国勢調査は国民の消費物量に関する臨時調査、一九四七年のそれは、終戦後の人口構造を把握するための臨時調査であって、一九三九年の調査を除けば、本来のものであると、簡易のものとを問わず、そのいずれもが全国的な人口センサスとしての性格をもつものである。そして、戦後の国勢調査では、人口の就業状態に関しては、平常の状態によって「有業者」と「無業者」とを区分していたのにたいし、戦後の場合では、一定の期間たとえば一九六五年の国勢調査では、同年九月二四日から三〇日までの一週間の就業状態によって、「就業者」

と「完全失業者」とをわかち、双方を含めて「労働力人口」とよぶということに改められている。つまり、その定義によれば、一週間内に多少でも仕事に従事して、収入を得ていたものまたは収入になる仕事をもっていたもののすべてが「就業者」とみなされ、戦前では「無業者」として取り扱われた人たち、すなわち就業がいちじるしく不安定であり、かつ所得の低い不完全就業者もしくは潜在的な失業者をも「就業者」中に含めているというちがいがある。本年鑑六九年度版では、わが国最近の社会階級構成とその特徴についてのべた。ここでは、前記の国勢調査結果に依拠して、戦前における社会階級構成表をたどり、今日の地位をいっそう明らかにするために役立てたいと思う。

一九二〇（大正九）年社会階級構成表

第一回（大正九年）国勢調査結果では、すでに指摘したように、今日の労働力状態に対応するものとして、①有業者――本業者と本業なき従属者で副業ある者を含む――　②無業家族　③主人の世帯にある家事使用人　④無業独立者の分類がおこなわれている。また、産業と職業分類とが未分離のままで、職業分類によってのみ区分されており、その職業分類は、上述の③、④をも含めて一〇分類からなっていた。さらに、職業分類そのものが、職業上の地位三区分すなわち、①業主――業務を主宰経営する者　②職員――業主の下に在りて事務または技術に従事する者　③労務者――業主、職員の下に在りて単に労務に従事する者とで組み合わされて結果が表わされているのである。そこで、これによって、社会階級構成表編成の際、留意すべき点についてつけ加えれば、㈠本業なき従属者を含めての、すなわち全人口について、彼らの生計が、どのような職業あるいは職業上の地位のものによって維持されているかということがわかり、また、㈡無業独立の収入による者、たとえば小作料、地代・家賃、有価証券、恩給・年金収入によるものの数が、職業小分類によって捕捉可能である。しかし、㈢業主については資本制的な部分と零細自営業の場合とで区分が不可能であるばかりでなく、家族従業者が職員や労務者のうちに混入されているという難点をもつものといえる。

この一九二〇年国勢調査結果による、戦前の社会階級構成表作成例としては、経済研究会の試み、「我国人口の階級的構成」（『中央公論』一九三二年一〇月号所収）がある。それは都市についてのみの編成表であるので、農業、水産業、その他の数字をつけ加えたものが第6表であり、研究会の社会階級構成表そのものは、太い線で囲った部分である。そして、これは国勢調査の職業分類が、産業と分離されないままに、小分類をも与えている点に注目し、まず産業を近代的かどうかで区分し、それに工場統計表の規模別資料その他を配慮して編成されており、「日本において農村人口の占むる比重が大であることはいうまでもない。だが、都市人口においても近代的プロレタリアート以外の要素の占むる比重は圧倒的である」という指摘がおこなわれている。

一九三〇（昭和五）年社会階級構成表

一九二五（大正一四）年国勢調査は、いわゆる簡易調査としておこなわれたため、就業状態についての調査項目をもたなかった。次いで、一九三〇（昭和五）年の国勢調査の際から、産業と職業とが分離され、両分類が併用されることになった。また、この調査では、産業上の地位として、①雇主――雇人を使用しまたは家族の補助を

第6表　1920（大正9）年社会階級構成表　（単位　人）

区　　分	列番号	実　　数	構成比
総　　計	1	27,334,981	100.0
1　ブルジョアジー	2	143,194	0.5
・鉱山業主	3	5,926	0.02
・工，商，交通，土石採取業，職員の1/6にあたる業主	4	137,268	0.5
2　旧中間層	5	3,099,178	11.3
・工，商，交通，土石採取業，業主から上掲を除いたもの			
3　新中間層	6	1,809,414	6.6
・鉱，工，商，交通業，職員	7	859,713	3.1
・公務自由業，業主職員	8	949,701	3.5
4　生産に従事せざるプロレタリアート	9	2,056,047	7.5
・商業労務者	10	1,106,328	4.0
・公務自由業労務者	11	294,522	1.1
・家事使用人（住み込みをふくむ）	12	655,197	2.4
5　後れたるプロレタリアート	13	2,998,803	11.0
・5人以下の工場または細工場労務者	14	1,613,032	5.9
・屋外労務者	15	944,323	3.5
・日雇労務者	16	441,448	1.6
6　近代的プロレタリアート	17	2,184,184	8.0
・5人以上工場労務者	18	1,554,727	5.7
・鉱山労務者	19	355,991	1.3
・（近代的）交通通信労務者	20	273,466	1.0
7　軍　人（兵卒）	21	197,609	0.7
8　小作料に依る者	22	63,225	0.2
9　地代，家賃，有価証券収入に依る者	23	96,653	0.4
軍人（兵卒に将校，下士を加える）	24	310,956	1.1
10　農　　業	25	14,128,360	51.7
11　水 産 業	26	558,314	2.0

〔備考〕 大正9年国勢調査報告　全国の部（職業）第8表による。列番号2～21までを，日本経済研究会「我国人口の階級的構成」（『中央公論』昭和6年10月号）が算定。国調原表に照らし研究会の計算ミスと考えられるものは改めてある。原表の本業者総数とこの表の総数とを比較すれば，本業者総数＋家事使用人(住込み)－無業者（列番号22，23を除く）－その他有業者(小分類)＝本表総数。しかしなお本表の方が5名多い。研究会の計算においては兵卒が分離されているが，将校，下士は公務自由業・業主職員（列8）にふくめられている。これらを一括したのが（列24）の軍人である。研究会の階級・階層規定とくにプロレタリアートは留意を要する。
内海原一郎編『社会科学のための統計学』所収「人口と階級」による。

第7表　1930（昭和5）年社会階級構成表　（単位　1,000 人）

区分	列番	実数	構成比（除農・水産業）	区分	列番	実数	構成比（除農・水産業）
総数	1	29,811	100.0(100.0)	Ⅲ 被用者および家族従業者	27	8,313	27.9(55.1)
Ⅰ 経営者	2	57	0.2(0.4)	1) 単純労働者	28	1,151	3.9(7.6)
鉱工業，運輸業建設業	3	27	0.1(0.2)	2) 販売従業者	29	1,419	4.8(9.4)
商業，サービス業	4	20	0.1(0.1)	（うち家族従業者）	30	632	2.1(4.2)
金融業	5	10	0.0(0.1)	3) サービス従事者	31	1,477	5.0(9.8)
Ⅱ 小経営主，自営業主，職人	6	6,140	20.6(40.5)	サービス	32	770	2.6(5.1)
1) 小経営主，自営業主	7	1,585	5.3(10.3)	家事	33	706	2.4(4.7)
鉱業	8	4	0.0(0)	4) 資本制的家内工業従事者	34	690	2.3(4.6)
建設業	9	42	0.1(0.3)	5) 近代的生産部門従事者	35	2,089	7.0(13.8
手工的工業	10	261	0.9(1.7)	鉱業	36	191	0.6(1.3)
機械工業	11	108	0.4(0.7)	機械工業	37	1,369	4.6(9.0)
運輸業	12	61	0.2(0.4)	陸上運輸	38	301	1.0(2.0)
商業	13	644	2.2(4.2)	水上運輸	39	58	0.2(0.4)
サービス業	14	259	0.9(1.7)	通信	40	170	0.6(1.1)
医療保健業	15	83	0.3(0.5)	6) 俸給生活者	41	1,489	5.0(9.9)
自由業	16	123	0.4(0.8)	事務従事者	42	582	2.0(3.8)
2) 職人	17	2,736	9.2(18.2)	役付俸給生活者・技術者	43	171	0.6(1.1)
建設職人	18	749	2.5(5.0)	医療技術者	44	112	0.4(0.8)
手工業者	19	1,987	6.7(13.2)	官公吏	45	297	1.0(2.0)
3) 名目的自営業者	20	1,819	6.1(12.0)	教師	46	327	1.1(2.2)
商業	21	732	2.5(4.8)	Ⅳ その他	47	614	2.1(4.0)
行商，露店商等	22	641	2.2(4.2)	軍人	48	243	0.8(1.6)
仲買人	23	130	0.4(0.9)	金利生活者	49	371	1.2(2.4)
サービス業	24	133	0.4(0.9)	うち i 小作料に依る者	50	46	0.2 —
運輸業	25	8	0.0(0.1)	ii 地代家賃有価証券その他の収入に依る者	51	89	0.3 —
資本制的家内工業主	26	176	0.6(1.1)	Ⅴ 農業	52	14,140	47.4 —
				Ⅵ 水産業	53	547	1.8 —

〔備考〕 昭和5年『国勢調査報告』第2巻　職業及産業第4表，列2～49までは，江口英一，山崎清「日本の社会構成の変化について」，『日本労働協会雑誌』第1表。国調原表有業者総数と本表総数の関係は原表有業者総数＋無業者のうち収入に依る者（中分類）＝本表総数。

うけて自己の業務を営む者　②単独――他人に雇われずまた雇人を使用せず、家族の補助をもうくることなく一人にて自己の業務を営む者　③使用人――俸給、給料、賃金その他の報酬をえて勤務する者または家族にして世帯主その他の家族の業務を補助する者の三つを区分しており、さらに、職業分類中でも、業主、職員、労務者の規定を含むことになった。しかし、この場合にも、依然として資本制的経営者を自営業主、労働者と家族従業者とを区分することができない。ここでは、江口英一、山崎清両氏が、前表の場合と同様、都市についての社会階級構成表を作成されたもの（「日本の社会構成の変化について―都市における―」、『日本労働協会雑誌』、一九六一年一月号所収）に、やはり、農業、水産業を加わえて第7表として掲げた。

両氏は、都市における社会階級構成に関して次のように指摘されている。すなわち、「まず資本家階級だが、戦前の資料では、私たちのいう小経営主は、自営業主と区別できないし、部門経営担当者は技術者と区別できないから、資本家階級は会社などの経営者のみの数字となる。これは僅かに〇・四％、これに反し、小経営主、自営業主、職人の合計は三〇％にも及び、しかも家族従業者が被用者と区別できないため除外されているのだから、これを考慮に入れれば、われわれの自営業者に相当するものは、おそらくは全体の社会構成の過半数に達するであろう。販売に従事する家族従業者だけは与えられているが、これらを合計するのみでも四五％になる。このような膨大な自営業主が存在するのだから、自営業主の下にある被用者および家族従業者も膨大な数となる。この頃には主としてこうした分野にあったと考えられる商業、サービス業、それに資本制的家内工業従事者と目されるものをふくめると二四％、これと自営業主、職人との合計を一応自営業の分野をなすものと考えれば、総数のほぼ三分の二程度がこの分野にあることになる。しかもこれには一三％の名目的自営業者がふくまれていないのである。近代的な産業部門と考えられる部門では、家族従業者をふくめても一四％で、俸給生活者、それに単純労働者をふくめても、本来的な労働者階級に属する部分は、最高として三一％、実際はそれ以下になる。しかも、この単純労働者を労働者階級に全部ふくめることについては、いささか疑念がある。総じて昭和五年では、恐慌による影響を顧慮するにしても、経済的社会構成の主体は、なお自営業部分にあった。」

戦後の社会階級構成表

戦後の国勢調査結果では、就業者をその従業上の地位によって、①雇用者、②会社などの役員、③自営業主、④家族従業者、⑤内職者に分けている。そのうち「雇用者」というのは、常勤・非常勤のいかんを問わず、「会社、個人商店、団体、公社、官公庁などに雇用されて、賃金・給料などをうけている人」をいう。したがって、この雇用者のうちから、会社、団体の高級社員ならびに高級官公吏（通常課長以上）など資本家的機能のにない手と目すべき人たちを控除することが可能であるならば、大体において無産者であって、その生活を、自己の勤労もしくは労働力の提供にもとづく賃金、給料その他これに準ずる報酬によって維持するものを区分しうるわけであって、それによって、労働者階級人口の、わが国人口中における地位について知ることができる。

なお、戦後の国勢調査では、地代収入で生活するもの、あるいは

また、もっぱら利子、株式配当などの財産収入で生活している人たち、つまり、地主と全くの資本所有者とが、無職業者として非労働力人口に分類されることになっているので、調査結果のうちでは、地主層という表示にかけているばかりでなく、彼らが、同時に何らかの他の職業をあわせもつかぎりにおいてのみ、労働力人口としての扱いをうけ、その職業によって区分されているにすぎない。第8表は、その国勢調査の結果によって、戦後における社会階級構成の推移を示したものである。

第8表　戦後日本の社会階級構成表　（単位　1,000 人）

区分	1950年	1955年	1960年	1965年
労働力人口	36,309 (100.0)	39,908 (100.0)	44,009 (100.0)	48,294 (100.0)
A 資本家階級	681 (1.9)	807 (2.0)	1,183 (2.3)	1,757 (3.6)
B 中間階級 —自営業者および家族従業者層—	21,403 (58.9)	21,251 (53.2)	20,100 (45.7)	18,501 (38.3)
(a) 農林漁業従事者	16,189 (44.6)	15,046 (37.7)	13,486 (30.6)	11,097 (23.0)
C 労働者階級	13,888 (38.2)	17,419 (43.6)	22,237 (50.5)	27,463 (56.9)
サラリーマン層	4,335 (11.9)	4,977 (12.5)	6,237 (14.2)	8,225 (17.0)
生産的労働者層	7,267 (20.3)	8,956 (22.4)	12,253 (27.8)	14,089 (29.2)
不生産的労働者層	1,552 (4.3)	2,733 (6.8)	3,429 (7.8)	4,484 (9.3)
D 自衛官，警察官，保安サービス員	337 (0.9)	431 (1.1)	489 (1.1)	575 (1.2)

〔備考〕 1) 大橋隆憲「戦後日本の階級構成と最高経営者層中核部」，『現代の経済と統計』1968年，有斐閣刊所収による第8表より作成。
2) カッコ内は構成比。

さてそこで、この社会階級構成の戦前とのちがいについていえば、一つには、その比重が農・漁民と都市中間層を含む自営業者層中心から、大きく賃金労働者層中心へと変わっていること、二つには、農地解放にともなう旧地主層の解体と資本家階級の増大という点で特徴的である。資本家と賃金労働者とが、資本制社会における二つの基本的な社会階級であることを示すこの傾向は、いうまでもなく明治以降徐々に進んできたものであるとはいえ、戦後なかんずく一九五五～六〇年の間に決定的なものとなった。以下、前表により、戦後、現在にいたる社会階級構成表変化の要点を指摘すれば、次のとおりである（本年鑑第三九集第一部参照）。

一、就業人口の増加率は、一九五五～六〇年にかけて、最も大きく、一九六〇年以降若干の停滞をみている。この急上昇は、いわゆる〝高度成長〟経済にともなう雇用労働者数の激増を主要要因としたものである。労働者階級の増加線と自営業者層の減少線は、一九六〇年の直前で交差し、同年には、労働者階級が労働力人口中の最多数階級となった。その基本的な傾向は、その後においてもひきつがれており、一九六五年では、社会階級構成中、労働者階級五六・九%にたいし、中間階級三八・三%と、一九五〇年当時に比べてその地位が逆転しているばかりでなく、七大都市を含む人口集中地域における労働者階級の地位は七一・五%にも達している。

二、資本家階級については、資料的制約からいって、必ずしも正確な数字を把握しがたい。ここでは、本来資本家ではない層が含まれており、他方、無業の金利生活者などが除かれている。しかし、

それらの制限を前提にしても、会社役員の増大を主軸とする、この階級の増大傾向を認めることができる。

三、中間階級、自営業者層は、全体として、他の諸階級、諸集団が増加しているなかでその減少がいちじるしい。その主要要因は、農業従事者の激減であり、戦後、年を追うごとにそれが促進される傾向にある。これを農家を単位とする別の資料でみると、専業農家の減少、兼業とくに第二種兼業農家の増加としてあらわれ、兼業種類としては出かせぎ、人夫、日雇い等の増大が注目される。そしてまた、数的にはその変化が目立っていない漁業従事者の場合とともに、女子もしくは年少者の増大を無視することができない。

四、労働者階級のうち、生産的労働者と不生産的労働者とでは、一九六〇年までは、両者の増大テンポがほぼ併行していたが、六五年にかけて、生産労働者層の増大が頭うちとなっている。その内部構成では、農業賃労働者と鉱山労働者、また工業労働者では製糸・紡織業等いくつかの軽工業部門で減少している一方、輸送用機械組立・修理従事者（自動車修理工がその主力）、そして建設労働者、電気従事者の増大がいちじるしい。

五、自衛官、警察官、その他の保安サービス員は、絶対的にも相対的にも増加傾向にある。

3　中高年齢労働者問題

――人口の高齢化傾向と職業訓練――

人口の高齢化傾向　わが国人口の最近における目立った特徴の一つは、少産少死型人口動態への移行にともなって、今後、生産年齢人口は、その増加率をしだいに弱めながら、中高年齢人口層の増加という形をとるということであった。そして労働力需給上の問題は、その生産年齢人口総量そのものよりも、むしろ、その年齢構成における高齢化傾向にある。現在における「労働力不足」の訴えも、実は新規中・高等学校卒業者を中心とした若い労働力にかかわることであって、中高年労働力については、逆にその過剰状態がさまざまの社会的な問題をなげかけている。人口の高齢化傾向は、そうした問題をなおいっそう深刻化することになるであろう。労働力不足が訴えられると同時に、中高年労働者の再教育、技能の向上を含む職業訓練制度の充実について、あらためて関心がもたれているのも当然といえる。

すでに、前年度版でも指摘したように、巨大都市圏へ向けての人口の集中過程は、一方では、大量の若年労働力を吸引すると同時に、他方では、大企業と中小企業とを問わず、中高年労働力を排除する過程でもあり、ことに中小企業における技能労働者の養成につ

いては、徒弟制教育、訓練に依存する部分が多く、その過度労働と低賃金を契機とする頻繁な労働移動を通じて、中年から高年へかけて、労働者の地位を下降させ、彼らを廃兵化し、都市の下層に沈澱させてゆく過程でもある。つまり、中高年労働者を広範に滞留させ、過剰状態にしている根元の一つは、若い未熟練労働力を、つかいずて同然に放置し、彼らに必要な職業訓練施設とその運営にかけている点にあるといえるのである。

職業訓練制度の内容

わが国では、戦後一九五八年に、主として中学卒業者および一般失業者を対象とし、技能労働者の養成、労働者の技術水準向上をねらいとした職業訓練法が制定された。ちょうどそのころ、いわゆる「技術革新」にともなう技能労働者の不足や、また一方、相次ぐ合理化によって企業から排除された中高年齢失業者の転職問題が大きく注目されるところとなっていたのである。技能労働者の不足数は、最近では、年間一〇〇万人以上に達するものと推定されている。ところで、職業訓練法にもとづく制度内容は、①国または都道府県、雇用促進事業団が設置・運営する公共職業訓練、②事業主または事業主の共同職業訓練団体のおこなう事業内職業訓練とからなっている。右のうち、公共職業訓練は、その対象によって、新規学校卒業者の養成を主とする一般養成訓練と、石炭産業離職者その他の中高年齢失業者等にたいする転職訓練とに分けることができ、一般職業訓練の実情についていえば、一九六一年の新規中学卒業者のうち、職業安定所に正規の求職申込みをしたものは、三九万人近くであったが、そのなかで職業訓練入所者は一万八〇〇〇人にすぎなかったし、高卒求職者四八万人のうちでは、一七〇〇人が職業訓練所に入所していたにすぎなかった。しかも、最近のように若年労働者の求人難が深刻になると、職業安定機関としては、訓練所への入所斡旋よりも、就職斡旋のほうに力がそそがれてしまうという傾向が強まっている。また第9表によると、一九六二年で、一五～一七歳の青少年人口が約五四〇万人、そのうち約半数が全日制高校に在学し、なんら教育をうけていなかった者が三〇%、公共職業訓練所在所者はわずかに〇・五%にすぎなかった。一方、事業主によって、その雇用者にたいしておこなわれる、労働大臣の認可をうけた事業内職業訓練生の場合も、前表によると、一五～一七歳青少年人口の〇・八%にとどまっている。

第9表　15～17歳の各種教育機関在籍数　（単位　1,000 人）

区分	昭和30年 実数	昭和30年 %	昭和37年 実数	昭和37年 %
15～17歳人口総数	5,069	100.0	5,421	100.0
A　教育機関在籍者総数	3,173	62.6	3,792	69.9
1. 全日制高等学校	2,037	40.2	2,826	52.1
2. 定時制高等学校	425	8.4	351	6.5
3. 通信制高等学校	13	0.3	23	0.4
4. 高等学校別科	17	0.3	7	0.1
5. 各種学校	307	6.1	401	7.6
6. 社会通信教育	14	0.3	19	0.4
7. 青年学級	308	6.1	84	1.5
8. 公共職業訓練所	23	0.5	26	0.5
9. 事業内職業訓練所	25	0.5	45	0.8
10. 経営伝習農場	4	—	4	—
B　教育をうけていない者の数	1,896	37.4	1,629	30.1

〔備考〕中央教育審議会「後期中等教育の現状に関する諸資料とその解説」，文部省編『中等教育資料』昭和38年8月号所収による。

第10表　職業訓練施設の設置状況（訓練生数）

区分		昭和37年	昭和42年
公共職業訓練	一般職業訓練所	44,720人	81,695人
	うち　転職訓練	10,035	46,250
	中高齢失業者	6,415	40,470
	炭鉱離職者	2,480	1,940
	日雇転職者	1,140	3,840
	総合職業訓練所	18,300	43,160
	うち　転職訓練	6,670	28,800
	中高齢失業者	3,110	26,580
	炭鉱離職者	3,560	2,200
職業訓練事業内	単独訓練	29,031	26,290
	共同訓練	31,921	57,867

〔備考〕 1）昭和42年3月

		右のうち公共職業安定所または学校へ求職申込みをしたもの
新規学卒者	中卒者 193万人	31万6千人
	高卒者 160万人	48万2千人

2）労働省編『失業対策年鑑』および雑誌『職業訓練』所収各年度「公共職業訓練計画」による。

技能労働者養成の特徴

さて、そこで、わが国の職業訓練法が想定している、技能労働者の養成経路を図式化すると、第2・3図のごとくなる。そして、この図表から、次のことがいえる。

第一に、学歴新制高等学校卒業者、旧制でいうと中学校卒業者は、通常、管理もしくは営業部門に配置され、職員としての身分が与えられているのにたいして、新制中学卒業者や旧制尋常高等小学校は、現場要員つまり工員として処遇され、職員、工員の両者は、直接的に学歴別に対応している。したがって、

第二に、技能労働者に関する職業訓練というのは、新制中卒者を対象とした、工員養成のための制度であり、その教科内容からすると、専ら実技中心の訓練である。したがって、文化的、一般的教養また専門的な基礎学科にかけている

第2図　公共職業訓練運営区分

変化にたいする適応力を習得しえない。また、その対象に注目すると、選抜された少数者いわゆる「養成工」と職場内訓練のみをうける層とで区別することができる。ことに大企業では、「極端な選別主義」基幹工の養成を選抜者にのみとどめ、要すれば、中小企業からのひきぬきによる中途入社者で技能労働者を選択的に補充しようとする傾向がいちじるしい。なお、高校進学率の向上にともなう中卒者の絶対数不足のため、高卒者もまた、職業訓練の対象として加えられるようになってきているが、彼らを作業現場に配置するについては、そのために必

第3図　技能労働者および技術系人材養成系統図

〔備考〕『現代労働問題講座，第7巻職業訓練所』所収，岡本秀秋氏論文参照。

要な条件が整えられていないために、さまざまの問題をなげかけているということができる。たとえば、①職・工員差別が、社会的な通念として定着しているために、工業高校卒業者を除く、普通科の新制高卒者の場合には、一般に作業現場に入りたがらない傾向のあること、②作業現場では、比較的に高熱、重筋労働もしくはよごれ作業が多く、かつ連続生産が常態である場合には、三直三交替制の勤務がくまれていて、日勤が原則である事務部門との間で、作業環境や労働の性格の差異に加えて、勤務形態のちがいを無視しえないということ、さらに、③工員は、係長をこえて昇進しえない、といったような点を含めて、同じ新制高校卒業者であっても、職員と工員とでは処遇上、昇進上の差別が明白であって、それらのことが、大きく労使関係にかかわりをもつものとなっているのである。

第三に、公共職業訓練における一般養成訓練および認定事業内訓練以外のところでは、事実上、職業訓練が制度化されていないために、今日でもなお、いわゆる徒弟制教育に依存して、技能労働者を自成的に育成せざるをえないというのが実情である。そうした場合、中卒者は、自己の発意で、夜間の定時制高校に通学しないかぎり、いっさいの公教育から除外されることになるのである。わが国の小・零細工場における、多数の中学卒年少労働者は、そうした状態にある。

これを要するに、かくのごとき職業訓練法の制度内容では、依然として、労働者の技能の向上はもとより、技能労働者の地位の改善も期待しがたい。年少労働力のかなりの部分が、いわば使いずて同然に消耗され、今日においてもなお中高年へ向けて廃兵化する運命にあるということができるのである。

【参考資料】(1)本多龍雄「現下の人口および人口問題の問題史的意義」(厚生省人口問題研究所『人口問題研究』、第一〇六号、昭和四三年四月刊行掲載)および同誌所収論文　(2)内海庫一郎編『社会科学のための統計学』所収、「第五章、人口と階級」(一九六九年五月、評論社刊)　(3)堀江正規「戦後労働者階級の構成変化」(雑誌『経済』一九六九年一、二月号所収)

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用動向──雇用労働者の増大／産業別雇用の動き／大企業労働者の増加／臨時・日雇労働者の増加／最近の労働力不足と企業の雇用対策──労働力不足の進行／企業の雇用対策／失業者の発生状況──企業整備の動き／失業保険受給者の減少／完全失業者の動き／新規学卒者の入職状況──新卒就職者数の動き／就職先の産業構成／就職先の企業規模／就職者の職業構成／短期離職の増大／労働移動──入職・離職率の動き／離職者の年齢別、勤務期間別構成／離職者、転職者の産業別、規模別、職種別構成／転職労働者の転職理由／転職にともなう賃金変動／労働者の地域移動／職安の職業紹介

概要

一、わが国の賃労働者は近年いちじるしく増大しており、一九六七年に三千万人を突破し、六八年には三一四八万人となった。賃労働者の就業者全体に占める比重も近年ひきつづき増大し、一九六〇年当時五三%だったものが六八年には六三%に高まった。他方、農林業就業者は家族従業者を中心に大幅に減少し、農林業就業者は一九六七年から一千万人を割り、就業者全体に占める割合も一九六〇年の二九%から六八年には一九%へと低下した。

一、産業別にみて一九六八年に雇用の増加率が高かったのは建設業で、建設業は近年大幅な雇用増加をつづけている。輸送用機器と電気機器製造業の雇用増加率が建設業に次いで高く、これらの業種をはじめ金属・機械生産部門では最近かなり大幅な雇用増加をつづけている。産業別の雇用構成では、一九六八年には製造業、商業、サービス業などの割合が高まり、やや長期的には商業部門と建設業の割合が目立って高まっている。雇用の動きを企業規模別にみると、大企業の入職超過が高く、最近、製造業を中心に大企業労働者の割合が高まる傾向をみせている。しかし他方、従業員五〇〇人未満の中小企業で働く労働者が全体の六一%を占めて依然として最も多く、零細企業の労働者も全労働者の三分の一にのぼっている。ま

た臨時・日雇労働者の雇入れが建設業、商業、製造業などを中心に最近増加し、なかでも女子労働者の入職にその動きが目立っている。最近の企業の労働力不足対策の一つとしていわゆるパート・タイマーの利用が女子を主要対象として広がり、それは企業の労働構成の平常的な一部分となりつつある。

一、新規学卒就職者では、中学卒就職者が最近大幅に減少している。高校卒就職者はこれにたいして近年かなり増加し、最近では中学卒就職者の二倍近くに及び、新規学卒労働力の中心となっている。新規学卒者の入職先では、大企業入職者の割合が一般に高まっているが、ただ高校卒就職者の場合には零細企業入職者の割合も同時に高まっている。職種構成では、高校卒就職者に直接生産部門での技能労働者の比重が最近高まっており、中学卒就職者が激減しその充足不足がいちじるしくなるにともない、高校卒業のいわゆる現場作業労働者としての使用が広まっている。また他方では、一たん入職した新規学卒者が短期間でその企業を離職し、転職・企業移動をくりかえすという動きが増大している。

一、企業の労働力不足はひきつづきいちじるしく、労働力不足は小規模企業におけるほど強まっている。企業がとくに不足を訴えている労働力は技能工や販売員などであるが、最近では建築関係の職種の技能工の不足が増大している。技能程度では一般に熟練工の不足がいちじるしいが、中小企業では技術・研究員の不足も増大している。こうした労働力不足の増大に直面して、企業はさまざまな雇用対策を実施しているが、大企業が経営合理化の促進を基盤として既存従業員のいっそうの効率的使用にその重点を置いているのにたいし、中小企業は一般に労働力の量的確保に力をそそいでいる。

一、労働移動は依然として活発であるが、全体としては最近やや落着きをみせている。また転職・就職にともなう労働者の地域移動も一段落する傾向にある。そのなかで、最近、大企業からの離職が増加する動きをみせ、また離職者に三〇歳以上の中高年齢層の割合が高まり、短期離職の動きもふたたび増加している。男子労働者の企業移動では、離職企業より小規模の企業へ流入する動きが、零細企業への流入を中心として最近高まっている。また転職労働者の転職理由では、賃金が低いことや他に好条件の仕事があったなどの理由が多くなっており、こうした理由による転職・企業移動は若年層のみでなく中高年齢層においても目立って増加している。同時に、転職にともなう賃金変動では、最近では若年層のみでなく中高年齢層の転職者でも賃金の減少する者の割合は低下し、増加した者の割合が高くなっている。

一、公共職業安定所の職業紹介でも、最近求人数が求職者数を上回るようになり、就職件数も増加し、就職率も高まった。また失業保険受給者も減少をつづけている。企業の労働力需要がひきつづき大きいため、転職・離職者の再就職の機会は多く、提供される賃金額も前企業でのそれを下回る場合は少なくなり、さらに高まる場合がふえているなど、こうした再就職の条件は労働者にとって好転しているといえる。またこのため、失業者としての滞留の増加もみられない。しかし他方では同時に、企業倒産のひきつづく増大に反映されるように、中小企業の経営の不安定さは強まっており、また中高年齢層も含めて短期離職の動きが高まり、離職・転職にともなって小・零細企業への流入が増加しているなど、職業紹介や賃金額の変動や失業などの指標からみた雇用条件の好転にもかかわらず、労

働者の就業の不安定は依然として大きく、それはむしろ強まる方向にあるとみられる。

1　雇用動向

雇用労働者の増大

近年、就業者数が増加するなかで、農林業就業者が減少し非農林業雇用労働者が増大するという動きが進行しているが、こうした動きは一九六八年にも引き継がれた。総理府統計局「労働力調査」によると（第11表）、一九六八年の農林業就業者数は九三四万人で、六七年から一千万人を割るようになった。就業者総数に占める農林業就業者の割合も年々低下し、八年前の一九六〇年には三〇％近かったその割合が六八年には一九％に低下した。就業者数ではこの間に三四〇万人も減少している。農林業就業者では家族従業者の減少がいちじるしく、なかでも最近では女子家族従業者の減少が大きくなっている。自営業主も近年減少をつづけてきたが、一九六八年には女子を中心に若干増加した。一九六〇年と比べてみると農林業自営業主は七〇万人減少しているが、これはほとんど男子自営業主の減少によるもので（六八万人減）、女子は二万人減にとどまっており、農林業自営業主では女子の割合が高まる動きをみせている。

農林業就業者の減少にたいして非農林業就業者は毎年大幅な増加をみせているが、そのほとんどは雇用労働者の増大によるものである。わが国の雇用労働者は一九六七年から三千万人を突破し、一九六八年の雇用労働者数は三一一四万人となった（前年より八九万人の増加）。雇用労働者の就業者全体に占める比重も年々高まっており、一九六〇年には五一％だったその割合が六八年には六二％（農林業雇用者を加えれば六三％）と上昇した。人数でもこの間八三八万人もの増加を示した。ただ毎年一〇〇万人～一二〇万人以上も増加した一九六〇年、六二年および六五年～六六年の時期に比べると、雇用労働者の増勢は最近やや鈍化をみせている。またこの雇用労働者の増加のほとんどは常用労働者によって占められており、一九六八年には臨時・日雇労働者数が前年より若干減少しているが、やや長期的にみると臨時・日雇労働者も女子を主体にかなり増加している。

非農林業では雇用労働者のほか自営業主や家族従業者も近年漸増しており、このうち自営業主では男子が、家族従業者では女子がそれぞれ増加の中心となっている。しかしこれらの就業者全体に占める割合は、雇用労働者の著増の影響によって長期的には低下する動きをみせている。

産業別雇用の動き

雇用の動きを労働省・毎月勤労統計調査の常用労働者雇用指数によってみると（第12表）、一九六八年の雇用増加率は調査産業全体で三・一％となっている。増加のテンポは一九六六年を底にしてわずかながら回復しつつあるが、しかし一九五九年～六一年ごろのいわゆる高度成長期に増加率が毎年一〇％以上に及んだのに比べると、雇用の急増は一段落し漸増状態をつづけている。

第11表　就業者の従業上の地位別構成（農・非農別）　（単位　万人）

従業上の地位別		就業者総数	農林業 総数	農林業 自営業主	農林業 家族従業者	農林業 雇用者	非農林業 総数	非農林業 自営業主	非農林業 家族従業者	非農林業 雇用者 総数	非農林業 雇用者 常雇	非農林業 雇用者 臨時	非農林業 雇用者 日雇
1960年		4,436	1,273	456	723	94	3,164	550	338	2,276	2,058	124	93
1965年		4,730	1,046	394	593	59	3,684	545	322	2,817	2,567	145	108
1966年		4,827	1,006	385	566	55	3,820	557	323	2,939	2,677	153	109
1967年		4,920	970	381	542	46	3,951	587	338	3,025	2,748	162	115
1968年		5,002	934	386	514	34	4,068	598	352	3,114	2,851	158	105
対前年増減（△）	1965年	75	△ 42	△ 11	△ 30	△ 1	118	5	△ 1	114	99	9	7
	1966年	97	△ 40	△ 9	△ 27	△ 4	136	12	1	122	113	8	1
	1967年	93	△ 36	△ 4	△ 24	△ 9	131	30	15	86	71	9	6
	1968年	82	△ 36	5	△ 24	△ 12	117	11	14	89	103	△ 4	△ 10
	うち男子	64	△ 19	1	△ 11	△ 9	83	19	2	59	74	△ 5	△ 11
	女子	17	△ 17	4	△ 18	△ 3	34	△ 9	12	30	29	1	0
1960年対1968年増減（△）		566	△339	△ 70	△209	△ 60	904	48	14	838	793	34	12
うち	男子	392	△174	△ 68	△ 71	△ 35	561	46	△ 4	520	526	△ 3	3
	女子	173	△165	△ 2	△139	△ 25	339	1	18	318	267	37	14
構成比（%）	1960年	100.0	28.7	10.3	16.3	2.1	71.3	12.4	7.6	51.3	46.4	2.8	2.1
	1967年	100.0	19.7	7.7	11.0	0.9	80.3	11.9	6.9	61.5	55.9	3.3	2.3
	1968年	100.0	18.7	7.7	10.3	0.7	81.3	12.0	7.0	62.3	57.0	3.2	2.1

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。なお1967年に労働力調査の調査方式が一部改正された。これはその改正による新しい数字であり，1966年以降の数字もそれにもとづいて補正されたものである。

これを産業別にみると、一九六八年の動きには次のような特徴がみられる――(1)建設業の雇用増加率が近年いちじるしく、一九六八年の増加率は一一%で各産業のなかで最も高く、また五年前に比べると五四%とこれも最高の増加率を示している。(2)製造業でも前年にひきつづいて増加しているが、なかでも輸送用機器（対前年八・二%の増加）や電気機器（同じく七・三%）をはじめとして金属・機械製造部門でいちじるしい増加を示している。とくに輸送用機器における雇用増加率は五年前に比べて三八%と建設業に次いで高く、最近の増加がいちじるしい。(3)商業部門などでもかなりの増加をつづけているが、その増加テンポはここ数年鈍化している。(4)鉱業では雇用の減少がつづいているが、一九六八年には一〇・四%のいちじるしい減少率を示し、一時鈍化した減少の動きがふたたび高ま

第12表　産業別雇用の動き（常用労働者）

(%)

産業別	対前年増減率 1966年	1967年	1968年	1963年対1968年増減率
総数	2.5	3.0	3.1	19.1
鉱業	△ 2.8	△ 4.1	△10.4	△31.2
建設業	7.9	10.3	11.0	53.8
製造業	0.4	2.1	2.8	13.2
食料品，たばこ	5.0	4.3	5.1	35.7
繊維品	△ 3.9	△ 4.4	△ 2.7	△ 9.9
衣服その他の繊維製品	8.4	△ 0.2	1.6	24.2
木材，木製品	4.7	△ 0.8	△ 3.8	10.0
家具，装備品	8.0	4.3	4.5	33.0
パルプ，紙，紙加工品	△ 0.1	△ 1.2	△ 0.9	0.4
出版，印刷，同関連産業	3.2	1.2	0.9	17.3
化学品	△ 1.9	△ 0.2	2.1	4.0
石油，石炭製品	2.5	0.6	0.3	7.8
ゴム製品	0.9	2.1	0.7	3.7
皮革，同製品	2.8	△ 5.8	△ 6.6	11.3
窯業，土石製品	2.3	2.3	0.4	17.7
鉄鋼	△ 2.4	1.6	1.5	7.2
非鉄金属	△ 0.3	3.7	4.5	15.2
機械器具	3.0	3.6	4.4	16.6
電気機械器具	△ 3.9	1.6	4.3	5.3
輸送用機器	△ 0.3	5.8	7.3	19.4
精密機械	3.1	7.6	8.2	37.5
その他の製造業	△ 2.6	2.2	3.3	7.3
卸売・小売業	3.6	1.8	△ 1.9	15.1
金融・保険業	5.7	3.6	3.3	32.6
運輸・通信業	6.6	4.9	1.3	30.6
電気・ガス・水道業	2.6	1.2	0.8	14.2
	2.1	0.1	△ 0.6	5.6
日雇労働者等 調査産業計	△ 1.1	△ 1.5	3.7	△ 5.5
日雇労働者等 製造業	2.5	1.3	5.2	7.5

〔備考〕 1) △は減少を示す。
2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。
3) この調査にいう「常用労働者」はきわめて広い意味のもので次に該当する者が（実質的には臨時・日雇労働者なども）すべて含まれている。
イ　期間をきめず，または1ヵ月を超える期間をきめて雇われている者。
ロ　日々または1ヵ月以内の期間を限って雇われていた人のうち，前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われたか，または過去6ヵ月間に通算して60日以上雇われた者。
ハ　重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
ニ　事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
また「日雇労働者等」とは，日々または1ヵ月以内の期間を限って雇われる者。ただし上記の「常用労働者」として扱われる者を除く。

った。また五年前に比べると三一%もの減少となっている。

雇用労働者の産業別構成では（第13表）、製造業が三分一以上を占めて最も高く、商業部門およびサービス業の割合がこれに次いで高いが、一九六八年には製造業、商業部門、サービス業の割合が前年より高まり、またやや長期的に八年前の一九六〇年当時と比べると、商業部門と建設業の割合が目立って高まっている。なおこれらの雇用労働者（男子）の職業別構成の最近の動きをみれば第14表のようである。技能工・生産工程従事者が三分の一以上を占めて最も高く、事務従事者がこれに次いでいるが、最近では技能工・生産工程従事者の割合が増加しているほか、運輸通信、販売などの従事者の割合が目立って高まっている。他方、専門的・技術的職業、事務、農林漁業、採鉱採石、単純労働者などの割合は低下する動きをみせ

第13表　雇用労働者の産業別構成

(%)

産業別	1960年	1965年	1967年	1968年
全産業	100.0	100.0	100.0	100.0
農林業	4.0	2.1	1.5	1.1
非農林業	96.0	97.9	98.5	98.9
建設業	8.4	9.3	9.6	9.4
製造業	33.7	34.5	34.4	34.6
卸・小売，金融保険，不動産業	18.9	20.6	21.7	22.0
サービス業	16.4	16.2	16.1	16.5

〔備考〕 1）非農林業の内訳は雇用労働者数の多い主な産業を掲げた。
2）総理府統計局「労働力調査」による。

第14表　雇用労働者の職業別構成（男子）

(%)

職業別	1962年	1967年	1968年
総数	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業	7.2	5.5	6.5
管理的職業	4.9	6.0	5.8
事務	19.2	18.0	17.4
販売	7.5	10.0	10.0
農林漁業	2.6	2.4	1.7
採鉱採石	1.6	0.5	0.7
運輸通信	7.5	8.3	8.8
技能工，生産工程従事者	34.8	35.8	36.2
単純労働者	8.8	7.2	7.2
サービス職業	5.7	6.3	5.8

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。労働力調査は1967年に改正されたが，1962年の数字は旧調査にもとづくものである。

第15表　雇用労働者の企業規模別構成

(%)

企業規模別		総数	500人以上	499～100人	99～30人	30人未満
非農林業	1963年	100.0	30.5	14.6	16.7	38.1
	1967年	100.0	29.3	15.4	16.9	38.2
	1968年	100.0	30.2	15.9	16.7	37.1
うち製造業	1963年	100.0	35.3	18.9	18.0	27.9
	1967年	100.0	34.6	19.6	18.0	27.8
	1968年	100.0	36.2	19.1	17.4	27.2

〔備考〕 1）官公の雇用者を除いた企業規模別構成。ただし1963年は旧調査方式での数字による。
2）総理府統計局「労働力調査」による。

第16表　製造業の規模別雇用の動き（常用労働者の入職・離職超過率）

（%）

企業規模別	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1964年	3.1	2.2	2.9	2.4
1965年	△ 1.5	△ 0.8	0.2	3.2
1966年	△ 0.8	0.2	0.9	4.5
1967年	4.0	2.1	3.5	2.0
1968年	3.0	3.2	1.8	2.1

〔備考〕 1）入・離職超過率＝入職率－離職率。△は離職超過を示す。
2）労働省「毎日勤労統計調査」による。

ている。

大企業労働者の増加

雇用労働者（非農林業）の企業規模別構成の動きをみると（第15表）、近年中小企業労働者の割合が全体として高まる傾向にあったが、一九六八年には前年に比べて大企業（従業員五〇〇人以上規模）および中企業（一〇〇人～五〇〇人未満）の割合が高まり、他方、零細企業（三〇人未満）の割合はかなり低下した。大規模企業労働者の割合の高まりは製造業において目立っているが、こうした動きは製造業の入職超過率の動きからもみられ（第16表）、最近各企業規模とも入職超過（雇用増加）を示してるが、そのなかでも大規模企業の入職超過率が小規模企業のそれを上回っている。

臨時・日雇労働者の増加

雇用労働者が増大するなかで臨時・日雇労働者も最近増加している。この臨時・日雇労働者の雇用増加は建設業、卸・小売業、製造業などを中心に進んでいるが（第12表）、この動きは労働者の入職の面からみても同様であり、なかでも女子労働者の入職に臨時・日雇の割合が最近高まっている（第17表）。製造業における臨時・日雇の入職は、男子では大企業で、そして輸送用機器製造業でその割合が高く、女子ではむしろ中小企業で、そして食料品製造業および電気機器製造業でその割合が高くなっている。また労働省「労働生産性統計調査」によって製造業における臨時工比率の動きをみると第18表のようである。臨時工の割合は、臨時工雇用が著増し

第17表　入職者の雇用形態別構成

（%）

調査時期	調査産業全体					製造業		
	計			男子臨・日	女子臨・日	計	常用名義	臨時・日雇名義
	計	常用名義	臨時・日雇名義					
1965年1～6月	100.0	90.0	10.0	5.0	5.0	100.0	87.0	13.0
1966年1～6月	100.0	88.7	11.3	5.4	5.9	100.0	85.2	14.8
1967年1～6月	100.0	87.1	12.9	6.2	6.7	100.0	83.3	16.7
1968年1～6月	100.0	86.5	13.5	5.8	7.7	100.0	82.6	17.4

〔備考〕 1）男女別の臨時・日雇名義の者の比率は，入職者全体に対するもの。
2）労働省「雇用動向調査」による。

第18表　製造業における臨時工雇用の動き

（臨時工比率，%）

産業別	1962年	1965年	1966年	1967年
ソーダ（隔膜法）	8.4	16.5	6.9	6.8
鋳鋼	12.7	8.8	8.1	9.3
可鍛鋳鉄	17.1	8.3	10.6	8.9
ねずみ鋳鉄	7.3	4.4	5.9	9.5
電動機	24.0	5.3	15.2	18.8
自動車	33.9	15.3	15.4	19.9

〔備考〕 1）臨時工比率＝$\frac{\text{臨時工}}{\text{年末の常用工＋臨時工}}\times 100$
2）労働省『労働生産性統計調査報告』（昭和42年）による。

た一九六〇年～六二年ごろの高さには及ばないが、自動車や電動機部門を中心として最近ふたたび高まりつつある。

なお、臨時工雇用の増加の一環としていわゆるパート・タイマーが最近増加している。労働省「雇用管理に関する調査」（一九六七年末）によれば、パート・タイマーの利用は労働力不足対等の一つとして製造業や商業部門で広がっており、それは女子労働者を主体として、しかも一時的な雇用ではなく平常的な労働力構成の一部として雇用する企業が多数を占めるようになっている。

2　最近の労働力不足と企業の雇用対策

労働力不足の進行

企業の労働力不足は最近依然としていちじるしく、とくに小規模企業におけるほど労働力不足が強まっている。この労働力不足は職種によってかなりの違いがみられる。労働省「労働経済動向調査」によってみると、企業がとくに不足を訴えている職種は、製造業では技能工および一般労務者であり、商業では販売員および技能工、一

第19表　企業の職種別労働力過不足状況（産業別）

（%）

職種別		過剰			適当			不足		
		1967年	1968年	1969年	1967年	1968年	1969年	1967年	1968年	1969年
製造業	事務・管理	11	15	14	73	68	68	17	16	18
	技術・研究	2	3	2	58	57	48	39	40	50
	販売	1	2	2	72	70	63	27	28	35
	技能工	1	1	1	38	36	33	61	62	66
	一般労務者	3	4	4	29	34	30	68	62	66
卸・小売業	事務・管理	9	9	10	74	67	59	18	24	32
	技術・研究	0	3	1	61	58	56	39	39	43
	販売	2	5	2	35	37	31	63	58	67
	技能工	1	2	0	57	62	44	42	35	56
	一般労務者	2	6	3	68	53	45	29	42	52

〔備考〕 労働省「労働経済動向調査」による。調査時期は――1967年8月，1968年8月，1969年2月。

第20表　製造業の職種別労働力過不足状況（企業規模別，1969年）

（%）

職種別＼規模別	1,000人以上			500～999人			300～499人			100～299人		
	過剰	適当	不足	過剰	適当	不足	過剰	適当	不足	過剰	適当	不足
事務・管理	21	70	9	16	68	16	13	66	21	7	65	28
技術・研究	5	61	34	1	50	49	1	39	60	0	35	65
販売	2	69	29	3	65	32	4	64	32	1	57	42
技能工	2	45	53	2	32	66	0	25	75	1	23	76
一般労務者	7	38	55	4	27	69	2	28	70	1	23	76

〔備考〕 労働省「労働経済動向調査」――1969年2月調査による。

般労務者である（第19表）。技能工や販売員の不足は最近ますます強まっているが、最近ではさらに技術・研究員の不足が製造業、商業ともに増加している。製造業の状況を企業規模別にみると（第20表）、小規模企業ほど各職種にわたって労働力不足が強く、なかでも中小企業では技能工や一般労務者、および技術・研究員の不足が最近とくにいちじるしくなっている。

また労働省職業訓練局「技能労働力需給状況調査」によってみても、技能工の不足は強まっており、不足数、不足率ともひきつづき大きくなっている（第21表）。なかでも不足数の最近多い職種は自動車運転手や機械工をはじめミシン縫製工、電工、溶接工などで、不足率の高い職種はタイル張工、構造物鉄工、ブロック建築工などとなっている。建築関係の技能工の不足の増大が最近の特徴である。技能程度別ではとくに熟練工の不足が最も大きいが、これは小規模企業ほどいちじるしい。これに次いで未熟練工の不足が多く、これは大規模企業ほどいちじるしくなっている。

第21表　技能工の不足状況

1）技能工不足の動き

調査時期	不足数	不足率
1964年2月	164万人	24.4%
1965年2月	180	21.7
1966年2月	129	16.6
1967年6月	157	18.0
1968年6月	184	19.5

2）主要職種別不足数　（単位　1,000人）

1968年6月		1967年6月	
*自動車運転手	154	機械工	144
機械工	152	ミシン縫製工	83
ミシン縫製工	76	仕上工	59
電工	70	木工	56
溶接工	66	溶接工	50
金属プレス工	54	金属プレス工	47
木工・家具工・建具工	54	機械組立工・修理工	46
建築大工	52	建築大工	44
機械組立工・修理工	49	印刷工	43
*織布工	47	製缶工	40

3）主要職種不足率　（%）

1968年6月		1967年7月	
タイル張工	59.1	配筋工	40.1
構造物鉄工	54.3	鉛工・配管工	36.8
ブロック建築工	54.2	製缶工	35.5
左官	44.9	洋服工	34.7
木型工	43.6	ミシン縫製工	43.1
製缶工	40.7	溶接工	32.2

4）技能程度別不足数

技能程度別	1968年6月		1967年6月	
	不足数	不足率	不足数	不足率
指導工	66千人	3.6%	64千人	4.1%
熟練工	766	41.7	636	40.5
半熟練工	425	23.1	364	23.2
未熟練工	581	31.6	506	32.2
計	1,838	100.0	1,570	100.0

〔備考〕1）職種は不足数，不足率の大きいものを掲げた。表2）の* は1968年調査での新設職種。
2）労働省職業安定局「技能労働力需給状況調査」による。

企業の雇用対策

労働力不足の増大に直面して企業はさまざまな雇用対策を実施しているが、労働省「雇用管理に関する調査」（一九六七年末現在）によれば、雇用管理の面で企業が最も重視している措置は、労働力の確保対策とその活用対策とに大別される（第22表）。労働力の活用（現存の従業員のより効果的な使用）

第22表　企業の雇用管理の重視事項

(%)

重視事項＼企業規模別		計	5000人以上	1000～4999人	500～999人	100～499人	30～99人
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力の確保		66.3	42.4	41.4	57.3	70.6	75.1
労働力の活用		29.7	53.7	52.5	38.3	26.3	20.9
その他		4,0	3.9	6.2	4.4	3.1	4.0
労働力の確保(内容)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	新規学卒者を採用する	32.7	32.1	39.3	40.5	38.1	28.4
	労働者（年齢を問わない）を採用する	37.9	34.9	30.1	30.2	32.7	42.7
	定着を高める	28.6	29.2	30.2	29.1	27.9	28.7
	その他	0.7	3.9	0.4	0.1	1.3	0.2
労働力の活用(内容)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	教育訓練による能力の向上	57.4	79.5	67.4	44.6	55.2	43.7
	職務と能力の評価制度の合理化	14.3	7.4	11.1	12.3	16.9	18.2
	部門，職種間などの配置の適正化	26.9	12.9	17.0	43.0	27.0	36.8
	その他	1.4	0.1	4.5	0.1	0.8	1.3

〔備考〕 1）雇用管理で最も重視している事項別の企業の比率を示す。
2）労働省「雇用管理に関する調査」による。調査対象時期はおもに1967年末。

に重点を置いているのは大企業で、「教育訓練による能力の向上」がそのおもな手段となっている。これにたいして中小企業は専ら労働力の量的な確保に力をそそいでいるが、ここでは労働者の雇入れが主要な手段となっており、しかも中小企業では新規学卒者の採用難のため、それ以外の既就業者の中途採用に中心が置かれている。なお中小企業の場合、この労働者の雇入れは主として縁故ルートによっておこなわれている（八八～八九ページ参照）。

また中小企業の状況として全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」（一九六八年六月調査）によれば、労働力不足が経営上の最大のあい路にあげられ、その労働力不足対策として第23表の

第23表　中小企業の労働力不足対策

(%)

対策内容	製造業	卸・小売業その他
機械化による労働力の節約	59.1	24.9
共同化・協業化の推進	11.7	13.3
中高年齢者・心身障害者の採用	20.2	12.0
パート・タイマー，アルバイトの活用	21.6	24.6
配置転換，職業訓練の採用	4.5	4.9
下請，外注の活用	31.2	17.6
作業方法，販売方法の改善・工夫	27.5	31.2
女子による代替	11.6	9.1
少数精鋭主義の採用	26.5	37.7
定年延長	4.5	3.1
工場疎開	1.4	0.3
家族労働ですませる	7.2	9.0

〔備考〕 1）比率は調査企業のそれぞれの計を100としたもの。
2）全国中小企業団体中央会「昭和43年中小企業労働事情実態調査」による。調査時点は1968年6月。

ようなさまざまな措置がとられている。製造業では「機械化による労働力の節約」（とくに中企業において）をはじめとして、経営の合理化、労働能率の向上、および中高年齢層の採用などの措置がとられており、商業部門でもやはり労働能率の向上、合理化、パート・タイマーやアルバイトの利用などが実施されている。

3　失業者の発生状況

企業整備の動き

企業整備の動きを労働省職業安定局の調査によってみると第24表のようになっている。この調査は企業整備の全容をとらえたものではなく、企業整備の動向をうかがう指標の一つにとどまっており、さらに一九六九年には調査が中断されたので一月～八月の八ヵ月分の数字しかみることができないが、企業整備は一九六八年にも依然としてかなりの規模で発生していることがうかがわれる。企業整備の多い産業は製造業であり、製造業は整備事業所数、整理人員ともそれぞれ大多数を占めているが、最近では建設業、卸・小売業および鉱業で企業整備が増加する動きをみせている。企業整備はまた小規模企業ほど多く、とくに小企業（従業員一〇〇人未満）が整備事業所数、整理人員とも大部分を占めているが（第25表）、最近やはりこの小企業の企業整備がひきつづき増加する動きを示している。

第24表　企業整備の動き（産業別）

産業別	企業整備事業所数（件）			整理人員（千人）		
	1966年	1967年	1968年 1月～8月	1966年	1967年	1968年 1月～8月
総数	2,373	2,464	1,783	89	87	64
鉱業	79	177	81	4	13	7
建設業	276	371	281	11	13	9
製造業	1.450	1,296	900	56	46	34
卸・小売業	277	361	310	7	8	8
金融・保険・不動産業	31	30	21	2	1	1
運輸・通信業	100	100	83	5	3	3
サービス業	147	129	107	4	3	2

〔備考〕 1）労働省職業安定局調べ。
2）調査対象は常用従業員10名以上の事業所において，事業の縮小，閉鎖などにより相当数（10名以上）の減員を生じた場合に限定されている。全国の職安所員がこうした企業整備発生の情報により，または離職者の職安への離職票提出などを通じて，調査した数字である。なおこの調査は1968年８月をもって中止された。

第25表　企業整備の動き（企業規模別）

規模別		計	1000人以上	999～300人	299～100人	99～30人	29～10人
事業所数（件）	1966年	2,373	65	182	312	766	1,047
	1967年	2,464	42	88	253	835	1,246
	1968年１月～８月	1,783	19	42	177	603	942
整理人員（千人）	1966年	89	11	13	20	28	17
	1967年	87	6	7	21	32	21
	1968年１月～８月	64	3	7	14	24	16

〔備考〕 労働省職業安定局調べ。調査方法については第24表の備考を参照。

なおこうした企業整備に関連して、企業倒産が最近ひきつづいて増大している。東京商工興信所の整理倒産統計によれば、倒産件数（負債金額一千万円以上）は、一九六五年六一四一件、六六年六一八七件、六七年八二六九件、そして六八年には一万七七六件と毎年著増している。倒産企業では資本金五〇〇万円未満の小規模企業が大部分で、しかし営業五年以内の短期で倒産する企業が過半数を占めている。産業別では商業と建設業の最近の増加がいちじるしく、この両産業では倒産率も最近目立って高まっている。またこうした倒産企業では完全に廃業したものが約四〇％であり、約五〇％のものがなんらかの形で営業を継続しているが、その場合でも従業員数は一般に減少している（中小企業庁「倒産追跡調査」昭和四三年を参照）。企業倒産の増大は、このように労働者の解雇発生の増大につながっているとみられるが、ただ他方、ひきつづく労働力需要の増大によってそれら離職者の再就職の機会は一般に比較的多く、このため失業者として滞留し顕在化することが全体として抑制されている。

失業保険受給者の減少

近年増加をつづけてきた一般失業保険の受給者は、一九六五年から減少に転じ、一九六八年には前年にひきつづいて離職票提出件数、初回受給者数、受給者実員とも減少した（第26表）。受給率もまたひきつづき低下している。一九六八年の一般失業保険受給者数（受給者実人員一ヵ月平均）は五三万一千人となっている。このような失業保険受給者などの減少は、やはり企業の労働力需要がひきつづき大きく、再就職機会が多いため、職安の窓口に失業保険の受給を申請することなく再就職して行く場合が多くなっていることを反映しているとみられる。さらに、政府による失業保険の給付制限、就職促進の政策が

第26表　失業保険受給状況

年別		一般失業保険（1ヵ月平均） 離職票提出件数（千件）	初回受給者数（千人） 計	男	女	受給者実人員（千人） 計	男	女	受給率（%）	日雇失業保険・受給者実人員（1ヵ月平均，千人）
1966年		155	134	77	56	583	320	264	3.0	207
1967年		149	130	74	56	556	301	255	2.8	202
1968年		144	127	71	56	531	283	248	2.6	198
対前年増減（△）	1964年	5	13	8	5	36	16	21	—	47
	1965年	7	3	4	△ 1	△ 33	△ 1	△ 33	—	△ 13
	1966年	△ 3	△ 4	△ 3	△ 2	△ 9	3	△ 11	—	△ 4
	1967年	△ 6	△ 4	△ 3	0	△ 27	△ 19	△ 9	—	△ 5
	1968年	△ 5	△ 3	△ 3	0	△ 25	△ 18	△ 7	—	△ 4

〔備考〕 1）離職票提出件数とは，離職した被保険者が職安の窓口に離職票を提出した件数。この場合，失業保険受給資格の有無にはかかわらない。
2）初回受給者数とは，同一の失業保険金受給期間内において，第一回目の支給を受けた者の数。
3）受給率は，受給者実人員÷被保険者数。
4）労働省職業安定局調べ。

第27表　完全失業者の動き

（単位　万人）

年別（年平均）	総数	男	女	完全失業率
1960年	75	44	31	1.7%
1961年	66	37	29	1.4
1962年	59	32	27	1.3
1963年	59	34	25	1.3
1964年	54	30	24	1.1
1965年	57	32	25	1.2
1966年	65	37	28	1.3
1967年	63	35	28	1.3
1968年	59	37	23	1.2

〔備考〕 1）完全失業率は，労働力人口中に占める完全失業者の割合。
2）総理府統計局「労働力調査」による。なお，1967年から調査方式が改正されたが，この1966年以前の数字は，それにもとづく補正数字である。

こうした減少をいっそう促進しているといえよう。

なお、失業保険の受給者数を多く出している産業は製造業（一九六二年度一ヵ月平均一七万五千人、うちとくに食料品、金属・機械、繊維など）と建設業（同じく一六万人）であり、受給率の高い産業は林業（一九六七年度平均一四・九%）、水産業（九・一%）、建設業（八・七%）、農業（八・二%）などである。また失業保険の受給資格決定件数からみると、一九六八年には前年に比べて商業部門や運輸・通信業、サービス業などで増加しているのが目立っている。

完全失業者の動き

労働力調査による「完全失業者」数は、近年減少をつづけてきたが、六五年、六六年と増加し、六七年からふたたび減少に転じた（第27表）。一九六八年の完全失業者は総数五九万人で、前年よりやや減少し、失業率もまた低下した。これは女子失業者の減少によるもので、男子失業者は若干の増加をみせている。こうした完全失業者数の動きは失業発生の動向を示す一つの指標であるといえるが、しかしこの労働力調査の完全失業者はきわめて限定された意味のもので、調査週間中に実際に収入をともなう仕事に一時間以上従事した者を就業者とし、この就業者以外で「就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をした者」を完全失業者としている。したがってこの完全失業者の数字は失業の実際をあらわすものとしては大きな制約をもつといえる。失業者の統計的な把握は困難な問題であるが、この完全失業者五九万人というのは、たとえばさきにみた失業保険受給者（受給資格のある離職者で、労働の意志と能力をもちながらなおかつ就職ができないでいる者）の七三万人と比べてみても、かなり低い数となっている。

4　新規学卒者の入職状況

新卒就職者数の動き

中学卒就職者数は最近大幅な減少をつづけている（第28表）。一九六八年の就職者数は三九万人で、前年より六万人減少している。これは、近年で最も多かった一九六三年三月卒の就職者数（七六万人）の半分程度にすぎない。このような就職者数の減少は、最近の中学卒業者数そのものの減少と高校進学率のひきつづく上昇（就職率の低下）との両作用によるものであるが、今後ともこの中学卒就職者数は減少して行き、

一九七五年には六八年の約半分の一八万人程度になることが予想されている。

高校卒就職者数はこれにたいして近年かなり増加している。一九六五年からは中学卒就職者数を上回るようになり、最近では高校卒業者が新規学卒就職者の中心となっている。一九六八年の高校卒就職者数は九四万人で、中学卒就職者数の二倍近くに及んでいる。このような就職者数の増加はおもに高校卒業者数の増大によるもので、最近では就職率の上昇もこれに加わっている。しかし一九六八年の高校卒就職者数は前年に比べて二千人の増加にとどまり、増勢は停止状態となっており、さらに将来はやはり減少に転ずることが予想されている（第28表参照）。

第28表　中学，高校卒就職者の動き

卒業時期別	中学卒		高校卒		中学，高校卒就職者計
	就職者数	就職率	就職者数	就職率	
1964年3月	698千人	28.8%	557千人	63.9%	1255千人
1965年3月	625	26.5	700	60.4	1325
1966年3月	523	24.5	903	58.0	1426
1967年3月	446	22.9	941	58.7	1387
1968年3月	386	20.9	943	58.9	1329
1970年3月(見込)	293	—	737	—	1030
1975年3月(見込)	184	—	689	—	873

〔備考〕 1) 就職者数には就職進学者が含まれている。
2) 就職率は卒業者総数に占める就職者の比率。
3) 1970年3月以降の見込数は，労働省職業安定局の推計による。うち高校は全日制のみを対象としている。
4) 文部省「学校基本調査」——「卒業後の状況調査」による。

就職先の産業構成

中学卒就職者はその過半数が製造業に入職しており、高校卒就職者の場合と違ってこの製造業入職の比重がいちじるしく大きいが、一九六八年には建設業や運輸・通信業などの割合が前年より若干高まり、製造業や商業、サービス業の割合が低下をみせた（第29表）。農林・水産業の割

第29表　中学，高校卒就職者の産業別構成

産業別 ＼ 卒業時期別		1960年3月	1966年3月	1967年3月	1968年3月
中学卒	総数（千人）	684 (100.0)	523 (100.0)	446 (100.0)	386 (100.0)
	農林，水産業	13.8	7.5	6.8	6.9
	建設業	1.7	6.5	7.0	8.3
	製造業	59.6	56.6	58.2	56.6
	卸・小売業	9.8	8.0	7.8	7.0
	運輸・通信，電気・ガス・水道業	1.7			
	サービス業	9.5	15.0	13.9	13.1
高校卒	総数（千人）	573 (100.0)	903 (100.0)	941 (100.0)	943 (100.0)
	農林，水産業	8.2	4.1	4.4	4.4
	建設業	3.0	3.9	3.8	3.8
	製造業	35.8	33.4	36.3	35.5
	卸・小売業	23.8	27.0	26.9	27.9
	金融・保険・不動産業	7.2	7.2	6.1	6.3
	運輸・通信，電気・ガス・水道業	6.4	6.9	6.2	6.2
	サービス業	6.3	8.9	8.3	8.0
	公務	5.7	6.3	5.6	5.0

〔備考〕 1) 就職者とは，賃金等経常的収入をともなう仕事についた者をいう。家事手伝いや一時的な仕事についた者は含まれていないが，自家業についた者は含まれている。
2) 就職進学者を含む。
3) 産業は就職者数の多いものを掲げた。総数はそれ以外の産業をも含む就職者総数である。
4) 文部省「卒業後の状況調査」による。

合は近年低下をつづけたが最近ではその低下の動きが止んでいる。またこれをやや長期的に八年前の一九六〇年当時と比べてみると、建設業、サービス業、および運輸通信業などの割合の高まりが目立っている。農林・水産業の割合は反対にその低下がいちじるしく、また製造業と商業の割合も若干低下をみせている。

高校卒就職者は主として製造業と商業に入職しており、中学卒業者と比べて商業や金融・保険業、運輸通信業、公務などの割合が高くなっているが、一九六八年には商業と金融・保険業の割合がやや高まり、製造業およびサービス業、公務の割合が低下した。農林・水産業の割合は中学卒業者の場合と同じくその低下の動きが止んでいる。またこれを一九六〇年当時の産業別構成と比べると、商業、サービス業、建設業の割合が高まり、農林・水産業はその割合の低下がやはりいちじるしい。製造業は高校卒入職者全体の三分の一以上の割合を維持しているが、その比重はわずかながら低下する傾向を示している。

就職先の企業規模

中学卒就職者では大規模企業への入職の割合が最近高まっている（第30表）。一九六八年の中学卒就職者では大企業（従業員五〇〇人以上）の割合が三九％を占め、前年よりいっそう高まった。五年前に二七％だったのと比べると大幅な上昇である。なかでも従業員千人以上の大企業入職者は全体の二二％を占めており、こうした大企業入職の割合は年々高まってきている。他方、中小企業入職の比重は最近かなり低下しつつある。中企業（従業員一〇〇人～五〇〇人未満）入職の割合は五年前には三〇％をこえていたのが六八年には二六％へと低下し、小企業（従業員一〇〇人未満）入職の割合も同じく四二％から三五％へと低下し

第30表　中学，高校卒就職者の企業規模別構成（全産業）

（％）

卒業時期別 ＼ 企業規模別		計	1,000人以上	999～500人	499～100人	99～30人	29人以下
中学卒	1963年3月	100.0	27.1		30.8	22.2	20.1
	1966年3月	100.0	18.5	11.1	27.9	19.7	22.9
	1967年3月	100.0	20.8	12.3	26.6	17.8	22.5
	1968年3月	100.0	22.4	16.8	25.7	13.5	21.6
高校卒	1963年3月	100.0	32.6		33.5	22.2	11.7
	1966年3月	100.0	21.9	12.5	30.2	21.4	14.1
	1967年3月	100.0	26.0	13.3	29.3	19.0	12.5
	1968年3月	100.0	12.3	19.2	29.0	14.6	25.0

〔備考〕 1）職業安定機関扱いの就職者を対象とする。
2）労働省職業安定局「新規学卒者の職業紹介状況調査」による。

以上規模の割合が低下し、他方では同時に零細ちじるしく高まっているのが特徴的である。中激化にともなう高校卒業者採用への切替えが、

ている。ただそのなかで零細企業（従業員三〇人未満）入職の割合は二二％程度を維持し、最近でも低下の動きをみせてはいない。

高校卒就職者も中学卒就職者の場合とほぼ同様に、大企業入職の割合が近年高まり中小企業入職の割合が低下するといった動きをみせているが、一九六八年には大企業のなかでも従業員五〇〇人～千人未満規模の割合が前年よりかなり高まり、千人企業入職の割合がい学卒業者の採用難のこのような動きに反

映されているとみられる。

就職者の職業構成　新規学卒就職者の職業別構成を男子就職者の場合についてみると（第31表）、中学卒就職者ではとくに技能工・生産工程に集中し、その従事者の割合が最近高まっており、一九六八年にはそれが七〇％を占めるに至った。その他の職業の割合は最近いずれも低下している。

高校卒就職者では技能工・生産工程従事者と事務・販売従事者の割合が大多数を占めているが、最近では技能工・生産工程従事者の割合がいっそう高まる動きをみせ、一九六八年就職者におけるその割合は四五％となっている。これにたいして事務・販売従事者の割合は最近低下しつつあり、その他の職種の割合もまたそれぞれ低下している。高校卒就職者に直接生産部門での技能労働者の比重が高まっていることは、最近の就職動向における目立った特徴の一つであるといえる。

第31表　中学，高校卒就職者の職業別構成（男子）

（%）

	職業別＼卒業時期別	1966年3月	1967年3月	1968年3月
中学卒	事務，販売	6.7	6.2	5.2
	農林，漁業	10.0	9.2	9.2
	運輸・通信		2.8	2.5
	技能工・生産工程	65.2	68.0	70.3
	単純労働	4.2	3.4	3.1
	サービス	7.1	6.8	6.2
	（就職者総数）	(100.0)	(100.0)	(100.0)
高校卒	事務，販売	36.7	34.0	32.0
	農林，漁業	6.4	6.8	6.8
	運輸・通信	6.4	5.6	4.9
	技能工・生産工程	37.0	41.5	44.9
	保安，サービス	6.4	6.2	5.8
	（就職者総数）	(100.0)	(100.0)	(100.0)

〔備考〕 1）従事者数の多い主な職業を掲げた。
2）文部省「卒業後の状況調査」による。

第32表　中学卒就職者の離職率

（%）

調査対象者（就職者）	卒業後1年間	1年目～2年目	2年目～3年目	離職率計	
千人					
1965年3月卒 386	21.6	17.6	13.2	卒業後3年間	52.4
1966年3月卒 301	23.3	17.4	—	卒業後2年間	40.7
1967年3月卒 265	21.9	—	—	卒業後1年間	21.9

〔備考〕 労働省職業安定局「新規中学校卒業就職者の就職離職状況調査」による。

短期離職の増大　労働力不足が増大するなかで、とくに新規学卒者にたいする企業の充足不足が中学卒業者を中心に激しくなっているが、同時に他方ではいったん入職した新規学卒者が短期間でその企業を離職し転職・企業移動をくりかえすという動きが増大している。労働移動全搬については後にみるが、中学卒入職者の最近の離職の動きを労働省職業安定局「新規中学校卒業就職者の就職離職状況調査」によってみると第32表のようである。離職率は卒業就職後の最初の一年間が最も高く、各年度とも二〇％以上になっており、また一九六五年卒就職者はその後三年間に五三％が離職し（調査対象の離職者数でも二〇万三千人にのぼる）、六六年卒就職者では二年間に四一％が離職している（同じく一二万三千人）。なおこのうち東京都内の企業調査における中学卒就職者の離職理由などについて、労働省は次のように記している（一九六七年三月卒就職者のうち一年

四カ月間の離職者六二二人について）――

離職理由としては、仕事の内容に不満一五・八％、家事・家業手伝い一四・一％、転職一三・七％などが多く、無届のまま自然退職した者（一〇・八％）もある。事業所で離職後の状況を確認している者は四五％、大体確認している者は二二％、不明三三％となっており、確認している二八〇人のうち二一〇人は故郷に帰り、五一人は再就職している。

5　労働移動

入職・離職率の動き　一九六七年に高まった入職率、離職率は六八年にはやや低下した（第33表）。入・離職率は商業部門でやや高まりをみせたほかは各産業でそれぞれ低下し、労働移動は高水準ながら全体としては最近やや落着きを示している。製造業では労働移動の激しい中小企業で入職率、離職率とも低下し、労働移動は最近やや落着きをみせているが、他方、大企業では離職率が最近やや高まってきている。

離職者の年齢別、勤務期間別構成　離職者はその過半数が二〇代前半層を中心とする二〇代、一〇代の若年層であるが、最近ではこれら若年層の割合が総じて低下し、三〇歳以上の中高年齢層の割合が高まる動きを示している（第34表）。他方では短期離職の動きも最近ふたたび高まっている。

第33表　入職率・離職率の動き

（％）

産業別，規模別		1966年	1967年	1968年
調査産業計（1カ月平均）	入職率	2.5	2.9	2.8
	離職率	2.4	2.6	2.5
製造業（1カ月平均）	入職率	2.2	2.6	2.5
	離職率	2.2	2.4	2.3
製造業規模別（年間累計）	入職率 500人以上	18.5	25.1	24.7
	入職率 499～100人	28.2	32.6	33.1
	入職率 99～30人	33.5	39.1	34.5
	入職率 29～5人	34.8	32.0	30.8
	離職率 500人以上	19.3	21.1	21.7
	離職率 499～100人	28.0	30.5	29.9
	離職率 99～30人	32.6	35.6	32.7
	離職率 29～5人	30.3	30.0	28.7

〔備考〕 1）入職率（離職率）は $\frac{\text{日間増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}}\times 100$。
2）調査産業計と製造業は30人以上規模を対象。
3）労働省「毎月勤労統計調査」による。

第34表　離職者，転職者の産業別，規模別，年齢別，職種別構成

(%)

時期別		既就業（転職）入職者		離職者	
		1967年1～6月	1968年1～6月	1967年1～6月	1968年1～6月
計		100.0	100.0	100.0	100.0
産業別	鉱業	2.0	1.8	1.5	1.6
	製造業	58.4	56.7	56.0	54.6
	卸・小売業	20.7	22.2	24.3	24.6
	金融・保険・不動産業	2.2	2.0	4.1	4.9
	運輸・通信業	12.5	13.0	9.9	10.1
	電気・ガス・水道業	0.2	0.1	0.2	0.2
	サービス業	4.0	4.0	4.1	4.1
企業規模別	500人以上	13.1	14.3	14.9	16.5
	499～100人	20.9	23.3	25.5	26.4
	99～30人	30.5	28.2	27.7	26.1
	29～5人	35.5	34.3	32.0	31.4
年齢別	20歳未満		17.7	19.4	17.2
	20～24歳		* 57.3	30.6	31.6
	25～29歳			16.4	15.9
	30～39歳		25.0	16.6	17.1
	40～49歳			8.8	9.4
	50歳以上			8.2	8.7
職種別（主なもの）	事務	11.5	13.6	15.7	17.0
	販売	9.9	10.0	12.6	13.5
	運輸・通信		13.8	8.2	8.6
	技能工・生産工程	46.4	44.5	44.8	43.0
	単純労働	9.4	9.2	9.1	9.1
	サービス職業	4.8	4.0	4.9	4.1

〔備考〕 1）調査対象は非農林水産業の従業員5人以上規模企業（建設業を除く）。
2）＊の年齢区分は20～34歳，35歳以上。
3）労働省「雇用動向調査」による。

第35表　離職者の勤務期間別構成

(%)

勤務期間別	計	6カ月未満	6カ月～1年	1～2年	2～5年	5～10年	10年以上
1965年1～6月	100.0	22.7	17.2	18.1	25.1	10.5	6.2
1966年1～6月	100.0	21.9	15.3	18.5	26.0	11.6	6.7
1967年1～6月	100.0	20.1	13.2	16.0	26.2	14.9	9.3
1969年1～6月	100.0	23.6	15.6	16.5	25.7	12.3	6.2

〔備考〕 労働省「雇用動向調査」による。

労働省「雇用動向調査」によれば、前企業を一年足らずの勤務で離職した者が三分の一以上を占め、離職者の過半数が勤務二年未満となっているが、最近ではとくに六カ月未満の離職者の割合が高まるなど短期勤務での離職が増加している（第35表）。しかもこれをさきの中高年齢層離職者の割合の高まりと合わせてみて、若年層におけるのみでなく中高年齢層にも短期離職の動きが高まっていることがうかがわれる。

離職者、転職者の産業別、規模別、職種別構成

離職者はその過半数が製造業から生みだされるが、最近ではこの製造業からの離職者の全体に占める割合がやや低下し、卸・小売業、金融・保険不動産業、運輸・通信業などからの離職者の割合が高まってきている（第34表）。他方、転職者（既就業者）の入職先でも製造業がやはり過半数を占めているが、近年高まった製造業の割合は最近やや低下し、卸・小売業や運輸・通信業への入職の割合が高まる動きをみせている。

これを企業規模別にみると（第34表）、離職者はその過半数が従業員一〇〇人未満の小・零細企業からの離職者であるが、最近ではこれら小規模企業からの離職者の割合が低下し、大企業や中企業からの離職者の割合が高まってきている。他方、転職者（既就業者）の入職先では、小・零細企業がその六〇％以上を占めているが、最近では離職者構成の場合と同様にこれら小規模企業入職の割合が低下し、中企業や大企業への入職者の割合が高まっている。

なお、転職者の企業規模移動を総理府統計局「就業構造基本調査」によって一九六五年の場合と六八年の場合とを比べると第36表のようである。これは男子の雇用労働者の企業移動についてみたも

第36表　転職者の企業規模移動構成（非農林業雇用者・男子）　（%）

現職 ＼ 前職		総数	29人以下	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	官公
一九六五年	総数	100.0	42.3	21.5	11.2	8.1	11.9	
			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	29人以下	37.3	**50.7**	30.6	28.5	23.6	24.4	
	30～99人	22.4	21.2	**30.6**	21.4	19.6	17.6	
	100～299人	12.7	10.2	14.2	**17.1**	13.7	13.5	
	300～999人	7.1	4.2	6.7	8.6	**15.7**	9.5	
	1000人以上	15.2	10.6	12.7	18.6	21.6	**28.4**	
	官公	4.6	3.4	3.7	4.3	3.9	4.1	
一九六八年	総数	100.0	38.4	19.4	12.1	9.9	15.3	4.7
			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	29人以下	41.5	**53.6**	39.3	35.2	30.7	30.7	28.6
	30～99～	20.3	18.4	**28.9**	19.4	19.3	16.8	19.0
	100～299人	12.1	9.9	11.6	**19.4**	12.5	13.1	11.9
	300～999人	8.2	5.8	6.9	9.3	**14.8**	10.2	9.5
	1000人以上	14.2	9.6	11.6	13.9	19.3	**26.3**	14.3
	官公	3.2	2.3	1.7	3.7	3.4	2.9	**16.7**

〔備考〕 1）男子転職者のうち前職，現職とも非農林業雇用者を対象とする。またこれには常用労働者のみでなく臨時・日雇労働者も含まれている。
2）総数には少数の企業規模不詳の者も含まれているので，各規模比率の計は，それぞれの総数（100）に一致しない。
3）総理府統計局「就業構造基本調査」による。

のであるが、移動する労働者の過半数は従業員一〇〇人未満の小・零細企業からの離職者であり、離職労働者が再就職する企業もまた同じく小・零細企業が過半数を占めている。こうした労働者の企業規模移動はかなり錯綜しているが、一九六五年当時は、離職者がより上位規模の企業へ再就職して行く動きが全体として高まっていた。これに比べて一九六八年にはより小規模の企業への流入が増加する動きが一般にみられる。小・零細企業からの離職者はその過半数がふたたび同様な小・零細企業へと入職するが、同時により上位の中企業や大企業に就職する者も三〇～四〇%に及んでいる。しかし大企業や中企業からの離職者では同規模企業を移動する者はきわめて少なく、その過半数あるいはほとんどの者がより小規模の企業へと流入することになり、しかも入職先では従業員三〇人未満の零細企業の割合が最も高く、その割合は三〇%以上に及んでいる。

次に職種別構成では（第34表）、離職者の半数近くが技能工・生産工程作業者で最も多く、事務・販売従事者がこれに次いでいるが、最近の離職者では近年高まっていた技能工・生産工程作業者の割合がやや低下し、事務・販売従事者および運輸・通信従事者などの割合が高まっている。他方、転職者（既就業者）の入職でも同様に技能工・生産工程作業への入職が最も多く半数近くに及んでいるが、最近では離職者の場合と同じく近年高まっていたこの技能工・生産工程作業入職者の割合がやや低下し、事務、販売、運輸・通信作業入職者の割合が高まっている。また単純労働やサービス職業への入職者の割合も最近やや低下している。

なお、男子転職者について職業移動の最近の状況をみると（第37表）やはり技能工・生産工程作業者が三分の一以上を占めて最も多

第37表　転職者の職業移動構成（男子，1968年7月現在）

（%）

職業別	前職	現職	おもな前職職業（現職）
総数	100.0	100.0	
専門的，技術的職業	3.7	3.5	100.0　同職61.0
管理的職業	2.7	2.6	100.0　同職43.3，事務23.3
事務	11.1	10.6	100.0　同職47.6，販売14.5，技工14.5
販売	13.9	13.3	100.0　同職43.9，技工18.7，事務13.5
農林，漁業	4.4	4.6	100.0　技工24.1，同職20.4
採鉱，採石	1.0	0.6	
運輸，通信	13.0	14.1	100.0　同職58.2，技工16.4，販売10.3
技能工，生産工程	36.4	36.6	100.0　同職66.8，販売 7.7，単純 6.3
単純労働	8.0	8.8	100.0　同職33.0，技工31.1
保安サービス	1.5	1.1	
サービス職業	4.3	4.4	100.0　同職47.1，技工19.6
不明	0.1	0	

〔備考〕 1）転職者で現在就業中の者について。
2）総理府統計局「就業構造基本調査」（昭和43年）による。

く、事務、販売、運輸・通信作業の転職者がこれに次いでいるが、最近では、運転・通信、技能工・生産工程、単純労働、およびサービス職業などへの転職・流入の動きが全体としてやや高まり、事務、販売への転職・流入の動きは低下をみせている。また転職者の現職と前職との関係をみると、職種の移動はそれぞれかなり錯綜しているが、各職種とも同様な関連した職種からの転職者の割合が一般に高くなっている。なかでも技能工・生産工程作業者および運輸・通信作業者はその傾向が強く、これらの職種についた転職者の六〇%前後は前職として関連職種に従事していた者である。技能工・生産工程作業は転職入職者の最も多い職種であるが、この職種についた転職者の六七%が関連職種からの転職者によって占められており、残りの三〇%強が販売、運輸・通信、事務、農林・漁業などに従事していた者や単純労働者だった者からなっている。その他の各職種ではそれについた転職者の過半数が当該職種とは異なるさまざまの職種からの転職者によって構成されており、そこでは技能工・生産工程作業や販売、事務などからの転職者がそれぞれおもな構成員となっている。

転職労働者の転職理由

転職した労働者の転職理由を「就業構造基本調査」によってみると第38表のようである。分類しがたいさまざまな個人的な理由による者の割合がかなり高いので大体の傾向をみるにとどまるが、一九六八年の転職理由では、六五年当時に比べて人員整理・解雇の割合が低下している。三〇代～五〇代前半の中高年齢層では若年層に比べて解雇によるものの割合がやはり高いが、それでも六五年当時に比べると低下している。この解雇の割合の低下にたいして、それ以外の理由によ

第38表　転職者の転職理由構成（男子）

(%)

年齢別		総数	人員整理，会社解散，倒産のため	一時的，不安定な仕事だったから	収入が少なかったから	他に好条件の仕事があったから	病気，老齢停年のため	その他
一九六五年	総数	100.0	12.7	13.5	12.1	15.6	7.0	38.9
	10代	100.0	5.4	16.3	7.6	18.5	3.3	47.8
	20代	100.0	9.4	14.1	11.6	16.9	1.9	45.2
	30代	100.0	17.4	13.2	16.3	15.3	3.2	35.3
	40～54歳	100.0	20.9	13.6	13.6	13.6	8.2	30.9
	50歳以上	100.0	13.9	6.9	5.6	8.3	44.4	19.4
一九六八年	総数	100.0	10.3	16.1	19.9	19.2	8.2	26.3
	10代	100.0	4.9	19.6	19.6	20.6	3.9	31.4
	20代	100.0	6.9	17.2	20.6	21.1	2.7	31.4
	30代	100.0	14.0	16.6	24.0	20.1	3.9	21.4
	40～54歳	100.0	18.5	14.8	17.8	17.1	10.4	21.5
	55歳以上	100.0	11.4	8.0	8.0	9.1	48.9	14.6

〔備考〕 1）転職者で現在非農林業雇用者となっている者について。
2）総理府統計局「就業構造基本調査」による。

る転職・企業移動の割合はそれぞれ高まっており、なかでも「収入が少なかったから」、「他に好条件の仕事があったから」、あるいは「一時的、不安定な仕事だったから」といった理由による転職・企業移動の割合が高まっている。このような理由による転職は、若年層において増大しているばかりではなく、中高年齢層においても目立って増加している。そしてこのことは、ひきつづく労働力不足の増大によって好条件での転職・企業移動の機会が全体として増加している状況を反映するものであるとともに、同時にそのなかで低賃金に対する不満が増大し、また不安定就業が依然として存続していることを示すものといえる。

転職にともなう賃金変動

転職者の賃金の変動をみると(第39表)、転職によって賃金（定期給与）が減少した者（前企業離職時と比べて一〇%以上減少した者）の割合がここ数年ひきつづいて低下し、これに対して賃金が増加（一〇%以上）した者の割合が最近高まっている。一九六八年にはこの賃金が増加した者が転職者全体の四二%に及んだ。

またこのような賃金変動には一般に年齢による差異がいちじるしい。男子の転職者について年齢別にみると、年齢が高まるほど転職にともなって賃金の減少する者の割合が高まるが、最近では若年層のみでなく中高年齢層の転職者でも賃金の減少する者の割合が低下し、増加した者の割合が高くなっている。三〇代後半～四〇代といった中年層の転職者でも賃金が増加した者の割合が四〇%近くに及んでいる。こうした動きは、若年層労働力不足の激化によってもたらされた中高年齢層労働力にたいする需要の増加が、消費者物価のひきつづく騰貴とあいまって中高年層転職者の賃金低下を下支えし、部分的には賃金をさらに上昇させる作用を果たしていることによるものである。

労働者の地域移動

近年高まった就職・転職にともなう労働者の地域移動は一九六六年～六七年にかけて一般に減退する動きをみせ、最近では地域移動は依然として活発であるが、全体としてその増加の動きがやや一段落している。ただここでも地域的な差異がかなり大きい。入職者の入職地域では南関東および京阪神、東海が全体の六〇%を占め、三大受入地域を形成してい

第39表　転職者の賃金変動状況

(%)

賃金増減別		計	低くなった者	あまり変わらなかった者	高くなった者
総数（男女計）	1964年1～6月	100.0	26.0	34.9	39.2
	1965年1～6月	100.0	23.8	41.2	35.1
	1966年1～6月	100.0	22.3	41.7	36.0
	1967年1～6月	100.0	21.4	39.0	39.6
	1968年1～6月	100.0	20.1	38.0	41.9

うち男子・年齢別	1967年1～6月			1968年1～6月		
	低下	不変	上昇	低下	不変	上昇
20歳未満	14.0	33.8	52.2	14.8	28.0	57.2
20～34歳	21.9	35.4	42.7	19.7	36.3	44.0
35～49歳	27.1	39.7	33.2	23.9	37.6	38.5
50歳以上	46.0	32.5	21.5	40.5	35.8	23.7
計	23.2	35.6	41.2	21.4	35.2	43.4

〔備考〕 1）高く（低く）なった者とは，現職時の賃金（定期給与）が前企業離職時の賃金に比べて10%以上高く（低く）なった者。あまり変わらなかった者とは，その増減が10%未満だった者。
2）労働省「雇用動向調査」による。

第40表　入職者の地域別構成と地域別流入率流出率の動き

(%)

入職者構成	1967年1~6月	1968年1~6月	流入率	1967年1~6月	1968年1~6月	流出率	1967年1~6月	1968年1~6月
計	100.0	100.0	南関東	25.7	25.6	東北	38.4	36.9
南関東	25.5	27.9	東海	22.2	24.3	山陰	50.9	38.3
東海	13.6	12.5	近畿	28.3	29.6	四国	36.6	33.8
京阪神	19.0	19.5	京阪神	25.8	27.2	北九州	28.2	28.6
						南九州	49.3	58.1

〔備考〕 1) 地域は，入職者数の多い地域，流入率・流出率の高い地域を掲げた。
2) 流入率は，当該地域の就職者全体に占める他地域からの入職者の比率。流出率は，当該地域出身就職者全体に占める他地域への就職者の比率。
3) 労働省「雇用動向調査」による。

るが、これらの地域への入職者の流入率（当該地域への入職者全体に占める他地域からの入職者の割合）は、南関東ではやや低下し、京阪神や東海ではふたたび高まった。他方、流出率の高い東北、山陰、四国、九州などの流出地域のうち、東北山陰、四国では流出率が最近かなり低下し、南九州を近かなり低下し、南九州をはじめ北九州、北陸、近畿などでは流出率が高まった（第40表）。

地域移動に最近停滞がみられるのは新規学卒就職者とくに中学卒就職者であり、中学卒就職者の県外就職率（就職件数全体に占める県外就職件数の割合）は、一九六一年～六四年当時に三八～三九%にのぼっていたのが、一九六七年には三四・四%、六八年には三四・六%と低下している（労働省職業安定局「労働力の地域移動状況調査」による）。高校卒就職者でも県外就職率が一九六五年当時三〇%近かったのに比べれば、一九六七年には二七・八%、六八年には二八・五%とやや落着きをみせている。新規学卒者の流出率の高い地域のうち東北、北関東、山陰、四国などでその流出率が最近かなり低下し、反対に九州や北陸などでは流出率が高まるなど、地域による差異も大きいが、新規学卒就職者の地域移動は、南関東、京阪神、東海などの大都市への集中の動きが依然として高いなかで、企業の地方進出にともないそれ以外の諸都市や地方・現住地域内への就職の動きが増加しつつあるとみられる。

また臨時・季節労働者の地域移動は一九六〇～六一年当時には及ばないが最近ふたたび高まる傾向にあり、とくに最近では臨時・季節労働者の最大の送出地域である東北からの送出の増加を中心に、地域では京浜地帯への流入、産業では建設業への流入がそれぞれ高まっている。

職安の職業紹介

公共職業安定所の職業紹介状況によって再就職の動きをみると、職安への求職者数は一九六五年以降ひきつづいて減少し、求人数は反対に増加してきている（第41表）。一九六八年には求人数が求職者数をはじめて上回った。就職件数もこうしたなかで増加をつづけており、就職率も高まっている。一九六八年の就職率は近年の最高を示したが、それでも求職者の一四%弱にすぎず、依然として低い水準にある。

なお転職者（既就業者）の再就職の場合の入職経路では、労働省「雇用動向調査」によれば、縁故入職の割合が一九六七年には五三・二%（六六年には五〇・九%）、広告が二八・一%（二六・八%）、職安

第41表　職安職業紹介の動き（新規学卒を除く一般職業紹介）

年別	月間有効求職者数（A）	月間有効求人数（B）	求職倍率（A/B）	就職件数（年計） 計	就職件数（年計） うち常用就職	就職率
1963年	128万人	89万人	1.4倍	196万件	133万件	12.8%
1964年	129	103	1.3	194	132	12.5
1965年	125	79	1.6	117	119	11.8
1966年	121	89	1.4	179	118	12.3
1967年	116	116	1.0	181	118	13.0
1968年	112	125	0.9	184		13.7

〔備考〕 1）月間有効求職者数および同求人数は1ヵ月平均。
2）就職率は就職者数（1ヵ月平均）÷月間有効求職者数。
3）労働省職業安定局調査による。

が一五・二%（一六・七%）となっており、再就職における職安紹介の割合は低く、最近むしろいっそう低下する動きをみせている。企業の労働力需要が高く、転職や企業移動が活発化しているとともに再就職の機会も全体として大きいという情勢のなかで、縁故入職や広告入職などの割合が高まり、職安紹介の割合が減退しているのである。これに関連して中小企業の職安利用状況をみれば（全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」、一九六八年六月調査）、過半数の企業が職安を利用しているが（五三・六%）、サービス業や卸・小売業、運輸業では反対に職安を利用していない企業が五三%前後となっており、一般に小規模企業ほど職安利用度が低い。この職安を利用しない理由は次のようになっている――(1)申込みをしても来ないから　二七・八%、(2)他の募集方法で間に合っているから　二七%、(3)職安では良質の労働者が得られないから　一九・八%、(4)職安を利用する必要がないから　一一・一%、(5)職安でいう労働条件では雇えないから　七・四%、(7)手続きが煩雑だから　四・六%、(7)職安にはなんとなく行きづらいから　二・三%。

【参考資料】（一九六八年以降公表のもの）
○総合的な分析――(1)労働省『労働白書』（昭和四四年版）　(2)総評調査部『年報　日本の政治・経済・労働分析』（一九六九年版）。
○就業、雇用の動き――(1)総理府統計局『労働力調査報告』　(2)総理府統計局『就業構造基本調査報告』（昭和四三年）　(3)労働省毎月勤労統計調査――雇用指数、労働移動率」　(4)労働省『労働経済動向調査報告』（昭和四三年八月、四四年二月）　(5)労働省『労働生産性統計調査報告』（昭和四二年）　(6)労働省『雇用動向調査報告』（昭和四二年分、四三年上期分）　(7)労働省「就業構造の長期変動」（同『労働統計調査月報』一九六八年三月号）。
○新規学卒者の入職――(1)文部省「卒業後の状況調査」（『学校基本調査』昭和四三年度）　(2)労働省職業安定局「昭和四三年三月中学、高校卒業者の職業紹介状況」（『職業安定業務月報』）　(3)労働省職業安定局「新規中学校卒業就職者の就職離職状況調査」（一九六九年一月現在）。
○労働移動、職業紹介――(1)労働省『雇用動向調査報告』（昭和四二年分、四三年上期分）　(2)総理府統計局『就業構造基本調査報告』（昭和四三年）　(3)労働省職業安定局『職業安定業務月報』、同『失業保険事業月報』（および同年報四二年度）　(4)労働省職業安定局「労働力の地域間移動状況調査結果表」（昭和四二年）　(5)労働省「戦後における労働移動の増大とその特徴」（同『労働統計調査月報』一九六八年九月号）、「同地域間労働力流動の傾向変化とその背景」（同、一九六九年三月号）、厚生省人口問題研究所「人口の移動性と社会的経済的要因との関係に関する調査」。
○労働力不足に関して――(1)労働省『労働経済動向調査報告』（昭和四二

年八月、四三年二月）(2)労働省職業訓練局「技能労働力需給調査」（一九六八年六月現在）(3)全国中小企業団体中央会『利潤なき活況下の中小企業労働事情』（昭和四三年中小企業労働事情実態調査全国集計結果」）(4)労働省『雇用管理に関する調査報告』（昭和四二年）(5)中小企業庁『中小企業労働問題実態調査結果報告書』（一九六八年四月）(6)中小企業庁『中小企業白書』（昭和四四年版）。

III 賃金と労働時間

概要□賃金――賃金水準と分配率：名目賃金の上昇／春季賃上げ額と率／実質賃金／分配率の動向／企業間賃金構造：産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造：労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態：給与構成比率／規模別賃金支払形態／定期給与と臨時給与および賃金不払の状況：定期給与と臨時給与／賃金不払の状況／労働時間――労働時間の動向

概要

一、一九六八年の賃金は、前年にひきつづく景気上昇を反映して調査産業計の現金給与総額は一四・二％の上昇であり、六〇年代の最高を示した。これでわが国の名目賃金は、一九六一年以降八年連続して平均一〇％以上の上昇をつづけたことになる。しかし消費者物価指数が前年より五・八％上昇したため、実質賃金の上昇は八・五％である。

一、六六、六七年の設備投資が六八年にいたって稼働段階にはいったため労働装備率が高まり、労働生産性の上昇はいちじるしかった。したがって賃金の大幅な上昇にもかかわらず分配率の増加はみられなかった。

一、大幅な名目賃金上昇の一つの原因である労働組合の春季賃上げ率は、一三・四％で前年をさらに上回った。

一、産業別、規模別地域別の賃金格差は全体としてやや縮小し、いわゆる賃金の平準化がみられる。とくに前年いくらか拡大する傾向をみせていた規模別賃金格差はふたたび縮小にむかっている。

一、労働者種類別賃金格差、男女別賃金格差、年齢別賃金格差は若干縮小し、ここでも平準化が顕著である。年齢別賃金格差の縮小は、年功賃金のゆるやかな解体を物語っている。

一、職務・職能・職種給など仕事的要素によって決定される基本給の比率は、前年より若干増加し、いわゆる賃金の近代化は徐々に進展している。しかしこの点における中小企業の立遅れは依然としていちじるしい。

一、六八年は、好景気を反映して、夏季および年末の臨時給与の支給が、前年よりも増加した。

一、総実働労働時間は、前年より〇・二%の減少となった。これは六六・六七年の保合いから三年ぶりのことであった。とくに所定内労働時間は、六四年いらい一貫して減少をみている。

一、労働時間の短縮は、産業別にみると製造業、鉱業においていちじるしい。また規模別にみると、大企業に比べて中小企業の労働時間は依然として長いが、しかし中小企業における労働時間の減少率が大きく、その結果労働時間の規模別格差は縮小している。

1　賃　金

1　賃金水準と分配率

名目賃金の上昇

一九六八年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」（規模三〇人以上）の調査産業総数の現金給与総額によってみると、五万五四〇五円であり、前年にたいする上昇率は一四・二%である。この上昇率は六〇年代以降最高であった前年の一二・一%をさらに上回るものである。これでわが国の名目賃金は、一九六一年以降八年連続して平均一〇%以上の上昇をつづけ、この間で約二倍に達することになった。いうまでもなくこのような名目賃金の上昇は、わが国における「高度経済成長」の継続と、それにともなう労働力過剰状況の緩和、若年労働力や技能労働力などの不足、さらには生産力の発展にともなう労働者の日常的欲望範囲の拡大にもとづく労働力価値の増大、これらの情勢を背景とした春闘方式による賃金決定の定着などに起因するものである。

そこで、右に述べたような労働力の需給逼迫の要因をみると、まず常用労働者雇用指数の対前年増減率をみると、六八年は三・三%増であり前年の三・一%を若干上回っており、労働力需要の増加を示している。また六八年の求人倍率（有効求人の有効求職にたいする倍率）は一・一倍と前年（一・〇倍）を上回り、労働力の需給逼迫が新規学卒をのぞく一般求人にも波及しつつあることを物語っている。

新規学卒の求人倍率は、中卒・高卒とも四・四倍を示し、史上最高となった。その結果、初任給の上昇率は、第42表の示すように、男子高校卒一五・八%、男子中学卒一五%であり、前年の高校卒一〇%、中学卒一〇%をはるかに上回った。

初任給の上昇率は、六六年・六七年と平均賃金の上昇を下回っていたが、六八年においてはふたたび平均賃金の上昇を上回る傾向を示していることが注目される。これは前述のように中卒・高卒とも、前年まで初任給の上昇を極力

おさえようとした経営者の方針がもはや維持しえなくなったためであろう。

初任給の上昇率を規模別にみると（第42表）、男・女中卒の一〇〇～四九九人の規模における初任給が高いのをのぞいて、五〇〇人以上の大規模企業の初任給の上昇率がそれ以下の規模の上昇率を上回っている。六五年ごろにみられた逆格差（中小企業の初任給が大企業の初任給を上回る現象）は、ほとんど姿を消したと考えてよい。このことは中小企業が新規学卒の求人にあたって大企業と競争する傾向がうすれてきたことを反映している。

東京商工会議所の「昭和四三年度モデル賃金」によって初任給の規模別格差をみると（第43表）、まず大学卒事務系の場合一〇〇一人以上の初任給を一〇〇として一〇〇人以下の中小企業は八九・八%であり、かなりのひらきがみられる。しかし前年は八六・五%にすぎなかったから、若干改善をみているといってよい。高校卒事務員は九一・八、中学卒九七・二と学歴が低くなるにつれて格差は縮小するが、前年は九三・四、九九・二であったから、前年に比べると

第42表　初任給上昇率（製造業，通勤）

(%)

規模	年	男子 高校卒	男子 中学卒	女子 高校卒	女子 中学卒
計	1964／1963	8.2	14.3	10.9	12.3
	1965／1964	15.4	15.4	16.7	20.3
	1966／1965	6.8	6.9	5.4	5.4
	1967／1966	10.0	10.0	10.9	6.9
	1968／1967	15.8	15.0	14.4	17.3
五〇〇人以上	1964／1963	8.6	13.8	8.8	9.8
	1965／1964	16.2	14.8	14.6	21.6
	1966／1965	8.6	5.7	6.5	5.5
	1967／1966	11.8	12.6	11.6	9.9
	1968／1967	14.8	14.9	15.2	13.3
一〇〇～四九九人	1964／1963	7.9	14.5	11.5	12.6
	1965／1964	15.9	16.0	16.7	18.8
	1966／1965	7.3	6.4	7.5	6.0
	1967／1966	8.6	9.4	8.5	10.0
	1968／1967	14.3	15.9	14.3	14.0
一五～九九人	1964／1963	2.8	16.1	6.0	13.1
	1965／1964	18.1	15.1	20.2	17.8
	1966／1965	5.1	7.3	6.7	5.1
	1967／1966	7.4	8.9	7.4	12.0
	1968／1967	13.7	14.1	12.6	12.4

〔備考〕 1）労働省職業安定局「新規学卒初任給調査」昭和38年40～43年，「雇用動向調査」39年による。
2）対前年比は調査内容の変更にともなうギャップを修正してある。

第43表　1968年初任給の規模別格差（製造業，男子）

（単位　円）

規模別	大学卒事務系（22歳） 給与額	大学卒事務系（22歳） 格差	高校卒事務系（18歳） 給与額	高校卒事務系（18歳） 格差	中学卒（15歳） 給与額	中学卒（15歳） 格差
製造業平均	29,934	93.4	22,534	94.7	18,878	98.1
1,001人 以上	32,044	100.0	23,801	100.0	19,251	100.0
501～1,000人	29,953	93.5	22,420	94.2	18,822	97.8
301～ 500人	29,411	91.8	22,387	94.1	18,897	98.2
101～ 300人	28,896	90.2	21,965	92.3	18,696	97.1
100 人 以 下	28,790	89.8	21,845	91.8	18,716	97.2

〔備考〕 1）東京商工会議所「昭和43年度モデル賃金」による。
2）東京都および近接都市における1643社について調査したもの。
3）調査時点は1968年月末日である。

格差はやや拡大している。

以上初任給の上昇傾向と規模別の動向を検討してきたが、かつて初任給の上昇が果たしていた全体の賃金水準を引き上げるテコの役割は、この二、三年においてはそれほど顕著でなくなったように思われる。かえって新規学卒をのぞいた一般求人の求人倍率の上昇が賃金水準を引き上げる役割を果たすようになっているといってよいであろう。

第44表　主要労組の春季賃上げ額および賃上げ率

単産名	1968年		1969年	
	賃上げ額	賃上げ率	賃上げ額	賃上げ率
全鉱	4,740円	12.0%	6,410円	14.9%
炭労	3,200	10.1	4,100	11.4
紙パ労連	4,001	10.2	6,211	14.3
新聞労連	6,499	13.6	7.507	14.5
印刷関係	4,336	13.6	5,593	16.0
合化労連	5,709	13.8	7,436	16.3
石油関係	5,737	11.3	6,934	12.5
化学同盟	4,754	15.5	6,150	18.0
ゴム労連	4,972	14.6	6,500	16.2
全国セメント	5,230	12.9	6,880	15.5
鉄鋼労連	4,346	9.2	5,240	10.0
全電線	4,944	14.7	6,075	16.1
全国金属	6,176	16.9	7,577	18.5
電機労連	5,683	18.9	7,084	20.7
車輌労連	5,325	14.6	7,150	17.7
造船関係	5,236	13.1	7,238	16.7
私鉄総連	5,043	13.5	6,743	16.1
電労連	5,535	11.4	5,791+α	13.3
民間平均	5,213	13.5	6,768	15.8
公企体	5,036	11.85	6,550	13.77
総平均	5,204	13.4	6,757	15.6

〔備考〕 1) 労働省労政局調。
2) 賃上げ額には原則として定期昇給分を含んでいる。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃上げ額および賃上げ率をみると（第44表）、六八年の総平均賃上げ額は五二〇四円、賃上げ率は一三・四%であり、名目賃金の上昇率をいくらか下回っている。しかし前年の賃上げ率一二・一%に比べると若干高い。賃上率の高かった組合は、電機労連一八・九%、全国金属一六・九%、化学同盟一五・五%などで、好況だった産業の賃上げ率が高い。また低かった組合は、鉄鋼労連九・二%、炭労一〇・一%、紙パ労連一〇・二%などであり、これらの産業の不況が賃上げ率に反映している。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第45表）、六八年には調査産業計で八・五%、製造業で九・九%の上昇となっている。前年はそれぞれ七・八%、九・一%であったから、前年を上回る上昇率であるばかりでなく。この一〇年間における最高となっている。しかし名目賃金の上昇ほどに実質賃金の上昇がみられない理由は、なんといっても消費者物価指数が前年よりも五・八%上昇したためである。

実質賃金指数の月別の対前年増加率をみると、まず調査産業計においては六月一〇・一%、一二月一三・〇%とかなり大幅な増加を示し、また製造業においても六月一二・七%、一二月一六・〇%のいちじるしい増加となっている。このことは一般産業とくに製造業の好況を反映して、夏季および年末の特別給与が前年よりもさらに増大したことを示すものといってよい。

第45表　調査産業計および製造業における実質賃金指数・名目賃金指数の推移

（現金給与総額，1965年＝100）

年　月	調査産業計				製造業			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指　数	対前年同期増減率	指　数	対前年同期増減率	指　数	対前年同期増減率	指　数	対前年同期増減率
1964年	91.3	10.0	98.3	6.0	92.0	10.6	99.0	6.5
1965年	100.0	9.5	100.0	1.7	100.0	8.7	100.0	1.0
1966年	110.8	10.8	105.4	5.4	111.6	11.6	106.2	6.2
1967年	424.2	12.1	113.6	7.8	126.7	13.5	115.9	9.1
1968年	141.8	14.2	123.2	8.5	146.6	15.7	127.4	9.9
1968年 1月	107.3	13.1	94.5	7.4	109.7	13.9	96.7	8.3
2月	103.8	12.7	91.1	7.2	107.2	13.1	94.0	7.4
3月	112.3	13.5	98.3	7.8	109.3	14.8	95.7	9.1
4月	108.9	12.3	95.1	6.6	111.9	13.4	97.7	7.7
5月	110.8	13.8	96.8	7.4	115.7	14.4	101.0	8.0
6月	175.7	16.3	154.8	10.1	174.4	19.0	153.7	12.7
7月	192.4	14.9	169.5	8.7	213.4	15.1	188.0	8.9
8月	124.4	13.2	108.6	7.0	127.2	13.5	111.1	7.3
9月	114.9	11.9	98.1	5.0	118.9	13.0	101.5	6.2
10月	115.9	10.5	98.9	5.5	119.8	13.9	102.2	8.7
11月	119.6	13.4	101.8	7.8	125.0	14.4	106.4	8.8
12月	315.7	17.4	269.8	13.0	326.6	20.5	279.1	16.0

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）指数および増減率は抽出替えにともなうギャップを修正してあるので実額の変化と一致しない。

以上に述べたような名目・実質賃金の上昇が、企業経営に与えた影響を付加価値構成比の推移（第46表）によってみると、六八年上期においては、人件費が四一・六％であり、六七年上期の四〇・七％に比べると若干増加している。減価償却費や金融費用は前年とほとんど変わらないから、純利益は、二一・六％であり、前年上期二二・六％に比べるといくらか低下している。賃金のかなり大幅な上昇にもかかわらず人件費の上昇がそれほど大きくなかった理由は、いうまでもなく六八年における労働生産性の上昇がいちじるしかったからである。すなわち労働生産性は、六八年平均で一四・三％増を示し、五五年以降においては六七年につぐ高い上昇率であった。このような労働生産性上昇の原因は、国内需要が堅調であったばかりでなく輸出も伸びたため、生産の増加がそれほど落ちこまず、さらには六六、六七年の設備投資が稼働段階にはいった

分配率の動向

第46表　付加価値構成比の推移（製造業）

	1960年 上期	1960年 下期	1961年 上期	1961年 下期	1962年 上期	1962年 下期	1963年 上期	1963年 下期	1964年 上期	1964年 下期	1965年 上期	1965年 下期	1966年 上期	1966年 下期	1967年 上期	1967年 下期	1968年 上期
付加価値生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人件費	39.8	39.3	39.4	39.5	40.8	40.5	39.8	38.7	39.2	40.1	42.0	41.7	41.5	40.5	40.7	40.0	41.6
減価償却費	16.1	16.3	18.3	18.2	19.0	19.5	19.0	16.8	18.7	18.5	18.6	18.3	17.3	16.4	15.9	15.8	15.7
金融費用	13.3	13.6	13.8	14.9	16.3	17.5	17.0	16.4	16.8	17.8	18.4	18.9	17.7	16.4	15.2	15.3	15.4
純利益	27.3	27.1	24.9	23.8	20.1	18.9	20.6	22.8	20.1	18.1	15.5	15.9	18.1	21.3	22.6	23.0	21.6
貸借料租税公課	3.5	3.7	3.7	3.6	3.8	3.6	3.6	5.3	5.3	5.4	5.5	5.2	5.47	5.42	5.6	5.9	5.7

〔備考〕1）日本銀行「主要企業経営分析」による。
2）1963年に対象者の変更があったので前後の比較はできない。

ので労働装備率が高まったためである。

しかし以上のような労働生産性の上昇にもかかわらず、人件費比率が若干増加したのは製品価格の低下にもとづいて、付加価値生産性の伸びが鈍化したためであった。

2　企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第47表）、六八年において製造業を一〇〇として鉱業（一〇六・九）、建設業（九九・〇）、卸売・小売業（九八・一）、金融・保険業（一一六・七）、運輸通信業（一一一・七）、電気・ガス・水道業（一五四・一）であり、ついで金融・保険業（一一六・七）、運輸通信業（一一一・七）の順となっており、その順位は前年と同様である。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、製造業の賃金は全体的に上昇したとはいえ、前年に比べて指数の増加したものと低下したものとの二つのグループに分かれている。まず指数の増加したグループは、木材・木製品（七七・四から七

第47表　産業別平均月間現金給与総額（規模30人以上）

産業別＼年別	1965年平均	1966年平均	1967年平均	1968年平均
調査産業計	39,360	43,925	48,714(106.9)	55,405(105.1)
鉱業	41,650	46,506	49.887(109.5)	56,318(106.9)
建設業	39,439	43,401	46,922(103.0)	52,163(99.0)
製造業	36,106	40,510	45,568(100.0)	52,699(100.0)
食料品	32,345	35,122	38,603(84.7)	46,032(87.3)
たばこ	49,340	53,751	58,053(127.4)	
繊維	25,068	27,639	30,693(67.4)	35,580(67.5)
衣服，その他の繊維製品	22,003	24,274	26,695(58.6)	30,592(58.1)
木材，木製品	27,102	30.424	35,248(77.4)	41,105(78.0)
パルプ，紙，紙加工品	37,795	42,346	47,473(104.2)	53,968(102.4)
出版，印刷	47,639	52,544	57,924(127.1)	65,531(124.3)
化学	44,091	49.138	55,302(121.4)	62,768(119.1)
窯業，土石	36,702	40,702	44,778(98.3)	51,942(98.6)
鉄鋼	49.281	55,345	64,635(141.8)	73,596(139.7)
非鉄金属	42,883	47,909	54,497(119.6)	62,829(119.2)
金属製品	35,134	39,704	45,160(99.1)	53,366(101.3)
一般機械器具	38,564	44,486	51,248(112.5)	59,407(112.7)
電気機械器具	32,082	37,004	41,152(90.3)	48,455(61.9)
輸送用機械器具	43,781	48,954	54,476(119.5)	61,508(116.7)
精密機械器具	34,834	39,817	45,240(99.3)	51,407(97.5)
卸売業，小売業	36,464	40,544	45,207(99.2)	51,688(98.1)
金融，保険業	50,486	56,204	59,058(129.6)	66,746(126.7)
運輸通信業	47,164	52,255	57,642(126.5)	64,131(121.7)
電気，ガス，水道業	59,627	65,735	72,821(159.8)	81,231(154.1)

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）年平均実額は1965年は単純平均，1966年以降は月々の労働者数をウェイトとした加重平均値である。

八・〇）、窯業・土石（九八・三から九八・六）、金属製品（九九・一から一〇一・三）、電気機械器具（九〇・三から九一・九）などであり、逆に指数の低下したグループは、衣服、その他の繊維製品（五八・六から五八・一）、出版・印刷（一二七・一から一二四・三）、化学（一二一・四から一一九・一）、鉄鋼（一四一・八から一三九・七）、輸送用機械器具（一一九・五から一一六・七）、精密機械器具（九九・三から九七・五）などである。

中分類別にみて、最も賃金が高い産業は鉄鋼業（一三九・七）であるが、前年の一四一・八に比べると指数が低下していることがめだつ。ついで出版印刷（一二四・三）、非鉄金属（一一九・二）、化学（一一九・一）、輸送用機械器具（一一六・七）の順となっている。逆に最も賃金の低い産業は衣服・その他の繊維製品（五八・一）であり、ついで繊維（六七・五）、木材・木製品（七八・〇）の順となっており、その順位は前年とかわりがない。

規模別賃金格差

六八年における賃金の規模別格差をみると（第48表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は八〇・二、三〇～九九人の規模は六八・九、五～一九人の規模は六三・一である。規模別賃金格差は、依然として三～

第48表　製造業規模別賃金格差

年　　月	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1964年平均	100.0	79.0	69.5	60.4
1965年平均	100.0	80.9	71.0	63.2
1966年平均	100.0	80.9	69.8	61.6
1967年平均	100.0	79.6	67.7	60.0
1968年平均	100.0	80.2	68.9	63.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

四割に及んでいるといってよい。

ところで前年においては、六五年まで縮小しつつあった規模別賃金格差が拡大する傾向を示していたが、六八年においては、一〇〇～四九九人の規模が七九・六から八〇・二に、三〇～九九人の規模が六七・七から六八・九に、五～二九人の規模が六〇・〇から六三・一にふたたび縮小を示している。これは中小企業における企業業績の好調を背景に特別給与の上昇率がいちじるしく高まったためである。

六八年の規模別の現金給与額の推移を第49表、第50表によってみると、鉱業では、五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の企業の賃金が大企業を上回っているのは六月（一〇六・六）、七月（一二五・二）である。前年において上回っていたのは七月だけであったから、この規模の企業においては夏季特別給与の支給が前年よりも多かったことを物語っている。また一二月も九八・五であるから、年末の特別給与も五〇〇人以上の企業に比べてそれほど下回らなかったといってよい。

三〇～九九人の規模においては、前年六月（六九・九）、七月（八四・九）であったものが、六八年六月（七一・九）、七月（九六・二）と格差が縮小しており、この規模の企業においても夏季特別給与の支給が前年より多かったことを示している。なお前年においてこの規模の企業は上期において格差がやや大きく下期にいくらか回復するタイプであったが、六八年はむしろ上期に格差が少なく、下期になって若干拡大するという逆の傾向になっている。

次に製造業の場合は、五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四

第49表　鉱業における規模別1人平均月間現金給与額

年　　月	500人以上	100～499人	30～99人
1968年 1月	50,250(100.0)	42,337(84.2)	35,696(71.0)
2月	45,588(100.0)	42,183(92.5)	36,465(80.0)
3月	46,820(100.0)	42,773(91.4)	37,923(81.0)
4月	46,410(100.0)	43,487(93.7)	37,415(80.6)
5月	44,930(100.0)	44,141(98.2)	39,108(87.0)
6月	60,676(100.0)	64,658(106.6)	43,611(71.9)
7月	59,502(100.0)	74,476(125.2)	57,238(96.2)
8月	97,841(100.0)	63,797(65.2)	46,367(47.4)
9月	53,919(100.0)	48,107(89.2)	40,129(74.4)
10月	54,853(100.0)	48,829(89.0)	40,839(74.5)
11月	52,565(100.0)	48,992(93.2)	40,839(77.7)
12月	118,530(100.0)	116,710(98.5)	77,127(65.1)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第50表　製造業における規模別1人平均月間現金給与額

年　　月	500人以上	100～499人	30～99人
1968年 1月	45,823(100.0)	37,137(81.0)	32,665(71.3)
2月	43,671(100.0)	36,291(83.1)	33,514(76.7)
3月	44,687(100.0)	39,897(82.6)	34,103(76.3)
4月	45,042(100.0)	38,038(84.5)	35,508(78.8)
5月	47,547(100.0)	39,349(82.8)	35,178(74.0)
6月	82,929(100.0)	55,074(66.4)	41,634(50.2)
7月	89,205(100.0)	73,813(82.7)	59,906(67.2)
8月	49,758(100.0)	43,203(86.8)	44,236(88.9)
9月	48,574(100.0)	39,855(82.1)	36,920(76.0)
10月	49,228(100.0)	40,259(81.7)	36,465(74.0)
11月	51,596(100.0)	42,068(81.5)	37,685(73.0)
12月	140,909(100.0)	111,021(78.8)	87,423(62.0)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

九九人の規模で指数の低いのは六月（六六・四）と一二月（七八・八）であり、この点は前年と比べてほとんどちがいがない。三〇～九九人の規模では、六月（五〇・二）、七月（六七・二）、一二月（六二・〇）と格差は大きいが、前年に比べると七月（前年六一・四）、一二月（前年六〇・二）の格差が若干縮小しており、特別給与の支給が前年よりやや多かったことがわかる。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第51表にみられるように鉱業の場合東京を一〇〇として最も高いのは兵庫（七四・一）、ついで岡山（七二・四）、高知（七〇・五）、和歌山（六九・七）、秋田（六九・五）の順となっている。最も低いのは山形（四〇・六）、次いで広島（四三・二）、石川（四三・六）、鹿児島（四九・七）の順である。前年と比べると、たとえば最も高い兵庫の場合七〇・八から七四・一に、また最も低い山形の場合三八・七から四〇・六にそれぞれ上昇しており、賃金の平準化現象が顕著に現われている。

製造業で最も高いのは神奈川（九三・六）、ついで兵庫（九一・六）、山口（九〇・一）、大阪（九〇・〇）、福岡（八九・四）の順である。最も低いのは鳥取（五二・三）、次いで鹿児島（五三・二）、山形（五五・五）、宮城（五五・六）、香川（六〇・〇）の順であるが、鉱業の場合とはちがって地域別賃金格差平準化の現象はみられない。すなわち前年における製造業の地域別賃金の最高・最低の格差は、一〇〇対五二・六であったが、六八年においては一〇〇対五二・三と若干拡大をみている。このような地域別賃金格差の存在は、労働力の需給が逼迫してきたとはいうものの、その状況には地域的な不均衡のあることを示すものといってよい。

「賃金構造基本統計調査」によって、年齢階級別地域間賃金格差（製造業、規模計、男子労務者）をみると、一七歳の場合は東京を一〇〇として最低が岩手と山形（七〇・九）、ついで熊本（七一・四）、高知（七二・二）、島根（七四・〇）の順となっている。前年における最低は岩手の六九・三であったから、この年齢層の賃金格差は若干縮小したことになる。次に三五～三九歳の地域別賃金格差をみると、東京を一〇〇として最も高いのは神奈川（一〇一・五）、最も低いのは鹿児島（五九・〇）、ついで宮崎（五九・九）、山形（六一・三）となって

第51表　鉱業，製造業における府県別平均賃金指数（1968年，東京＝100）

府県別	鉱業	製造業
北海道	61.3	75.2
青森	54.0	62.0
岩手	55.6	74.9
宮城	63.3	55.6
秋田	69.5	62.1
山形	40.6	55.5
福島	56.9	61.9
茨城	54.2	77.8
栃木	58.3	69.7
群馬	60.1	68.9
埼玉	49.2	77.0
千葉	62.6	84.8
東京	100.0	100.0
神奈川	*	93.6
新潟	60.5	68.6
富山	*	71.5
石川	43.6	69.7
福井	*	57.9
山梨	57.5	63.3
長野	46.1	66.1
岐阜	68.6	62.8
静岡	58.8	76.7
愛知	54.4	79.1
三重	64.5	73.3
滋賀	*	72.4
京都	*	81.7
大阪	67.6	90.0
兵庫	74.1	91.6
奈良	—	68.0
和歌山	69.7	90.3
鳥取	36.7	52.3
島根	44.7	59.5
岡山	72.4	73.3
広島	43.2	88.4
山口	51.6	90.1
徳島	*	60.5
香川	*	60.0
愛媛	66.0	74.2
高知	70.5	66.9
福岡	50.8	89.4
佐賀	52.4	59.4
長崎	54.9	88.5
熊本	50.0	72.1
大分	52.1	65.0
宮崎	*	68.8
鹿児島	49.7	53.2

〔備考〕 1）＊印は集計事業所数が2以下の県であり，—印は調査事業所がないことを示す
2）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

いる。前年において最も低かったのは鹿児島（五六・二）であったから、この年齢層においても地域別の賃金格差は縮小している。しかし若年層よりも中高年齢層の地域別賃金格差がはるかに大きいのは、特定の地域において中高年齢労働力が過剰のためといってよい。

3　企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差　賃金を労働者の種類別にみると（第52表）、まず現金給与総額では管理・事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者は鉱業七九・八（前年七三・二）、製造業七五・二（前年六五・二）であり、前年よりもホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差はいっそう縮小している。生産労働者、なかんずく技能労働者の不足がいちじるしくなっている状況のもとにおいて、賃金格差が縮小するのは当然のことである。

定期給与は、鉱業八六・一、製造業七九・一で、鉱業における格差がとくに少ない。臨時給与は鉱業六一・〇、製造業六六・〇で、定期給与に比べると格差は大きいが、しかし前年においては鉱業四六・八、製造業五一・一であったから、六八年において生産労働者に対する臨時給与がかなり増加したとみることができる。

「賃金構造基本統計調査」によって労職別の賃金格差を年齢別にみると、まず一八歳以上二〇歳未満の若年層においては、職員男子の賃金を一〇〇として労務者男子は一〇六で労務者のほうが高い

第52表　常用労働者の種類別・給与内訳別１人平均１ヵ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者１人１日平均現金給与額

（規模30人以上，1968年）

産業別	常用労働者									日雇労働者の１人１日平均現金給与総額
	合計			生産労働者			管理・事務・技術労働者			
	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	
総数	55,405	42,542	12,863	*	*	*	*	*	*	1,152
鉱業	56,318	45,572	10,746	52,304	43,496	8,808	70,550	52,933	17,617	1,024
製造業	52,699	40,638	12,061	46,316	36,596	9,720	69,650	51,373	18,277	1,012

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）＊印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。
3）年平均額は月々の労働者数をウェイトとした加重平均値である。

第53表　常用労働者の性別１ヵ月平均現金給与総額

（規模300人以上，1968年）

産業別＼給与内訳＼性別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総数	65,595	31,553	50,273	24,445	15,322	7,108
鉱業	59,278	25,345	47,978	20,397	11,300	4,948
製造業	64,782	28,518	49,757	22,390	15,025	6,128

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）年平均額は月々の労働者数をウェイトとした加重平均値である。

が、四〇歳以上五〇歳未満の中高年齢層の場合は、労務者男子七四・五と低い。労務者の賃金が高いのは、二〇歳以上二五歳未満までであり、二五歳以上三〇歳未満になると職員の賃金が若干高くなっている。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第53表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子の総数は四八・一（前年四七・六）、鉱業四二・八（前年四一・八）、製造業四四・〇（前年四三・四）である。きまって支給する給与は、男子を一〇〇として、総数四八・六（前年四八・二）、鉱業四二・五（前年四一・六）、製造業四五・〇（前年四四・五）、また特別に支払われた給与は、総数四六・四（前年四五・一）、鉱業四三・八（前年四二・五）、製造業四〇・八（前年三九・四）である。以上のように六八年においては、男女別賃金格差は若干縮小をみている。

生産労働者のきまって支給する給与についての男女別格差の年次的推移をみると、男子の賃金を一〇〇として女子の賃金は一九六〇年において四一・八であったが、その後しだいに格差が縮小して六五年には四八・一になった。しかし六六、六七年と拡大し、六八年にふたたび縮小の傾向をとるにいたった。

年齢別賃金格差

年齢別の賃金格差を労職別にみると（第54表）、一〇〇〇人以上の大企業労務者の場合最低は一八歳未満の五六・五（二〇～二五歳の賃金を一〇〇として）で、最高は五〇～六〇歳の二〇〇・五である。年齢別の最高・最低の格差は、三・五四倍であり、前年の三・八一倍に比べてかなり大幅に縮小している。次に職員は、最低が一八歳未満の五一・四にたいして、最高は五〇～六〇歳の二五八・四であり、最低・最高の格差は、五・

第54表　企業規模・労職・年齢別賃金格差の推移

（製造業，20～25歳＝100，定期給与）

年齢		1,000人以上					99～30人				
		1861年	1964年	1966年	1967年	1968年	1961年	1964年	1966年	1967年	1968年
労務者（男）	18歳未満	50.4	53.8	56.3	56.2	56.5	56.9	56.6	56.0	56.0	58.5
	18～20	78.2	76.9	76.2	76.6	80.6	76.8	76.6	73.9	74.8	77.0
	20～25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～30	136.7	127.1	124.5	126.6	127.4	126.9	122.1	120.6	124.2	128.6
	30～35	182.0	162.7	151.6	152.6	150.2	141.1	131.6	132.3	135.5	139.5
	35～40	210.1	191.6	179.8	179.9	170.9	153.5	136.1	133.7	138.1	142.9
	40～50	237.0	214.2	199.3	202.3	192.6	153.2	140.2	136.1	137.7	144.3
	50～60	240.5	222.7	211.6	213.6	200.5	139.7	126.2	125.8	127.0	129.4
	60歳以上	126.0	111.6	106.9	110.4	104.9	118.0	104.1	104.1	106.0	106.2
	計	159.0	147.6	143.3	143.2	139.7	114.7	111.5	111.7	114.8	119.9
職員（男）	18歳未満	50.5	48.9	52.7	50.3	51.4	54.1	60.4	58.4	56.5	61.0
	18～20	72.2	76.7	77.1	75.7	75.8	68.8	73.2	68.2	72.9	73.6
	20～25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～30	143.6	139.5	131.6	132.6	131.7	141.0	140.4	133.9	131.3	134.9
	30～35	201.7	191.0	176.0	170.7	165.9	183.7	177.0	166.4	159.0	165.9
	35～40	254.3	239.9	217.8	207.6	198.7	212.4	198.3	187.8	178.7	187.9
	40～50	318.1	301.3	270.9	248.0	240.0	226.9	217.9	200.7	189.4	200.3
	50～60	366.5	326.9	300.7	262.5	258.4	209.7	203.8	188.8	168.7	189.1
	65歳以上	247.6	229.1	208.0	134.5	147.0	176.3	168.5	152.8	132.3	148.7
	計	207.8	191.0	180.7	177.3	171.9	169.1	164.7	157.0	147.7	158.7

〔備考〕 1）労働省『賃金実態総合調査報告』（1961年4月），『賃金構造基本統計調査報告』（1964～1967年各4月，1968年6月）による。

2）1968年は調査対象月を従前の4月から6月に変更したため，1967年以前とは直接比較できない。

○二倍であり、前年の五・二二倍に比べてこれまた縮小をみている。

三〇～九九人の規模の中小企業では、労務者の最低が一八歳未満の五八・五であり、最高は四〇～五〇歳の一四四・三で、最低・最高の格差は二・四六倍である。大企業の格差三・五四倍に比較するとはるかに小さい。しかし前年の格差は二・四七倍であったから、大企業ほど年齢別格差の縮小はみられず、また前年においては三五～四〇が最高であったのにたいし、六八年には四〇～五〇歳が最高となっている。このことは、中小企業において定期昇給制度の確立を通じて大企業なみの年功賃金にする傾向がみられることの反映であるといってよい。

職員の最低は、一八歳未満の六一・〇、最高は四〇～五〇歳の二〇〇・三で、最低・最高の格差は、三・二八倍である。前年は三・三六倍であったから、年齢別格差は縮小したことになる。

以上のような年齢別賃金格差縮小の原因は、いうまでもなく初任給が上昇したことにある。年功賃金の特徴は、年齢別賃金格差が開いていることにあったが、それがこのように縮小しつつあることは、年功賃金が徐々に解体しつつあることを示すものである。

4　賃金支払形態

給与構成比率

労働省『賃金労働時間制度総合調査報告』（一九六七年九月）によれば、産業別の給与構成比率は、

第55表　産業別の給与構成比率（規模計）

(%)

産業および年月	合計	小計	基本給 計	基本給 年齢，勤続，経験，学歴給	基本給 職務，職能，職種	基本給 総合決定給	業績給	勤務手当	生活手当	奨励手当	その他の手当	超過勤務手当	その他
産業計													
1964年9月	100.0	87.9	82.3	8.8	7.2	66.3	7.1	3.1	5.7	1.4	0.4	11.5	0.6
1965年9月	100.0	89.1	83.6	9.4	9.0	65.2	6.1	3.1	5.8	1.2	0.2	10.3	0.6
1966年9月	100.0	88.5	82.8	3.3	8.9	70.6	5.9	3.5	6.0	1.4	0.4	10.7	0.8
1967年9月	100.0	88.0	83.0	7.9	10.8	64.3	5.7	3.4	6.0	1.5	0.4	11.4	0.6
鉱業													
1964年9月	100.0	82.6	61.5	3.7	10.7	47.1	25.0	3.3	7.1	2.9	0.2	14.6	2.8
1965年9月	100.0	82.6	64.2	4.6	10.8	48.8	23.1	3.3	6.4	2.8	0.2	14.7	2.7
1966年9月	100.0	83.4	56.2	5.7	11.9	38.6	30.4	4.4	6.1	2.8	0.1	13.9	2.7
1967年9月	100.0	84.1	61.0	6.2	13.8	41.0	27.3	2.6	6.1	2.8	0.2	13.5	2.4
製造業													
1964年9月	100.0	86.4	85.2	9.2	7.6	68.4	5.6	2.2	5.0	1.6	0.4	12.8	0.8
1965年9月	100.0	88.5	86.3	9.5	8.8	68.0	4.6	2.2	5.1	1.6	0.2	10.8	0.7
1966年9月	100.0	86.9	85.1	2.5	8.8	73.8	4.4	2.9	5.6	1.7	0.3	12.1	1.0
1967年9月	100.0	86.5	85.5	7.8	10.6	67.1	4.2	2.8	5.6	1.7	0.2	12.7	0.8

〔備考〕 1）小計，超過勤務手当，その他の数値は合計を100とした場合の比率である。
2）基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他諸手当の数値は小計を100とした場合の比率である。
3）労働省『賃金労働時間制度総合調査報告』による。

第55表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八三・〇%で圧倒的な部分を占めており、六六年の八二・八%に比べると若干比率が増大している。基本給の内訳をみると、年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する総合決定給の比率が六四・三%を占め、六六年七〇・六%に比べてその比率は減少している。総合決定給は、賃金支払のための客観的基準をもうけず、経営者が前記の属人的要因を総合的に判断して基本給を決めるものであり、恣意的な支払をもたらす根本的な原因となるものであった。したがってその比率が若干なりとも減少していることは、いわゆる賃金の近代化がいくらかすすみつつあることの反映とみることができる。

賃金支払のための客観的基準は設定するが、しかしもっぱら、年齢・勤続・学歴等の属人的要素にもとづいて基本給を決める方式は七・九%であり、六六年の三・三%に比べると若干増加をみている。わが国において賃金の客観的基準を設定する場合、年齢・勤続・学歴等にもとづくのが最も容易であるところから、その比率が増加したとみることができる。

職務・職能・職種給など仕事的要素によって決定される基本給は、一〇・八%で、六六年の八・九%に比べると若干増加している。これらの賃金の導入が徐々にすすみつつあることを物語っている。

出来高給・割増給などの業績給の比率は、さらにやや減少し、六六年の五・九%から五・七%に低下している。技術革新による労働生産性の大幅な増加が、業績給の適用を困難にしていることの現われである。手当のなかで比較的大きな比率を占めているのは、家族手当、地域手当、通勤手当などの生活手当で六・〇%を占め、六六年における比率と変わりがない。超過勤務手当は、六六年の一〇・七%から、六七年一一・四%と増加しているが、これは好況のもとで残業が増加したためである。

次に給与構成比率の産業別特質をみると、六六年においては鉱業の基本給比率が若干低下していたのにたいし、六七年には五六・二%（六六年）から六一%へとふたたび増加しつつあり、逆に業績給は六六年の三〇・四%から六七年の二七・三%に低下している。また鉱業においては、六六年において減少する傾向をみせていた総合決定給がふたたび増加していることがめだつ。

規模別賃金支払形態

労働省『賃金労働時間制度総合調査報告』（六七年九月）によって、規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数にたいする割合をみると（第56表）、まず基本給のなかで年齢・勤続・経験・学歴給をとっているのは、五〇〇～九九九人の規模の企業が二六・七%で最も多く、ついで五〇〇人以上の大企業の二三・三%となっている。六六年においては五〇〇～九九九人の規模の割合は一三・三%にすぎなかったから、この規模における年齢・勤続・経験・学歴給の採用がとくにいちじるしかったといわねばならない。この規模の企業は、労働力の需要面において大企業と競争関係にあり、労働者を吸引・定着させるためには定期昇給制度の確立が必要であった。その際前にも述べたように年齢・勤続・経験・学歴給を確立することは最も容易な方法だったのである。

職務給は、五〇〇〇人以上が三〇・五%で比率が最高で、一〇〇～四九九人の規模では五・九%と大幅に比率が低下する。また三〇～九九人の規模はわずかに一・七%にすぎない。このように職

第56表　規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合
（製造業，％）

	5000人以上	1000人～4999人	500人～999人	100人～499人	30人～99人
基本給					
年齢・勤続・経験・学歴給	23.3	18.6	26.7	17.5	15.2
職務・職能・職種給					
職務給	30.5	5.9	2.7	3.1	1.7
職能給	45.9	22.1	15.9	6.5	2.5
職種給	3.3	2.4	4.2	3.0	3.2
総合決定給					
総合決定給Ⅰ	81.2	82.0	79.0	61.8	48.3
総合決定給Ⅱ	7.4	9.8	12.2	27.8	41.6
業績給					
個人能率給	4.7	6.5	12.5	10.3	10.3
団体業績給	15.8	9.5	9.8	9.2	6.3
勤務手当					
役付手当	72.4	85.7	93.8	90.6	80.0
特殊作業手当	76.8	63.4	62.3	50.1	36.9
技能手当	17.6	24.5	35.5	37.5	26.8
生活手当					
家族手当	97.0	93.5	84.2	75.5	56.8
地域手当	21.4	34.1	22.6	14.5	8.0
通勤手当	81.9	88.0	83.3	86.9	79.7
住宅手当	46.3	52.5	42.8	28.4	24.3
その他の生活補助手当	28.1	33.2	31.2	29.8	78.7
奨励手当（精皆勤手当）	19.8	39.9	58.8	74.0	78.7
その他の諸手当	12.6	10.9	14.6	14.3	11.4
超過勤務手当	100.0	99.5	96.8	96.9	96.0
その他					
臨時作業手当	23.5	12.9	5.4	4.0	4.2
不就業手当，その他	43.1	32.4	32.7	48.7	42.8

〔備考〕 労働省『賃金労働時間制度総合調査報告』による。

労働組合の職務給にたいする反対があることもさることながら、わが国の企業の実態が職務給になじまない点があることも否定することはできない。

職能給は、五〇〇〇人以上の大企業において四五・九％の採用比率を示し、六六年の四〇・五％に比べてかなりの増加となっている。また一〇〇〇～四九九九人の規模においても六六年の一八・八％から、六七年の二二・一％、五〇〇～九九九人の規模でも六六年の七・五％から六七年の一五・九％にそれぞれかなりの増加をみせた。このように職務給よりも職能給の導入がすすんでいる理由は、なんといっても職能給がわが国企業の体質に合致していることにある。すなわちわが国の企業は、新規学卒者から一括採用をおこない、それを後から配置するために必ずしも特定の職務にふさわしい人が配置されているとはかぎらない。そこで特定の職務に従事している複数の人の間に職務の遂行能力の差があらわれることになる。職能給は、このような職務の遂行能力に

務給の採用が大企業にかぎられているのは、職務給導入の前提条件である職務の標準化が中小企業ではすすんでいないためである。また大企業を含めて全体として職務給の導入が遅々としているのは、

賃金を結びつけようとするものであり、その意味においてはわが国の企業の実情にマッチしているといってよい。さらに職能給は、必ずしも職務分析・職務評価を必要としないので、中小企業においてもこれを容易に導入できるのである。

総合決定給Ⅰ（年齢・学歴・勤続・能力等を総合評価して決定するが、能力や勤務成績の査定については、一定の査定基準により決定し支給する賃金）は、五〇〇〇人以上八一・二%で、六六年の七二・一%に比べてさらに比率が増加している。また一〇〇〇～四九九人の規模においても八二%（六六年六八・八%）を占め、その比率はきわめて高い。「一定の査定基準」というのは、主として人事考課制度をさすが、この制度は一〇〇〇人以上の大企業においていちじるしく普及していることを物語っている。また三〇～九九人の規模の採用比率も四八・三%を占め、いわゆる賃金管理の近代化は、人事考課制度の採用が出発点になっているといってよい。

総合決定給Ⅱ（組織的な一定の査定基準を設けず、総合的に評価し支給する賃金）は、最高が三〇～九九人の四一・六、次いで一〇〇～四九九人二七・八%で、以下規模が大きくなるにしたがってその比率は減少している。六六年に比べると、全体として比率の低下がめだっているが、たとえば三〇～九九人の規模においては六六年の七〇・九%から四一・六%に低下している。総合決定給Ⅱは、客観的基準を設定せずに総合判断で賃金を決めるものであり、その意味では戦前型の賃金決定方式であるが、最近においてはこのような賃金体系の非近代的性格が是正されつつあることは否定できない。

業績給のうち個人能率給は、五〇～九九人の規模の採用比率が一二・五%で最も高く、六六年の六・一%に比べるとかなり増加している。しかし一〇〇人以上の大企業の採用比率は低い。団体業績給は、五〇〇人以上の大企業における採用比率が一五・八%で比較的高く、それ以下の規模の企業の採用比率は一〇%以下となっている。団体業績給が大企業において採用されている理由は、たとえば鉄鋼業においてみられるように能率給を年功賃金的に適合させるために、工場単位の生産にリンクして能率給総額を決定し、それを本給に応じて配分する方式をとらざるをえないためであるといってよい。

その他の給与要素のなかで規模の大きいものほど比率の高いものは、特殊作業手当、家族手当、住宅手当などである。しかし六六年に比べると規模の小さい企業においてもこれらの手当を採用する比率が漸次高まっていることが注目される。中小企業においては、労働者を企業に定着させる必要から、これらの手当を採用する傾向が強まっているものとみられる。逆に規模の小さいものほど比率の高いものは、技能手当、奨励手当などである。

5　定期給与と臨時給与および賃金不払の状況

定期給与と臨時給与

一九六八年における定期給与の推移をみると（第57表）、対前年同期増減率は、六八年全般を通じて一二%台以上であり、とくに五月から九月までは一三%をこえている。前年においては前年一一%台の増加であったから、六八年の増加率は六七年よりも大きく、とくに夏季特別給与支

第57表　常用労働者１人１ヵ月当り「きまって支給する給与」の推移
（調査産業計，規模30人以上）

年　　月	きまって支給する給与	指数 1965＝100	対前年同期増減率
1968年 1月	39,490	129.0	12.4
2月	40,134	131.1	12.6
3月	40,130	131.1	13.1
4月	41,264	134.8	12.8
5月	41,677	136.1	13.4
6月	43,189	141.1	13.5
7月	43,326	141.5	13.3
8月	43,085	140.7	13.2
9月	43,867	143.3	13.2
10月	44,181	144.3	12.6
11月	44,702	146.0	12.9
12月	45,173	147.5	13.3

〔備考〕 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

給時期の増加率が高い。これを金額的にみると、三月まで四万円台であったのが、四月、五月四万一千円台、六月から九月まで四万三千円台、一〇月以降四万四千円台としだいに増加を示している。

次に一九六八年における臨時給与の現金給与総額中に占める割合をみると（第58表）、鉱業一九・一％（前年一八・一）、製造業二二・九％（前年二二・四％）であり、いずれも前年より上回っている。この比率の月別推移をみると、鉱業で最も高いのは一二月五五・五％（前年五四・二％）であり、次いで八月四一・一％（前年三五・九％）、七月二四・一％（前年二五・三％）、六月二三・六％（前年二三・六％）であり、夏季および年末の臨時給与の支給が前年よりも多かったことがわかる。製造業で最も高いのは六三・二％（前年六〇・八％）、次いで七月四五・九％（前年四五・二％）、六月三三・六％（前年三〇・六％）の順である。鉱業に比べるとその比率はさらに高い。

第58表　鉱業，製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合
（％）

年　　月	鉱　業	製造業
1968年 1月	6.9	5.9
2月	1.2	0.5
3月	0.6	2.5
4月	0.9	1.7
5月	0.8	3.7
6月	23.6	33.6
7月	24.1	45.9
8月	41.1	10.3
9月	5.8	1.1
10月	3.5	1.5
11月	0.9	3.9
12月	55.5	63.2
1968年平均	19.1	22.9

〔備考〕 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

労働省「毎月勤労統計調査」によって、産業大分類別にみた臨時給与の支給率をみると、まず調査産業計では三・五九ヵ月であり、一九六四年の三・二一ヵ月分以降毎年増加をみせている。最も支給率が高い産業は、金融保険業五・三三ヵ月、次いで電気・ガス・水道業四・六〇ヵ月、卸売・小売業四・〇〇ヵ月の順となっている。

製造業中分類別に臨時給与の支給率をみると、最も高いのは石油・石炭の四・五三ヵ月、次いで精密機器四・三五ヵ月、化学四・二五ヵ月、電気機器四・〇六ヵ月の順である。

製造業規模別に臨時給与の支給率をみると、規模五〇〇人以上三・九一ヵ月、一〇〇～四九九人三・五七ヵ月、三〇～九九人二・六八ヵ月、五～二九人一・九四ヵ月であり、規模が小さくなるにつれて支給率も低くなっている。しかし規模の小さい企業の対前年増加率はきわめて高く、たとえば五〇〇人以上の規模の増加率が一九・九％であるのにたいして、一〇〇～四九九人二一・四％、三～九九人二八・五％、五～二九人三一・八％と、規模が小さいほど対前

第59表　賃金不払事件件数

年　　月	前期より未解決の件数	当期把握した件数	総取扱件数	解決件数	当期末未解決件数
1965年	2,532	16,604	19,136	16,014	3,122
1966年	3,122	17,470	20,592	17,618	2,974
1967年 1月～ 3月	2,794	3,604	6,578	3,906	2,672
4月～ 9月	2,672	7,672	10,344	7,630	2,714
1967年10月～1968年 3月	2,714	7,469	10,183	7,892	2,291
1969年 4月～ 9月	2,291	7,953	10,244	7,782	2,462
1968年10月～1969年 3月	2,462	6,972	9,434	7,477	1,957

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

第60表　賃金不払事件金額

（単位　1,000円）

年　　月	前期より未解決の不払金額	当期新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1965年	2,886,951	3,191,984	6,078,935	4,485,709	1,593,226
1966年	1,593,226	2,127,899	3,721,125	2,700,640	1,020,485
1967年 1月～ 3月	1,020,485	752,520	1,773,005	353,153	1,419,852
4月～ 9月	1,419,852	1,770,845	3,190,697	1,385,744	1,804,953
1967年10月～1968年 3月	1,804,953	1,869,431	3,674,384	1,490,021	2,184,363
1968年 4月～ 9月	2,184,363	2,916,235	5,100,598	3,064,927	2,035,671
1968年10月～1969年 3月	2,035,671	1,412,066	3,447,737	1,439,476	2,008,261

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

年増加率は高い。いいかえれば、臨時給与の企業規模別格差は縮小してきていると考えてよいのである。

賃金不払の状況

一九六八年の賃金不払をみると（第59表）、当期把握した件数は、六八年四月～九月まで七九五三件、六八年一〇月～六九年三月六九七二件であり、解決件数は、六八年四月～九月七七八二件、六八年一〇月～三月七四七七件となっている。全体の傾向としては、六七年と変わりがなく、好況期にもかかわらずかなりの賃金不払のあることを示している。これは賃金水準の上昇にともない支払の困難になっている企業がかなり存在することを意味している。

賃金不払金額をみると（第60表）、当期新たに増加した不払金額は、六八年四月～九月二九億一六二三万五千円で、六七年一〇月～三月の一八億六千九四三万一千円に比べると大幅な増加となっている。しかし六八年一〇月～六九年三月の期には一四億一二〇六万六千円といくらか減少をみている。差引不払金額は、六八年四月～九月二〇億三五六七万一千円、六八年一〇月～六九年三月二〇億〇八二六万一千円であり、六七年の傾向とそれほど大きなひらきはみられない。

2　労働時間

労働時間の動向

労働省の『毎月勤労統計調査報告――全国調査』によると（第61表）、一九六八年における平均総実働労働時間は、一九二・七時間で、前年の一九三時間に比べて〇・二％の減少となっている。六六年、六七年の保合いから三年ぶりのことである。これを六八年上期、下期に分けてみると、上期一九一・一時間（前年同期に比べて一％減）、下期一九四・二時間（〇・三％減）で、下期の減少がいちじるしい。

総実働労働時間を所定内、所定外にわけてみると、所定内労働時間一七四・一時間で、前年に比べて〇・二％減であり、六七年の〇・六％を若干下回った。所定内労働時間は六四年以降一貫して減少しており、労働時間の短縮が確固とした傾向となっていることを示している。一方、所定外労働時間は、景気上昇下において生産活動が活発化した六六、六七年の後をうけて高水準に推移し、一八・六時間となっているが、前年よりも〇・四％の減少となった。とくに六八年下期においては一・六％の減少を示している。

労働時間の動向を産業別にみると、製造業では六八年の総実働労働時間が一九三時間で前年より〇・五％の減少となっており、調査産業計の〇・二％を上回っている。この総実労働時間の減少は、も

第61表　労働時間の推移（規模30人以上）

（単位　時間）

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内	所定外	総実労働時間	所定内	所定外
実数	1964年	195.7	177.1	18.9	195.7	176.1	19.6
	1965年	192.2	176.4	16.5	191.8	175.1	16.7
	1966年	193.2	175.8	17.4	193.0	174.7	18.3
	1967年	193.0	174.5	18.5	193.9	173.8	20.1
	1968年	192.7	174.1	18.6	193.0	172.8	20.2
	1968年上期	191.1	172.6	18.5	191.5	171.4	20.1
	下期	194.2	175.6	18.6	194.3	174.1	20.2
対前年同期増減率（%）	1964年	△ 0.3	△ 0.4	1.3	△ 0.4	△ 0.7	2.1
	1965年	△ 1.4	△ 0.5	△10.9	△ 2.1	△ 0.6	△15.2
	1966年	0.0	△ 0.4	5.0	0.7	△ 0.2	9.5
	1967年	0.0	△ 0.6	6.3	0.4	△ 0.6	10.2
	1968年	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.1
	1968年上期	△ 0.1	△ 0.2	0.9	△ 0.3	△ 0.5	1.9
	下期	△ 0.3	△ 0.2	△ 1.6	△ 0.7	△ 0.6	△ 1.5

〔備考〕 1）実数は1965年までは単純平均，1966年以降は月々の労働者数をウェイトとした加重平均値である。
2）増減率は抽出替えにともなうギャップを修正してあるので実額の変化と一致しない。
3）労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

っぱら所定内労働時間の減少（〇・五％減）に起因するものであり、所定外労働時間は〇・一％とわずかながら増加をみている。労働時間の短縮傾向は、製造業において顕著であるといってよい。総実働労働時間が増加した産業は、金融保険業一六七・四時間（一・一％増）、電気・ガス・水道業一七八・七時間（〇・五％増）であるが、これらの産業の総実働労働時間数は、調査産業計の一九二・七時間に比べていずれもはるかに少ない。これ以外の産業は、前年に比べて若干の減少をみている。すなわち鉱業一九三・九時間（〇・七％減）、卸売・小売業一九一時間（〇・一％減）、運輸通信業一九六・一時間（〇・一％）などである。このなかで鉱業の減少がめだっているが、これは鉱業における所定内労働時間が一六七時間で、前年よりも〇・八％減少したことに起因するものである。

製造業主要中分類別総実働労働時間数および増減率を「毎月勤労統計調査」によってみると、まず労働時間が最も少ない産業は、化学一八〇・七時間、次いで精密機器一八四・六時間、石油石炭一八四・九時間、電気機器一八七・八時間、ゴム一八八時間の順となっており、逆に最も多いのは出版・印刷二〇三・六時間、ついで鉄鋼一九九・六時間、一般機械一九九・三時間の順となっている。所定外労働時間の最も多い産業は、鉄鋼三三・三時間、次いで輸送用機器三一・七時間、非鉄金属二九・六時間、出版・印刷二七・七時間の順である。

前年に比べて総実労働時間数の減少の大きい産業は、食料品・たばこ（一・七％減）、金属製品（一・〇％減）、輸送用機器（一・〇％減）、ゴム（〇・九％減）などであり、逆に増加した産業は石油・石炭（〇・五％）、化学（〇・四％）、非鉄金属（〇・四％）となっている。前年に比べて所定外労働時間が減少した産業は、衣服（六・〇％減）、輸送用機器（四・五減％）、金属製品（三・六％減）などであり、逆に増加した産業は、電気機器（五・一％）、石油・石炭（三・六％）、非鉄金属（二・八％）などとなっている。

次に規模別の労働時間を製造業についてみると（第63表）、まず総実労働時間では、五〇〇人以上の大企業が一九〇・五時間であるのにたいして一〇〇～四九九人が一九三・〇時間（五〇〇人以上を一〇〇として一〇一・三）、三〇～九九人が一九六・五時間（一〇三・一）、五～二九人が一九九・八時間（一〇四・九）であり、規模の小さくなるにしたがって労働時間は長くなっている。しかし前年にたいする増減率をみると（第62表）、五〇〇人以上が〇・三％減、一〇〇～四九九人が〇・五％減、三〇～九九人が〇・六％減、五～二九人が

第62表　規模別労働時間の対前年同期増減率
（製造業）　（％）

年		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1964年	0.3	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.8
	1965年	△ 2.3	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.2
	1966年	1.0	0.4	0.3	0.2
	1967年	1.4	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.6
	1968年	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.6	0.2
所定外労働時間	1964年	7.8	△ 0.5	△ 5.4	—
	1965年	△16.3	△13.4	△14.9	—
	1966年	11.9	8.7	6.0	—
	1967年	16.4	6.9	3.8	—
	1968年	0.4	△ 0.5	△ 3.0	—

〔備考〕 1）30人以上の各規模の増減率については抽出替えにともなうギャップを修正してある。
2）労働省「毎月勤労統計甲および乙調査」による。

第63表　製造業規模別労働時間数と格差　（単位　時間）

	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
（総実働時間）				
1964年	191.0(100.0)	196.2(103.2)	200.6(105.5)	202.9(106.7)
65	186.4(100.0)	193.4(103.8)	197.7(106.1)	200.4(107.5)
66	188.0(100.0)	194.2(103.3)	198.5(105.6)	200.8(106.8)
67	191.1(100.0)	194.0(101.5)	197.6(103.4)	199.5(104.4)
68	190.5(100.0)	193.0(101.3)	196.5(103.1)	199.8(104.9)
（所定外労働時間）				
1964年	22.1(100.0)	18.6(84.2)	17.6(79.6)	—
65	18.4(100.0)	16.0(87.0)	15.2(82.6)	—
66	20.6(100.0)	17.4(84.5)	16.3(79.1)	—
67	24.1(100.0)	18.7(77.6)	16.4(68.0)	—
68	24.2(100.0)	18.6(76.9)	15.9(65.7)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計甲および乙調査」による。

〇・二％増となっており、五～二九人の規模をのぞけば、一般的にいって規模が小さくなるほど減少の幅が大きい。いいかえれば総実労働時間の規模別格差は、漸次縮小しつつあるといってよい。

次に所定外労働時間の規模別格差（第63表）をみると、五〇〇人以上の規模は二四・二時間、一〇〇～四九人一八・六時間（五〇〇人以上を一〇〇として七六・九）、三〇～九九人一五・九時間（六五・七）となっており、規模が小さくなるにつれて所定外労働時間は少なくなり、実労働時間とは逆の形になっている。ということは、所定内労働時間の規模別格差は、総実働労働時間の格差よりもいっそう大きいことを意味しているといってよい。

【参考資料】 (1)日経連『新情勢をむかえる物価動向と賃金問題』（一九六九年一月） (2)春闘共闘委員会『一九六九年賃金白書』 (3)総合労働研究所『団体交渉のための賃金資料』（一九六九年一二月） (4)労働大臣官房労働統計調査部編『労働統計調査月報』 (5)労働法令協会『賃金通信』

Ⅳ 合理化の現状とその特質

概要

概要□好況持続下の合理化──好況の持続と生産性の向上／六八―六九年合理化の特徴／産業別合理化の実態──鉄鋼業／電機工業／自動車工業／食品工業／石炭鉱業／国有鉄道／私鉄／都市交通／郵政／労働災害と職業病──概況／労働災害：産業別／企業規模別／おもな重大災害／職業病：発生件数／産業別発生状況

一、好況は六八―六九年にもほぼ順調に継続されており、電機工業をトップとする多くの産業の生産指数も上昇しつづけている。労働生産性の上昇は、生産能力の過大化によって稼働率が若干停滞したため、六七―六八年に比して多少鈍化したが、機械工業や軽工業などでは生産指数以上の上昇を示した。

一、公共部門や公益事業などをも含む産業再編成のもとで、産業合理化は全社会的な規模で展開している。そのなかで、とくに要員削減、労働密度の増大、労働時間の延長、労働組合活動などの制限および賃金合理化などの合理化が、末端の職場レベルにおけるまで容赦なく浸透しつつある。

一、重化学工業を中心とする大企業分野では、鉄鋼業・化学工業におけるように大規模な要員削減と配置転換がすすめられており、とくにそれが能率比例的な加給や配転条件の上昇とひきかえに容易に推進されている。逆に要員削減が一時ほど強化されなくなっている電機工業では、新しい設備と作業方法によってもっぱら労働密度の増大が強行されている。

一、たとえば食品工業などの中小工業では、内外大企業の進出によってその構造的危機をますます深めており、解雇、労働強化、賃

金・労働条件・作業環境の切り下げあるいは頭うちが広範に発生している。第四次答申による〝新石炭政策〟のもとでいっそう〝斜陽化〟を余儀なくされた石炭鉱業では、中小工業と同様の合理化が一段と強化されており、〝国有化闘争〟の展開にもかかわらず、企業ぐるみ閉鎖の場合の退職条件が多少とも向上したにすぎない。

一、都市化による過密・過疎の激化と政府の政策の貧困のために、国鉄・郵政をはじめ、私鉄、都市交通などの地方公営企業の合理化が激化している。それによって、労働強化と労働条件の切下げや一部の労働者の既得権の剝奪・制限が強行されるだけでなく、顧客にたいするサービスをも犠牲にしつつある。とくに交通産業の場合は、単に運賃値上げというかたちをとるばかりでなく、労働者とともに顧客の生命をも危くする側面さえ持っている。

一、労働災害による死傷者数は、官庁統計では若干減少しつつある。しかし、その減少傾向が鈍化してきたばかりでなく、死亡者数は逆に増加しており、労災が〝重篤化〟していることを示している。この点は、度数率の低下に比して強度率の低下がきわめて小さい事実にも明瞭に反映している。それは、石炭鉱業をはじめ、運輸交通業のほか、一部の製造業や建設業において労働災害が頻発し、とくに重篤化しているからにほかならない。職業病のほうは、官庁統計においても対前年度比一五％という顕著な増加を示した。とくに六八年は、負傷や重激業務を原因とする疾病が多い運輸業が首位に立ち、したがってその種の職業病が増加したほか、一酸化中毒などの増加がいちじるしくなっている。

1　好況持続下の合理化

好況の持続と生産性の向上

一九六六、六七年において回復した景気は、六八―六九年にも持続されており、戦後最も長かった〝岩戸景気〟の四二カ月の記録を、ついに六九年五月に破ることになった。経済企画庁の「企業経営者の見通し」調査によれば、六八年の後半には景気下降の予想が強かったが、六九年前半についてはふたたび好況の予想が強くなっている。通産省調査による生産指数の動向をみても、好況の持続は明瞭であり、一九六五年を一〇〇とする産業総合では六八年に三八・二％も増加している。産業別には、鉱業がほぼ横ばいで停滞しているほかは、製造業六〇・四％増、公益事業三八・二％増となっている。また六九年三月の対前年同月比では、鉱業の生産指数のみ減少しているほかは、製造業一五％、公益事業一三・五％それぞれ増加している。とくに製造業内部では、同じ対前年同月比で、耐久消費財の生産を中心とする電機工業においてその増加率が最も高く、二五・七％を示している。このほか一般機械工業も二〇％を上回っており、機械工業総合で二一％増となっており、他工業を圧している。ついで、鉄鋼業一六％、化学工業一五・九％が製造業平均を上回っているのに反して、パルプ・紙、繊維両工業においては八・七％、七％

それぞれ増加するにとどまっている。

労働生産性指数も、日本生産性本部の調査によると、きわめて順調に上昇している。これも六五年を一〇〇としてみると、製造業平均で六八年において五〇・五%も増加しており、機械工業の七一・三%をはじめ、鉄鋼業六三・八%、化学工業五七・四%とつづいており、比較的停滞的なパルプ・紙、繊維両工業でも三〇～四〇%増加している。六九年三月の対前年同月比では、機械工業の二三・三%増加という生産指数の増加率を上回るほどの上昇を先頭として、鉄鋼業、化学工業の一五%、さらに全体として停滞的なパルプ・紙、繊維工業でも八～九%も増加しており、ここでも生産指数の上昇をこえているのである。ただし、労働生産性指数の動向は、六六—六七年の上昇に比べれば六七—六八年の上昇はやや鈍化している。その理由は、六七—六八年において、六六—六七年をはるかに上回る設備投資がおこなわれ、その結果、生産能力が過大化し、稼働率指数があまり上昇しなかったことに求められるであろう。

この点は六八年の生産性動向の特徴であるが、六四～六六年において停滞的だった労働生産性が六七～六九年に持続的に上昇したことは疑いえない。それは、六五年以降とくに強化されてきた労働合理化の成果だ、とみてよい。六七年につづく労働時間の短縮傾向も、このような労働合理化イコール単位時間当り労働強度の増大にもとづいてはじめて実現したのである。その場合、最近の労働合理化についてとくに注目されるのは、ますます深刻化する〝労働力不足〟によって推進されている〝合理化投資〟の増大である。

六八—六九年合理化の特徴

一九六七年以降の「資本の自由化」、「技術導入の自由化」につづいて、六九年には第二次資本自由化措置が実施され、〝国際競争力の強化〟を大義名分とする産業合理化が推進されている。それは産業再編成をはじめとして〝企業体質の改善〟などを内容とするものであるが、究極的には労働合理化の推進を基礎として展開されている。

たとえば、労務管理研究会が実施したアンケート調査結果によると、多数の企業が採用している「合理化」のうち、「効果ある対策」として次の七項目があげられている。①機械化（「技術的合理化」と労働密度を引きあげる「組織的合理化」の併用）、②交替制の導入と拡大、③時差勤務、④残業規制（所定時間中の仕事量の増大、あるいはサービス残業としての手当不払い）、⑤標準作業量の設定あるいは標準の引上げ、⑥品質管理、⑦労働規律の強化。このほかにも、春闘共闘委員会がまとめた結果によると、労働時間短縮のひきかえ条件として経営者側が提出した条件のなかで、次の六項目がめだっている。①要員増なしの四組三交替制への移行、年休の割当化、休憩時間の短縮、あるいは四組三交替制導入のために機械化・合理化に協力させる（金属・化学工業）、②週休二日制あるいは休日増加のひきかえとして、一日の労働時間の延長あるいは休憩・食事時間の短縮、休日分の賃金カットによる賃金引下げ（金属工業）、③新勤務体制の導入（金属工業）、④余暇管理（金属工業）、⑤交替制・時差勤務の導入と拡大（化学工業・マスコミ産業など）、⑥労働時間管理の厳密化（全産業）。

さきの概要にも要約しておいた具体的内容をも含めて、労働合理化の諸形態を総括すると、次のとおりである。

①要員の徹底的削減。広範な産業分野においておこなわれているように、新規採用の停止のもとで、欠員不補充と非能率者の排除と配転が大幅に実施されている。この点では、後出の鉄鋼業における

事例がその典型である。さらに、産業再編成によって〝斜陽化〟せしめられている炭鉱・硫黄鉱山・国鉄・中小私鉄・都市交通などの地方公営企業、さらに食品工業などの中小工業では、指名解雇や希望退職によって要員が徹底的に削減せしめられている。このほか、臨時工・社外工の整理によっても、要員削減がすすめられている。

②労働密度の増大。つまり、削減された要員のもとで、単位時間当りの労働密度を増大せしめ、生産性を向上させる方法である。すなわち、IE、WFなどの採用による〝少数精鋭主義〟の導入、〝ZD、QC運動〟によって労働者を〝自発的〟に労働強化に追いやる目標管理制度の導入、〝作業長制度〟や〝グループ要員制〟などの職制機構の再編成・強化による職場の支配・管理体制の強化など、いわゆる労務管理の体系的強化がそれである。以前ほど要員削減が強化されなくなった電機工業や自動車工業などにおいても、新しい機械の導入や作業方法の〝改善〟によって、労働密度の増大が推進せしめられている。

③労働時間の延長。要員削減のみ強行され、なんら〝合理化投資〟も作業方法の〝改善〟もおこなわれぬ場合は、否応なく労働時間が延長せしめられる。低賃金と作業環境の劣悪さのもとで、労働強化が強いられている炭鉱などの場合、低下せざるをえない出勤率を残業の増加でカバーせざるをえない。〝労働力不足〟をまぬがれない鉄鋼業、電機工業などでも、部分的に残業が増加しており、またや炭鉱と同じような条件におとしいれられている中小工業でも同様である。このほか、全産業的かつ日常的に、食事・休憩時間、作業手待ち時間、入浴時間などの削減や切捨て、あるいは〝現場到着制〟、始業・終業の時間規制、出勤管理の強化など、実質的に労働時間を延長せしめる労働時間管理がますます強化されつつある。前述のように最近とくに増加している交替制の導入と拡大も、多くの場合こうした「合理化」の一環となっている。

④労働組合活動などの制限。以上の労働合理化を強行し、かつ後述のような賃金決定方法を改悪するため、労働組合の活動を規制すると同時に、労働者の既得権をつぎつぎと剝奪していく。この場合、注意しなければならないのは、「合理化」にかんする事前協議制についてである。それは労働者の利益にとって正負両面の機能を有しており、事前協議制が労働組合活動の成果として強化されている鉄鋼業や一部の化学工業などにおいても、それがしばしば組合の活動を制約する作用を果たしている場合が決して少なくない。まして労働組合が組織されていないか、組織されていてもその活動がいちじるしく制約されている都市交通や中小私鉄などの多少の中小企業では、さきの労働合理化が一方的に強行されたり、労働者の既得権が一方的に剝奪・制限されている。そうした合理化のための思想攻勢も強まっている。

⑤賃金合理化。数多くの中小企業や都市交通、炭鉱では、雇用維持ないしは雇用削減の小規模化とのひきかえに、賃金上昇がストップされている。また鉄鋼業におけるように、合理化成果の一部分を加給・手当の増額に配分し、合理化の実施をより容易にする方法としている事例もある。とくに、職務給・職能給の導入と安定賃金の採用は、実質賃金を切下げるだけでなく、職務給のほうは企業への貢献度を評価によって労働者を組合から切り離し、また安定賃金のほうはストライキ権をみずから放棄させる効果を有効に発揮しているのである。

2　産業別合理化の実態

鉄鋼業

一般的な好況持続のなかで、六八年の鉄鋼業は繊維工業などとともに金融引締めの影響を直接的に受けたために、他産業とは異なり、かなり停滞化した。在庫調整による内需の伸び悩み、市況の下落、生産の停滞、そして企業収益における経常利益の三期連続減益などが、そのことを明瞭に示している。しかし、この停滞の程度は、さきの六二、六五年不況当時に比して比較的軽微な段階にとどまった。粗鋼生産でみて、六八年度の対前年度増加率は七・四％にとどまったと推定されており、六七年度の二二・九％に比して明瞭に停滞しているが、六五年度の一・九％をかなり上回っている。六八年の生産停滞は、同年なかばまで〝自主調整〟という名の減産によって市況を維持しようとしていたからにほかならない。したがって、粗鋼生産は六八年末から六九年初めにかけてすでに回復しはじめている。それに応じて鉄鋼市中価格も、六八年八月の金融引締め解除と同時に立ち直りつつある。

このような動向を規制したのは、まず内需の停滞であった。というのは、六八年四月～九月の普通鋼鋼材の動向において、輸出はアメリカ向けを中心として対前年同期比で五六％も増加したのに比して、国内向けはわずかに三％の増加にとどまったからである。かような内需の停滞の理由は、第一に金融引締めによって需要者が在庫を減少させたことにある。第二には、需要部門としてかなり大口の建設業が公共投資の増加の鈍化によって強い影響を受けたことがあげられる。これにたいし、供給要因としては次の事実を指摘しなければならない。まず生産能力そのものは、六八年の新規稼働高炉が日本鋼管福山第二号と八幡製鉄君津第一号の二基のみであり、さらに中小メーカーの構造的縮小を考えれば、従来のように需給バランスを大きくくずすほど増加してはいない。むしろ問題は、これまでの生産能力過剰傾向が一般的に作用しているなかで、鉄鋼各企業が激烈な販売競争を展開したことにある、といわねばならぬ（おもに、鉄鋼労連、六九年三月臨時大会資料、参照）。

この点に関連して、六八年五月に申請された八幡・富士製鉄の合併問題にも若干ふれておく必要がある。①この画期的な合併の意図が、これまで八幡・富士製鉄の地位をいっそう低下せしめてきたような激烈な販売競争に終止符を打とうとしたことにあったのは明瞭である。粗鋼生産規模において、U・S・スチールのそれにほぼ接近するほどのマンモス企業の誕生によって、プライス・リーダーシップ型の市場支配が形成されることになり、他企業がこのプライス・リーダーに追随し、販売競争は極度に制限されることになる。それにもとづいて、これまでにも鉄鋼労連から奪われているかにみえる賃金決定力は完全に寡占経営者の手に握られ、それが春闘の賃金決定にも強い作用を及ぼすだろう。②この大型合併によって、単に従来のような設備投資競争が制限されるだけでなく、両社の経営を圧迫していた旧製鉄所のスクラップ化が決定的にすすめられることになる。現に八幡製鉄所の加工工場化、老朽化した釜石製鉄所の

切捨て計画が公表されている。それどころか、すでに新鋭の君津・名古屋製鉄所への圧延設備などの集中化がすすんでおり、そのための大量の配転と、その結果である新旧製鉄所での労働強化が顕著に推進されているのである。同様のことは、系列企業・下請・社外工においてもすすめられており、大型合併が実現すれば、余剰人員の解雇問題も発生するであろう。③大型合併の理由とされている〝国際競争力の強化〟については、防衛的な意味はきわめてうすく、むしろ東南アジアへの直接投資の拡大を目的とした寡占体制の強化を意味しているにほかならない。鉄鋼輸出のほぼ五〇%を占めていたアメリカ市場にたいしては〝自主制限〟しなければならないので、内需も停滞化しつつある過剰生産のはけ口を東南アジアに求めようとしているのである。しかもそれだけでなく、東南アジアにおける鉄鉱山の開発にも強い意欲を示しており、それらは〝東南アジア六カ国鉄鋼共同市場〟を形成し、それを支配しようとする構想に如実に示されている。そうなれば、東南アジアにおける低賃金を基準とした労働合理化のいっそうの強行さえ推進されるだろう。

他方、鉄鋼業の合理化は、経営不振を理由にいっそう激化されつつある。若干の事例について、概観しておこう。

①八幡製鉄――さきにふれたとおり、大規模な配転がおこなわれており、六八年度の転出者は一三〇〇人にのぼるとみられている。そのほか、君津や堺への出張・応援も多く、ブルーカラーからホワイトカラーへの転換もおこなわれている。

②富士製鉄――本年鑑第三九集で記録しておいた「新作業体制」が発足し、工場別能率給制度が実施されはじめた。そのため、要員そのものの規模よりも、削減された要員でいかに生産を維持し、どれだけ能率給をうるかが問題とされるようになった。名古屋への転出計画はあと一〇〇〇人ほどを残すことになっている。転出後の欠員補充を本工・臨時工のいずれでおこなうかが問題となっている。

③日本鋼管――スクラップ・アンド・ビルドと外注化の拡大がすすめられており、配転手当の増額が問題になっている。欠員が多いので、定期採用までのつなぎとして季節工二〇〇人ほどを雇用することになった。

④住友金属――和歌山において設備合理化によって五七六人の要員削減が計画され、組合側はその大綱を了承した。つづいてその「成果配分」として、(1)生産加給へのはね返し、(2)配転基準の明確化、技術教育、配転手当、(3)職場全体への還元、とくに職場環境の改善などの方法が討議されている。

⑤日本鋳造――下請化が多くなっており、下請工が本工の三〇%以上に達している。たとえば、最近も造塊整備が下請化され、監督者以下の全員が連続鋳造に配転された。退職者がふえ、欠員が多く、そのため残業が増加し、平均五〇時間の協定のなかで最高は一〇〇時間にも達している。

⑥愛知製鋼――東海特殊鋼の稼働にともなって電気炉が休止され、鋳造新設、中型圧延閉鎖、新小型稼働、それにともなう配転、さらに第二圧延工場を下請化し、欠員を補充しよう、という計画がすすめられている（鉄鋼労連『合理化調査速報』第一六〇号、要員調査交流会議資料、参照）。

電機工業　前述の好況のもとで、電機工業の生産も順調に増加し、六八年の生産は六五年に比して二倍以上にも達した。第一部上場企業の決算は、総合重電八社では一四・六%の増

益、通信機器五社では一〇・三%の増益、家庭電器など一六社では七・〇%の増益となる、と予想されている。もちろん、今後アメリカの保護貿易の強化によって輸出問題が激化するだろうが、拡大基調は依然として持続するものとみられる。他面、貿易・資本の自由化、特恵関税の受入れ、さらに労働力不足に対処する企業体質の改善、それらにもとづく合理化はいっそうきびしくすすんでおり、企業の集中・合併あるいは分離も、顕著ではないが、徐々にすすめられている。そのほか、外国企業との資本・技術の提携、合弁企業の設立、資本系列の強化、地方進出、販売・流通部門の整備、さらに省力投資、生産性向上、少数精鋭・能力主義の採用など、内外にわたる企業競争力を最高目標とした合理化がすすんでいる（電機労連、六九年定期大会議案書など、参照）。

六七年から開始されたモニター制度による六八年の調査結果では、次のような合理化の展開がみられる。①「一年ぐらいまえに比べ仕事がきつくなったか」――「かなりきつくなった」二五%、「少しきつくなった」五一%。②「ここ一、二年間に仕事のやり方や仕事の内容が変化したか、その理由はなにか」――「変化した」八〇%、「仕事のやりかたが変わったから」三三%、「新しい機械の導入によって」一九%（「定員削減」は前年より減少している）。③「最近、合理化や労働強化、労務管理機構の変化などがおこなわれているが、各職場においてとくに重要なもの」――㈠労働強化の方法として、「時間外労働の増加・強制」をはじめ、「出勤率向上（休暇取得のしめつけ）」、「休日出勤の増加」、「交替制勤務」、「ベルトコンベアのスピードアップ」、「新機種導入と設備のフル稼働」、「人員増を認めない」、「間接人員の削減」などがあげられている。㈡労働者の団結を弱め、競争しあうようにする方法として、「成績・考課査定幅の拡大（昇格・昇進・昇給などについて）」をはじめ、「職務給の導入」、「賃金体系・配分方法の変更」、「企業意識の助長」、「会社のレクリエイション活動の強化」のほか、「組合活動への職制の干渉」、「末端職制の強化」、「会社に協力するものの昇進」、「ZD運動」などがあげられている。㈢人手不足対策としておこなわれるもので、組合運動にとって都合の悪いものとして、「時間外労働の増加」と「パートタイマーの増加」が最も強く訴えられており、そのほかに「交替勤務」、「休日出勤」、「臨時工・季節工の増加」および「配転」などがあげられている（電機労連、六八年第二回合理化担当者会議資料、参照）。

自動車工業

六七年、日本の自動車生産台数は三一四・六万台に達し、景気の悪化と対米輸出の減退により二〇%もの生産減少を強いられた西ドイツを抜いて、ついに世界第二位の生産水準に達した。六八年上半期においても、前年同期比三六・四%の増加を示し、六七年秋からの景気調整にもかかわらず、六七年の前年比三七・六%増加をそれほど下回らぬ順調な伸びをつづけている。車種別には、乗用車が六八年上半期の前年同期比で五五・九%の増加をみせ、全体の四九%（前年四四%）を占めるにいたった。もちろん、増加の大半は軽四輪の大幅な増加（前期比二・四倍）によるものであり、乗用車の四分の一を軽四輪が占めている点に日本の自動車工業の大きな特徴がある。

このように自動車生産が順調に拡大したのは、大衆車を中心とする個人需要が依然として根強いことと、アメリカ向けを中心とする輸出が好調にすすんでいることなどのためである。六八年上半期の

輸出実績は、前年同期比で五三・八%も増加し、とくに乗用車は六三・二%も増加しており、全体の六七・六%をも占めるにいたった。こうした輸出好調の原因は、海外販売網づくりなどの市場開拓の成果と、日本車の性能や品質がそれなりに評価されるようになったことにある。しかし、後者については現在欠陥車が大きな問題となっており、またアメリカ・ビッグ・スリーの小型車構想や、オーストラリアにおける日本車輸入抑制の動きなどからみて、輸出環境の悪化が予想されている。さらに国内需要の面でも、欠陥車問題のほかに、ひきつづく道路網の狭隘化や交通事故の頻発化などから鈍化のきざしがみられる。これらの点から、自動車産業の合理化の本格化が迫まりつつある。これにたいして、自動車各メーカーは依然として強気な設備投資計画を推進しており、六八年度の計画はきわめて高水準にあった前年度のそれをも上回っており、六八年度の生産計画総台数は四五〇万台に達する、とみられている。とすれば、メーカー間の競争はいっそう激化し、大規模な合理化の必然性はますます強くなる、とみてよい。

政府は、六七年第一次「自由化」五〇業種を指定したが、自動車については業界の強い圧力によって「重要産業」であることを理由に対象外とした。しかしアメリカの政府と自動車業界はこの措置にたいし強い不満を示しており、エンジンと主要部品の自由化と資本自由化を強硬に迫ってきている。この「自由化」をめぐる日米自動車交渉の焦点は、日本側の「外資比率はあくまで五〇%を限度とし、既存メーカーとの合併は自動車業界の再編成を待って認める」という提案にたいして、アメリカ側は「再編成が終われば事実上資本進出は不可能になる」と主張している点にある。アメリカのビッグ・スリーの首脳は、六八年六月あいついで来日し、調査活動を精力的に展開しており、現にクライスラーと三菱重工による合弁会社の設立が問題になっている。これにたいして日本の業界内部では、「国際競争力の強化」のために、部品販売業界をも含めた産業再編成の促進が強く唱えられており、現に六六年の日産・プリンスの合併をはじめ、すでにトヨタ・日野、いすず・富士重工、トヨタ・ダイハツのそれぞれ業務提携がすすめられている。日産・プリンスの合併による合理化と労働者にたいする影響についてはすでに本年鑑第三九集にも記録しておいたが、今後この種の産業再編成による合理化は、ますます強化されることになるだろう。

その場合、とくに注目されるのは、部品業界と販売業界の合理化である。まず部品業界は、生産量が拡大したとはいえ、企業別にはその生産規模は国際的にいちじるしく小規模であり、とくに技術開発力が弱く、経営が同族支配的である。そのために、現に部品メーカーの合併・提携・共同化による規模拡大もあまりすすんでいない。したがって、再編成による量産化・専門化の要請はきわめて強く、それによる合理化はきわめて大規模なものになるだろう。さらに販売業界のほうは、欧州市場を席巻したアメリカ系世界企業の強大な販売力に比して、あらゆる面で顕著な後進性を持っている。多くの販売会社は近年その規模を急激に拡大してきたが、経営管理体制の「近代化」が遅れている、といわれている。そのうえ、販売競争の激化によって収益性が低下しており、内部蓄積がきわめて弱化している。したがって、販売金融と信用調査の強化、中古車市場の整備とともに、この点の克服、それに合理化の必然性がますます強まっている(おもに、自動車労連、六八年定期全国大会資料、参照)。

食品工業

食生活の高度化にともなって、加工食品のウェイトが急激に高まりつつある。とはいえ、わが国の水準はまだ低く、アメリカなどに比べればその半分くらいであるが、加工食品のめざましい増大に対応して大企業の食料品工業における発展はきわめて顕著になってきている。第一次加工部門の大企業への集中にとどまらず、それは第二次加工部門にも波及しつつある。もともと日本の食品工業には零細工場が多く、事業所数が一〇万を数え、製造業中最も多い。しかも一〇万工場のうち実に八〇％が常用従業員一〇人未満の小工場によって占められている。だが、その反面、日本の巨大企業二〇〇社のうち三一社までが食品工業であり、典型的な両極集中型の産業となっている。

そのなかで、①大企業は食品コンビナートを形成し、生産・流通の合理化を推進しつつある。千葉・鹿島・船橋・名古屋・堺・神戸・福岡などの食品コンビナートがそれであり、製粉・製糖・製油・飼料・製パン工業など、多数の工場が集中的に建設されている。そこには、おもにアメリカなどからの輸入原料を受けいれるための数万トン級の大型サイロが建設されており、それらは大手の商社や金融機関ごとの系列化を象徴している。②それにともなって、工場の大型化、新鋭機械の導入、新工場の建設がすすんでおり、六八年度の設備投資は八〇〇億円に達し、六六年度に比して五〇％も増加している。③こうした国内独占資本の進出のみならず、アメリカをはじめ、イギリス・フランス・イタリア・オランダ・スイスなどに中心市場を持つ国際食品資本の進出もいちじるしくなっている。ネッスルなどの全額出資の企業も八社に達しているが、合弁会社の設立による進出がよりめだっており、日魯ハインツや豊年リーバなど、二〇社を数えている。④そうしたなかで、製精糖部門の合併、ビート部門の閉鎖、水産工場の閉鎖、醤油・味噌における中小工場の生産停止、乳業の新工場建設などの産業再編成が展開されており、それによって中小企業は倒産・縮小などの決定的な影響をこうむっている。

ことに食品労働者に向けられた合理化攻撃は、きわめてきびしいかたちをとっている。もともと食品労働者には不熟練工が多く、そのため、平均賃金が他産業に比してより低く、定期給与月収の平均は六七年においてわずかに二・七万円にとどまっており、業者間協定最低賃金四三〇～五五〇円の適用労働者が実に四〇万人をこえており、食品全労働者の半数ちかくを占めている。そのうえ、最近の合理化によって、①中小企業の倒産による失業をはじめ、たとえば製糖工業労働者の「希望退職」や指名解雇、各業種における一方的な配転や定員削減がすすめられており、雇用を確保しえた労働者の労働強化が強行されている。②そのため、労働災害や病気が多発している。労災としては、切り傷などが中心だが、骨折などもまれではなく、胃腸障害・腰痛・神経痛・水虫・痔・生理不順・流産なども多くなってきている（次節「労働災害と職業病」参照）。③合理化の展開とともに、合理化に協力する労働者の労働組合結成がすすめられている。また、労働組合がストライキにはいろうとすると、それを経営者側が露骨に制限したり、役員を配転したり、管理職に引きあげたりして、組合活動を制限している。さらに、役員の組合活動の日数を制限するところもでてきている。④職場レベルでは、ＺＤ運動やＱＣサークルが強化され、〝自発的に協力する〟ようしむけられている。そのためにも、職制の人数が増加せしめられ、それに

よって労働時間の管理が厳重になってきている（食品労連、六八年八月定期大会議案書、参照）。

石炭鉱業　一九六七年度までに七万人の労働者を整理する、という政府の合理化計画が決定されたのは、石炭鉱業調査団が編成された六二年の暮のことであった。すでに、あの三池闘争を頂点とする反合理化闘争の火の手もしだいにその勢いを失し、関連中小商工業者の倒産をはじめ、産炭地の経済が疲弊しはじめ、自治体財政が危機化しただけでなく、労働者の労働条件がすでに極度に切り下げられていたときである。標準作業量の引き上げ、諸手当の廃止や福利費の削減のため、賃金収入は五千円から一万円も減少せしめられ、保安サボにも甘んじて就業しなければならなくなっていた。あるものは炭鉱を去り、あるものは失業者として滞留していた。

こうした条件のもとで、いわゆる政策転換闘争がえた成果は、さきの解雇をはじめ、離職者対策および炭価引下げを内容とする第一次計画だったのである。この合理化の結果こそ、一瞬に四五八人の人命を奪い、八〇〇人をこえるCO中毒患者を出した六三年のあの三池炭鉱の炭じん爆発だった。そこで六四年の第二次計画は、保安対策、炭価値上げ、労働者確保に転じた。だが、三～七％の賃上げでは、とうてい必要な労働者を確保できなかった。こうして抜本策というふれこみの第三次計画が六六年に登場してくる。その内容は、スクラップ・アンド・ビルドと炭鉱特別年金制度のために、一〇〇〇億円もの国家資金によって負債を肩替りし、安定補給金を支給する、というものだった。それは、まさに炭労が規定したとおり、「低賃金労働を骨格とした資本家的な炭鉱再建計画」にほかならなかった。それにもかかわらず、目標の五〇〇〇トンを出炭できなかったばかりでなく、前述の肩替り措置が実施されたわずか二週間後に大日本炭鉱が倒産したのである。もともと肩替り措置は、一〇年以上の存続と七〇年度以後の自立化を条件とする「きびしい審査」をへて実施されたはずであり、倒産は起こりえないはずであった。したがって、大日本炭鉱の倒産は、政府が水増しした会社の計画をいかにうのみにしたかを如実に示している。

六八年末、難航していた石炭鉱業審議会の第四次答申が提出された。㈠長期債務の政府肩替りとして一〇〇〇億円の再建交付金を支給する、㈡安定補給金を大幅に引き上げる、㈢企業合理化に努力し、労使協力体制をつくる、㈣労働者対策を強化するなどを内容とする「新石炭政策」なるものがそれであった。第二部Ⅳでみるとおり、炭労などの国有化闘争にもかかわらず、経営形態としては依然として私企業とし、その再建を政府が補助する、そして企業ぐるみの閉山にたいし特別割増交付金を出してそれを促進する、という〝縮小・再建計画〟が提示されたのである。結局、労働者にとっては企業ぐるみの閉山の場合にその退職条件が若干向上したにとどまり、継続企業の労働者はいっそう激しい合理化努力の対象として残存せしめられることになったのである。とすれば、今後炭鉱労働者の労働条件がますます低下することは容易に避けえないだろう。とくに、中高年齢層の賃金の相対的低下、休憩時間の短縮、残業の強化、さらに高温・騒音・炭じんなどの作業環境の劣悪さ、それによる炭鉱災害の激発（次節「労働災害と職業病」参照）など。また労働強化は、出勤率の低下を必然化し、低賃金と出勤率の低下がさらに労働時間の延長を必然化する、という悪循環を推し進めることになる

だろう（炭労、六九年二月臨時大会資料、北村昭三「誇り高きスローガンの敗北——苦難の中の炭鉱労働運動」月刊『労働問題』六九年六月号、参照）。

国有鉄道　巨額にのぼる借金の圧迫によって、国鉄経営の危機はますます深まりつつある。六八年末には借金総額が約二兆円にも達し、その利子だけで年間一三〇〇億円にのぼり、元金の一部返済を加えれば借金の返済額は年間二六〇〇億円をこえ、一日平均二五億円の収入にたいし七億円の返済を必要とすることになる。それについて、政府と国鉄当局は、収入の増加に比して年率一〇％以上も増加している人件費に経営悪化の原因を求めている。「五万人合理化」をはじめ、いままでの諸「合理化」によって要員を捻出し、それで業務量の増加を処理し、要員の不増・不減がすすめられてきたが、これでは人件費の節約にならず、それどころか外注費などの業務費が増加する傾向にある。このため、国鉄当局は大蔵省などからさらに抜本的な「合理化」計画を策定し実施するよう強く要求された、といわれている。それによって、赤字閑散線区の営業廃止に代表されるような国鉄業務そのものの縮小・廃止による徹底的な合理化が計画されるであろう。そして自然減耗や特退者の補充をおこなわないことによって予算定員の漸減をはかろうとするであろう。こうした新しい合理化計画を準備するために、運輸省に「国鉄財政再建推進会議」が設置され、①国鉄の財政基盤の確立、②経営の刷新、③輸送のあり方などについて分科会を中心として討論が開始されている（国労、六八年度定期全国大会資料、参照）。こうした条件のもとで、次のような「合理化」が強行されようとしている。ローカル線の廃止、小駅や貨物駅の廃止、券売機設置による出札窓口の廃止・縮小など、国鉄労働者にとっては首切りにつながる配置転換や要員削減と労働強化をおしすすめ、さらに国民にはサービスの低下どころか、死活にもかかわるような「合理化」がそれである。

①旅客運賃の値上げ——六九年六月ついにまたまた大幅な国鉄運賃値上げが国会において強行採決された。これによって旅客運賃を約一五％値上げし、約九〇〇億円も国鉄の実収入を増加させることになった。この運賃値上げの第一の問題点は、赤字の貨物の運賃には手をつけず、黒字の旅客や手小荷物の運賃だけを対象にしていることである。これによって、まさに「独占資本への奉仕と大衆収奪」の国鉄運賃体系はますます強固なものとなったのである。第二は、新聞発表などの「平均一五％」の実態についてである。まず最低運賃は二〇円から三〇円に上がったのだから五〇％上昇である。さらに現行の遠距離逓減制を変えたため、四〇一～五〇〇キロでは現行一キロ当り一円八〇銭から四円二〇銭へと、実に二・三倍にも値上げされた。しかも、基本料率の値上げだけでなく、特急・寝台などの料金も値上げしている。他方では、一等運賃制度を廃止し、特別車両料金の設定によって「優等客」にたいして値下げしたことになるが、それは決して大衆へのサービスの向上にはならないばかりか、実際は航空機との競争上高い運賃はとれないからにほかならない。したがって、「とりやすいところからとる」という大衆収奪そのものである。また運賃体系の改悪、つまり距離別区間制の変更は、利益中心の政策運賃への傾向をいっそう強めるものである。しかもこの傾向は、「一六万人合理化」を指示した国鉄財政再建推進会議の意見書にもりこまれている新幹線・優等列車主軸の「輸送改善」と一体をなしており、その具体化だ、といわなければならな

い。

②赤字線・小駅の廃止――運賃値上げと「一六万人合理化」とともに、国鉄財政再建推進会議は、「ローカル線の廃止や小駅・貨物の取扱い駅を廃止または無人化する」ことを答申している。それによると、まず「一日の乗降客が八〇〇人以下の駅、一日の貨物取扱い量が八〇トン以下の駅は廃止または無人化し、現在約五〇〇〇ある全国の駅を今後一〇年間に半分に減らす」というのである。また「ローカル線の整理」については、全国で六〇〇〇キロの線区を整理対象とし、当面「八三線区、二六〇〇キロを廃止する」というのである。答申書によれば、「ローカル線や駅を廃止した部分は、自動車輸送でカバーする」ということになっているが、現在の道路事情を考慮すれば、さきの答申はきわめて非公共的な内容を持ったものだ、といわねばならない。さらにこの答申は、人口の過疎化と地域開発の後退をいっそう激化せしめることにもなるだろう。

③雇用削減・配転・労働強化・労働災害――「一六万五千人合理化」計画は、一九七八年までの業務量の増加に必要な要員を生みだすと同時に、そのうえに七万人もの定員を削減しよう、としている。㈠かような合理化のために、単に職場を移転するだけの配転にとどまらず、業務内容がまったく違う職種への配転も当然発生する。したがって、年輩の労働者にたいして、新しい職務内容を覚えるための苦痛を強いることになる。それだけにとどまるだけでなく、解雇そのものをも必然化するであろう。㈡さらに合理化は、当然、単位時間当りの業務量の増加をともない、それだけ労働密度をたかめることになるだろう。すでに、一九五〇年を一〇〇としてみると、業務量は一九六六年度において二二五に増加しているのにたいして、要員の増加はわずかに一〇三にとどまっている。この関係を五五～六五年の一〇年間についてみても、労働者一人当りの業務量は、車両キロ数で四五％の増加、トンキロで二六％の増加、輸送人キロで八〇％の増加となっているのにたいして、要員のほうはわずかに四％しか増加していないのである。この事実からも、労働強化がいかにすすめられてきたかが容易に想像できるであろう。多くの職場や職種の国鉄労働者が「ふとんのうえでぐっすり寝たい」と訴えている、といわれるのは、現在の労働の生活条件のもとでは、労働強化による疲労が十分に回復せしめられていない事実を示している。㈢こうした労働強化が有力な原因となって、保線、電気、構内関係労働者の触車による死傷事故が不可抗力的に増加しつつあり、とくに保線作業中の事故が多発している。六八年一一月上越線、一二月の三鷹駅の死傷事故、六九年二月一三日米子管内伯備線で六人が一度に死亡した大事故、同日天王寺局五条線の二人の死亡など、痛ましい事故があいついでいるのである。

④安全問題――独立採算制のもとでなんらの政府資金の援助も受けることができない「採算主義的合理化」は、さらに系統的に乗客と国鉄労働者の安全性を奪おうとしている。㈠電気機関車とディーゼル機関車の一人勤務問題がそれである。高度成長に対応して、ダイヤの超過密化、スピード・アップ、乗務員の乗務キロ数の延長がすすめられているなかで、精神的・肉体的疲労が累積せざるをえないような勤務条件が強いられている。こうした条件のもとで、二人乗務の一人乗務への転換を強行することはきわめて危険である。現在、労働組合側の依頼によって、人間工学者や心理学者などによる精神・肉体疲労度などの専門的な安全調査が徹底的におこなわれて

いるが、緊急措置を要する場合、一人では明らかに不十分であろうし、また運転士がいつ腹痛や頭痛や強度の心身疲労に襲われないとも限らないのである。(二)客車や貨車の回帰キロを延長するための合理化も、安全問題としてはきわめて重大である。国鉄当局は、客車と貨車の設備構造が向上したとし、使用している油も良質になったことを主張しているが、修繕や検査の手を抜くことはまちがいない。たとえば、ブレーキや車軸や車輪のヒビは、外から見たりたたいたりするだけではとうていわからない、といわれている。それだけでなく、国鉄当局は、修繕・検査班を結合・再編成して要員を削減しようとしているが、現段階においてさえ超過密ダイヤのため、入念に検査したり修繕したりするだけの人員と時間がないのである。(三)さらに電気や線路の保守が、外注化されようとしている。これは明瞭に低賃金による下請利用を目的とした「採算主義的合理化」のあらわれであり、安全確保を無視している。——以下、若干の事例に注目しておこう。

六八年一〇月一日、ダイヤ大改正の初日、北海道富良野川第一鉄橋にさしかかった貨物列車が、橋脚の水波によって激流のなかに転落してしまった。そのため、運転中の動力車乗務員三人が殉職し、車掌が重傷を負うほどの事故になった。この鉄橋は一九〇〇年（明治三三年）につくられ、橋脚だけは一九四九年一部修繕されたが、川幅をひろげながら橋脚は補強もされないまま放置されており、かねてからその危険が訴えられていた。しかも、「合理化計画」によって近くにあった保線詰所が遠くに移転せしめられ、十分に点検されていなかったことが、この事故の直接の原因であった。この事故は、国鉄の営利採算主義によるローカル線軽視と安全無視の政策の欠陥を暴露したのである。これにたいし、国鉄当局は豪雨に地盤のゆるみや水量増加などの理由にもとづく「天災によるもの」として処理しようとしている。／一二月一八日、福島県上山田線でも動力車乗務員の殉職事故が発生した。これは、転車台（機関車の方向を変える装置）を国鉄当局が廃止してしまったため、蒸気機関車がバック運転で踏切にさしかかったところ、立ち往生していたダンプカーと衝突し、機関士が死亡し、機関助士が重傷を負ったものである。／一二月二〇日、福知山線で、かねてから危険とされていた場所で土砂くずれが発生し、急行列車が土砂に乗りあげて脱線し、機関士が肋骨を骨折し、助士も負傷するという事故が起きた。だが、機関助士は負傷のからだで二キロほど離れた保線掛詰所へかけつけて電話で急を知らせ、また機関士も線路の横に流れる篠山川への転落を防ぐ作業をして第二の事故を防止した。

このような事故を未然に防いだ事例は枚挙にいとまがない、といわれている。動力車労組が、六八年八月～一〇月の三カ月間を対象として「動力車乗務員の注意力によって事故を未然に防いだ事例」を調査したところ、総計で五一四三件にも達している。一日当り実に五六件にも及ぶことになる。またアメリカでは、六四年から助士の廃止が強行されたのだが、助士がいたころに比して六八年の事故発生率は七四%も増加している、といわれている。これらをもってしても、一人乗務がいかに重大な問題を持っているかは明白である（『総評』号外、六九年三月一日、「合理化」反対特集号、参照）。

私鉄

大都市への人口集中による過密化と過疎化は、大手私鉄と中小私鉄・バスとの異なった合理化の推進要因となっている。

まず大手私鉄の場合は、都市人口の膨大な増加に対応してその輸送力を飛躍的に増強するために、第三次輸送力増強計画が実施されており、その三年目にはいっている。この第三次計画の特徴は、都心への乗入れと郊外への延長などの新線建設をはじめ、複線の複々

線化、路線・踏切道の高架化、ATS装置の新設などを中心とする基礎施設への投資によって、線路容量を拡大し、大量・高速輸送を実現するところにある。いずれも、東京・大阪・名古屋を中心とする大都市圏における年平均一〇〇万人もの人口集中に対応するものである。この計画のために大手私鉄は四四六五億円の巨費を計上している。

しかも問題は、①まず巨額の設備投資資金の調達方法として、運賃値上げが考えられていることである。②すでに、私鉄労働者にたいして、自動化・機械化による雇用削減・労働強化がすすめられており、さらに合理化計画の実施を容易にするための労務管理の強化、組合組織への攻撃、労働者の諸権利の制限が実施されている。③そのうえ、私鉄の経営者は、次の点でも沿線住民の足と生活を無視した利潤第一の経営政策をとっており、公共性を完全に放棄している。すなわち、大手私鉄は都市人口の増加であげた利益を、巨大なデパートの建設をはじめ、沿線の土地の買収・造成や土地・住宅の分譲に投資しており、ここでも不動産業として巨大な利潤をあげている。とすれば、第三次計画に必要な資金は、「地域総合産業」となった多角経営全体を通して、不動産業の傍系会社の利益から調達されるべきだ、という考え方がでてくるのは当然だろう。それでもなお不足する場合は、国鉄と同じように一国としての交通政策の一環なのだから、政府の貸付金や助成金に依存すべきであろう。

他方、いわゆる過疎化によって、経営不振にあえいでいる中小私鉄・バスでは、赤字線路の廃止がすすめられている。それは、本質的に国鉄における赤字線と小規模駅の廃止の問題と同じである。現に、最近三年間に、全線廃止が八社、延一六三キロに及び、一部廃止二六社延二八七キロにのぼっており、合計延キロ数を国鉄路線にあてはめてみると、東京―京都の距離に匹敵する。これによって、私鉄における企業集中がいっそう激化していることは疑いえない。とくに企業閉鎖は地方鉄道においていちじるしいが、バス路線の廃止さえ激化しようとしている。それは過疎地帯においてのみならず、過密地帯にも及びそうである。なぜなら、道路の拡幅・改修・建設の立遅れから、市電とともにバスの運行が顕著に停滞化しつつあるからである。

地方の実情をみると、たとえば、(1)北海道では最近一年間に天塩炭鉱鉄道、拓殖鉄道、寿都鉄道の中小私鉄三社が閉鎖された。①天塩炭鉱鉄道は住吉炭鉱の閉山にともなって廃業したものであり、ほかの産炭地でも夕張鉄道・美唄鉄道などが同様に炭鉱斜陽化のために、路線廃止、事業縮小、人員削減などの合理化の嵐にさらされている。②拓殖鉄道は、木材・パルプ材などの貨物輸送の減少で赤字が重なったため廃線となった。③寿都鉄道の場合は、ニシン漁の衰退と三菱寿都鉱山の閉鎖による赤字の累積によって廃業となったのである。(2)また石川県の北陸鉄道における鉄軌道全線廃止という大規模な合理化も見のがしえない事例である。経営側があげている理由によると鉄軌道の赤字は三億円をこえており、これまではそれを自動車部門の黒字でカバーしてきたが、最近は自動車部門も赤字となり、市電の廃止やバス基地の統廃合などの合理化に努めたが、旅客の伸びが悪く、賃金上昇も加わり、経営は悪化するばかりだ、ということである。(3)さらに国鉄の輸送合理化計画の一環としての新線建設による地方中小私鉄の買収という事例も重要である。①琵琶湖西岸の江若鉄道の場合は、国鉄湖西線の新設によって全営業路線

五〇キロが買収の対象となった。二億円の負債をかかえた経営者は買収に応じ、路線の廃止を決定した。国鉄の湖西線新設の意図は、京都～米原間の過密ダイヤを緩和し、京阪神～北陸の輸送力増強にある、とされているが、この新設によって沿線の低開発地域の安価な労働力を大量に流出せしめることになる点も看過できない。さらに問題なのは、江若鉄道の従業員三二〇人の雇用保障についてである。国鉄当局は、施設は買収するが、従業員は引きとらぬとしており、いまなお未解決にとどまっている。②同様の事例は、土佐電鉄安芸線（二六・八キロ）にもみられる。同じく国鉄は四国東部海岸の循環線を完成するために安芸線を全面的に買収しようとしている。ここでも、従業員二五〇人の雇用問題が発生している。こうして、国鉄の合理化が私鉄労働者をもその対象に巻きこんでいるのである。

これにたいして、大手私鉄の労働者が受けている合理化の影響については、さきにもふれたが、同様に重要である。①それはなによりか高速化と過密化による影響である。すなわち、大手各社のラッシュ時の最大列車編成車両数は、五九～六七年に四両から六～八両へと延長しつつあり、しかもこれが二～三分間隔の過密ダイヤで運行され、さらにこのなかを最高時速一一〇キロの特急が疾走する、という状況におちいっている。とすると、国鉄の場合と同様に、信号が複雑化すると同時に、信号間の距離が短縮され、青信号をみながらではなく、赤信号がいつ青信号に変わるかをみながら運転しなければならない。だから、注意運転の連続なのである。こうした精神的・肉体的な強度の緊張と疲労の連続という悪条件のもとで、私鉄労働者は国鉄の場合同様、残業や休日出勤、内職などでうめあわせしなければ世間なみの生活ができないような低賃金しか得ていない。そのために、小さな部屋に家族がひしめいているような住宅事情のもとでは十分な休養もとれず、疲労が蓄積するばかりの不規則勤務や長時間労働のなかにおかれているのである。②またバス労働者の場合も、道路事情の悪化のもとで、事故すれすれの危い綱渡りをつづけており、雇用削減によるワンマン化によって、労働強化と危険がよりいっそう深刻になっている。とくに中小私鉄のバス労働者のなかには、合理化のあおりをくって退職金をはじめ、失業保険金までくいつぶされたものもあり、また三〇年勤続で三万円という、驚くべき低賃金で勤務せしめられており、それさえも遅配・欠配を余儀なくされているものもいるのである（『総評』号外、六九年三月一日、「合理化」反対特集号、参照）。

都市交通

一九六七年度における公営全企業一三〇〇の累積赤字は一四四〇億円にのぼり、そのうちわずか五〇に満たない交通企業の累積赤字は九〇〇億円をこえている。この事実は、都市交通の「危機」がいかに深刻かを示している。大都市における累積赤字は、六六年末においてすでに次のように巨額に達している。東京――二〇〇億、大阪――一六一・四億、名古屋――九九・七億、横浜――七八・四億、神戸――四七・七億円。

こうした赤字は、①まず走行キロ数の低下、したがって運行効果の低下の結果である。電車・バスの走行キロ数を一時間当りでみると次のとおりである。東京都では、六八年一二月現在、電車一一・六キロ、バス一二・五キロとなっており、鹿児島では、バスが六〇年一二・七キロ、六七年一一・六キロのように短縮しており、電車のほうもほぼ同じように短縮している、このため、東京交通の場

合、道路事情などの改善によってかりに走行距離を一時間当り一キロ延長できたとすれば、一日当り電車で一〇二万円、バスで二〇七万円増収できる、とされている。これを年間になおすと、一一億一五四〇万円となる。東京交通労働者にたいして国家公務員なみになるよう給与を改訂した場合、約一〇億円を必要とする、といわれているが、こうしてみると、最近における交通経済効果の低下がいかに相対的に低い労働条件を必然化せしめているかがだいたい明らかになる。②だが、累積赤字のより根本的な原因は、一九五三年から地方公営企業に義務づけられた独立採算制度にある。というのは、もともと都市交通は大正期において民営を買収し、住民の福祉のために当初から採算を度外視して運営されてきたものであり、それを交通効率の条件の悪化を放置したまま、独立採算制度を維持しているからにほかならない。③こうした状況のもとで、大都市では路面電車の撤去の代替機関として地下鉄の建設が要求されており、すでにその建設がすすめられている。地下鉄の建設には現在一キロ当り五〇億～六〇億円を必要とするといわれているが、これにたいする国の助成はほとんどおこなわれていない。そのため、建設資金は料金の値上げに依存せざるをえない結果をまねいている。この事実は、政府の道路・住宅問題をはじめ、過密化やドーナツ現象にたいする無策、または政策の失敗が、いかに交通労働者と利用者大衆にしわ寄せされているかを明瞭に示している。それにもかかわらず、都市交通労働者には次のような合理化攻勢が加えられている。

①基本給の抑制――自治省は次のような虚偽の賃金比較によって賃金上昇を抑制しようとしている。すなわち、公営の鉄軌道労働者の賃金を私鉄の賃金と比較して、基準賃金において前者が一万円高いことを明らかにしている。しかし、公営鉄軌道労働者の勤続年数は平均一八年にも達しており、また平均年齢も四〇歳前後に達しており、さきの後者の場合よりはるかに高くなっている。さらに比較対象として、若年労働者の多いバス従業員も含めれば、平均基準賃金は四万円程度となり、私鉄のそれと大差ないことになってしまうのである。また六七年四月、公営交通事業協会給与委員会試案なるものが提出された。それによれば、「従来の本給七〇%を新本給とし、のこりの三〇%にはランクを設け、職務給として固定的に支給する」となっていた。これは都市交通労連の反対によって一応はつぶされた。しかし自治省は、公務員給与行政第二表の適用によってさらに強力な賃金抑制の攻撃をかけている。なぜなら、現行の行一よりも行二のほうが初任給では千円ほど高い反面、四～五年後に賃金上昇線が交差したあとは急速に停滞し、現行の格差が拡大することになるからである。

②労働基本権の制限――自治省は、「賃金は労使の自主的交渉で決定する」という地方公営企業労働法第七条の規定を無視しようとしている。つまり、たとえ労働協約が締結されても同法第一〇条により予算的に賃金上昇が不可能な場合はこれを無効だとし、再建条項第四四条では自治大臣の監督権を不当に拡大解釈しようとしている。そのほか、合理化の一環として病院を廃止したり、安全衛生設備を低下させたり、健康保健給付の足切りなどの攻撃が加えられている。

③ワンマンカーの増強――自治省は、再建団体にたいしてワンマン強化を計画化するよう義務づけ、ほかの都市にたいしても起債認可との引替条件としてワンマン化を強制している。これにたいし、

都市交通労連はその反対闘争をおしすすめてきたが、私鉄の場合とは異なり、権力の直接介入によってワンマン化を余儀なくされている。その間、全交運との共闘で統一労働基準の設定に努め、当局のほうも運行にあたって十数項目の基準を設けたが、最近ではたとえば幅員四メートルの道路でもワンマン化を認める例さえでてきている。また電車のワンマン化も急速にすすめられている。

④その他の合理化――たとえば、京都市では地下鉄計画のために京都交通の財政がいっそう悪化し、そのしわ寄せが労働者にかけられている。関西資本の九州進出がいちじるしい状況のなかで、長崎交通では身売りや企業合同の問題が起きている。こうした都市交通の不安定な動向のなかで、一般的に特別休暇・生休・年休などの制限をはじめ、時間短縮にからんで週四八時間制を四四時間制にするなかで時間差手当（本給の一〇％程度が基準）を全廃しようという動きがでている（前掲『総評』号外、「合理化」反対特集号、参照）。

郵政

「現代の発展した社会にふさわしいサービスを提供する」の合理化が、すでに郵政当局によって計画されていたが、ついに六九年三月、「郵政事業長期近代化計画案」が郵政省から提示された。そのおもな内容は、次の六点に集約される。(1)機械化可能部分は最大限機械化する（郵便番号自動読取区分機・郵便自動選別機・自動取揃え押印機・ポータブルベルトコンベア・自動は束機など）。(2)職場や仕事の統廃合（乗務所掌区域の変更・集中処理局の設置・外国郵便局などの統合）、(3)民間請負いの導入（駐在事務・駅構内作業・僻地集配などの請負化）、(4)要員のロスをなくすために、勤務時間協約と服務形態を合理化する（各事業共通の服務合理化・協約改訂）、(5)長期計画実施期間は、一九七五年度（郵便の場合は七八年度）までであるが、その大筋は七一～七三年度時点までに完了する、(6)この実施の結果、約一万五千人の余剰人員を減員することになる。この減員計画のおもな内容を示すと第64表のようになる。

この長期案について注意すべき点は、七一～七二年度の計画はかなり具体化しているのに反し、それ以後の主要部分についてはなお抽象的な段階にとどまっている、ということである。このことは、機械技術の開発状況や前段の合理化の経過などを考慮し、さらに計画を検討し、いっそうの合理化を促進するという含みを残している、とみられる。とすれば、定員削減が一万五千人程度にとどまるとはかぎらないことを意味する。しかも郵政当局は、各事業別の個別計画を早速六九年四月から強行しようとしており、これによっ

第64表　郵政長期合理化による減員数

Ⅰ　郵　便　事　業	3,550人
1.　郵便番号自動読取区分機	850
2.　郵便物自動選別機・取揃押印機	230
3.　その他事務の機械化（集配など）	560
4.　鉄道郵便局業務の合理化	320
5.　事務請負化の拡大	630
6.　差立事業の集中化と集配事務の合理化	85
7.　服務の合理化	420
Ⅱ　貯　金　事　業	6,155
1.　地方貯金局の機械化など	4,550
2.　調査局の機械化など	25
3.　郵便局の機械化など	1,580
Ⅲ　保　険　事　業	4,280
1.　地方保険局の機械化など	1,430
2.　郵便局の機械化など	2,850
Ⅳ　共　通　事　業	1,390
1.　事務の機械化	1,180
2.　指定局の再編成	210
総　　計	14,930

て、①定員削減、②職種転換などの労働内容の質的変化、③労働密度の増大、④組合運動の規制などの合理化が大規模にすすめられようとしている。しかも、現在、郵政審議会で審議されている「公社化問題」の動向いかんでは、さらにこうした合理化が強化されることになるだろう（全逓、六九年六月定期全国大会議案書、同「郵政省の労働時間短縮の回答と長期合理化計画の分析について」六九年四月、参照）。

3　労働災害と職業病

1　概　況

労働省作成の労働災害・職業病統計は、労災・疾病の行政的認知と強く結びついているためきわめて部分的であり、かつ不正確である。したがって、これによってそれらの実態を把握することは困難である。しかし、休業八日以上の労働災害については、さしあたり最も包括的な統計であると考えられる労働基準局資料を基礎として労働統計調査部発表の一～七日休業災害統計を前者の範囲にまで拡大してみることができる。それが第65表である。これによると、死傷者数は六二万六五〇〇人で前年より二万五〇〇〇人（三・二%）減少している。また災害率についてみても、労働災害発生の頻度を示

第65表　労働災害死傷者・災害率・強度率の推移

年　次	死傷者合計	死　亡　者	負　傷　者	変数率	強度率
1959	743,500(100.0)	5,893(100.0)	737,605(100.0)	18.71	1.91
1960	788,000(106.0)	6,095(103.4)	781,905(106.0)	17.43	1.83
1961	814,000(109.5)	6,712(113.9)	807,288(109.4)	17.40	1.73
1962	794,200(106.8)	6,093(103.4)	788,107(106.8)	15.46	1.51
1963	753,300(101.3)	6,506(110.4)	746,794(101.2)	13.76	1.54
1964	730,800(98.3)	6,216(105.5)	724,574(98.2)	13.45	1.25
1965	695,000(93.5)	6,046(102.6)	688,954(93.4)	12.38	1.30
1966	686,000(92.3)	6,303(107.0)	679,697(92.1)	12.46	1.13
1967	647,000(87.0)	5,990(101.6)	641,010(86.9)	11.81	1.02
1968	626,500(84.3)	6,088(103.3)	626,412(84.8)	11.08	1.00

〔備考〕 1）死傷者合計は次の算式による推計値である。

死傷者合計＝休業8日以上の災害(「A」による)＋休業8日未満の災害(「B」による)

$$\times\frac{\text{8日以上(「A」による)}}{\text{8日未満(「B」による)}}$$

A：労働省労働基準局安全衛生部『労働者死傷月報』

B：労働省労働統計調査部「労働災害動向調査毎月調査付帯調査」

2）死亡者数は「A」により，負傷者数は死傷者合計と死亡者数の差とした。

3）度数率，強度率は「B」による。算式は次のとおりである。

$$\text{度数率}=\frac{\text{死傷者数}}{\text{延労働時間数}}\times 1{,}000{,}000 \quad \text{強度率}=\frac{\text{労働損失日数}}{\text{延労働時間数}}\times 1{,}000$$

す度数率で六・一%の減少であり、労働災害による労働損失日数、つまり労災の重篤度を示す強度率で二・〇%の減少となっている。

しかしながら、こうした、いわば表面的な減少傾向にもかかわらず、数々の深刻な事態が依然として発生している。①まず、労働災害のいわゆる重篤化現象がそれである。この点は、度数率の低下の程度に比して、強度率の低下が極度に小さい事実に端的に示されている。また労働基準局編『安全の指標——昭和四四年度』でさえ、次のように記している。「産業災害による死亡者数は、昭和四二年に八年ぶりに六〇〇人台を割ったものの、昭和四三年は再び六〇〇〇人を越え、ここ数年間の傾向では減少のきざしをみることができない。／さらに重大災害（一時に三人以上の死傷者を生じた災害）もここ五年間に二八三件から四八〇件へと七〇も増加しているのであって、昨今の労働災害は、規模が大きくなったことを示している。／また産業災害による経済的損失の推計額は年々増加し、昭和四三年には三六三〇億円に達している。」②さらに労働災害全体の減少傾向自身もきわめて鈍化しており、六六年以後はほとんど横ばい状態を示している。従来災害率が高かった林業、鉱業などへの労働力配分が減少しているにもかかわらず、労働省統計においてすら全体として災害の発生件数が横ばい状態を示しているのは、取りも直さず全産業的な災害率の増大、あるいは新しい産業における災害の瀕発を意味する、と考えられる。③さらに労災防止対策についてふれておくと、六八年はちょうど「労働災害防止基本計画」の初年度にあたっていた。一般に、災害防止運動の時期や、「防止五ヵ年計画」の初年度などには、企業または現場の労働者が故意に災害を隠し、労災防止の努力を印象づけようとする。それにもかかわらず、統計数値においてさえ、こうした『安全の指標』のいう「最悪の状況」を呈したことは、企業にたいしてなんらの拘束力も持たない、掛け声だけの災害防止行政が完全に破綻していることを示している。事実、政府は六八年予算において、一省一局削減の原則にのっとり、労働省安全衛生局と通産省鉱山保安局の二局を部に格下げしている。これは、労災防止行政にたいする政府の消極的な姿勢を如実に示している、といわなければならない。

職業病については、なによりも対前年度比で一五%の増加という職業病多発化傾向に注目しなければならない。労働災害が種々の統計的理由によって多くの災害が隠蔽されており、また統計上はきわめて微弱ながらも一応減少傾向をたどっているのにたいして、職業病のほうは一貫して増加しつづけており、労働強度の増大と新技術の導入などがいかに労働者の肉体に重大な影響を与えているかが明瞭に示されている。さらに、きわめて単純な物理的原因による疾病件数が依然として大部分を占めており、これは労働強化の進展に比していかに安全が軽視されているかを示している。また化学薬品による中毒の皮膚炎の急増は、新製法・新製品の開発と労働者の健康保全策とがいかにアンバランスに進行しているかを意味している。

2　労働災害

産業別

労働災害の産業別発生状況をみると、第66表のとおりである。まず度数率では、林業、鉱業、建設業、製造業、

第66表　産業別労働災害率の推移

	度数率					強度率				
	1956年	1960年	1964年	1967年	1968年	1956年	1960年	1964年	1967年	1968年
調査産業計	22.99	17.43	13.45	11.81	11.08	2.35	1.83	1.25	1.02	1.00
林業	22.32	22.10	17.17	15.44	16.53	4.08	2.78	1.68	1.93	2.00
鉱業	74.83	83.92	100.48	107.73	108.22	7.97	7.70	7.41	6.62	7.87
石炭鉱業	87.31	103.00	140.36	153.94	155.78	8.85	9.02	9.47	8.08	9.75
建設業	39.64	27.88	17.39	13.93	14.25	6.18	5.44	3.62	2.76	2.90
製造業	26.59	9.70	8.26	6.61	6.81	1.56	6.81	0.75	0.64	0.64
食料品	15.22	9.97	11.30	9.24	9.36	1.26	0.59	0.66	0.54	0.51
木材・木製品	37.57	27.73	23.13	20.99	20.96	2.02	1.70	2.68	2.09	2.23
化学工業	11.45	7.00	6.20	4.83	4.77	1.10	0.67	0.57	0.55	0.80
石油・石炭製品	10.27	8.44	6.02	5.16	4.89	0.61	1.55	0.40	0.54	0.55
ゴム製品	11.84	8.51	6.54	5.22	5.64	0.84	0.74	0.52	0.66	0.59
窯業・土石製品	18.90	13.72	11.88	9.66	10.03	1.33	0.93	0.85	0.64	0.78
鉄鋼業	20.09	13.21	9.56	6.51	7.02	2.44	0.89	1.61	1.21	1.00
金属製品	31.42	22.04	17.78	13.47	13.23	1.78	1.54	1.12	1.37	1.07
一般機械	22.83	15.57	12.31	9.43	10.14	0.98	0.80	0.78	0.64	0.71
輸送用機械	28.97	13.56	9.43	7.00	6.90	1.79	1.06	1.01	0.74	0.96
運輸通信業	17.11	13.96	13.01	13.56	12.35	1.67	1.45	1.31	1.10	1.09
電気・ガス・水道	6.03	3.96	3.29	3.38	3.01	1.43	1.23	0.84	0.69	0.48
サービス業	19.29	19.19	16.94	13.90	16.41	1.82	1.53	1.07	1.25	1.54

〔備考〕 労働省労働統計調査部「労働災害動向調査毎月調査・付帯調査」による。

サービス業において軒なみに上昇し、前年急激に増加した運輸通信業がやや低下している。また製造業の内部では、食料品・ゴム製品・窯業・土石製品・鉄鋼・機械など、製造業全体の平均より高い度数率を示している災害瀕発産業において増大している。この点は、産業全体について指摘できることであり、総じて災害瀕発産業における度数率の上昇、労災の少ない産業における横ばい、あるいは若干の低下傾向、という、労災の二極化傾向が顕著に進行しつつある。この傾向は、四年ごとの推移からもみてとることができる。すなわち、五六～六八年間に産業計では二二・九から一一・〇八まで約五〇%の低下を示したのにたいして、林業、鉱業、運輸通信業、サービス業、製造業における木材・木製品、窯業・土石製品などの低下率は小さくなっており、なかでも鉱業、とくに石炭鉱業では、急激な増加傾向を一貫してつづけている。

さらに強度率に目を転じると、前述した災害の重篤化・大規模化を明瞭に裏づけている。まず前年に比べて明瞭に強度率が低下したのは、電気・ガス・水道業のみであり、運輸通信業、製造業の横ばいをのぞけば、それ以外のすべての産業においてその強度率が上昇している。また製造業内部についても、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一般機械、輸送用機械などにおいていずれも強度率の上昇がみられる。さらに労災の重篤化を示す資料として第67表を掲げておく。この表について、労働基準局安全衛生部は次のようにコメントしている。「……休業八日以上の労働者死傷数は、鉱山保安法適用事業所を除く全産業で三六万一三二五人であって、前年に比べると四、一三四人、一・一%の減少を示している。しかし昭和四二年の対前年減少率一・七%と比べると、その減少の度合は小さくな

第67表　事業種別死傷者数の変化

区分 / 事業の種類	死傷計 1968年	死傷計 1967年	死傷計 増減数	死傷計 増減率	死亡 1968年	死亡 1967年	死亡 増減数	死亡 増減率	休業8日以上 1968年	休業8日以上 1967年	休業8日以上 増減数	休業8日以上 増減率
全産業計	386,443	394,627	−8,184	−2.1	6,088	5,990	+98	+1.6	380,355	388,637	−8,282	−2.2
鉱山保安法適用事業を除く計	361,325	365,459	−4,134	−1.1	5,722	5,637	+85	+1.5	355,603	359,822	−4,219	−1.2
製造業	144,748	145,520	−772	−0.5	1,266	1,191	+75	+5.9	143,482	144,329	−847	−0.6
鉱山保安法適用事業	25,118	29,168	−4,050	−16.1	366	353	+13	+3.6	24,752	28,815	−4,063	−16.4
土石採取業	4,958	5,344	−386	−7.7	238	264	−26	−10.9	4,720	5,080	−360	−7.6
建設業	109,722	111,389	−1,667	−1.5	2,470	2,405	+65	+2.6	107,252	108,984	−1,732	−1.6
道路貨物運送業	20,854	20,393	+461	+2.2	349	352	−3	−0.9	20,505	20,041	+464	+2.3
その他の運輸交通事業	11,708	11,274	+434	+3.7	161	181	−20	−12.4	11,547	11,093	+454	+3.9
陸上貨物取扱業	12,363	13,252	−889	−7.2	161	185	−24	−14.9	12,202	13,067	−865	−7.1
港湾荷役業	12,017	12,524	−507	−4.2	165	136	+29	+17.6	11,852	12,388	−536	−4.5
林業	18,149	20,968	−2,819	−15.5	277	310	−33	+11.9	17,872	20,658	−2,786	−15.6
水産業	3,400	3,551	−151	−4.4	94	131	−37	−39.4	3,306	3,420	−114	−3.4
その他の事業	23,406	21,244	+2,162	+9.2	541	482	+59	+10.9	22,865	20,762	+2,103	+9.2

〔備考〕労働省労働基準局『労働者死傷月報——昭和43年確定値』

っており、最近の労働災害の減少傾向の鈍化傾向を如実に示している。／業種別にみると、道路貨物運送業とこれを除く運輸交通業が増加しているのが目をひくが、この業種は、数年前から逐年増加の一途をたどっており、交通災害の増大を物語っている。製造業、港湾荷役業および水産業は一昨年は増加したが、昨年は減少を示した。しかし、製造業の減少率はわずかに〇・五％であって、建設業の一・五％減少とともに、これら二業種の成績不振が労働災害の動向を悲観的なものとしている。／つぎに死亡者数についてみると、鉱山保安法適用事業を除いて五、七二二人で、一昨年と比べ八五人、一・五％の増加を示している。一昨年は三・八％の減少であったことを考えると、きわめて憂慮すべき状態であるといわざるをえない。業種別にみると、水産業の三九％減を筆頭に、陸上貨物取扱業、運輸交通業（道路貨物運送業を除く）、林業および土石採取業はいずれも一〇％以上の減少を示したのにたいし、港湾荷役業の一七・六％増がとくに目をひき、製造業の五・七％増も注目されるところである。」（中央労働災害防止協会『安全』六九年七月号による）

【石炭鉱業】　鉱業とくに石炭鉱業の災害率が、度数率・強度率ともに他産業とは比較にならないほど高いことは第66表のとおりであ

る。しかも、こうした炭鉱における災害の瀕発、大規模災害の続出は、近年ますますその傾向を強めており、他産業との開きは拡大するばかりである。これは、いうまでもなくエネルギー源転換にともなう炭鉱のスクラップ化のなかで、生産設備の老朽化、保安施設の破壊・遊休が進行すると同時に、ビルド鉱における驚異的な出炭増強が強行されているからにほかならない。まさに、すでにみてきた炭鉱合理化の直接的な帰結だ、といってよい。

以下、炭労中央本部『合理化・時短・労働災害中央討論集会資料』によって、炭鉱労働者がおかれている危険な現実を浮彫りにしよう。「四一年八月、石炭鉱業審議会答申にもとづいて決定された第三次合理化計画の推進にともない、四一年から四二年へ、四二年から四三年へと石炭産業における労働災害は増加の一途をたどってきている。もちろんこれはここ数年来の新しい特徴ではなく、『スクラップ・アンド・ビルド』方式の合理化が本格的に推進されはじめた昭和三三―三四年以降、一貫してつづいてきた傾向なのである。それが第三次合理化の強行にともない、昨四二年には人員当りの災害率が過去十年来の最高を示すにいたったのである。」

「本年（四二年）にはいってからも労働災害の多発傾向は依然つづいているだけでなく、質的にもいちだんと悪化している現状である。／まず一月二〇日、北海道の美唄炭鉱でガス爆発をおこし、一六名の労働者が殺されているが、この美唄炭鉱では、四ケ月後の五月一二日にも『山ハネ』から坑内火災を併発し、一三名の犠牲者をだしている。……／また七月三〇日には、北炭平和炭鉱でも坑内火災により三一名の労働者が死亡している。……／平和炭鉱においては、この坑内火災後しばらく操業を中止していたが、九月三日にいたり会社側は操業再開を決定、同日平和支部が二四時間スト、北炭傘下の一〇山が一時間ストに突入するとともに、夕張市において『炭鉱災害抗議全道集会』を開催、抗議闘争を展開したが、このさなかに同じ北炭傘下の夕張炭鉱において、採炭現場が大崩落し、八名の労働者が逃げるいとまもなく死亡するという大災害をひきおこしている。／……このような大災害と同時に、全国各地の炭鉱で落ばん、坑内運搬事故、機械取扱中事故などのいわゆる『頻発災害』が連日百数十件も発生しており、多数の労働者が殺され、傷つけられてきているのである。／以上のような大小さまざまな労働災害の激発により、本年一月以降今日（一一月八日）までに、二四三名が死亡しているが、これは昨年（四二年）同期に比べ三四名増（一六%増）である。とくに『ビルド鉱』が多数集中している北海道では災害増加の傾向がいちじるしく、一一月八日まで

第68表　炭鉱重大災害の発生状況（1968.1～11）

炭鉱名	月日	災害種類	罹災者		
美唄	1月20日	ガス爆発	死亡16名	重傷 2名	軽傷 2名
太平洋	1月31日	崩落	〃 3名	〃 3名	〃 1名
大夕張	2月28日	ガス爆発	〃 1名	〃 15名	
明治佐賀	3月20日	崩落	〃 2名	〃 1名	〃 1名
雄別	5月 9日	崩落	〃 4名	〃 2名	
美唄	5月12日	坑内火災	〃 13名	〃 6名	
新田川	5月30日	ガス突出	〃 3名	〃 8名	〃 29名
滝口	6月 5日	ガス爆発	〃 6名	〃 1名	〃 2名
平和	7月30日	坑内火災	〃 31名	〃 2名	〃 3名
夕張	9月 3日	崩落	〃 8名		

〔備考〕炭労中央本部『合理化・時短・労働災害中央討論集会資料』

に一六一名が死亡しており、昨年同期に比べ六〇名増（六〇％増）というおそるべき激増ぶりである。」

「最近における炭鉱災害の特徴点として、いわゆる『第二会社』における重大災害の続発という問題が指摘される。……第二会社に移行された多くのヤマでは……無権利状態のもとで、労働者を徹底的に酷使するというやり方で『企業再建』がすすめられているのが通例であり、このかげで、石炭資本は労働者の生命と安全という課題すら放棄し、保安施設、保安状況の維持・改善を一貫してサボってきているのである。……／今年にはいって、二回にわたって大惨事をひきおこした美唄炭鉱は、もと三菱鉱業の直営炭鉱であったが、四一年の合理化で第二会社に移行されたものである。また新田川、滝口両鉱も三井鉱山の第二会社である。」

【交通・運輸業】　鉱業につづいて注目しなければならないのは、運輸交通業における労災の増加である。第66表によれば、六八年において運輸通信業の度数率は八・八％減少し、強度率はほぼ横ばいという状況であった。だが、注意しなければならないのは、そもそも六七年の数値そのものが度数率で前年比一一・四％の上昇という交通災害急増の結果であった。したがって、六七年の数値を下回ったからといって、かならずしも災害が減少傾向を示したとはいえないのである。事実、六五年の度数率は一二・一四であり、また運輸業だけでは、六五、六六年とも一三・三九、一三・八一のように、一四％を下回っていたのである。また第67表によると、陸上貨物運送業二・二％、その他の運輸交通業三・七％のように、八日以上休業の災害は依然として増大傾向をさえ示しているのである。

さらに運輸業の内部に立ち入ってみると、度数率が高い業種として港湾運送業の五九・四九につづいて、一般貨物自動車運送業の二八・〇七となっており、とくにこの部門では強度率が前年の一・八八に比して二・一八のように増加している点が注目される。一般に運輸業における災害は、多くの場合、労災統計にあらわれない犠牲者（通行者・乗客など）をともなうため、強度率の減少がかならずしも災害による被害の軽減を意味しないにもかかわらず、逆に貨物自動車運送業において強度率が上昇している事実にきわめて重要である。なお、交通災害の重篤化については、労働基準局も次のように記している。「昭和四三年に発生した重大災害（四八〇件）の種類別分布をみると……交通災害が著しく多く、全体の四四％を占めている。昭和四一年、四二年の重大災害に占める交通災害の割合は、それぞれ三九％、四〇％であった。」

前節で、都市交通や私鉄・国鉄についてもみたとおり、高度成長と過度の都市集中によって、貨物・旅客量が著増したにもかかわらず、交通網、施設などの開発・整備は遅れる一方であり、交通運輸労働者はますます悪化する労働環境下におかれ、労働強化をしいられているのである。このため、交通運輸労働者は極度の疲労と健康破壊に見舞われており、これこそが交通災害を続発させる真因なのである。

企業規模別

製造業における労働災害の企業規模別災害率は第69表に示すとおりである。それによれば、①度数率は、一〇〇〇人以上の二・九一に比して、五〇〇～九九九人五・六四、三〇〇～四九九人七・八五、一〇〇～二九九人一一・九五のように、きわめて大きな差異が認められる。しかもこの格差はしだいに拡大する傾向をたどっている。②強度率の場合は度数率ほどの規

第69表　製造業規模別度数率・強度率

	度数率			強度率		
	1966年	1967年	1968年	1966年	1967年	1968年
規模計	6.96	6.61	6.81	0.64	0.64	0.64
1000人以上	3.27 (100)	3.12 (100)	2.91 (100)	0.52 (100)	0.54 (100)	0.52 (100)
500～999人	5.86 (180)	5.82 (187)	5.64 (194)	0.64 (123)	0.59 (109)	0.58 (112)
300～499人	8.67 (265)	8.35 (268)	7.85 (270)	0.68 (131)	0.75 (139)	0.68 (131)
200～299人	10.91 (334)	10.51 (337)	11.95 (411)	0.80 (154)	0.86 (159)	0.84 (162)
100～199人	13.55 (414)	13.04 (418)		0.86 (165)	0.82 (152)	

〔備考〕 労働省労働統計調査部『労働災害動向調査毎月調査・付帯調査』1968年以降は規模分類が変わったため，200～100人規模を2分することができない。

模別格差はみられないが、やはり小規模企業ほど強度率が高くなっている。このような関係のなかでとくに注意しなければならないのは、一〇〇〇人以上に比して三〇〇人未満では四倍以上も度数率が高くなっているのにたいし、強度率の方は二倍にも達していない事実である。ということは、中小企業においては比較的軽微な災害が頻発しているのに反して、大企業においては度数率は低いが、きわめて重篤化していることを示している。ただし、この場合、中小企業の災害が統計上十分に把握されているかいないか疑問であるから、実際の度数率の格差はより大きいであろう、ということを考慮しておく必要がある。③また、度数率における規模別格差の拡大傾向に反して、強度率のほうはその規模別格差が固定化ないしは縮小する方向を示しており、前述した大規模事業所における災害の重篤化現象を反映している。

さらに六八年以降あらたに加わった一〇〇人未満規模事業所の統計によると、三〇～一〇〇人規模の度数率は一一・九五、強度率は〇・九四であり、一〇〇〇人以上規模を一〇〇とすると、五八四、一八一となり、前述した規模別格差がより顕著にあらわれている。なお、これらの一〇〇人未満の数値をも加えると、平均の数値がより上昇し、度数率九・七四、強度率〇・七三となる事実も、看過できないところである。

なお、以上述べた事実を製造業以外の産業についてみておくと、第70表のとおりである。この統計は一〇〇人未満についても細分されているので、中小企業における労災の実態をより立ち入って知ることができるが、これでみると、「労働者数一〇～四九人の規模での発生数が最も多く、一五六、八〇〇人と全体の四〇%をしめ、労働者数九九人以下全部に規模を広げると二七八、七〇〇人と実に全災害の七〇%を越えることになる。／建設業における規模別死傷者数の傾向は、全産業または製造業に比較して一層規模が小さい事業場における死傷者数が多く、規模一〇～四九人で全規模における死傷者数の五七・二%をしめている。／全体としてこのように、規模の小さい事業所における災害が多いのは、小企業ほど機械化、自動化が遅れていることにも関係があるが、労使の安全に対する意識の低さもその原因だといえよう」(『安全の指標』六八年版による)。

第70表　事業の規模別種類別死傷災害発生状況

区分 / 事業の種類	死傷計					死亡					休業8日以上				
	計	～9人	10～49人	50～99人	100人以上	計	～9人	10～49人	50～99人	100人以上	計	～9人	10～49人	50～99人	100人以上
全産業計	386,443	73,248	157,491	47,879	107,825	6,088	1,419	2,526	693	1,450	380,355	71,829	154,965	47,186	106,375
製造業	144,748	23,577	56,920	21,331	42,920	1,266	195	434	170	467	143,482	23,382	56,486	21,161	42,453
木材・木製品工業	29,568	8,159	15,192	3,203	3,014	140	32	74	15	19	29,428	8,127	15,118	3,188	2,995
化学工業	8,318	408	2,039	1,307	4,564	96	6	23	8	59	8,222	402	2,016	1,299	4,505
金属工業	38,379	6,707	16,156	5,845	9,671	331	54	99	41	137	38,048	6,653	16,057	5,804	9,534
機械器具製造業	30,277	3,050	9,442	3,606	13,179	340	40	89	49	162	29,937	3,010	9,353	4,557	13,017
その他の製造業	38,206	5,253	14,091	6,370	12,492	359	63	149	57	90	37,847	5,190	13,942	6,313	12,402
鉱山保安法適用事業	25,118	249	2,302	2,039	20,528	366	10	50	25	281	24,752	239	2,252	2,014	20,247
土石採取業	4,958	1,821	2,750	280	107	238	94	133	9	2	4,720	1,727	2,617	271	105
建設業	109,722	29,123	62,724	10,899	6,976	2,470	692	1,270	288	220	107,252	28,431	61,454	10,611	6,756
道路貨物運送業	20,854	2,135	8,636	4,149	5,939	349	65	175	61	48	20,505	2,070	8,456	4,088	5,891
その他の運輸交通業	11,708	181	1,244	1,765	8,518	161	10	29	26	96	11,547	171	1,215	1,739	8,422
陸上貨物取扱業	12,363	541	3,333	1,832	6,657	161	8	38	22	93	12,202	533	3,295	1,810	6,564
港湾荷役業	12,017	221	1,964	1,315	5,403	165	4	25	27	109	11,852	217	1,939	1,285	8,411
林業	18,149	9,060	7,662	714	721	277	143	117	5	12	17,872	8,917	7,545	709	701
水産業	3,400	2,079	1,024	177	120	94	67	23	4	—	3,306	2,012	1,001	173	120
その他の事業	23,406	4,261	8,937	3,381	6,827	541	131	232	56	122	22,865	4,130	8,705	3,325	6,705

〔備考〕 労働省労働基準局『労働者死傷月報』

おもな重大災害

最後に六八年に発生した重大災害の事例を要約し、摘記しておこう。資料は中央労働災害防止協会『安全』にもとづいており、労働基準局安全衛生部が「最近の重大災害」として掲載した事例の一部である。

〔エチレンガス爆発〕――千葉、一月二四日――午前一一時三〇分、ポリエチレン工場でコントロール室にいた労働者がダンプバルブのスタック出口に火災を認めたので、圧縮器入口と第一分離器の出口にあるバルブを閉じ、ダンプバルブを開くためのコントロールバルブ操作押ボタンを押したところ、三〇秒ほどして反応器周辺において大音響とともにエチレンガスの爆発が起り、三九名（うち一五人は不休）の労働者が重軽傷を負った。なお、この火災に際し、出動した消防車を企業が秘密保持のため入構させない、という事態が生じ、化学コンビナート火災における問題を提出した。

〔溶断用プロパンの爆発〕――静岡、一月二五日――午前八時三〇分、ドック内で船の定期修理中、前日使用したプロパンの吹管をそのまま機関室内に置いたため、バルブからプロパンと酸素がもれ、機関室内に充満しており、それが電気配線のスパークによって爆発し、作業員五名が死亡した。

〔雪崩のための生埋め〕――鳥取、二月一五日――午後三時、国有林の谷あいで、そりにパルプ用原木を積み込むため木寄せ作業をおこなっていた。突然、幅四メートル、長さ一〇〇メートルにわたって雪崩が発生し、六名の作業員が生き埋めとなり、一名が死亡し、五名が重軽傷を受けた。

〔ブタンガスの爆発〕――千葉、二月一九日――ガスライターの製造工場において、ガスライターに無臭ブタンを充てん中、換気ファンの故障が原因で室内にブタンが停滞し、室のドアを開放した際、隣室のガスストーブの火が着火源となって爆発が起こり、女子作業員五名が重傷を負った。

〔電気炉の攪拌による火傷〕――神奈川、三月七日――フェロニッケルを電気炉で精製中、溶解の状態を確認するため、原料投入口からのぞき、攪拌棒でかきまぜたところ、炎が投入口からふきだし、それによって攪拌していた労働者が死亡し、付近にいた三名の労働者も火傷した。

〔雪崩災害〕――新潟、三月一五日――採石場においてすでに崩してある残土をショベルカーで運搬中、突然、山の上部より雪崩が起こり、下方で作業中のショベルカー運転手二名が生埋めとなり、二人ともついに死亡し、他に一人が負傷した。

〔土砂崩壊による生埋め〕――兵庫、三月一七日――砂防ダム嵩上げ工事で、ダムサイト左右の法面を掘削作業中、突然、三〇〇立法メートルの土石が崩壊し、そのために四名の作業員が生埋めとなり、全員死亡した。

〔解体作業中の防火壁倒壊〕――北海道、四月八日――木造建築の旧校舎解体作業中、防火壁の西側の壁取合部をさきに取りのぞいたため、防火壁が倒壊し、作業員二名が下敷きとなり、他の二名が倒れた木片によってそれぞれ重軽傷を負った。

〔水蒸気爆発〕――兵庫、四月二三日――アーク炉を用いて班長ほか五名の作業員が溶解作業を行っていた際、炉から大量の湯がふきだし、一口出し下のピット内に浸入し、爆発した。このため、労働者一名が死亡し、五名が負傷した。

〔建造足場の崩壊〕――大阪、五月四日――造船所において左舷ウィングタンク間の足場を解体し、ウィングステーのあいだに取り付けてある架設作業床に集積中、作業床を支えていたウィンステー船首側ブラケット五個のうち、三個に控えがなかったため、ボルトが折れ、作業床とともに作業員四名が一五メートルしたの船底に落下し、二名が死亡し、二名が重傷を負った。

〔アルミ溶解炉の爆発〕――埼玉、五月一日――倉庫の新設工事中、打設作業完了直後の天井が突然崩れ、一名が死亡し、一四名が重傷を負った。

〔高炉の水蒸気爆発〕――岩手、七月二二日――高炉から溶鉄取鍋に湯を入れ、鋳鉄機のところに運び、鋳型に注入作業中、湯が多量に流れだし、鋳鉄機のそばにあったピットに流れ込んだため、水蒸気爆発を起こし、三名が死亡し、四名が重傷を受けた。

〔土砂崩壊〕――千葉、八月二二日――高さ一三メートル、長さ六〇メートル、八〇度の法面の地山にコンクリート間知石積様壁を施行する工事中、地山の一部が崩壊し、作業中の労務者三名が土石に埋もれ、死亡した。

〔誘導炉から熱湯飛散〕――愛知、八月二四日――新規購入の低周波誘導炉の試運転中、原料を投入し、電源を入れてから一五時五〇分後に炉中の千度の湯が発散し、死亡一名、重傷一名をだした。

〔可燃性ガスの爆発〕――富山、九月一八日――アルミ溶解炉にルツボをかけ溶解作業をおこなっていた際、ルツボのつばと炉のすき間から発煙し、炉のバーナーのしたの口から湯が流れだし、アルミピットに流れでるとともに、炉内の湯をふきあげて二回にわたって爆発した。このため、労働者二名が死亡し、二名が重傷を受けた。

〔冷蔵室内の火災〕――石川、五月三一日――冷蔵室内の改修工事中、扉部の溶断作業による火花がスチール・ホームに飛火したため、火災が発生し、煙が冷蔵室に充満し、作業員一名が窒息死し、二名が重傷を負った。

〔ボイラー内での窒息死〕――兵庫、六月二一日――平炉排ガス冷却用ボイラーの掃除後、内部の状況を点検にはいった三名の作業員が倒れ、さらに救助にはいった二名もガス中毒にかかり、全員死亡、圧縮空気とまちがえて窒素ガスを吹きこんだための事故と考えられる。

〔ナフサ分解ガスの爆発〕――愛知、七月一五日――塩化ビニール製造工場において、ナフサ分解ガスのコンプレッサー緊急遮断装置が作動し、停止したので、ドレン抜き用バルブを手動で開放し、ナフサ分解物や水を抜き、バルブを開放しておいたところ、ナフサ分解ガスが漏えいし、工場内で引火、爆発し、三名が死亡し、六名が負傷した。

〔足場から墜落〕――大阪、九月一九日――ビル室上のネオン塔取付け工事で、張出し足場の組立作業中、足場板を支えていた腕木が折れ曲がったため四名が三六メートルしたの地上に墜落し、全員が死亡した。

〔シンナー火災〕――東京、九月三〇日――卓球用ラケットにラバーを貼る家内工業において、廊下に面した引戸を開けた瞬間、作業室内に滞留していたシンナー蒸気が廊下のガスコンロに引火、爆発し、火災を起こし、六名が死亡し、二名が負傷した。

〔ハッチボードの墜落〕――大阪、一〇月二八日――停泊中の貨物船で荷揚げ作業準備のため、ハッチを揚貨装置で吊り揚げ、開こうとしたところ、ハッチ蓋がビームにひっかかり、そのはずみで付近のハッチボードに乗っていた労働者四名がホールドのしたに墜落し、死亡三名、重傷二名をだした。

〔亜硫酸ガス中毒〕――岐阜、一二月九日――原料漂白用の木樽清掃のため、上部蓋部の口から入ったところ、亜硫酸ガス中毒にかかり、途中から転落した。他のものが救出するために木樽に入ったところ、いずれも中毒を起こし、死亡三名、重傷一名をだした。

〔漁業用ブイの破裂〕――神奈川、一二月一八日――鰤定置網に用いる鉄製ブイに付着したカキの除去とタール塗布のため、廃材を燃し、そのなかにブイを入れて焼いたところ、突然ブイの鏡板が飛散し、付近で作業中の労働者にあたり、二名が死亡し、三名が重傷を負った。

3　職業病

発生件数

労働者が従事している労働そのものに含まれている有害な因子によってもたらされた病気が職業病にほかならない。しかし、労働衛生行政における業務上疾病の範囲は、労働基準法施行規則第三五条に規定された三五種類の疾病のうち、一〇〇〇円以上の治療費、一週間以上の治療期間を要し、かつ労働基準局に報告されたものに限定されているため、本来の職業病の範囲よりはるかに狭いものになっている。したがって、労働省統計によって、職業病の実態を総括的に把握することはとうていできない。だが、とりあえず職業病にかんする唯一の全国統計である労基局「業務上疾病報告」によってその発生状況をみると、第71表のようにな

それによると、なによりも発生件数の急激な増加がめだっている。すなわち、六八年の総件数は二万八三五八件であり、前年に比して一五・四%という大幅な増加を示している。実はこの傾向は近年持続されており、対前年比でみて、六六年七・六%、六七年一九・五%、それぞれ増加している。六五年まで低下しつづけていた罹患率（一〇〇〇人当りの発生件数）も、六六年以降上昇に転じ、それ以後そのまま上昇傾向をたどっているのである。

こうした職業病の増発の原因として、「職業病対策全国交流集会」の基調報告は、次の一〇点をあげている。「①いわゆる『技術革新』の名のもとで、新しい作業工程、作業方法および作業条件の導入、②有害危険材料の急激な使用増加、③施設・設備の能力をこえた生産増加、④人べらし・増員なしでの勤務配置のきりかえに連続勤務・交替制勤務、⑤コンベアーシステム、オートメーション化など、精神・神経緊張労働の増大、⑥機械や製品のための冷暖房や照明などの人工的環境の増加、⑦IE（産業工学）、ZD（無欠点運動）、QC（品質管理）などの労務管理としめつけの強化、権利剝奪、⑧出来高払い・職務給・能率給などの刺激的賃金体系の導入、⑨下請系列化による社外工などにしわ寄せされる有害危険作業の増加、⑩住宅不足、通勤ラッシュ等による睡眠不足と疲労の蓄積。」

産業別発生状況

同じ第71表のとおり、産業別には前年にひきつづき運輸通信業の急増が最も顕著になっている。構成比では、六七年に首位だった建設業を抜き、運輸通信業が首位に立ち、一九・一%を占めるにいたった。運輸通信業では、負傷に起因する疾病三一〇六件、重激業務による運動器の疾患一二八四件が大部分（八一%）を占めている。しかし、次の報告からもわかるように、腰痛、肩こり、目の疲労、消化器系統の疾患（いずれも自動車運転手の場合には業務上疾病とは認められていない）増加しており、交通災害の頻発とならんで重大な社会問題となっている。「運輸関係では、全自運の仲間のいる支部の労働者の報告では、『一〇〇キロぐらいの荷物を毎日積みおろす。しかも一カ月に夜勤が七～八回もある。このため残業時間が一五〇時間にもなり病人が続出しているが、低賃金のために休めない。そのため、自分自身もコルセットをはめて残業を依然としてやっている』と報告されている。／山形の全自運の仲間から、ここでは国鉄の貨車から荷物をおろして自動車で運ぶ仕事をしているわけだが、『国鉄や独占資本が昭和三〇年代から全然下請けの単価を引き上げていません。このため、業者のほうでは、このしわ寄せを全部労働者に持ってきて、ノルマを引き上げてまかなおうとする。このために、けんしょう炎、腰痛がたくさんでている』という報告がある。／日通関係では、交通事情を理由にして、『昼間は能率があがらないから夜ぶっ飛ばせ』ということで、夜間運送がどんどんふえている。このため、胃腸病その他の病気が増大している。と報告されている。／港湾のはしけ関係では、八六%の仲間が腰痛にかかっている、と報告されている。」（前掲「全国交流集会」資料、参照）

前年、首位であった建設業ではひきつづき構成化では減少を示しているが、件数では五三〇九件を数え、六三〇件も増加している。その理由は、熱傷・凍傷（前年九八八件）、負傷に起因する疾病（前年一九八三件）、高熱ガス光線などによる眼の疾患（前年五八一件）、重激業務による運動器の疾患（前年七一八件）などがいずれも増加している事実にある。

第71表 業務上疾病（職業病）の発生件数

	合計	農水産林業	鉱業	建設業	製造業										電気・ガス・水道業	商業・金融業	運輸・通信業	その他の産業
					金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業・土石工業	繊維工業	木材・木製品工業	食料品工業	紙・パルプ・印刷・製本業	その他の製造業	計				
1966年	20,664	1,065	2,255	4,249	2,811	2,220	906	565	367	612	764	235	606	9,086	120	480	2,788	621
1967年	24,572	1,002	2,075	4,679	3,215	2,497	1,203	666	377	770	1,021	232	757	10,738	147	627	4,315	989
1968年	28,358	1,126	2,631	5,309	3,530	2,561	1,121	868	491	965	972	348	794	11,647	123	947	5,424	1,153
1. 負傷に起因する疾病	10,253	534	667	2,131	585	720	186	250	122	439	324	97	189	2,912	46	482	3,106	375
2. 重激業務による運動器の疾患	4,886	127	257	1,072	555	417	115	186	65	236	126	53	101	1,854	12	132	1,284	160
3. 高熱ガス光線などによる眼の疾患	2,781	122	481	650	531	364	94	71	39	93	35	28	85	1,240	16	45	178	39
4. 有害放射線による疾患	16	—	—	—	3	6	1	1	—	—	—	—	1	12	—	1	—	3
5. 日射病・熱射病	95	—	83	4	2	1	2	—	—	—	1	—	—	6	—	—	1	1
6. 熱傷・凍傷	6,650	61	145	1,010	1,724	830	443	169	213	149	412	146	336	4,452	38	185	427	336
7. じん肺病	601	—	280	55	45	35	16	157	1	—	—	1	5	260	—	—	6	—
9. 異常気圧下における疾病	75	58	1	13	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1
10. 製糸等の業務による手指の蜂窩織炎・皮ふ炎	37	—	—	5	4	1	1	—	20	3	—	—	—	29	—	—	—	1
12. 騒音による耳の疾患	30	—	7	8	5	4	1	—	—	—	—	—	—	10	1	—	3	—
14. 鉛中毒など	9	—	—	—	2	2	—	2	—	—	—	3	—	9	—	—	—	—
15. 水銀中毒など	5	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. クロム・ニッケルなどによる潰傷	15	—	—	—	12	2	1	—	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—
24. 一酸化炭素中毒など	517	1	417	51	11	3	8	1	—	—	—	1	2	26	1	3	5	13
26. 酸・アルカリなどによる腐触	443	1	34	31	64	33	118	8	19	2	19	13	10	286	2	12	59	18
27. ベンゼンなどによる中毒など	22	—	—	5	—	—	12	1	—	—	—	—	1	14	—	—	1	2
28. アセトンなどによる中毒など	42	—	—	9	9	12	4	—	—	—	1	—	—	26	—	1	4	2
29. 上記以外の中毒など	63	1	—	8	5	10	15	—	—	—	3	—	2	33	—	3	10	8
30. 油・タールなどによる皮ふ疾患	210	122	11	37	2	13	3	1	—	4	—	—	1	24	—	3	10	3
32. 上記以外の中毒皮ふ災	199	17	15	29	12	14	37	3	3	—	10	—	6	—	—	5	16	27
33. 病源体による伝染病	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90	—	—	—	—
38. その他業務によることの明らかな疾病	1,261	73	219	176	51	79	42	18	8	31	36	6	25	297	5	71	300	120
上記以外の疾病	147	9	9	13	9	7	22	1	2	8	5	—	—	54	2	4	14	44

〔備考〕 労働省労働基準局安全衛生部『業務上疾病報告』による。

最後に、製造業についてみると、製造業発生件数の三〇%以上を占めている金属工業をはじめ、同じく二〇%以上を占めている機械工業など、多数の業種においてそれぞれの発生件数が増加している。ただし、化学工業と食品工業だけは統計上若干減少している。しかしながら、たとえば化学工業においても次の報告のとおり、合理化とそれにともなう労働強化、作業環境の劣悪化の結果である労働災害と職業病の増加要因がいかに強く作用しているか、決して看過するわけにはいかない。「化学関係では、合成ゴムを作っている日本ゼオンでは、売上げ倍増、付加価値倍増、給与倍額の五カ年計画の名の下に設備をどんどん拡張しているそうですが、人をまったくふやさないで、この合理化を遂行しようとしています。こうした労働強化のなかで、九月一八日高岡工場で大爆発が起こり、三人の仲間が死亡するという事態を招いています。ここでは仕事の量を測定するために、事務労働をする本人にストップウォッチを持たして、一分きざみで自分の仕事をはからせる。トイレに行く時間もピシャリとはからせるということがおこなわれています。そのなかで、けんしょう炎、内臓疾患、眼病、痔などが続出しているのです。／同じ化学の紙パルプ関係でも死亡事故がふえており、その事故も目撃者がなくて『だれかいなくなった』とあとで調べてみたら姿・形はまったくなく、番号の切れはしと毛髪が若干あるだけという悲惨な事故も起こっているそうです。」（前掲「全国交流集会」資料、参照）

【参考資料】(1)春闘共闘委員会『第二回合理化反対・時短・災害中央討論集会基調報告』 (2)鉄鋼労連、六九年臨時大会資料、同『合理化調査速報』第一六号 (3)長洲一二・大橋周治・松崎芳伸・宮田義二・小林謙一「国際競争と労使関係――鉄鋼産業」（『日本労働協会雑誌』六八年一一月号）(4)電機労連、六九年定期大会議案書、同、六八年第一回合理化担当者会議資料 (5)食品労連、六八年定期大会議案書 (6)炭労、六九年二月臨時大会資料 (7)国労、六八年定期全国大会資料、同、『国鉄経営の問題点と国鉄労働者にもたらす影響についての分析』 (8)全逓、六九年定期全国大会議案書、同『郵政省の労働時間短縮の回答と長期合理化の計画の分析について』 (9)『総評』六九年三月一日号外、「合理化」反対特集号 (10)月刊『労働問題』六九年六月号、特集「合理化をめぐる労使の対応」 (11)労働基準局編『安全の指標』昭和四四年度 (12)中央労働災害防止協会『安全』各月号 (13)炭労『合理化・時短・労働災害中央討論集会資料』 (14)労働省『労働災害動向毎月調査』 (15)『職業病全国交流集会資料』

V 労働者の生活

概要□消費者物価の動向――消費物価指数――過去三カ年の最高記録／国際比較にみるわが国の物価高／消費者物価と大衆の実感／所得階層別消費者物価と米価の値上げ／消費者物価統計と大衆の実感／労働者家計の収入と支出――家計収支の概況／生活水準と生活環境――『昭和四三年度国民生活白書』の分析――／住宅／主要労働者の生活――電機産業労働者の生活／化学労働者の生活／標準生計費――人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準／物価騰貴と増税

概要

一、総理府統計局の消費者物価指数は、一九六八年平均で、対前年上昇率五・三％と、一九六六年の五・一％、六七年の四・三％をこえて、過去三カ年間の最高を示し、とくに暮しに直接ひびく食料品と雑費の上昇がいちじるしく、鮮魚、乾物、主食などで軒なみ一〇％を上回る値上がりとなった。しかも、東京都広報室でまとめた世論調査結果では、都民は、相次ぐ物価上昇に敏感に反応しており、政府発表の物価上昇率は低すぎて実感とくいちがい、一年前と比べて、消費者物価は二〇％以上も上昇している、と感じている者で五九％を占めていた。公式の統計数字と大衆の実感とのズレはそれほどに大きい。美濃部東京都知事が、都民運動を背景に、政府の物価政策の転換を求めることを重要施策の一つとしてとりあげ、また、政府の統計にたよらず、都独自の物価指標づくりの重要性を強調しているのも、そうした事情のためである。

一、生活の都市化、近代化の波のなかで、勤労者世帯の生活は、「安月給嘆きの3C――自動車、カラーテレビ、クーラー」といったような消費ムードにあふりたてられている。その消費内容におけるアンバランスが目立っている。また、高物価のもとで、およそ3Cとは縁のない、広範な低所層の追いつめられた生活のあることが

忘れられてはならない。『昭和四三年度　国民生活白書』は、わが国が高い経済成長率によって、国民総生産、消費水準を高めているにもかかわらず、国民が豊かでゆとりのある生活をおくっているという実感をもてないのはなぜか、という疑問にたいし、「住宅、公害社会保障など国民生活をとりまく社会環境が立遅れているからだ」と指摘している。ところで、この白書が閣議で報告されると、閣僚のあいだで批判が出て、直ちに了承をうることができなかった。もともと、わが国の行政そのものは大企業擁護に偏重し、各省に分散した消費者行政は、飾りものの感じをまぬがれない。そしてここのところ、生産者米価の据置き、生活行政の一元化など一連の政策目標をうちだした経済企画庁の動きにたいする閣僚の反発が、たまたま白書に向けての異議となって集約されることになったものであると伝えられたが、予想外にきびしい国民の批判にたいする政治的配慮がはたらいて、その四日後には、ほとんど同じ内容の白書が承認されるところとなった。このことによって、わが国における生活水準のひずみが、かえってクローズアップされることになり、また今後、経済企画庁が生活行政の一元化構想をすすめるにしても、容易に実現しがたいという公算が強まった。

一、物価が上がり、実質的な所得が下がっているときは、名目賃金にかかる税金が、相対的に重くなる。ことに累進税制のもとでは、そのことが加速される。過重かつ不公平な税金にたいする勤労者の不満は高まる一方である。そこで、賃上げも大事だが、そのかなりの部分を税金にとりたてられては元も子もないと、総評では一九六九年一月「税金酷書」を発表し、減税闘争に本格的にとりくむ姿勢を示している。

1　消費者物価の動向

消費者物価指数―過去三カ年の最高記録

一九六五年を一〇〇とした、総理府統計局の消費者物価指数でみると（第72～75表）、一九六八年平均（全国）では一一五・一で、前年に比べて五・三％の上昇率であった。この上昇率は、一九六六年の五・一％、六七年の四・三％をこえて、過去三カ年間の最高であり、とくに暮しに直接ひびく食料品と雑費の上昇がいちじるしく、鮮魚、乾物、主食などは軒なみ一〇％を上回る値上がりを示していた。同じ消費者物価の動きを東京都区部の場合でみても、一九六六年の四・八％、六七年四・一％にたいし、六八年年間平均では五・六％の上昇となり、一年ものの定期預金利率五・五％をこえている。これを月別の推移でたどると、一～三月は鮮魚、野菜、果物などの生鮮食料品、四月には授業料や月謝、国鉄定期、五月は酒、たばこと値上げが相次ぎ、六～七月にはやや落着きをとりもどしたものの、九月にはいって野菜、果物が長雨などの影響で七・八％と大きく値上がりしたほか、被服費も四・六％を上昇し、指数は前月に比べて三・九％、前年同月に比べて七・四％と急騰した。これは、現行の指数に改められて以来、一ヵ月の上昇幅としては、一九六七年九月の二・四％を上回る最高のものであり、改訂以前の指

第72表　物価指数表　(1965年＝100)

年　月	卸売物価指数[1]	消費者物価指数（全国）[2]						
		総合	食料		被服	光熱	住居	雑費
			計	うち主食				
1964年平均	99.2	93.8	92.1	88.9	96.2	99.2	96.3	93.7
65年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
66年平均	102.4	105.1	103.9	105.1	103.6	101.1	105.1	108.1
67年平均	104.3	109.3	108.9	109.1	106.5	100.6	110.1	112.2
68年平均	105.1	115.0	115.7	120.1	111.3	101.2	114.6	118.1
	(0.8)	(5.3)	(6.5)	(10.1)	(4.5)	(0.7)	(3.8)	(5.4)
1968年1月	105.4	113.4	115.2	117.8	109.4	101.2	112.7	114.7
2月	105.6	114.0	117.0	117.8	107.9	101.2	113.0	114.9
3月	105.5	114.1	116.9	117.8	108.5	101.3	113.3	114.9
4月	104.7	114.5	115.5	117.9	109.7	101.2	113.9	117.4
5月	104.7	114.4	114.3	117.9	110.4	101.1	114.3	118.6
6月	104.8	113.2	111.5	117.9	110.3	101.0	114.5	118.6
7月	104.6	113.4	111.6	118.0	110.4	101.0	114.8	118.7
8月	104.6	114.3	113.8	118.1	109.8	100.9	115.1	119.0
9月	105.2	117.3	119.3	118.1	113.7	101.0	115.3	119.3
10月	105.4	117.1	118.5	126.0	114.4	101.2	115.7	119.3
11月	105.6	117.5	118.2	126.8	115.1	101.4	116.2	120.8
12月	105.6	116.9	116.1	127.0	115.3	101.5	116.7	121.2

〔備考〕 1)　日本銀行の卸売物価指数。
2)　総理府統計局の消費者物価指数。
3)　カッコ内は1968年平均の対前年平均騰貴率である。

数にまでさかのぼると、一九五三年一〇月の四・〇%に次ぐ高騰であった。その結果、この時点で、年度間の上昇率が、政府見通しの四・八%を大きくこえることが確実となり、宮沢経済企画庁長官は記者会見で「一〇、一一月も急激な物価上昇がつづくなら、来年度予算の編成にからんで出ている公共料金の値上げをくいとめる必要がある」と語ったが、消費者米価の八%引上げが実施される一〇月一日からは、それに〝便乗値上げ〟も加わって、消費者物価を一段と押し上げるとみられたため、消費者物価をいかして押えるかが、当面の大きな政治問題としてうかび上がってきていた。しかし、一〇月の配給米値上げに次いで、一一月は新聞代、一二月には水道料と値上がりつづき、消費者にはきびしい一年だったといえる。総じて、このように消費者物価を押し上げたのは食料、雑費、鮮魚などの値上がりが中心で、東京都区部の数字で示すと、加工食品、外食、肉類、主食を主とした食料で七・五%（一九六七年五%）、保健医療、交通通信、教養娯楽、教育などの雑費が五・一%（同四%）、被服が四・八%（同一・八%）上がっている。また、公共料金は三・六%（同一・九%）と上昇したほか、これまで比較的におちついていた工業製品も四・八%（同一・八%）の値上がりであった。この工業製品の値上がりは、加工賃の上昇や、景気引締めでも下がりにくくなった卸売物価の動きをいっそう強く反映したものとみられる。

国際比較にみるわが国の物価高

一九六四年から六八年に至る最近五年間の消費者

第73表　消費者物価指数（東京都区部）　（1965年＝100）

費目	1968年平均	対前年上昇率(%) 1967/66	対前年上昇率(%) 1968/67	寄与率(%) 1967/66	寄与率(%) 1968/67	(参考) 1960年＝100
総合	115.2	4.1	5.6	100.0	100.0	155.6
食料	115.9	5.0	7.5	48.6	54.7	162.6
主食	117.8	2.4	9.3	4.0	11.5	153.0
その他の食料	115.5	5.6	7.1	44.6	43.2	166.1
生鮮魚介	139.2	16.7	17.0	9.5	8.2	237.2
塩干魚介	114.7	6.4	2.3	1.5	0.4	190.5
肉類	125.3	6.8	11.9	5.8	7.7	165.8
乳卵	106.9	−0.6	3.5	—	1.8	119.8
野菜	101.1	21.3	−7.5	13.9	—	201.1
乾物	130.1	9.7	15.2	1.5	1.9	188.3
加工食品	125.7	6.4	13.9	4.7	7.9	207.5
調味料	106.0	1.0	4.0	0.5	1.3	118.8
菓子	111.1	2.3	5.0	1.5	2.4	147.8
果物	105.2	−6.2	4.4	—	1.6	159.0
酒類	109.3	2.3	4.9	0.9	1.5	109.0
飲料	107.5	3.5	0.7	1.1	0.2	142.0
外食	119.3	4.1	12.3	3.7	8.3	—
住居	113.3	4.3	2.4	11.4	4.8	139.5
家賃地代	120.6	5.7	1.3	5.2	0.8	168.7
設備修繕	121.2	9.1	4.1	3.9	1.4	173.2
水道料	101.0	0	1.0	0	0.1	117.9
家具什器	106.5	2.0	3.0	2.3	2.5	114.8
光熱	100.6	−0.2	0.6	—	0.4	105.7
電気ガス代	100.0	0	0	0	0	—
その他の光熱	103.3	−1.5	3.4	—	0.4	—
被服	112.3	2.8	4.8	8.8	10.9	137.9
衣料	112.8	2.9	4.7	6.2	7.5	131.3
身の回り品	111.3	2.7	4.8	2.8	3.4	152.5
雑費	118.2	4.0	5.1	31.2	29.2	167.0
保健医療	108.7	1.1	7.2	1.0	4.8	129.1
理容衛生	112.6	2.2	4.4	2.4	3.4	151.0
交通通信	122.1	3.4	3.8	4.0	3.2	144.6
教育	121.9	4.8	4.4	8.2	5.4	205.0
文房具	105.4	1.6	2.2	0.2	0.2	114.7
教養娯楽	121.1	5.6	4.9	15.4	10.0	186.3
たばこ	112.5	0	12.5	0	2.2	112.5

第74表 消費者物価特殊分類指数（東京都区部） （1965年＝100）

費目	1968年平均	対前年上昇率(%) 1967/66	対前年上昇率(%) 1968/67	(参考) 寄与率(%) 1967/66	(参考) 寄与率(%) 1968/67
総合	115.2	4.1	5.6	100.0	100.0
商品	113.8	4.1	5.8	63.2	64.9
農水畜産物	118.8	7.2	7.7	32.6	26.6
米麦	124.8	3.8	12.3	4.9	11.5
生鮮食品	116.6	8.5	6.1	27.7	15.1
工業製品	111.6	2.8	4.8	30.6	38.3
食料	111.9	3.1	5.9	13.7	18.9
大企業	103.9	1.1	2.1	1.6	2.2
中小企業	115.9	4.2	7.6	12.1	16.7
繊維	112.6	2.9	4.6	6.6	7.9
耐久消費財	102.4	1.0	1.1	0.6	0.5
その他の工業製品	112.4	2.8	4.4	9.7	11.0
大企業	109.9	0.6	4.0	1.1	5.4
中小企業	115.7	5.5	5.0	8.6	5.6
サービス	117.7	4.0	5.3	36.8	35.1
民営家賃間代	121.1	5.7	1.2	5.0	0.8
公共料金	111.1	1.9	3.6	6.2	8.7
対個人サービス	121.6	5.3	6.9	25.6	25.6
外食を除く	122.3	5.5	5.7	21.4	16.5
外食	119.3	4.1	12.3	4.2	9.1

第75表 地域別消費者物価指数（1968年） （1965年＝100）

地域		総合	対前年上昇率(%)	食料	住居	光熱	被服	雑費
全国		115.1	5.3	115.9	114.1	101.5	111.2	118.2
都市階級	7大都市	114.9	5.4	115.7	114.1	100.9	111.5	117.8
	中都市	115.3	5.3	115.8	115.4	102.0	111.3	118.5
	小都市A	114.8	5.1	115.5	114.5	100.6	110.7	118.4
	小都市B	115.9	5.6	116.9	113.6	102.6	112.4	119.2
	町村	115.2	5.5	116.7	112.3	102.4	110.3	118.6
地方	北海道	113.9	5.1	114.5	111.6	101.7	112.6	117.5
	東北	114.6	5.5	115.1	115.3	102.3	109.3	118.5
	関東	114.7	5.4	114.9	114.1	100.6	111.8	118.2
	北陸	114.9	5.7	114.4	114.8	105.0	112.2	118.8
	東海	114.1	5.2	114.3	114.8	100.5	108.4	118.3
	近畿	114.9	5.0	115.7	113.4	102.1	111.7	117.7
	中国	116.1	5.4	118.4	114.9	101.9	109.9	118.3
	四国	116.9	5.6	118.6	115.6	101.0	113.4	119.2
	九州	117.2	5.6	120.8	114.7	102.1	110.6	118.5
東京都区部		115.2	5.6	115.9	113.3	100.6	112.3	118.2
横浜市		114.2	4.7	113.6	114.1	101.0	112.2	117.6
名古屋市		114.0	5.2	114.0	117.8	100.5	107.6	117.4
京都市		114.9	5.7	117.5	112.7	103.2	109.8	116.1
大阪市		114.7	4.9	115.3	114.9	101.1	109.7	118.0
神戸市		114.7	5.4	114.0	115.5	101.1	114.8	117.4
北九州市		115.6	5.5	119.0	114.6	100.2	108.3	116.6

物価上昇率(年率平均　第76・77表)を国別に高い順に並べると、まず日本がトップで五・一%、イギリス四・〇%、フランス三・一%、アメリカ二・九%、イタリア二・八%、西ドイツ二・四%と、いま先進国のあいだでは、軒なみに消費者物価の上昇がいちじるしい。そのうちでも、わが国の場合は経済成長率も高いが物価上昇も世界一である。これにたいして、イギリスでは、経済が停滞しているにもかかわらず、物価だけが大幅に上昇していることが目立っている。この五年間の推移では、①わが国の消費者物価は、かなり急速かつ恒常的な上昇である。②アメリカ、フランス、イギリスは比較的ゆるやかであったものが、一九六八年に急な上昇に転じている。③西ドイツ、イタリアにおける上昇は、依然として比較的緩慢であり、この点は、国際収支が②のグループで悪く、③のそれが好調であるのと一致している。一九六八年来の変化については、アメリカでは、ベトナム戦争やほぼ一〇〇カ月にわたる長い活況、低失業率などを背景に、インフレムードが急速に高まっていることが、物価上昇の主要要因をなしており、また、フランスでは、同じく五八年の五月危機に対処するための大幅な賃上げ、増税措置がとられた結果、それが物価に反作用し、イギリスも六七年秋のポンド切下げや根強い需要がその背景にある。ただ、西ドイツでも、一九六八年秋以後、景気過熱が表面化して、

第76表　消費者物価総合上昇率
(対前年比%)

区分	1964年	65年	66年	67年	68年
日　本	4.6	6.4	4.7	4.2	4.9
アメリカ	1.3	1.7	2.9	2.8	4.2
西ドイツ	2.3	3.4	3.5	1.4	1.5
フランス	3.4	2.5	2.7	2.7	4.5
イタリア	5.9	4.5	2.4	3.7	1.4
イギリス	3.3	4.8	3.9	2.5	4.7

〔備考〕基準年時は日本1965年，アメリカ57—59年，イタリア1966年，イギリス，西ドイツ，フランス1962年。

第77表　消費者物価費目別上昇率(対前年比%)

		食料費	住居費	光熱費	被服費	雑　費
日　本	1964年	5.8	4.2	△0.5	3.7	4.2
	65	7.5	4.2	1.4	4.0	7.6
	66	3.6	4.9	0.5	3.3	7.4
	67	5.6	4.6	△0.2	3.1	3.5
	68	5.0	3.7	0.8	4.6	5.8
アメリカ	1964	1.2	1.2	△0.1	0.9	1.7
	65	2.3	1.3	0.3	1.0	1.7
	66	5.0	2.6	0.8	2.6	2.4
	67	0.9	3.2	0.9	4.0	3.5
	68	3.6	—	—	5.4	—
西ドイツ	1964	2.6	3.6	1.5	2.1	2.0
	65	3.2	4.2	1.8	2.7	2.2
	66	2.8	5.5	1.3	3.2	3.6
	67	0	3.4	0.9	1.4	2.7
	68	△0.8	3.9	6.8	△0.1	3.6
フランス	1964	3.6	4.6	1.9	3.1	2.9
	65	2.3	4.9	0.4	2.0	2.1
	66	2.8	4.3	2.4	1.7	2.3
	67	1.7	4.8	2.5	2.0	4.0
	68	3.1	5.1	4.9	1.7	8.1
イタリア	1964	5.0	7.3	5.3	6.3	6.7
	65	5.4	3.3	2.2	2.4	4.6
	66	2.0	2.9	0.5	1.3	3.2
	67	1.7	2.1	5.6	1.4	8.3
	68	0.3	3.0	△1.2	1.3	2.2

〔備考〕日本は総理府統計局の全国消費者物価指数よりとったがほかの国は日本の費目に合わせて原データを加工した。なおイギリスは毎年ウェイトを変化させているため時系列上の問題から除外してある。

物価の上昇率を高めていることを見のがせない。

ところで、過去五年間の消費者物価の上昇内容については、国によって必ずしも一様でないが、各国共通の特徴として、①住居費（家賃・地代、家具・什器など）、雑費（交通・通信、保健衛生、教養娯楽その他のサービスなど）の上昇が目立って高い。一方、②いままで消費者物価を押し上げる主たる要因になっていた食料費については、需給の国際的な過剰状態を反映してやや落着き気味である点などをあげることができる。

2　消費者物価と大衆の実感

所得階層別消費者物価と米価の値上げ

政府は、一九六八年九月三日、過去三ヵ年の連続消費者米価の値上げにひきつづき、ふたたび平均八%、東京、大阪、愛知などの大消費地の場合七・八%の値上げを米価審議会に諮問した。同日開かれた衆議院物価特別委員会では、野党の各委員が相次ぐ物価上昇のゆくえを追及した。九月の月間七・四%という消費者物価の急騰、そして米価のほか、パン、めん類、ビール、水道、風呂、クリーニングと押せ押せの値上げムードに、同年度の消費者物価の上昇率は、政府が予想した四・八%を大きくこえることは疑いないものとなった。このため、都市銀行の経済見通しでも、物価上昇率としては五・五～六%が見込まれていた。銀行の場合、物価の上昇率を、定期預金利率より高くみることは、預金意欲をそぐことになるので、実際よりも低くみがちだが、それでも政府の見通しを大幅に上回っていたというわけだ。しかし、宮沢長官は「四・八%の旗はおろさない」といいきった。村山喜一議員(社)は「政府はもう四・八%にこだわらず、実現できる〝歯どめ〟をもうけて、政策意欲を高めたらどうか」とせまり、戸叶里子議員(社)も「消費者米価の上がるのを見こして、もうキャベツ一個五〇円、大根は一本八〇円から一〇〇円もしている。四・八%などどう考えても無理で、だれも納得しない」と食い下がった。これには、宮沢長官も「もし四・八%をそれ以上に改定したらどうなります。逆に、そこまでは上げてもいいんだという空気をつくり、物価の上昇に拍車をかける結果になる」と苦しまぎれだった。この消費者米価値上げの家計に及ぼす影響について、農林省は次のように説明した。すなわち、一九六七年一〇月から六八年六月までの家計支出の状態を前提にすると、消費者米価を平均八%引き上げた場合、配給米についての支出額の増加は、全世帯一ヵ月当り一八八円（消費支出の〇・三%）、非配給米価格の上昇を考慮した米支出全体の増加は、全世帯一ヵ月当り一二五六円、勤労者世帯では二四六円、いずれにしても消費支出総額の〇・四%であるというのであった（第78・79表）。一方、経済企画庁でも、一九六七年一ヵ年間の家計支出の状態を基礎に、米価の値上げは、低所得層ほど負担が重く、さらに便乗値上げを含めると、実際には物価に約〇・六%程度の影響をもつことになると試算した。同試算によると、米の消費量が一九六七年と変わらないと仮定して、全国全世帯の一ヵ月平均で約二七〇円の支出増となる。この支出増加額

第78表　米価と物価指数

年	生産者米価	卸売り物価	消費者米価	消費者物価
1940(昭和15)年	1.6	1.6	1.3	1.8
1945(〃 20)年	6.1	3.5	2.4	—
1950(〃 25)年	257	247	180	220
1955(〃 30)年	416	343	310	297
1960(〃 35)年	422	352	353	328
1965(〃 40)年	664	359	456	443
1966(〃 41)年	725	368	499	464
1967(〃 42)年	791	375	572	483
1968(〃 43)年	837	?	611	510.5

〔備考〕 1) 指数はいずれも1934～36(昭和9～11)年＝100。
2) 米価はいずれも統制後は統制価格。
3) 大蔵省主計局調べ。

は、高所得層ほど多く、五分位階層別（家計調査対象世帯を五等分し、所得の低い方から第一階級、第二階級と順に並べて、五階層としたもの）でみると、第一階級では約二四〇円、第五階級では約三一〇円支出がふえる計算になる。全国全世帯の一九六七年一ヵ月当りの一ヵ年における。一ヵ月当りの平均消費支出は平均五万七七二円、このうち米類に充てているのは三三九〇円、といっても、これは平均の話で、消費支出全体に占める米類の支出割合は、第一階級九・九%、第二階級八・〇%、第三階級六・九%、第四階級六・〇%、第五階級四・八%と低所得層ほど高い。したがって支出増の絶対額は、高所得層で高いが、消費支出全体に占める支出増加額の割合は、逆に低所得層ほど多くなり、第一階級では〇・八%、第五階級では〇・四%と約二倍の開きがある。しかも、消費者米価を平均八%値上げした場合、配給米、ヤミ米、外食の値上がりによって、消費者物価指数を〇・三四%押し上げ、さらに、便乗値上げがそれに加わって、直接の影響の二倍、約〇・六%程度消費者物価指数を引き上げることになるというのである。

物価上昇の国民生活に及ぼす影響については、総理府統計局と経済企画庁とのあいだでの見解のくいちがいが、階層別消費者物価指数の上ではなはだしい。毎月発表される消費者物価指数は、全国の消費世帯平均の費目別支出金額をウェイトとして算出されているが、総理府統計局では、所得階層別に、たとえば所得のいちばん低い第一階級なら食料品の比重を高くするなど、各階級ごとに消費支出の実情に応じて対象品目の支出の比重をかえて計算した階層別消費者物価指数を発表した。それは「消費者物価指数の動向が、消費

第79表　消費者米価改定の家計におよぼす影響（農林省）

世帯区分	世帯人員(人)	消費支出総額(円)	米支出 実額(円)	米支出 割合(%)	米支出の増加 実額(円)	米支出の増加 割合(%)
全世帯	4.11	61,112	3,554	5.8	256	0.4
			(2,356)	(3.9)	(188)	(0.3)
勤労者世帯 平均	4.00	62,804	3,365	5.4	246	0.4
			(2,352)	(3.7)	(188)	(0.3)
Ⅰ	3.57	38,296	3,018	7.9	221	0.6
Ⅱ	3.85	48,789	3,229	6.6	236	0.5
Ⅲ	4.03	58,669	3,367	5.7	246	0.4
Ⅳ	4.15	70,172	3,539	5.0	259	0.4
Ⅴ	4.38	98,091	3,671	3.7	268	0.3

〔備考〕 1) 総理府「家計調査報告」（全国，用途分類）による1947年10月～48年6月平均1世帯当りの数値でありカッコ内は配給米についての数値である。
2) 米支出の増加のうち，配給米にかかる分については平均引上げ率により，非配給米にかかる分については，配給米価格と非配給米価格との前回改定時（1947年10月）における価格上昇率の比率が今回も再現するものとして非配給米価格の上昇率を推定して算出した。

者の実感とかけ離れたもので、低所得層ほど痛手をうけているのではないか」という批判にこたえようとしたもので、同指数によれば「むしろ高所得層ほど、消費者物価の上昇率が高い」としている。これにたいして経済企画庁は、物価上昇の〝犯人〟は、おもに食料品と雑費の値上がりだが、①高所得層が影響をうけているのは雑費の値上がりによるもので、これは支出を押えることができる。一方、②低所得層の場合は、食料品を中心とした生活必需品の値上がりの影響を大きくうけており、この支出は値上がりしても減らせない、と消費者物価上昇の中味のちがいをあげて反論し、低所得層には特別な配慮が必要であると強調している。米価を含む消費者物価の値上がりが、国民の生活に及ぼす影響について、右にとりあげた限りでは、経済企画庁の見解のほうが、大衆の実感に近いというべきであろう。なお、総理府統計局の階層別消費者物価指数（一九六五年＝一〇〇）の概要についてつけ加えれば、一九六七年平均で、いちばん収入の低い第一階級が一〇八・七、第二階級一〇八・八、第三階級一〇九・一、第四階級一〇九・五、最も収入の多い第五階級で一一〇・〇と、収入の高い層ほど物価上昇の影響が大きいというわけである。半面、収入の伸びでは、一九六八年上期（一～六月）で、第一階級が前年の同じ時期に比べて一七・六％増と大幅にふえているのにたいし、第五階級は九・八％増にとどまり、収入の開きが縮まる方向に向かっているので、低所得層は、物価上昇で、実質収入の減る割合も高所得層に比べて少ないという。また、第五階級の場合、世帯人員は四・六三人（第一階層三・六三人）、勤めに出ている有業人員一・七八人（同一・三七人）、世帯主の年齢四六歳（同三九・四歳）といずれも低所得層を上回っているので、物価上昇が暮しに与える影響は、低所得層のほうが大きいと一概にはいえない、としているのである。

消費者物価統計と大衆の実感

東京都広報室では、「東京都民は、物価の値上がりにたいして何を感じているか」という点についての世論調査の結果をとりまとめ、一九六八年七月に発表した。それによると、都民は、物価上昇にきわめて敏感に反応しており、とくに①食費、交通費の値上がりが強くひびいている、②政府発表の物価上昇率は低すぎて実感に合わないと考えている、③物価問題にたいする国の責任は重く、そのなかでも米価の他の物価にたいするはね返りが心配されている点などが指摘されていて注目される。

この世論調査は、六月七日から一二日まで、都内一〇〇カ所の地区を選び、満二〇歳以上の男女一〇〇〇人を対象に、個別面接調査の方法によって、一〇項目にわたっておこなわれたものである。美濃部知事は、物価対策を六八年度の重要施策の一つとしてとり上げ、すでに「都民との対話」のテーマの中心課題とすること、物価安定の最も効果ある方法は、都民運動を背景に政府の政策転換を求めることであること、とりあえず東京の物価を大阪より下げることに目標をおくこと、物価変動の指標を政府の統計にたよらず都独自の指標をつくること、などの考えを明らかにしている。今回の世論調査は、この美濃部知事の物価にたいする基本姿勢を「科学的都政」のベースにおくことをねらいとしたもので、調査項目の選定にも知事の意見がかなりにとりいれられているという。直接に都の政策に反映することを目的とした世論調査は、都ではこれが初めてで、国や都の政策にもふれて意見を求めていることが特色である。調査結

果について、美濃部知事は「都民の良識がよくあらわされている」と語っており、都独自の物価指標づくりや「都民との対話」を手がかりとした消費者運動の指導などに「信任案」がえられたものとして、さらに力をいれていくものとみられる。調査結果のおもな内容は、次のとおり。

一、物価の変動に対する支出費目別実感――回答者の九八％までが物価の上昇を感じており、費目別では、食費、交通通信費の値上がりがはげしいと感じている。

一、物価上昇に対する実感――一年前と比べて、物価が二〇％以上も上昇したと感じているものが五九％、政府発表の東京都区部消費者物価上昇率四・一％（一九六七年平均）を「低すぎる」と思うものが五四％もあった。

一、家計への影響――物価上昇が家計にほとんどひびいていないという回答は九％だけ、回答者の八四％が影響をうけており、また、五三％のものがスーパーマーケットの利用、節約など、暮しに工夫を加えているとこたえている。

一、物価問題の責任のありかと影響力の大きいもの――国であるという回答が六九％、都三％、大メーカー三％という結果がでている。さらに他の物価へのはね返りが大きいものとして米価（五〇％）、交通料金・国鉄運賃（四〇％）、その他の公共料金（二〇％）、食料品（一三％）などをあげて、都民の米価への関心の高いことを示している。

一、物価安定のための消費者運動――これまで消費者運動に参加したものは少なく、回答者の八六％は参加の経験をもたない。しかし、消費者の力で物価を安定させることができるというものが五一％で、できないというものの三七％を上回った。そして、その方法として陳情、署名運動、不買商品選択運動のほか、地域ごとの消費者の団結や生産地からの共同購入などがあげられている。

グラフ（第4図）でみるように、都民の回答者三人のうち一人が、「一年前に比べて物価は三〇％以上あがっている感じ」と答えており、二〇％台の上昇と回答した二五％の都民をあわせると、一〇人中六人までが、二割以上の物価上昇を感じているわけである。こうした統計と実感とのズレが大きいほど、消費者の被害感も深刻になる。総理府統計局調べの消費者物価上昇率とはうらはらに、消費者の高物価感、あるいは高物価による被害感はますます高まっているといえる。政府公式の統計と大衆の実感とのあいだでズレを生じている理由の第一は、物価の上昇率をはかる消費者物価指数が全体の平均値を示すものであるのにたいして、消費者は、毎日店頭で買う生鮮食料品を中心に、物価の値上がりを身近に感じていることのためであろう。このところ物価を押し上げているおもなものは農・水・畜産物、サービス料金などである。しかもその値上がりがはげしいと、消費者の物価感覚にピンピンひびく。ところが、一方では、時計やカメラなど部分的に安くなっているものもある。消費者物価指数は、そうしたものも含めて、日常生活によく登場する約三六〇品目の小売価格を毎月調査し、それぞれの品目が、家計支出に占める割合、比重に応じて、総合され、算出されている。したがって、どんな品目を選ぶか、その品目、費目の比重をどれくらいにするかで、指数の示す結果がかなりにちがってくることになる。たとえば、一

第4図　実感としての物価上昇率
（東京都庁調べ，1968年）

〔備考〕 不明，無回答を除いたものの割合。

○年前には、あまり普及していなかったインスタント食品が、今では、毎日の食卓に登場している。とすれば、新しい品目として組みいれる必要があるが、そうした組みかえ作業を毎年やることになると手間もかかり、指数の連続性、比較が困難になる。そこで、現在では五年に一回改訂されることになっている。前回の手直しは、一九六五年におこなわれており、その際には、駆虫剤やラジオ聴取料などを除き、代わってインスタントコーヒー、レタス、チーズ、バナナなど四三品目が加えられた。また品目の入れかえだけでなく、支出項目の比重もかえたので、指数に占める食料費の割合が下げられ、逆に家賃や保健医療、教育、教養娯楽費の比重が高くなった。

しかも指数は、収入の高い層も低い層も区別なく、それぞれの消費内容の差異が無視されている（一九六五年の改訂内容については本年鑑第三八集第一部参照）。とすれば、公式の統計と大衆の実感とのあいだでズレを生ずることも当然のことといえる。しかし、それにしてもそのズレが大きすぎる。そこで、注意されることは、第二に、政治的な配慮で、物価の予測値が常に低目に発表される傾向があり、それに追随して統計数字そのものも、改訂のたびごとに実情を反映しがたいものになってきていることが考えられるのである。美濃部都知事が、都独自の物価指標を作成することの重要性を強調しているのもそのためであるといってよい。東京近辺では、一九六九年三月

第80表　最近10年間の主要商品価格の動き
（5万人以上都市対象）

品目	1958年 (A)	1967年 (B)	(B)/(A)	(B)—(A)
	円	円	%	円
米穀（1kg）	88	142	166	54
食パン（100g）	7	11	160	4
ゆでうどん（100g）	3	6	200	3
まぐろ刺身（100g）	39	90	230	51
煮干（100g）	22	47	220	25
牛肉（100g）	40	107	270	67
豚肉（100g）	39	70	180	31
ハム（100g）	47	67	135	20
ソーセージ（100g）	16	56	350	40
牛乳（180cc）	14	21	150	7
粉ミルク（100g）	53	64	120	9
バター（100g）	64	75	117	11
キャベツ（100g）	2	5	250	3
ほうれん草（100g）	3	10	330	7
ねぎ（100g）	3	7	230	4
きゅうり（100g）	4	11	270	7
たくわん（100g）	5	14	280	9
コロッケ（100g）	6	10	165	4
しょうゆ（100ml）	6	10	165	4
みそ（100g）	7	12	170	5
みかん（100g）	7	11	155	4
清酒（100ml）	27	42	160	15
ビール（633cc）	117	122	104	5
緑茶（100g）	43	96	224	53
家賃（月一畳当り）	122	319	260	197
セビロ（1着）	13,354	21,600	165	8,246
婦人服（1着）	2,755	5,053	185	2,298
入浴料	13	23	175	10
理髪代	97	283	291	186
パーマ	432	1,092	250	660
新聞代	330	580	175	250
週刊誌	30	60	200	30
国鉄（東京—大阪）	990	1,730	174	740
私鉄（10km）	36	50	140	14
郵送料		49	135	13
（1種封書速達料）	36			
私大授業料（早大文学部，1年分）	30,000	80,000	270	50,000

〔備考〕 1）各品目の価格は平均値，品目は抜粋したもの。
2）売薬，カメラ，テレビ，乗用車は値下がりしている。たばこは68年に値上がりしている。
3）円以下は四捨五入。
4）総理府統計局『小売物価統計調査報告』による．

第81表　1968～69年にかけての物価上昇

（1）　68年中に値上げされたもの

品　　目	値　上　げ　の　内　容
国鉄定期代	平均 37.8%，通勤 37.2%，通学 40.9%
たばこ	平均 19%　ハイライト＝70円→80円　　しんせい＝40円→50円
電話架設料	2万円，1万円→3万円
ハイヤー	平地部 15%，山間部 16%
クリーニング代	ワイシャツ＝50円→60円，背広上下＝500円→550円
理髪代	400円→450円
パーマ	コールドロング＝1000円→1200円，ショート 100円引上げ セットロング＝250円→300円，ショート50円引上げ
清酒（1.8リットル）	特級＝1050円→1160円，1級＝750円→830円，2級＝550円→580円
ビール	大びん＝120円→127円→130円
消費者米価（10キロ）	平均8％　甲　地＝1410円→1520円 乙　地＝1390円→1510円 丙　地＝1377円→1500円 徳用上米＝1180円→1250円 徳用米＝ 970円→1025円
うどん・そば	33%，1玉＝15円→20円
牛乳	15%，1本＝20円→23円
パン	12.5%，1斤40円→45円
風呂代	28円→32円

その他多くの日常生活物資が値上がりしている

（2）　69年以降に予想され企図されている値上げ

品　　目	値　上　げ　の　内　容
国民年金保険料	34歳まで 200円→250円，35歳以上 250円→300円
国立大学授業料	1万2000円→2倍程度
国鉄運賃	平均13%～15%引上げ
私鉄運賃	10%～20%
都市バス電車	各都市で計画中
タクシー・ハイヤー	平均20%
水道料金	各都市で計画中
電信・電話料金	平均12.5%（1回7円→10円）

に珍しく大雪が四日と一二日に降った。そのため生鮮食料品を中心にかなりの値上がりが目立ち、三月の消費者物価指数は、暖冬異変で野菜や果物が前年同期に比べて二、三割安かった一二月、一月よりもかなりの上昇を示すことになりそうだった。というのは、消費者物価指数では、毎月の一二日を含む週の水、木、金のいずれか一日が調査日ということになっている。ただ値動きの激しい生鮮食料品の場合は、三日間の価格を調べてその中値がとられる。一二日の大雪は消費者物価指数に大きく響くというわけである。そこで政府は「三月の指数が異常に高くなっては、与える影響が大きい」ことを心配して、一時は急ぎ調査方法を変えようとも考えたといわれる。たとえば、①翌週もう一度調べ直す、②生鮮食料品の調査日をもっとふやす、などといった具合いである。しかし、高値のときはいつも①のような操作をするとい

うことになれば、消費者物価の実情をますます反映しがたいものとなるし、予算、人員面でも無理であるということで、どちらも見送られることになった（「月々の消費者物価指数——矛盾多い調査方法」『日本経済新聞』一九六九年三月二〇日付紙面掲載）。なお、主要商品価格の過去一〇年間における動きおよび一九六八～六九年における値上げ状況は第80～81表のごとくである。

3　労働者家計の収入と支出

——生活水準と消費内容——

家計収支の概況　次に以上のような消費者物価動向のもとにおける勤労者世帯の生活について、総理府統計局の家計調査報告によって概観してみよう。

同報告（第82・83表）により、まず一九六八年の収入についていうと、全国の勤労者世帯（平均世帯人員三・九六人、世帯主の平均年齢四一歳）の一カ月当り平均実収入は、臨時収入を含めて八万七三八九円、前年比一一・〇%増であった。この増加率は一九六七年の一〇・三%を上回り、六四年の一二・〇%に次ぐものであったが、消費者物価の上昇を調整した実質では五・四%にとどまり、六七年の実質収入の伸び六・一%に及ばなかった。

一方、消費支出（生活費）は、一カ月当り六万五四〇〇円で、前年

第82表　1968年平均1カ月間の家計収入（全国）

項目	勤労者世帯			全世帯		
	1968年平均	対前年増加率	構成比	1968年平均	対前年増加率	構成比
世帯数（調整）	66,083	*58,366	—	102,027	*94,628	—
集計世帯数	5,072	* 4,899	—	7,825	* 7,862	—
世帯人員数	3.96	* 4.04	—	4.07	* 4.15	—
有業人員数	1.54	* 1.53	—	1.67	* 1.66	—
世帯主の年齢	40.8	* 41.3	—	43.9	* 44.6	—
収入総額	131,807円	11.9%	—%	—円	—%	—%
実収入	87,389	11.0	100.0	—	—	—
勤め先収入	81,765	10.7	93.6	—	—	—
世帯主収入	72,789	10.8	83.3	—	—	—
定期	56,504	10.0	64.7	—	—	—
臨時	16,211	13.4	18.6	—	—	—
妻の収入	4,108	21.0	4.7	—	—	—
他の世帯員収入	4,869	2.1	5.6	—	—	—
事業内職収入	2,269	19.1	2.6	—	—	—
他の実収入	3,354	13.4	3.8	—	—	—
実収入以外の収入	17,187	20.7	—	—	—	—
繰入金	27,231	9.9	—	—	—	—

〔備考〕 1）＊印は前年の実数を示す。　2）主要項目のため，内訳とは必ずしも一致しない。

第83表　1968年平均1カ月間の家計支出（全国）

項目	勤労者世帯 1968年平均	勤労者世帯 対前年増加率	勤労者世帯 構成比	全世帯 1968年平均	全世帯 対前年増加率	全世帯 構成比
	円	%	%	円	%	%
支出総額	131,807	11.9	—	—	—	—
実支出	72,560	10.9	—	—	—	—
消費支出	65,395	11.3	100.0	63,607	11.5	100.0
食料費	21,947	7.8	33.6	22,584	7.5	35.5
主食	4,299	3.7	6.6	4,507	4.6	7.1
米類	3,361	3.9	5.1	3,558	4.9	5.6
副食品	11,179	7.4	17.1	11,630	7.2	18.3
生鮮魚介類	1,544	8.7	2.4	1,687	6.9	2.7
肉卵類	2,124	11.2	3.2	2,217	10.6	3.5
乳菜類	1,929	7.6	2.9	1,892	6.8	3.0
野菜品	1,651	2.3	2.5	1,752	2.4	2.8
加工食品	1,726	6.0	2.6	1,806	7.0	2.8
調味料	1,161	4.5	1.8	1,187	4.3	1.9
嗜好食品	4,531	8.6	6.9	4,594	7.5	7.2
菓子	1,311	9.3	2.0	1,291	8.6	2.0
果物	1,257	5.5	1.9	1,291	5.2	2.0
酒類	1,106	9.9	1.7	1,142	6.8	1.8
飲料	858	10.7	1.3	870	10.4	1.4
外食	1,938	18.1	3.0	1,853	18.0	2.9
住居費	8,188	22.8	12.5	7,403	23.2	11.6
家賃地代	2,083	19.9	3.2	1,766	19.9	2.8
設備修繕	1,208	14.1	1.8	1,165	18.3	1.8
水道料	300	12.4	0.5	308	13.2	0.5
家具什器	4,597	27.5	7.0	4,165	27.0	6.5
光熱費	2,758	6.4	4.2	2,808	7.2	4.4
電気・ガス代	1,641	4.3	2.5	1,710	5.9	2.7
他の光熱	1,117	9.5	1.7	1,098	9.5	1.7
被服費	7,176	9.9	11.0	7,047	11.1	11.1
和服	637	22.5	1.0	651	18.8	1.0
洋服	1,931	8.7	3.0	1,852	10.4	2.9
シャツ下着	1,070	9.9	1.6	1,051	11.9	1.7
他の衣類	1,527	6.7	2.3	1,518	9.2	2.4
身の回り品	2,011	10.1	3.1	1,975	10.4	3.1
雑費	25,327	12.0	38.7	23,764	12.6	37.4
保健医療	1,641	19.8	2.5	1,597	13.5	2.5
理容衛生	1,836	7.2	2.8	1,796	7.6	2.8
交通通信	1,867	11.9	2.9	1,783	10.0	2.8
教育	1,847	1.2	2.8	1,776	0.5	2.9
教養娯楽	4,584	12.1	7.0	4,504	12.1	7.1
たばこ	553	17.2	0.8	609	17.6	1.0
交際費	4,193	13.6	6.4	4,244	14.2	6.7
非消費支出	7,165	7.2	—	—	—	—
勤労所得税	2,237	5.2	—	—	—	—
他の税	1,653	6.2	—	—	—	—
社会保障費	3,169	10.2	—	—	—	—
実支出以外の支出	30,574	17.2	—	—	—	—
繰越金	28,673	9.4	—	—	—	—
現物総額	3,693	—	—	3,524	—	—
可処分所得	80,224	11.4	—	—	—	—
黒字	14,829	11.7	100.0	—	—	—
貯蓄純増	10,061	18.6	67.8	—	—	—
有価証券純購入	206	−42.3	1.4	—	—	—
その他	4,565	2.8	30.8	—	—	—
平均消費性向（%）	81.5	*81.6	—	—	—	—

に比べて各月で一一・三%、実質で五・七%と、実質において、実収入の伸び以上にふえたことになるが、手取り収入と生活費の増加率がほぼ同じだったため、平均消費性向（手取り収入に占める生活費の割合）は八一・五%と、前年とほとんど変わらなかった。そのうち食料費は二万一九〇〇円、実質でわずかに一・三%の増加にしかすぎないのは、年間を通じて、豊作で安かった野菜を除いて、米や魚の消費量が減ったためであると説明されている。ことに米の消費量は年々減少していて、人口五万以上の都市世帯でみると、一九六〇年の一世帯当り年間約四三〇キロを頂点に、六八年ではついに約二六〇キロとなった。一世帯平均四人家族として、一人が一ヵ月に食べる量は五キロ余り、これとは逆に清涼飲料や外食費が前年を大きく上回っている。と同時に生活費全体に占める食料費の割合つまりエンゲル係数は、前年の三四・七%から三三・六%に下がった。

住居費では、耐久消費財を含む家具什器にたいする支出が二七・五%増と、前年の同じ伸び率二一・〇%をさらに上回り、三〇%台を示した一九五八、五九年以来の大幅増加となったことが目立っている。これは、カラーテレビや自動車の購入増が、購入しなかった世帯と平均して、それぞれ三三%、五〇%以上の伸び率を示したことが主因である。被服費は、一九六一、六二年に大幅に増加したあと、六四～六六年では五%前後の増加率にとどまっていたが、六八年では、前年の八・六%増を上回ることになった。そのうちでも和服の二二・五%増がいちじるしい。光熱費の伸び率は、一九六五年以来最低、雑費の内訳では、保健医療費が一九・八%、交際費が一三・六%、教養娯楽費が一二・一%とそれぞれ増加しているのにたいして、一方、教育費が一・二%の減少となっている。

生活水準と生活環境——『昭和四三年度国民生活白書』の分析——

一九六九年七月、昭和四三年度国民生活白書が公表された。同白書の内容によると、わが国は高い経済成長によって、国民総生産で、共産圏諸国を除く世界第二位に達し、消費水準も上がっているのに、国民が豊かでゆとりのある生活をおくっているという実感をもてないのはなぜか、との疑問にたいし、「住宅、公害、社会保障など、国民生活をとりまく環境が立ち遅れている」からだと答えている。そして、「この〝新しい窮乏感〟から抜け出し、真に豊かな生活をきずくには、政府、企業、国民が一体となって生活優先の原則を貫くべきだ」と強調しており、その副題も「国民生活優先への展開」とつけられている。白書はまず、一九六八年の国民生活をふりかえり、「消費も家計収入も貯蓄も順調に伸びた」と評価している。だがその反面、消費者物価が前年に比べ五・三%も上がり、また工場の出す煙や自動車の排気ガスなどの公害が広がり、交通事故の激増、通勤・通学難、さらに家出人の増加、大学紛争に象徴されるような意識の断絶や人間疎外感などが重なって、「われわれの周囲にはあまりにも障害が多過ぎる」と指摘している。そして、「国民が生活の豊かさを感じない原因は、社会的蓄積の弱さにあり、こうした障害をとり除くことが急務である。そのためには、国際的視野に立って、国民生活の現状を見直すことが先決だ」とのべている。

ところで、この白書が七月四日閣議で報告されると、その「内容の一部に日本の生活の実態について誤解を与えるような表現、資料がある」との批判が出て、直ちに了承をうることができなかった。去る一九六〇年に厚生白書の内容が閣議で問題になった例がある

第5図　日本とアメリカの生活水準の違い

〔備考〕1)　日本は左側に比べて右側が小さく生活環境が相対的に悪いことを示している。また，安全と健康の水準がアメリカより高いが，たとえば，安全については，事故による死者や殺人がアメリカより少ないためである。

2)　『昭和43年度国民生活白書』による。

が、白書が閣議の了承をえられなかったのはこれが初めてである。直接問題になったのは、たとえば、経済企画庁がわが国の生活水準を現わすために新しくつくった生活環境水準指標のうち「余暇」の部分で、それによると、わが国の余暇水準はアメリカを一〇〇とすると、七・七%にしかならない、という結果になっている。この余暇の基礎になっているデータは、東京図書館蔵書数と人口一人当り都市公園面積であり、経済企画庁としては、国際比較のたてまえから、外国にもわが国と同じデータがそろっているものだけをとったわけである。これについて、福田蔵相からは「この二つのデータだけで、余暇水準の評価ができるものか、もっと総合的に考えられないのか」という異見が出されたという。にもかかわらず、「余暇」を「自由時間」という表現に改めるなど一部字句の修正をしただけで、ほとんど同じ内容の白書を、同じ八日に承認するについては、次のような事情があったと伝えられている。もともと、わが国の行政そのものは企業擁護に偏重し、各省に分散した消費者行政は、飾りものの感じをまぬがれないのだが、ここのところ、生産者米価の据置き、生活行政一元化など一連の経済企画庁の動きにたいする各閣僚の反発が、たまたま白書に向けての異議となって集約されることになったのである。しかし、そうした政府の態度にたいする国民の批判がますます高まるという政治的配慮がはたらいて、なんの議論もなしに承認せざるをえなかったという経過である。そして、このことによって、国際比較の数字自体はいろいろな限定付きの数字であるにしても、かえって、わが国における国民生活の水準の遅れがクローズアップされることになり、また、今後、経済企画庁が生活、消費者行政の一元化構想をすすめるにしても、容易に実現しがたいという公算が強まった。

住宅

右の白書でも指摘されたように、物価上昇の勤労者生活に及ぼす直接的な影響はいうまでもなく、社会的な生活環境の立ちおくれは、さまざまな生活上のひずみを露呈しており、とくに大都市においては、住宅にたいする不満がいちじるしく高い。東京都住宅局が発表した都住宅需要実態調査結果によれば、都民は三軒に一軒の割合で、現在の住まいに不満をもっていることがわかる。この調査は、住いにかんする心理的な面と物理的な面をあわせて調べようと、都が一九六八年七月、都内三万五四一六世帯を抽出し、はじめて本格的に住宅事情について調査したもので、これまで国が五年に一回、もっぱら物理的な面から住宅調査をおこなってきたのにたいし、住民がどう感じているかという心理的な面を調査に加えた点が注目される。都は、次にかかげる調査結果をもとに、六

九年度からはじまる中期計画の住宅対策の手直しをはじめるという。

一、住いの実情——持家のある世帯と民間借家に住む世帯は、いずれも全世帯の約四二%とほぼ同数。以下、官庁、会社所有の給与住宅八・三%、公営賃貸住宅四・三%、下宿、間借り一・八%、寮〇・九%、その他〇・六%となっている。民間借家の三分の二は木造賃貸アパートで、推計八一万九五〇〇世帯にのぼる。そのアパートを地域別にみると、山手線沿線、下町地域に多く、全アパートの約六四%を占めている。

二、住宅困窮世帯——現在の住いについて「困っている」と答えた人は、推計では一〇〇万世帯をこえ、都内全世帯の三四・二%に及んでいる。その人たちを住いの形態別にみると、民間借家住いの五〇・八%、公営住宅の三〇・三%、給与住宅の二九%が不満をもっていることがわかった。困窮の最大の理由は「狭い」ことで四八・八%、その他「家賃が高い」一四・六%、「建物がいたんでいる」一一・一%、また「公害がある」とする人が四・八%あった。この困窮世帯の五五・二%の人が、解決のための具体的計画をもっているが、残りの人は現状では計画が立てられないとしている。具体策は「借家する」、「家をもつ」がほとんどだが、借家を考えている人の八割は「公営住宅を申込む」と答えている。

三、住宅難世帯——老朽化している、同居者がいる、狭いなど、物理的、客観的な条件に照らして、快適な生活ができないと判定される住宅難世帯が全世帯の二八・一%、狭い住居で生活が過密状態にあるものが七〇%もあって、最も多く、次いで老朽住宅、同居、住宅でない建物に居住、の順となっている。その内訳は、木造賃貸アパートに住む者四七・四%、次いで借家の一九・三%で、これだけで住宅難世帯の七〇%近くに達する。また地域別に住宅難世帯の割合をみると、下町地域が三四・三%、山手線沿線地域三一・八%で、この二地域の居住者の三分の一が住宅難と診断されている。

四、困っている階層——物理的にも心理的にも住宅に困っている都民の典型は、三〇〜三四歳、小企業に勤め、月収五万円前後で、木造の賃貸アパートに住む人、このクラスの世帯が一番住宅問題で悩み、苦しい立場にあるようだ。

4　主要労働者の生活

物価上昇の労働者家計に及ぼす影響について考え、あるいはまた、生活そのものの構造と特徴を具体的に明らかにするためにも、労働者自身の手によって、なんらかの組織を通ずるかして、家計簿方式による家計調査もしくは生計費調査を実施することの必要性がますます大きくなっている。公式の統計の空虚さを、そのことによって補うことができる。第84表は、総評主婦の会が一九六八年に、全国一九県二六世帯（平均世帯人員四・三人）の協力をえておこなった家計調査の結果である。その家計支出内容によると、食費は一ヵ月

第84表　総評・主婦の会家計簿活動よりの4.3人世帯の家計支出内容（1968年）

費目	1月分平均支出額
外食費	1,754 円
主食費	5,440
副食費	12,079
いも類	340
油，砂糖	821
緑黄野菜	2,283
魚貝類	2,724
肉類	2,322
豆，豆製品	657
卵乳品	2,223
調味料	913
嗜好品	3,271
住居光熱費	8,438
被服費	7,104
保健費	5,040
教育費	15,342
教養娯楽費	2,581
交際費	5,317
職業費	4,108
雑費	3,339
予備費	423
税負担	7,701
貯蓄	5,338
支出合計	88,139

二万〇一八六円、一人当り四六九四円、一日にして一五六円、一食に付五二円となり、その食生活のまずしさがうかがえる。住居・光熱費も八五〇〇円程度では、都市では一間に四～五人が住まざるをえない金額である。教育費に一万五三四二円というのも、東京都内公立中学校の父母八五〇〇人を対象としておこなわれた調査結果における、中学生一人当り年に五万円、月額四八〇〇円の教育費負担という実情からすれば、中学生以上の三人の子供をかかえた場合、うなずける支出金額というべきである。これにひきかえ、総理府統計局の家計調査結果における、一九六八年平均の勤労者世帯消費支出中での教育費負担はわずかに一八四七円にしかすぎない。現実にある世帯は、就学中の子供がいないかいるかのいずれかであり、それを平均した数字の空虚さが明らかである。それはとにかく、右に述べたような貧弱な生活の内容でも、生活費として月々九万円近くかかっていることが示されている。そのうえ、生活の都市化、近代化の中で、「安月給嘆きの3C――自動車、カラーテレビ、クーラー」といったような消費ムードにあふりたてられている。次の引用にもみるように、低賃金のもとでの、そのアンバランスの消費傾向は、いまの日本の労働者の生活実態の一面を示すものである(『朝日新聞』一九六八年四月三日付、「疲れながら仕事一本、働きバチサラリーマン――日立製作所とその関連会社三六五人の調査より」――)。

給料は〝安い〟と口にしながら、耐久消費財への欲望は強い。独身者をのぞくと、テレビや冷蔵庫の普及は高く、ステレオ四一%、自動車は二九%、ピアノは二〇%がもっている。しかし、こうした買物も、必ずしもお金に余裕があってのことではないようだ。日立工場の大学卒(旧専、大学院卒をふくむ)は、世帯をもつとほとんど社宅に入っているが、車の所有率は七六%、そのうちかなりの人が〝同じような人が集まっているから、見えをはり買物競走になる〟と指摘している。その一人、三二歳、月収六万円前後の主任は〝車を買ったら、牛肉がクジラに変わりました〟と語ってくれた。〝総評のいう新しい貧乏のひとつの典型ですよね〟。

だが、物価高のもとで、およそ3Cとは縁のない、次のような生活のあることを忘れてはならない。Aさんは五七歳の婦人、東京のアパートで一人暮らし、生活保護をうけている。病身で背骨がわるく、足もともおぼつかない。「だからすわりこみもできません」という。政府は一九六九年度予算で、生活保護費を、六八年度と同率一三%引き上げることにした。これにより、東京など一級地の生活保護標準世帯(夫婦と子供二人の計四人)にたいする支給額は月額二万九九四五円となった。Aさんは一応「ほっとしました」とはいったが、追いかけてくる物価の上昇を気にして、「せめて二割アップしてほしい」と訴えた。そして、Aさんの生活、とくにその食生活の内容について語った次のような記事が、一九六九年一月二四日付『朝日新聞』に掲載された。

Aさんは「高血圧のせいか、何でもすぐ忘れてしまって……」と何度もいいわけしながら、切りばりした原稿用紙に書かれたメモをたよりに、一つ一つ説明した。一ヵ月の収支の内訳は、第85表のとおりで、食費は三千二十円。Aさんの注釈によると、病気を早く治したいので、病院(医療扶助をうけているので、Aさんの負担はない)に通うほかに、自分でおきゅうや注射をしている。その費用をうかすため、食費をぎりぎりに切りつめているという。

主食は、米(七分づき)七キロ、パン五斤。つらいのは副食物で、一ヵ月間に買った動物性のものはマトン肉二百グラム(六十円)あこうだいのカスづけ三切(五十円)、アラ二さら(六十円)、豚モツ二百グラム(五十円)、それだけ。野菜は、白菜一株、大根一本、ほうれんそう一束、じゃがいも、玉ねぎ各五百グラム。ほかに、わかめ一束、生揚げ一枚、ふりか

第85表　生活保護者（Aさん）の生活費（1968年11月）

◇収　入	
生活扶助	8,835円
冬季加算（暖房費）	365円
◇食費内訳	
主　食	1,289円
調味料	350円
副食物	803円
くだもの	430円
菓　子	148円
◇その他	
おきゅう（もぐさ，線香，手数料）	1,500円
注射薬	1,000円
アパート雑費	500円
特殊下ばき（2）	700円
下着（月割り）	300円
ふろ代	431円
衛生雑費	500円
電気・水道	497円
プロパン	290円
通信費（電話も）	340円
新聞代	660円
◇赤　字	538円

（部屋代3,700円は住宅扶助で）

け一袋……これらを、どのように調理しているのかを聞いた。Aさんは、もちろん電気冷蔵庫をもっていない。北向きの三畳間の、その北向きの窓辺に板をうちつけ、魚や肉はそこへ置いている。「冷蔵庫がわりです」とAさんはいった。マトンは二百グラムを二日ないし三日たべる。玉ねぎをうすく切って、においとりにまぶし、油でいためるだけ。豚モツ二百グラムは二回に分け、焼鳥のようにするか、シチューにする。アラは、まぐろやぶりなら大根と、さけなら白菜と、煮る。おつゆにも使う。大根一本は、みそ汁、煮もの、なます、おつゆなどに使い、白菜は、なまをきざんでしょう油をかけて食べたり、つけもの、煮ものにする。じゃがいもは、「豚肉と煮るのはぜいたくで、そのまま煮ます」。牛乳は、これまで五日に一本くらい買っていたが、秋の値上り以後、まったくやめた。病気のAさんにとって重要な栄養源だっただけに「この値上りは痛いです」という。とうふも、一ちょう五円上がってから、買う気がしなくなった。くだものは、もっぱら、ことし安いといわれているミカン、クズのカキ。お菓子はナンキン豆、甘納豆など。買物は、特売品以外は買ったことがないという。付近はスーパーマーケットが多いので、新聞の折込み広告をみては、少し遠くても出かけてゆく。病身なのに。

きょう何を食べたかをたずねたら、朝は、わかめのみそ汁と白菜のつけもの、昼はうどん、といってから、「うどんの玉（十五円）を買ってきて以前は油揚げを入れましたが、いまは油をおとします。夕食ですか？　まだこれからマーケットへでも行って、アラでも買うでしょう、きっと」とAさんは笑った。そして、「保護をうけている他の人と比べて、私はつくづく優等生だと思います」といった。その意味は、インスタント食品や出来あいのおそうざいを買っていない、ということ。「貧しいほど生活の工夫が必要だと思うのに、貧しい人のための料理や生活の知恵など、教えてくれる人がだれもいないんですね」。十一月から三月までの冬季だけ、一カ月に三百六十五円の暖房費が支給されている。一日じゅう日の当らない三畳間に、石油ストーブをたく。Aさんはグループで少し安く灯油を買っており、一カン三百十円（十二月から）。「いくら三畳でも、二カン弱は使いますから、この暖房費では足りません」という。

食費をきりつめてはだめだ、食べなければだめだと、Aさんは人から忠告されるが、いまは病気を治したい一心。食費を極力おさえて、おきゅうや薬を買っている。「早くよくなって、また仕事をするつもりです」という。そして「去年の秋に比べて、おかげさまで、だいぶよくなりました」といった。Aさんの語った、たった一つの明るいことばであった。

以下、全日本電機機器労働組合連合会（略称「電機労連」）と合成化学産業労働組合連合（同「合化労連」）とで実施した家計調査の結果によって、それぞれの労働者の生活実態にふれてみよう。

電機産業労働者の生活

電機産業労働者の生活との比較のために、ここでとりあげた勤労者世帯の生活費は、世帯人員四人、有業人員世帯主本人の家族構成からなる東京都の生計調査結果のうち、一九六八年一〇月分である。第86表によって、まず消費支出を比較すると、東京都の六万九六一七円にたいして、電機労働者の場合では六万一八八七円で、約八〇〇〇円の差があり、東京都の勤労者の平均消費水準を下回っている。支出費目別には、光熱費で東京都を上回っているほかは、いずれも低く、飲

第86表　電機労働者の生活（1968年10月）

区分	4人世帯		
	電機労連		東京都
収入形態	世帯主（内職）	世帯主	世帯主
世帯主平均年齢（歳）	34.8		39.1
実収入	75,199円	71,853円	84,702円
勤労収入	64,657	68,632	79,319
内職収入	8,230	—	—
実収入以外収入	7,936	6,889	9,184
貯金引出	6,644	6,072	7,884
実支出	67,387	67,634	78,844
消費支出	60,940	61,887	69,617
飲食費	24,645	24,105	25,783
主食	4,245	3,906	4,279
肉卵乳類	4,731	5,438	5,756
嗜好食品	5,665	5,275	4,905
外飲食	2,720	2,794	3,085
住居費	4,236	4,361	6,411
家賃地代	2,028	2,267	2,815
家具什器	1,974	1,220	1,928
光熱費	2,797	3,459	2,587
被服費	5,213	4,877	7,021
雑費	23,549	25,085	27,815
教育費	3,192	2,408	4,244
教養娯楽費	4,856	4,951	4,464
交際費	5,645	5,100	3,845
非消費支出	6,447	5,747	9,277
実支出以外支出	15,600	13,754	15,658
貯金	9,433	8,791	8,309
実収入実支出	7,812	4,219	5,858

〔備考〕 1）五大費目の内訳は主要支出のみであるため小計と一致しない。
2）東京都は1968年10月核家族世帯。

食費で一六七八円、住居費で二〇五〇円、被服費で二一四四円、雑費でも二七三〇円ほど低額である。逆に、エンゲル係数は、電機労連調査では三九・〇%と、東京都の三七・〇%に比べて高く、電機産業労働者の生活が、支出金額の上でも、消費内容からいっても相対的に低水準であることを示している。内職を含む世帯の場合でも、電機労働者の生活内容を積極的に高めるものとなっていない。

こうした電機労働者の消費水準の低さは、二つの理由によると思われる。その一つは、世帯主の賃金収入が、東京都の場合よりも低いことである。東京都調査の勤労者収入は七万九三一九円、電機労働者では六万八六三二円で、その差一万〇六八七円は、世帯主年齢における四歳のひらきを考慮しても大きい。もう一つの理由としては、電機労働者の場合、いまのべたように世帯主年齢が低く、したがって世帯構成も若いことが、消費水準を低めているように考えられる。しかし、電機労働者の四人世帯では、長子が未就学の場合と、小学生の場合とで、構成別による消費支出金額にそれほど大きな差が認められない。したがって、いずれにしても、賃金収入の低さが、消費水準とその内容を規定しているものと考えられるのである（電機労連『調査時報』六九号掲載、「電気労連家計調査報告」による）。

化学労働者の生活

次に掲げるのは、合化労連が、東京を中心とする組合員を対象として、一九六八年一〇月に家計調査を実施した際、その調査票に付記された主婦たちのナマの声である。これによると、それぞれ世帯主の年齢や家族構成にち

がいがあっても、おそろしいほどの物価高、教育費、医療費の増嵩、重税の圧力のなかで、生活の日々のやりくり、苦しさ、不安感は少しも変わらないこと、物価抑制と大幅賃上げを切実に求めていることがわかる（「化学労働者のこんにちの生活――合化六八年家計調査報告（1）」、合化労連機関誌『月刊合化』一九六九年三・四月合併号掲載による）。

＜事例一＞　保土谷化学労組組合員年齢三六・二歳、現場（交替勤務者）、家族数夫婦と子供八歳と五歳の四人、税込み賃金月額五万一九〇八円、手取り月収三万八九六九円、社宅居住。

この物価の値上がりはどうしたことだろう。一三年勤続で四万円たらずの給料を一家四人一ヵ月切りまわす主婦のなやみは痛切だ。毎月毎月給料袋を手にしたら、一度でいい、主人にありがとうご苦労さまという言葉を口にしようと思うが、それより先にためいきとこれだけで辛抱と節約の苦しみがはじまるのかと思うと気がめいってしまう。子供の教育費がかさむ、社宅も出なくてはならない。一日の家計簿をつけ数時間考えこむ。これ以上やりくりのしようがないとあきらめる。暮のボーナス、また来春の賃上げには是非とも満額獲得してもらいたいものです。

＜事例二＞　日本油脂労組組合員年齢四六・一〇歳、事務（日勤者）、家族数夫婦と子供一八歳と一四歳の四人。税込み賃金月額八万一二七〇円、手取り月収六万七二三七円、持家居住。

今年もまた一〇月から米価の値上がりがあり、頭の痛い秋がやってきました。わが家も子供たちの成長につれ学費がかさむのが目立ちます。幸いにしてわたしがパートで外をよく歩いておりますので、お仕事に出かけた日は、あちらのスーパー、こちらのスーパーで目玉商品を買い歩いておりますので、月にすれば、家計費も安くなっていると思います。今月はわたしの年一回のグループ旅行と次男の修学旅行がありましたので、いつもの月より大分出費が多くなりました。しかし、今のところでは大きな買物はボーナス月でないと買えません。石油ストーブも掛売りで買いました。世帯も古くなると、次から次へと電気製品や家具がいたみ買い替えなければならないものばかりですが、来春は次男の高校進学をひかえ、冬のボーナスはあまり手をつけられません。わたしのアルバイトもまだまだやめられない現状です。

＜事例三＞　小西六労組組合員年齢三六・二歳、現場（日勤者）、家族数夫婦と子供五歳と三歳の四人、税込み賃金月額六万七一六五円、手取り月収四万八七八〇円、公団住宅居住。

わが家では、第一の目標は定期貯金で、第二にはできるだけ貯金を貯え、ゆるすかぎりの旅行をしたいということで実行しています。わたしは主人より最小限度の定額を毎月いただきそれでやりくりし、残金で主人は自分のこずかい、できれば貯金をというようにいたし、定額貯金はボーナスで七万、毎月一五〇〇円で、三年で五〇万という方式でしています。今までもそうした定期をし、一回目は満期にしました。今回は二回目です。いまのところは、上の子供がピアノを買いまして、その返済金（あと一年）と月賦の支払（今年中）が給料より引かれていますので、普通預金の方は思うようにできません。

さて、家計の方はなかなか大変で、食、住でいっぱいです。子供が病気でもしたら赤字ということになります。こうして家計簿をつけておりましても、今月は途中より主食費、副食費をはじめ全面値上がりムードのときで、毎年のことですが、秋より来春にかけては一番苦しい時期です。わたしの方も主人に来春のベースアップには、こちらの家計費を上げてほしいといまからたのんでいる次第です。より多いベースアップでありますようにと祈りたい気持です。

＜事例四＞　小西六労組組合員年齢四八・九歳、現場（日勤者）、家族数夫婦と子供一七歳、一三歳の四人、税込み賃金月額六万六四八〇円、手取り月収四万八七九三円、持家居住。

最近またまた諸物価値上がりの声を毎日のように聞いてゆううつであ

る。さっぱり上がらないのは給料ばかりでまったくやりきれない思いである。政府が先にたって値上がりムードをつくっている感じのある米、酒、タバコ、慣れたところでまた次の値上がり、来月からは新聞も六六〇円と大幅に引き上げられる。逆に古新聞などの売り値はぐっと下がっている。チリ紙交換も一昔前ほどの人気はない。中学へゆく娘が昼食のパン代を上げてくれという。パン一個の単価が値上がりしたといわれれば、返す言葉がない。涼しくなってごはんがおいしくなってくる。その米がピント上がって新米の入った特選米を買うときは一度に二八〇〇円の支払いとなる。高い米を補ううどん玉も食パンも上がった。情ないかぎりである。月の三分の一を印刷会社のパートに出て、髪のセット代、クリーム代くらいは自分でかせごうと思う。みな同じことを考えるのでPTAの委員、町会の役員になり手がなくなった次第。映画、娯楽はすべてテレビで間に合わせる。趣味はお金のかからない短歌だけ、家のなかで読んでいる。エンゲル係数が高くて本当におはずかしい。

〈事例五〉　製鉄化学（別府）労組組合員年齢四八・一一歳、現場（日勤者）、家族数夫婦と子供二〇歳、一七歳の四人、税込み賃金月額七万五七一八円、手取り月収五万九六〇〇円、持家居住。

ざっと計算して、総支出九万七四二四円、主人の給料五万九六〇〇円との差三万七八二四円の赤字である。そのアナうめにわたしの収入三万一六〇〇円を加えてもなお不足分六二二四円は貯金の引出し、まったくの赤字家計である。原因はなにか、長女の支出二万一〇〇〇円、うち四国行き五〇〇〇円、これはアルバイトでまかなわせるべきで親として甘すぎるようだ。しかし、不足分は自分で捻出しているらしい。長男高校生の支出が九六七〇円、それにまだ塾の月謝二〇〇〇円が、今月先生のお休みで未払いになっている。一銭も使わぬ顔して、作業服で通勤の主人も一万〇四〇〇円の支出、これは行楽のシーズンでしばし憩いの結果オーバーしたものである。こうみてくると、子供の学費は給料以外でまかない、遊興費は貯金引出しでというわけで、給料のみでは人間としての向上も憩いもありえない。金のいらぬ精神面で悟りの開眼のみに向上を垣間みるのみ、その暇も内職の明け暮れでは動物的存在しかみとめられない。ねがわくば機械文明に生きる現代人にふさわしい給料のアップを切望する。

第87表　化学労働者の生活
（1968年10月）

区分	金額
主食	3,712円
副食	6,547
嗜好食品	3,368
外食	505
住居費	4,000
家具什器	430
電気	913
光熱費	1,580
被服費	2,470
みのまわり品費	2,035
保健衛生	933
理容衛生	1,723
交通通信	570
文教娯楽	482
貯蓄	820
月賦掛金	1,610
そのほか代	1,000
以上合計	4,453
	2,000
	36,641

〈事例六〉　住友化学（新居浜）労組組合員年齢二八・七歳、現場（日勤者）、家族数夫婦と子供一人計三人、税込み賃金月額三万九七六〇円、手取り月収三万六七四五円、借家居住。

物価の値上がりで、わたしたちの家計のやりくりに四苦八苦いたしております。計画はたてているもののなかなか予算どおりいくものではありません。今月（一九六八年一〇月）の家計支出をまとめてみますと、第87表のとおりで、収入の三万六七四五円と比べますと、一〇四円の残でぎりぎりでした。

5　標準生計費

最低生活費の算出方法には、通常、ローントリー方式（マーケット・

第88表　人事院の世帯人員別標準生計費（1968年4月）

その1　東京における独身男子（18歳程度）標準生計費

区分		1968年4月	備考
独身男子1人1日当たり基準カロリー		カロリー 2,820	「国民栄養調査成績」（厚生省）および栄養審議会（厚生省）の算定にかかる「日本人の栄養所要量（昭和45年）」を参考として，従来どおり2,820カロリーとした。
独身男子1人1日当たり食料費		273.50円	家計調査，国民栄養調査における食品の摂取状態を参考として作成したマーケット・バスケットに，家計調査における昭和43年4月の実効価格を用いて算定した。
月額	食料費	8,320円	食料費は，上欄の金額に$\frac{365}{12}$日を乗じて算定した。食料費以外は，家計調査（総理府統計局）における昭和43年4月の費目別平均支出金額（日数を$\frac{365}{12}$日，世帯人員を4人に調整したもの）に，費目別，世帯人員数別換算乗数を乗じて算定した。
	住居・光熱費	4,270	
	被服費	1,590	
	雑費	5,310	
	合計	19,490円	

その2　東京および全国における世帯人員数別標準生計費（1968年4月）

東京

区分	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	8,320円	14,780円	20,380円	24,770円	27,970円
住居・光熱費	4,270	7,150	8,650	9,020	9,140
被服費	1,590	3,060	4 400	5,600	6,680
雑費	5,310	11,680	16,210	19,880	22,670
合計	19,490	36,670	49,640	59,270	66,460

全国

区分	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	7,590円	13,290円	18,200円	21,960円	24,560円
住居・光熱費	3,370	5,510	6,430	6,670	6,720
被服費	1,380	2,540	3,480	4,210	4,720
雑費	5,050	11,270	14,970	17,380	18,500
合計	17,390	32,610	43,080	50,220	54,500

〔備考〕 世帯人員数1人欄の額は独身男子（18歳程度）の額である。

バスケット方式というのもこのうちに含まれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生活費の各費目ごとに、最低生活維持に必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を、食料費についてだけおこない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出をおこなっている世帯の実態生計費から生活費を算出するという方式である。現在発表されている最低生活費のうち、人事院の標準生計費と総評の理論生計費は前者の、厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

人事院の標準生計費　これは現在争議権を奪われている国家公務員の給与改訂の参考資料

として算出されている。しかし、単に国家公務員の給与改訂資料にのみとどまるものではなく、公共企業体労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者の賃金引上げにも大きな影響を与える性格をもっている。一九六八年の世帯人員別生計費では、四人世帯（東京）で五万九二七〇円となっている（第88表）。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、基準となる生計費をいい、この最低生活水準を下回る者にたいして所得補充がおこなわれるたてまえになっている。この生活保護基準の引上げは、さる一九五六年に、基準額が一般勤労者の三分の一でしかなかったため、社会保障制度審議会がその差をちぢめるよう答申し、その後毎年一二～一八％程度の引上げがおこなわれてきた。一九六九年度予算でも、前年度と同率一三％基準額が引き上げられ、これによって、東京など一級地の生活保護標準世帯（夫婦と子供二人の計四人）にたいする支給額は月額二万九九四五円となった。厚生省の調べによると、生活保護をうけている世帯は、全国で約六六万世帯、その人員は一五〇万人、働ける年齢層と子供はしだいに減っているが、六〇歳以上の老人の被保護者が急増している。その生活水準は、一般世帯の生計費を一〇〇とした場合、一九六七年度でその約五二％、なお普通の人の半分程度というわけである。

なお、総評の理論生計費については、本年鑑第36・37集を参照されたい。

6　物価騰貴と増税

――総評の「税金酷書」――

消費者物価が毎年のように大幅に上昇し、賃金の上昇がその物価の騰貴にともなわない場合には、労働者は生活の現水準を引き下げざるをえない。労働組合の組織さえなく、賃上げも思うにまかせない小・零細企業労働者、年金や失業保険、生活保護等社会保障給付にたよってほそぼそと生活を支えている人たち、また学齢期の子供をかかえて日雇かせぎで暮らしている寡婦などは、物価騰貴の最大の被害者であるというべきであろう。労働組合が組織され、その交渉力によって賃上げをかちとることができ、その賃上げ額がかりに生活の現水準を維持するに足りるものであったとしても、その時期は、物価の上昇におくれること半年ないし一年後のことである。その間には、出産や疾病など不時の際のための貯金、また住宅建築や子弟の教育費というような将来にわたっての生活の設計のための貯蓄が、生活費の穴うめとして食いつぶされ、時には借銭にまで依存せざるをえないことになるのである。それに、せっかく賃金が上がっても、税金や社会保険料が高くなり、源泉徴収ということで、いやおうなしに天引きされる。しかも、申告納税の事業主や農民に比べて、税金のとりたて方が不公平であるばかりでなく、何億、何千万

円と所得のある者が、脱税していることを知って、税金への不満は高まる一方である。もともと、物価が上がり、インフレ傾向の時こそ減税の必要がある。物価が上がり、実質的な所得が下がっている時は、名目の賃金にかかる税金は、相対的に重くなる。ことに累進税制のもとでは、そのことが加速される。年収一〇〇万円、夫婦と子供三人の勤労者世帯で「給与が毎年一〇%ふえ、物価が毎年一〇%上がるとすると、もし減税をしなければ、実質的な税負担が、一年後には一五・三%、三年後には五一・〇%もふえる」という計算もある。物価の上昇がはげしい今日、この実質的な税負担の上昇を食いとめるための減税、いわゆる〝物価調整減税〟は、まず文句なしに必要だといえる。賃金の上昇がインフレを招き、減税がインフレをまねくという議論よりも、インフレだからこそ、賃金値上げ要求をおこなわざるをえないし、減税をすべきだという考えの方が、大衆の実感として定着しつつあることはまちがいない。そこで、賃上げも大事だが、そのかなりの部分を税金にもっていかれてしまっては、元も子もないと、総評では、一九六九年一月「税金酷書」を発表し、反税闘争にのり出した。「税金酷書」は、税制調査会委員でもある大木正吾総評総務局長を中心に、日ごろ徴税業務にくわしい国税庁や地方自治体の労働組合代表、税理士、学者ら八人の委員によってまとめられたもので、①酷税の実体、②不平等な税制度、③税金は国民の生活につかわれているか、④日本経済の財政、⑤苛酷な徴税行政、⑥重税にたいする労働者、サラリーマンのたたかいからなりたっているが、そのうち「酷税の実体」の部分では、次のように指摘されている（抜粋）。

1　賃金一ヵ月以上が税金——金属労働者である甲野太郎氏の月収は六万円（他に賞与四ヵ月分。年収九六万円、超勤夜勤手当を含む）で、女房と子ども二人を養っている。彼は一日にハイライト一箱をすい、酒一合（一八〇cc）かビール一本飲み、一ヵ月一回映画を見るというささやかな生活だが、計算できるだけでも間接税が一ヵ月二六〇〇円以上とられている。この他に毎月の給料から天引きされる所得税、住民税をとられるのはいうまでもないが、それが約三八〇〇円、合計で六四〇〇円以上が賃金からさしひかれることになる。つまり月収の一〇%を越える税金というわけだ。（第89表甲野太郎氏の税負担を参照）。

2　実際はもっと重い税負担——しかし、甲野氏の実際の税負担はもっと重い。というのは前節では、いくら負担しているかすぐわかる税金だけしか計算しなかったが、身の回りをちょっと見わたしただけでもバイキングのようにいたるところにくいついている税金が目につく。

朝起きてガスに火をつける＝電気ガス税、マッチに物品税▽みそ汁に化学調味料＝物品税▽出勤前のたばこ一服＝専売益金とたばこ消費税▽昼休みにコーヒーを飲む＝関税と砂糖消費税▽映画をみれば＝入場税▽パチンコをやれば＝娯楽施設利用税▽帰りに一ぱい＝酒税と料理飲食等消費税▽タクシーで帰る＝自動車税と揮発油税、地方道路税▽電気をつける＝電気ガス税、テレビ・ラジオ・冷蔵庫等には物品税▽住んでいる家には＝固定資産税、都市計画税▽給料日になると＝所得税と住民税

このほか女性のクリーム、口紅、香水には物品税、家を売払って夜逃げをしても譲渡所得税、死んだら相続税。国税、地方税あわせて約五五種類の税金が「ゆりかごから墓場まで」ついてまわっている。

この他に教育費のように本来は無料であるべきものを負担させられている「税外負担」や全額国庫と資本家の負担すべき社会保険料も大きい。また、税制調査会の調査でさえ否定できなかった法人税が商品価格に含まれて、結局は消費者の負担になるということなどを考え合わせると労働者の税負担は想像もつかないほど途方もなく多い額となるであろう。

しかも労働者の所得税、住民税負担は毎年の「減税」のかけ声にもかかわらず年々ふえつづけている。たとえば昭和三十五年には給与所得者のうち所得税を収めている人の一人あたり平均所得税負担額は一万八八〇〇円

第89表　甲野太郎氏の税負担（1968年分）

		1カ月の負担額（円）	1年間の負担額(円)
収入		60,000.00	960,000.00
所得税		約 1,900.00	22,700.00
市町村民税		〃 1,133.00	13,600.00
都道府県民税		〃 758.00	9,100.00
小計		3,791.00	45,400.00
酒	一級 1.8ℓ	313.74	3,764.88
	二級 1.8ℓ	154.44	1,853.28
ビール	10本	670.90	8,050.80
ハイライト	30個	1,252.40	15,028.80
砂糖（輸入物）	1kg	59.68	716.16
映画（1人280円2人）		50.90	610.80
電気代（1カ月1000円）		70.00	840.00
ガス代（1カ月1000円）		70.00	840.00
小計		2,642.06	31,704.72
合計		6,433.06	77,104.72

〔備考〕 1）住民税は標準税率で計算した。
2）所得税，住民税の負担額は年負担額の1/12で計算した。

であったものが、四十三年には三万八八〇〇円と二倍以上になっている。いったいどうして、こんなことになったのだろうか。

3　最低生活費にも足りぬ課税最低限――その第一の原因は「課税最低限」（所得税、住民税が課税されない最高の金額）が最低生活費以下にすえおかれていることである。昭和四十三年度の五人世帯（夫婦子ども三人）を例にとってみると、課税最低限は所得税の場合、八〇万円強、住民税で五三万二〇〇〇円であり、これはわれわれが計算した最低の人間らしい生活を送るのに必要な標準生計費の二分の一、三分の一以下でしかない。

4　初任給にも税金が――この結果、中学を四月に卒業したばかりの労働者にまで所得税、住民税がかけられている。国税庁の発表した数字によると、就職して一年以内の労働者のうち所得税を課せられている者は、昭和三十五年には一〇〇人のうち約二六人であったが、四十一年には約三五人に増加している。

一年未満勤続者の納税者数比較（単位千人、％は納税者に対する割合）

昭和35年	八四四千人	二五・九％
39年	一五二八千人	四〇・一％
40年	一三八二千人	三七・九％
41年	一二九八千人	三四・五％

5　ふえる低所得層の納税者――給与所得者のうちの所得税納税者数およびその割合はともに増加している。昭和三十五年には所得者数二二七三万人のうち所得税納税者は一一七三万人で納税者の比率は五一・六％であったものが四十一年（当初予算）には一八四〇万人、六三・四％へと六六七万人、一一・三％もふえている。これを所得階級別にみてみると、年収一〇〇万円以下の層で四六二万一〇〇〇人増加している。この数字はこの期間、大衆課税がいかに強められたかを象徴的に示すものである。

6　賃上げを上回る増税――低所得者に税金が重くなっている原因の第二は税率のカラクリである。源泉所得税のうち賃金に課税される分だけをぬきだしてみると、昭和三十五年の二二〇九億円から四十一年（当初予算）には五七〇〇億円以上に達し、その後も急速にふえつづけている。一方、平均賃金は三万八一八五円から七万二五六円と一・八四倍にしか増加していない。

賃金を上回る所得税の増加（Aは昭和35年を一〇〇とした平均賃金、Bは昭和35年を一〇〇とした源泉所得税、賃金分のみ）

昭和36年	A	一一〇・三
	B	一二三・九
昭和39年	A	一五四・三
	B	二一六・一
昭和40年	A	一六七・一
	B	二四一・五
昭和41年	A	一八四・〇
	B	二五八・五

このような増税は低賃金労働者ほどきびしくなっており、たとえば賃金が一〇％ふえると年収四〇万円以下の単身労働者は二倍、一〇〇万円で三四％も所得税がふえるが、五〇〇万円では一八・八％、一〇〇〇万円超では一三・七％である。

7　戦前よりはるかに重い——日本経済は戦前水準を大きく越えたというが、所得税の負担はそれ以上の割合で重くなった。昭和十年の所得税額は四十一年ベース（物価調整ずみ）で換算すると五一〇億円で、四十一年の八三八二億円の六％強にすぎない。そのうえこの税金の九三・五％は年収一〇〇万円以上の層が負担していたし、二〇〇〇万円超の層の負担割合は三六・五％にのぼっていた。それが四一年にはそれぞれ六九％、二・八％に低下している。

また納税人口についてみると、戦前・年収一〇〇万円以下の層は五九・四％であったものが四十一年には、八五・四％となり、人数でみると二七万六〇〇〇人から四二三六万人とじつに一五三倍にもふえている。（いずれも四十一年に換算した数値）

8　国際的にみても大衆課税——重税は現代の資本主義国に共通の性格なのだが、それにしてもわが国の大衆課税ぶりは国際的にみてもひどいものである。こころみにわが国に似た税体系（直接税中心の税体系）をとっているアメリカ、イギリスと比較するとそのことが明らかになる。年所得一〇〇万円以下で所得税を納めている者は日本では八五・四％であるのにたいし、イギリスで六一・九％、アメリカでは一五・七％であり、またこの層の所得税額の負担割合は同じく日本の三一・〇％にくらべてイギリスの二〇％、アメリカはわずか二％にすぎない。

9　さらに悪い住民税——住民税（市町村民税、都道府県民税）は所得税よりもさらに強い大衆課税の性格をもっている。まず課税最低限は、先にみたように「生活費課税」どころか「生活保護」の水準にまで課税しているといった方が適当なくらい低く、そのうえ所得があれば、生活保護を受けている人以外ならだれでも、たとえムチ打ち症を我慢して働いていようが、公害病に痛めつけられようが、前世紀の遺物ともいえそうな「人頭税」＝「均等割」が徴収されるのである。

この結果、住民税の納税人口は昭和三十五年二六〇〇万人であったものが、四十二年には三〇〇〇万人をこえた。日本人三・五人に一人は住民税をとられている勘定になる。

都道府県民税の税率はたった二段階、また市町村民税は一三段階であるとはいうものの、最高税率は一四％ときわめて低く、本来の累進制の役割を果しているとはいえない。このような仕組みによって道府県民税（個人分）は昭和三十五年の二〇八億円から四十三年には一六八八億円と約八倍、市町村民税は七八七億円から二七八一億円と四倍近い大増税がおこなわれている。この負担増の多くが納税人口の大部分を占める労働者の肩にかかったとみて差支えない。

総評は、この「税金酷書」によって、労働者の税金の重さや不公平な点を訴え、減税闘争に本格的にとりくむ姿勢を示し、同年二月の幹事会で、「減税闘争の当面の進め方」を決めた。それによれば、①地区労を中心として全国一千カ所に減税組合をつくる、②税金の天引き、サラリーマンの必要経費などの問題点をとらえ、マンモス訴訟をおこす、③同志社大学の大島教授が学者の必要経費をめぐって訴えている大島裁判、サラリーマン・ユニオン、サラリーマン同盟など一般の減税運動とも手をくんで、国民的減税運動に発展させる、④国会議員、地方議員に減税アンケートをおこない、その結果を公表するとともに、「議員歳費（報酬）の引上げを三年間中止する」との署名運動をおこない、これに応じない議員の選挙応援をしないなどを柱とし、二月一五日に東京で、物価、減税の中央討論集会を開くのを皮きりに、各単産や県評、地区労で順次討論会を開いて、減税問題への関心を高めていきたいとしている。

一方、二月一九日大蔵省は、「社会福祉が進めば税負担がふえるのは当然で、所得税は必ずしも大衆課税ではない。国際的にも重くない」と、総評の「税金酷書」に反論した。たとえば、「平均所得に対する税負担率も、わが国は九・四％（住民税をふくめると一四・一％）で、米国一五・一％、英国二〇・二％、西独一三・六％と比べ過重とはいえない」というのであるが、金持が四割、五割の税金を

とられても、それほど日常の生活を左右することがないのにたいして、収入の少ないものほど、二割、三割の税金でも骨身にこたえるわけで、わが国の租税負担率が低いにしても、大衆の重税感をぬぐい切れないのも、そのためであるといってよいのである。

【参考資料】(1)多田吉三「最近の物価上昇と労働者の家計構成の変化——家計分析の一方法について——」、社会政策学会「第39回大会報告要旨」掲載 (2)石川晃弘「労働者のライフサイクル」(『月刊労働問題』一九六九年五月号所収) (3)「国鉄労働者の生活」(国鉄労働組合『月刊レール』第九八号、一九六九年三月号所収)

VI 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農業・兼業従事者──農家人口と農家数の推移／経営規模別農家数の推移／農業雇用労働者／専兼業別農家数／兼業の種類／農業従事者／兼業従事者／**農家人口の異動**──農家人口の減少／農家人口の社会的異動による増減／男女別年齢別農家人口の増減／他産業に就職した農家世帯員／農家世帯員の就職した産業／男女別年齢別流出者の推移／就職前の就業状態／他産業を離職・還流した農家世帯員／還流者の性格／還流前後の就業状態／還流の理由／**出かせぎ異動**──出かせぎ者数／出かせぎ者の就業状態／**農家子弟学卒者の動向**──農家子弟学卒者数／農家子弟学卒者の進学・就業状況／農家子弟学卒者の就職状況／農家子弟学卒者の就職した企業規模／農家子弟学卒者の農業就業状況

概要

一、一九五五年より急速に減少しつつある農家人口と農業従事者の数は、一九六七年においてもさらに減少した。もっとも、減少率は最近やや鈍化している。総人口にたいする農家人口の比率は二八%となり、総就業人口にたいする農業就業者の比率は二一%となった。農業就業者のうちで基幹的農業従事者の数は九三〇万人になった。農業従事者の数が減少するとともに、その老齢化・女性化が進行している。

一、農家の階層分化がすすんでいる。一九六五年以来、北海道をのぞく都府県では経営耕地二ヘクタール以上の上層農家がふえ、それ以下の中下層農家は全般的に減少している。他方、農業雇用労働者数は年をおって減少している。下層農家の減少は、主として都市近郊や山村へき地における零細兼業農家の挙家離農によるプロレタリア化を示すものである。

一、農業従事者の減った反面、賃労働兼業従事者がふえ、農家の兼業化率は八〇%近くなった。とくに農業を片手間にやる第二種兼業農家（実質上のプロレタリア家族）がふえつづけ、全農家の半数近くになろうとしている。現在の総農家五四〇万戸に、平均一戸当り一人以上の兼業従事者（その八〇%近くが賃労働兼業従事者）が住んでい

ることになる。

一、一九六八年中に農家世帯員の他産業（非農業）部門に就職した者は七九万人、他産業からの還流者は二一万人、職業異動による純減少は五八万人である。職業異動にもとづく農家世帯員の純減少数は一九六四年いらい（六七年の例外をのぞき）年々減少している。進学率の上昇、農業労働力の一般的不足を反映して、農家からの労働力流出の勢いがいくぶん鈍ってきたのである。

一、農家世帯員の就職先は、六六年以降、製造業、なかでも重化学工業への就職がふえている。就職者の主流はもちろん新規学卒者であるが、世帯主でこれまで農業に従事していた男子の流出・就職は減少気味で、これを補うかのように、婦人の家事従事者や未就業者の就職が増加している。

一、農家世帯員で他産業に就職して働いていた者で、退職して農家に還流した者は六七・六八年とも二一万人に達した。結婚のためこのような還流者の多くは「世帯主」農家に帰る女子をのぞけば、に農家からの通勤者に多い。彼らは退や「あとつぎ」男子で、とくのが多い（六七年で一二万人）。また若年職後、自家農業に従事するものち農家に帰る者も相当多い。還流者者で短期間他産業に就職した思をもたないようである。ただ農家からの過半数はもはや再就職の意男等は再就職の希望を失っていない。ら転出して就職していた次三年いらい減少しつづけてきたと官庁統

一、出かせぎ者は一九六四計は報じているが、六八年には若干増加した。彼らの圧倒的多数は東北・北陸水稲単作地帯における「世帯主」「あとつぎ」の農業従事者で、低賃金その他劣悪な労働条件のもとで建設業や食品工業で働いている。出かせぎ者の出身農家は中上層農家にひろまりつつある。

一、一九六八年に中学以上の学校を卒業した農家子弟は一三〇万人、前年に比べ微減した。その卒業者の四五％が他産業に就職した。自家農業就業者は卒業者のわずか五％にすぎない。他産業就職者の六割以上は高卒であった。就職先をみると、中卒女子の多くは繊維工業とサービス業、中卒男子の半ば近くが製造業、ことに重化学工業に就職した。これにたいし、高卒男子の就職は建設業や運輸通信業よりも重化学工業と商業部門に重点をうつしつつあり、高卒女子の多くは製造業・商業・サービス業に就職した。全体としてみれば中小企業への就職が多いが、製造業にかんするかぎり、大企業への就職が増加しており、ことに高卒男子の過半数が大企業に就職している。

一、自家農業へ就業した者は学卒者全体の五％に当たる六万人にすぎない。これと前年他産業から還流して農業に就業した一二万人が合して、不十分ながら農業労働力を補充したわけである。

1　農家と農業・兼業従事者

資料　本項の記述は、主として農林省統計調査部の公表した昭和四二年度『農業調査結果報告書』（総括編）によるのであるが、ほかに同調査部編各年『ポケット農林水産統計』および経済企

画庁編一九六九年版『経済要覧』等をも参照した。『農業調査結果報告書』の統計数字を読むに当たって注意すべき事項は、本年鑑第三九集一六五ページ以下に記してあるので参照していただきたい。

農家人口と農家数の推移

一九五〇年いらい、とくに五五年いらい急速に減少しつつある農家人口は、六七年においても、その絶対数・総人口との比率ともに減少を示した。六七年現在で、農家人口数は二七九〇万人、総人口にたいし二八%となった（第90表）。農家数の減少率は、農家人口のそれに比べると小幅ではあるが、それでも絶対数は一九五〇年の六一八万戸にたいし六七年は五四二万戸になった。一戸当り人口数も減少し、五〇年の六人から六七年五人へと、一人分減っている。

農家の減少を農業地域別に観察すると第91表の示すとおりである。二、三の特徴をひろうと、北海道の農家減少率が昨年同様全国最高（四%）で、これについで九州・四国・中国・近畿・東海など西日本諸地域が高い。これと対照的に、東北における農家減少率は最低（〇・四%）でほとんど減少の動きを示さず、北陸・東山なども同じ傾向である。農家減少率の高い地帯は、概して大都市周辺と、都市・工業地帯から遠くはなれた山村である。とくに最近は、後者の山村へき地で農家数の減少がめだっているが、挙家離村と人口流出で、これらの地帯では「過疎現象」があらわれ、社会問題となっている。

経営規模別農家数の推移

一九五〇年より六七年までの、北海道をのぞく都府県の経営規模別農家数の推移を見よう。第92表によって、次の傾向が指摘される。①一九六〇年までは、一ヘクタール未満の下層農家はすべてその戸数を減少

第90表　農家人口と農家数の推移（全国）

項目／年次	農家人口	同指数	男女別農家人口 男	男女別農家人口 女	農家数	同指数	農家1戸当り人数	総人口	総人口に対する農家人口の割合
	千人		千人	千人	千戸		人	千人	%
1950 年2月	37,811	109.5	18,586	19,226	6,176	102.0	6.1	83,200	45.4
55 年 〃	36,619	106.0	17,992	18,627	6,075	100.3	6.1	89,276	41.0
60 年 〃	34,546	100.0	16,869	17,678	6,057	100.0	5.60	93,419	37.0
65 年 〃	30,114	87.2	14,630	15,484	5,665	94.1	5.32	98,275	30.6
65 年12月	29,559	85.3	14,366	15,194	5,576	92.1	5.30	98,275	30.1
66 年 〃	28,638	82.9	13,896	14,741	5,498	90.8	5.21	99,050	28.9
67 年 〃	27,904	80.8	13,530	14,373	5,419	89.5	5.15	100,243	27.8

〔備考〕 1）1950年2月～65年2月の数値は2月1日現在の「農業センサス」，1965年12月～67年12月の数値は12月1日現在の「農業調査」による。以下同じ。
2）「農業調査」の数値には例外規定農業は含まれない。以下同じ。
3）総人口はいずれも10月1日現在の数値，1950～65年は「国勢調査」による人口である。
4）農林省統計調査部 昭和42年度『農業調査結果報告書』（総括編），同調査部編各年版『ポケット農林水産統計』，経済企画庁調査局編『経済要覧』（1969年版）より作成。

第91表　農業地域別農家数　　（単位　1,000 戸，%）

	農家数 1966年12月	農家数 1967年12月	減少農家	減少率	新設農家数 1966.12～67.12	離農農家数 1966.12～67.12
全国	5,500	5,419	81.7	1.5	10.20	91.90
都府県	5,317	5,243	74.1	1.4	9.39	83.50
北海道	184	176	7.6	4.1	0.81	8.40
東北	763	760	3.2	0.4	2.07	5.28
関東	862	851	11.2	1.3	0.56	11.71
北陸	418	414	4.0	0.9	0.50	4.45
東山	287	284	3.2	1.1	0.34	3.57
東海	596	586	9.8	1.6	0.66	10.49
近畿	546	537	8.7	1.6	0.87	9.61
中国	573	563	9.9	1.7	1.08	11.00
四国	345	338	6.8	2.0	0.63	7.46
九州	927	909	17.3	1.9	2.68	19.93

〔備考〕 1）各地域と総数の農家数とが一致しないのはラウンドの関係による。以下同じ。
2）1966年12月の総農家数には，本調査をおこなわなかった北海道の一部地域（2,000戸）を含む。
3）新設・離農農家数には単に地域間を移動した農家も含む。
4）資料は前掲『農業調査結果報告書』。

第92表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）　　（単位　1,000 戸，%）

		総数	0.5ha 未満	0.5～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2ha 以上
農家数	1950 年2月1日 ①	5,931 (100.0)	2,468 (41.6)	1,952 (32.9)	945 (15.9)	363 (6.1)	203 (3.4)
	55 年 〃 ②	5,839 (100.0)	2,306 (39.5)	1,964 (33.6)	984 (16.9)	377 (6.5)	209 (3.6)
	60 年 〃 ③	5,823 (100.0)	2,275 (39.1)	1,907 (32.7)	1,002 (17.2)	404 (6.9)	237 (4.1)
	65 年 〃 ④	5,466 (100.0)	2,096 (38.3)	1,762 (32.2)	945 (17.3)	407 (7.4)	255 (4.7)
	1965 年12月1日 ⑤	5,386 (100.0)	1,995 (37.0)	1,735 (32.2)	954 (17.7)	426 (7.9)	276 (5.1)
	66 年 〃 ⑥	5,317 (100.0)	1,978 (37.2)	1,705 (32.1)	938 (17.6)	416 (7.8)	280 (5.3)
	67 年 〃 ⑦	5,243 (100.0)	1,953 (37.2)	1,661 (31.7)	925 (17.6)	414 (7.9)	289 (5.5)
増減数	② － ①	△ 92	△ 162	12	39	14	6
	③ － ②	△ 16	△ 31	△ 57	18	27	28
	④ － ③	△ 357	△ 179	△ 145	△ 57	3	18
	⑥ － ⑤	△ 69	△ 17	△ 31	△ 16	△ 10	3
	⑦ － ⑥	△ 74	△ 25	△ 43	△ 14	△ 2	9

〔備考〕 1）２種農家は 0.5 ha 未満層に含まれている。
2）カッコ内は構成比であるが，総計に一致しないのは四捨五入の関係による。
3）前掲『農業調査結果報告書』および同 1969 年版『ポケット農林水産統計』より作成。

させ、これにたいし一ヘクタール以上層はその戸数を増加させた。②六〇年から六五年にいたる期間では、階層分化の基軸が一階層上昇して、一・五ヘクタール未満層の減少、それ以上層の増加となった。この五年間で、とくに一ヘクタール未満の下層農家の減少がいちじるしかった。③一九六五年以後になると、分化の基軸はさらに上昇し、二ヘクタール以下層の農家は全般的に減少し、二ヘクタール以上層だけが増加を示している。

農業雇用労働者

ところでこの二ヘクタール以上層の増加にかかわらず、農業雇用労働者数は最近まで減少の一途をたどっていること（第93表）から見ても、賃労働に立脚する大農経営ないし資本家的農業経営が発展しつつあるとはいえない。二ヘクタール以下の中下層農家の全般的減少は、前述のように、都市近郊および山村地帯における下層零細農家の挙家脱農、プロレタリア化を内包している。これら農家人口の多くは非農業部門へ流出し賃労働者化したものと推定される。いずれにしろ、二ヘクタール以上層の比較的富裕な上層自作農の増加傾向にたいし、中下層農家の全般的減少というかたちで階層分化が進行しているのである。

なお北海道においては、一九六七年において前年に比べ、一〇ヘクタール以上層の農家が増加し、それ以下層の減少という傾向を示している。しかし都府県の動向とちがう点は、五～七ヘクタールの中間層と一ヘクタール未満の最下層だけは増加していることである。

専兼業別農家数

一九五〇年いらい、農家兼業化の傾向は、大勢としては一貫してつづいてきた。そして最近では、兼業化率が八〇％の水準に近づいた。しかし兼業化の進行速度は、八〇％に近くなるにつれゆるやかになっている。すなわち六六

第93表　農業雇用労働者数の推移（全国）

（単位　戸数1,000戸，日数1,000人・日）

	農業常雇			農業季節雇		農業日雇		合計延日数
	雇った農家数	実人数	年間延日数	雇った農家数	年間延日数	雇った農家数	年間延日数	
1961年	80	109	…	46	481	2,981	8,169	…
1962年	57	70	…	39	436	2,937	7,142	…
1963年	46	57	1,436	34	385	2,911	6,940	8,761
1964年	36	45	1,122	25	306	2,593	6,149	7,576
	(35)	(45)	1,122	(25)	(305)	(2,029)	(5,575)	(6,992)
1965年	31	36	913	…	…	2,680	6,471	…
	(30)	(35)	(913)			(2,096)	(5,918)	
1966年	(23)	(30)	(746)	(23)	(256)	(2,028)	(6,126)	(7,128)
1967年	(18)	…	(572)	(18)	(215)	(2,083)	(6,142)	(6,929)

〔備考〕 1）カッコ内の数字は，1種農家の分である。
2）1961～66年は奄美群島分をのぞく。
3）前掲『農業調査結果報告書』による。

第94表　専兼業別農家数の推移（全国）　（単位　1,000 戸）

項目 / 年次	総農家数	専業	兼業		
			計	第1種兼業	第2種兼業
1950 年2月1日	6,176 (100.0)	3,086 (50.0)	3,090 (50.0)	1,753 (28.4)	1,337 (21.6)
55 年　〃	6,076 (100.0)	2,125 (35.0)	3,950 (65.0)	2,284 (37.6)	1,665 (27.4)
60 年　〃	6,057 (100.0)	2,078 (34.3)	3,979 (65.7)	2,036 (33.7)	1,942 (32.0)
65 年　〃	5,665 (100.0)	1,219 (21.5)	4,446 (78.5)	2,081 (36.8)	2,365 (41.8)
1965 年12月1日	5,576 (100.0)	1,149 (20.6)	4,428 (79.4)	1,934 (34.7)	2,494 (44.7)
66 年　〃	5,500 (100.0)	1,151 (20.9)	4,347 (79.1)	1,833 (33.4)	2,514 (45.7)
67 年　〃	5,419 (100.0)	1,151 (21.4)	4,268 (78.8)	1,679 (31.0)	2,589 (47.8)

〔備考〕 1）カッコ内は構成比。
2）前掲『農業調査結果報告書』各年版より作成。

年七九・一%であったものが、六七年にはわずかに低下して七八・八%になった（第94表）。

しかし兼業農家を第一種（農主兼従）と第二種（兼主農従）に分けて観察すると、前者の比率が低下し、後者のそれが増大している。すなわち六六年に農家全体の四七%であった第二種兼業農家は六七年には四八%に増加している。第二種兼業農家の多くのものは、その生活を賃労働収入に主として依存する実質的なプロレタリアの家庭であるとみてよい。この第二種兼業農家の増加は、農民の非農業的賃労働者化の拡大を反映するものであり、農民層の下向階級分解の深化を物語るものである。ただこの下向階級分解が、農業内部の上向階級分解に結びつかぬため、農民層の分化・分解が農業資本家階級を形成しないのである。

兼業の種類

全農家のうち、一種農家（都府県〇・五ヘクタール以上、北海道一ヘクタール以上を経営する農家）の兼業種類を表示したものが第95表である。一九六七年末において、一種農家の兼業化率は八三%である。この兼業を種類別にみると、同じ年、「雇われ兼業」（年間三〇日以上の賃労働兼業）は全体の八三%を占め、「自営兼業」はわずか一七%にすぎない。「雇われ兼業」は六四年いらいその絶対数・割合とも増加してきたが、六七年にはわずかに減少した。なかでも「恒常的勤務」兼業が増加し、これにたいし「出かせぎ」と「人夫・日雇い」は減少傾向にあることが特徴的である。農家の兼業労働の恒常的なものが増加し、そういう兼業形態が兼業全体のなかで四七%をこえるにいたったことは注目に値する。

農業従事者

農業就業人口は、前述の「農業調査」の結果によれば六七年末現在で一〇五八万人となり、国内総就業

第95表　1種農家の兼業種類別農家数（全国）

区分		1種農家総数	専業	兼業 総数	兼業 雇われ兼業 計	兼業 雇われ兼業 恒常的勤務者	兼業 雇われ兼業 出かせぎ	兼業 雇われ兼業 人夫・日雇い	兼業 自営兼業
農家数（千戸）	1964年①	3,865 (100.0)	1,638 (42.4)	2,226 (57.6)	1,774	994	173	607	453
	65年②	3,833 (100.0)	1,471 (38.4)	2,362 (61.6)	1,867	1,024	170	672	496
	66年③	3,813 (100.0)	1,481 (38.8)	2,332 (61.2)	1,922	1,011	165	746	410
	67年④	3,782 (100.0)	1,493 (39.5)	2,289 (60.5)	1,902	1,080	140	682	387
構成比（%）	1964年			100.0	79.7	44.7	7.8	27.2	20.3
	65年			100.0	79.0	43.4	7.2	28.4	21.0
	66年			100.0	82.4	43.3	7.1	32.0	17.6
	67年			100.0	83.1	47.2	6.1	29.8	16.9
対前年増減数（千戸）	②—①	△ 32	△ 167	136	93	30	△ 2	66	43
	③—②	△ 20	10	△ 30	55	△ 13	△ 6	74	△ 86
	④—③	△ 31	12	△ 42	△ 19	70	△ 25	△ 64	△ 23

〔備考〕 1）「自営林業」の範囲が1965年に一部変更されているため，「自営兼業」の統計は厳密には連続しない。
2）カッコ内の数値は専兼別の構成比。
3）各年とも12月1日現在の調査。
4）前掲書より作成。

第96表　農業就業人口　（単位　10,000人）

区分		総就業人口	農業就業人口 計 実数	農業就業人口 計 総就業人口に対する割合	農業就業人口 男	農業就業人口 女	男女比 男	男女比 女
実数	1965年	4,748	1,143	24.1%	462	680	40.4%	59.6%
	66年	4,847	1,100	22.7	443	657	40.3	59.7
	67年	4,994	1,058	21.2	428	630	40.4	59.6
対前年比 実数	1965年	99	△ 42		△ 19	△ 23		
	66年	147	△ 42		△ 15	△ 27		
対前年比 増減率（%）	1966年	2.1	△ 3.7		△ 4.1	△ 3.4		
	67年	3.0	△ 3.8		△ 3.4	△ 4.1		

〔備考〕 資料は前掲昭和42年度『農業調査結果報告書』（総括編）。

人口にたいする比率は二一%になった（第96表）。農業就業者を男女別にみると、女の比率がほぼ六〇%を占め、農業労働力女性化の傾向はいぜんとしてつづいている。

次に農業就業者のうち、農業を主として労働している「基幹的農業従事者」を年齢別男女別に分けて観察すれば（第97表）、次の諸点が指摘される。①一九六七年末現在で、基幹的従事者数は九二九万人となり、前年よりさらに減少した。②とくに若年層の減少がいちじるしい。一六～一九歳層は一年間に七万人減少したが、これは総従事者減少数（九万人）の大半を占めている。これにたいし、四〇歳以上の高齢者はむしろ増加した。③男女別にみると、男子が減少し女子が増加し

第97表　年齢別男女別基幹的農業従事者数（全国）　（単位　1,000 人，%）

			総　数	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
実数	総数	1965 年12月	10,043	202	1,294	2,456	2,252	1,956	1,884
		66 年 〃	9,376	185	1,110	2,267	2,201	1,852	1,761
		67 年 〃	9,286	171	1,043	2,132	2,218	1,872	1,851
	男	1965 年12月	4,215 (42.0)	115 (56.9)	462 (35.7)	894 (35.4)	806 (35.8)	815 (41.7)	1,123 (59.6)
		66 年 〃	3,966 (42.3)	111 (60.0)	403 (36.3)	827 (36.5)	799 (36.3)	775 (41.8)	1,050 (59.6)
		67 年 〃	3,868 (41.6)	104 (60.8)	378 (36.2)	745 (34.9)	793 (35.8)	769 (41.1)	1,079 (58.3)
	女	1965 年12月	5,829 (58.0)	87 (43.1)	832 (64.3)	1,563 (63.6)	1,446 (64.2)	1,141 (58.3)	761 (40.4)
		66 年 〃	5,410 (57.7)	75 (40.0)	706 (63.6)	1,440 (63.5)	1,401 (63.7)	1,076 (58.1)	711 (40.4)
		67 年 〃	5,419 (58.4)	67 (39.2)	665 (63.8)	1,386 (65.0)	1,425 (64.2)	1,103 (58.9)	772 (41.7)
構成比	総数	1965 年12月	100.0	2.0	12.9	24.4	22.4	19.5	18.8
		66 年 〃	100.0	2.0	11.8	24.2	23.5	19.8	18.8
		67 年 〃	100.0	1.8	11.2	23.0	23.9	20.2	19.9
	男	1965 年12月	100.0	2.7	11.0	21.2	19.1	19.3	26.6
		66 年 〃	100.0	2.8	10.2	20.9	20.1	19.5	26.5
		67 年 〃	100.0	2.7	9.8	19.3	20.5	19.9	27.9
	女	1965 年12月	100.0	1.5	14.3	26.8	24.8	19.6	13.1
		66 年 〃	100.0	1.4	13.0	26.6	25.9	19.9	13.1
		67 年 〃	100.0	1.2	12.3	25.6	26.3	20.4	14.2

〔備考〕 1)　カッコ内は総数にたいする男女別割合。
2)　前掲書により作成。

第98表　種類別兼業従事者（全国）　（単位　1,000 人）

	計	雇われ兼業				自営兼業
		小　計	恒常的勤務者	出稼ぎ	人夫・日雇い	小　計
1961 年	7,279	5,019	3,250	185	1,584	2,260
62	7,272	5,263	3,283	343	1,637	2,009
63	7,388	5,430	3,334	331	1,765	1,958
64	7,635	5,706	3,478	344	1,884	1,930
65	7,681	5,712	3,528	317	1,866	1,971
66	7,646	5,848	3,596	299	1,953	1,798
67	7,576	5,924	…	…	…	1,652

〔備考〕 1)　全国全農家の世帯員で，雇われ兼業に年間30日以上従事しているもの，および年間2万円以上の収入ある自営兼業に従事している者を集計した統計である。
2)　1961～64年は奄美群島および伊豆諸島をのぞき，65，66年は奄美群島をのぞく。
3)　前掲昭和42年度『農業調査結果報告書』より。

ている。女子も四〇歳以下層は減少しているのであるが、それ以上の高齢者は男子以上に増加しているので、結局、基幹的農業従事者は、量的には減少し、質的には老齢化・女性化をすすめているということができる。農業部門の労働力は、若年層の流出による労働力の減少を、高年齢層、とくにその婦人労働力の増加によって補っているのである。

兼業従事者　一種・二種の全農家を含め、その世帯員でなんらかの兼業に従事している者を、その兼業種類別に示すと第98表のとおりである。これによれば、兼業従事者総数は一九六五年をピークにその後わずかずつ減少しているが、それでも六七年末現在で七五八万人に達している。このうち、年三〇日以上農業外の賃労働に従事した者は、五七年五九二万人である。この賃労働兼業従事者は六一年いらい最高に達している。このなかで、恒常的勤務者として兼業に従事した者は約三六〇万人である。これでみると、最近のわが国の農家は一戸当り平均一人以上の兼業従事者をもち、その兼業従事者の八〇%近くが恒常的勤務者としてなんらかの賃労働に従事していることになる。「農家世帯員」といっても、そのうちにはこの程度に、農業以外の賃労働に従事する者をかかえていることがわかる。

2　農家人口の異動

資料　農家人口および労働力の異動、その増減を年々調査している農林省「農家就業動向調査」は、近年統計方法も整理され、農業部門より非農業部門へ向かって流出する労働力の就業動向を把握するには最も適当な資料となっている。この調査報告書には、本報告としては昭和四二年度『農家就業動向調査報告書』農林省統計調査部一九六八年一一月刊と、統計速報として昭和四三年度『農家就業動向調査結果概要』一九六九年五月刊があり、今年は特別に「還流者の性格とその背景」が公表された。次の記述は主としてこれらの報告によることにする。ただし『結果概要』で発表される数値は概数であり、次年度に公表される本報告『農家就業動向調査報告』とは一致しない場合もあるので、利用上注意を要する。

農家人口の減少　第99表および100表は、一九六五～六八年の期間における農家人口の異動を示している。ここに「異動」というのは、世帯員の増加と減少を示すが、農家数そのものの変動にともなう世帯員の増減も含まれている。ただし「雇人」の増減はこのなかには含まれていない。

さて左の統計表の示すところによれば、一九六八年一ヵ年間で、農家人口は六三万人(対前年比一二%増)増加したが、減少人口は一二

第99表　農家人口の異動　（単位　1,000 人，%）

		増加人口						
		総数	社会的異動					自然的異動（出生）
			離職転入	勤務者転入	縁事転入	その他転入	農家の増加	
実数（構成比）	1965 年 ①	802.4 (100.0)	100.5 (12.5)	81.5 (10.2)	131.0 (16.3)	117.0 (14.6)	62.4 (7.8)	310.0 (38.6)
	66 ②	642.8 (100.0)	97.5 (15.2)	75.9 (11.8)	125.7 (19.6)	108.9 (16.9)	35.1 (5.5)	199.7 (31.1)
	67 ③	719.3 (100.0)	85.2 (11.8)	78.4 (10.9)	124.2 (17.3)	106.7 (14.8)	38.5 (5.4)	286.3 (39.8)
	68 ④	(631.3 100.0)	85.3 (13.5)	69.0 (10.9)	107.0 (16.9)	104.8 (16.6)	32.3 (5.1)	232.9 (36.9)
対前年増減	② — ①	△ 159.6	△ 3.0	△ 5.6	△ 5.3	△ 8.1	△ 27.3	△ 110.3
	③ — ②	76.5	△ 12.3	2.5	△ 1.5	△ 2.2	3.4	86.6
	④ — ③	△ 88.0	0.1	△ 9.4	△ 17.2	△ 1.9	△ 6.2	△ 53.4

		減少人口						
		総数	社会的異動					自然的異動（死亡）
			就職転出	勤務者転出	縁事転出	その他転出	農家の減少	
実数（構成比）	1965 年 ①	1,538.7 (100.0)	410.5 (26.7)	115.0 (7.5)	230.5 (15.0)	247.1 (16.1)	266.8 (17.3)	268.8 (17.5)
	66 ②	1,390.6 (100.0)	383.5 (27.6)	104.5 (7.5)	212.9 (15.3)	240.9 (17.3)	193.8 (13.9)	255.0 (18.3)
	67 ③	1,383.3 (100.0)	370.9 (26.8)	111.4 (8.0)	209.4 (15.1)	247.4 (17.9)	184.9 (13.3)	259.3 (18.7)
	68 ④	1,201.8 (100.0)	340.3 (28.3)	89.8 (7.5)	173.9 (14.5)	219.2 (18.2)	147.0 (12.2)	231.6 (19.3)
対前年増減	② — ①	△ 148.1	△ 27.0	△ 10.5	△ 17.6	△ 6.2	△ 73.0	△ 13.8
	③ — ②	△ 7.3	△ 12.6	6.9	△ 3.5	6.5	△ 8.9	4.3
	④ — ③	△ 181.5	△ 30.6	△ 21.6	△ 35.5	△ 28.2	△ 37.9	△ 27.7

〔備考〕 1）出かせぎ異動は含まない。
2）その他転入・転出には「家族の転入・転出」が含まれる。
3）農林省統計調査部『農家就業動向調査結果概要』（1969年5月刊）により作成。

○万人（対前年比一三%減）で、差引き五七万人の純減少となった。これは年度はじめの農家人口にたいし年率二%の減少である。一九六六年まで、年率二・五%の割で純減少しつづけた農家人口が、六七年をさかいとして減少率を鈍化させたことは注目に値する。六八年に減少率がややダウンしたのは、前年に比べ増加人口が九万人（二二%）減少したのにたいし、減少人口は一八万人（一三%）も減少したことによるのである。なお、六八年一ヵ年間の人口増減の特徴としては、出生数と死亡数がほぼ同数になり自然的人口増加がみられなかったこと、結婚など縁事関係の転出入がいちじるしく減ったことである。

農家人口の社会的異動による増減

同じ第100表によって、六八年一ヵ年間における人口の社会的増減をみてみよう。各形態とも純減少となっているが、離職転入と就職転出との差による純減少数が最も多く、純減少全体の四五%を占めている。「その他の転出入」の差による人口減は二一%でこれについでいるが、このなかには就学のための学生の転出や入院のための病人の転出などが含まれている。農家数そのものの減少による人口の純減少は全体の二割に当たっている。

第100表　農家人口の異動形態別純増減数　（単位　1000 人，%）

		総数（増加人口—減少人口）	社会的異動					自然的異動（出生—死亡）
			離職転入—就職転出	勤務者の転入—転出	縁事転入—転出	その他転入—転出	農家の増加—減少	
実数	1965 年①	△736.3 (100.0)	△310.0 (42.1)	△33.5 (4.5)	△99.5 (13.5)	△130.1 (17.7)	△204.4 (27.8)	41.2 (△5.6)
	66 年②	△747.8 (100.0)	△286.0 (38.2)	△28.6 (3.8)	△87.2 (11.7)	△132.0 (17.7)	△158.7 (21.2)	△55.3 (7.4)
	67 年③	△663.9 (100.0)	△285.6 (43.0)	△33.0 (5.0)	△85.2 (12.8)	△140.7 (21.2)	△146.4 (22.0)	27.0 (△4.1)
	68 年④	△570.5 (100.0)	△255.0 (44.7)	△20.8 (3.6)	△66.9 (11.7)	△114.4 (20.0)	△114.7 (20.1)	1.3 (△0.2)
対前年増減	②—①	△11.5	24.0	4.9	12.3	△ 1.9	45.7	△96.5
	③—②	83.9	0.4	△ 4.4	2.0	△ 8.5	12.3	82.3
	④—③	93.4	30.6	12.2	18.3	26.3	31.7	△25.7

〔備考〕 1）出かせぎ異動は含まない。以下断わりのないかぎり同じ。
2）△印は減少を示す。以下同じ。
3）その他には「家族の転入・転出」含む。
4）昨年版資料による1967年の数値と今回の数値に違いがみられるのは資料の最終年次の数値が概数であるためである。
5）農林省統計調査部『農家就業動向調査結果概要』より作成。

第101表　農家人口の男女別年齢別異動形態別純増減数（1967年）　（単位　1,000 人）

		総数（増加人口—減少人口）	社会的異動						自然的異動（出生—死亡）
			離職転入—転出	勤務者転入—転出	家族転入—転出	縁事転入—転出	その他の転入—転出	農家の増加—減少	
男	総数	△343.2	△157.5	△36.3	△ 2.3	△ 4.9	△82.8	△67.1	7.7
	15 歳未満	105.4	△ 15.2	△ 0.3	△ 1.7	1.5	△ 5.8	△15.6	142.5
	15～19 歳	△210.6	△139.7	△ 3.3	△ 0.4	△ 0.1	△57.6	△ 8.0	△ 1.5
	20～24 歳	△ 19.6	△ 3.3	△ 6.9	0.1	△ 0.9	△ 1.8	△ 5.0	△ 1.8
	25～29 歳	△ 33.3	△ 1.3	△14.3	△ 0.1	△ 4.6	△ 8.3	△ 3.3	△ 1.4
	30～34 歳	△ 14.9	0.4	△ 5.9	△ 0.1	△ 1.0	△ 3.8	△ 2.7	△ 1.8
	35～59 歳	△ 52.3	0.9	△ 5.7	△ 0.1	0.2	△ 4.2	△19.6	△ 23.8
	60 歳以上	△118.3	0.5	—	0.1	—	△ 1.3	△13.1	△104.5
女	総数	△320.7	△128.1	3.3	△ 5.6	△80.3	△50.0	△79.3	19.3
	15 歳未満	90.5	△ 21.8	0.1	△ 1.7	0.5	△ 4.2	△17.5	135.1
	15～19 歳	△163.9	△113.6	2.8	△ 0.2	△ 7.3	△37.3	△ 7.5	△ 0.8
	20～24 歳	△ 54.5	8.4	1.5	△ 0.9	△59.3	0.6	△ 4.1	△ 0.7
	25～29 歳	△ 21.3	0.1	△ 0.5	△ 1.5	△13.5	△ 2.3	△ 2.4	△ 1.2
	30～34 歳	△ 10.5	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.8	△ 1.6	△ 1.9	△ 5.0	△ 0.8
	35～59 歳	△ 47.5	△ 1.0	△ 0.2	△ 0.3	1.1	△ 3.4	△26.1	△ 17.6
	60 歳以上	△113.4	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	—	△ 1.6	△16.9	△ 94.6

〔備考〕 農林省統計調査部，昭和42年『農家就業動向調査報告書』（1968年11月刊）の統計より作成。

男女別年齢別農家人口の増減

次に、一九六七年一ヵ年における農家人口の純増減数を、男女別年齢別に観察してみよう（第101表）。男女とも一四歳以下の人口は「出生」による自然増があるため純増加を記録しているが、これ以上の年齢層はいずれも男女ともに純減少となっている。それぞれ最も多いものをあげると、①一五～一九歳層では「離職転入と就職転出の差」にもとづくもの、②二〇～二九歳層では「縁事関係の転入と転出の差」によるもの（これはとくに女性の二〇～二四歳層に多い）、③三〇～五九歳層では「農家の増減にともなうもの」である。最後に、④六〇歳以上層になると「死亡」によるものが最も多数を占めている。なお学事関係や入院のため等の原因による純減少は、当然のことながら男女とも一五～一九歳層に多い。

他産業に就職した農家世帯員

一九六八年中に、六ヵ月以上の予定で他産業（非農業部門）へ流出し就職した者の数は七九万人で、前年の八二万人(注)より約三万人減少した。前年に比べ四%の減少である（第102表）。

（注）本年鑑第三九集、一七四ページで、一九六七年の他産業就職者を「八〇万人」と記録したが、これは六八年五月刊行の農林省統計調査部『昭和四二年農家就業動向調査結果概要』一二ページの統計によったのである。しかしこれは、その後六八年一一月刊行の『昭和四二年農家就業動向調査報告書』で「八二万人」と修正された。

これにたいし、すでに他産業に就職していた農家世帯員で離職して還流した者は、六八年一ヵ年で二一万人をかぞえる。これは前年に比べわずかながら増加した。結局、就職者と離職者との差が五八万人の流出超過となってあらわれている。この流出超過は六四年六四万人、六五年六二万人、六六年五九万人、六七年六一万人で、六七年の例外をのぞき、年々減少傾向をたどっている。農家出身労働力の資本主義的労働市場において占める役割はいぜんとして大きいが、農業労働力の一般的不足を背景に、近年は流出超過数が減少に転じている点は注目に値する。

農家世帯員の就職した産業

同じ第102表によって世帯員の就職した産業をみると、最も多いのが製造業の三二万人（全体の四一%）、ついで卸・小売業の一四万人（一八%）、サービス業一一万人（一四%）などが多い。サービス業は、農協への就職などを含めると一八%に及んでいる。また製造業のなかでは、機械工業（一三%）、繊維工業（一一%）が多い。製造業は六四・六五年とも前年に比べ減少したのであるが、六六年以降は機械・金属・化学など重化学工業を中心にウェイトを高めてきたことが注目される。これと反対に、商業・サービス業など流通部門への就職は六八年においてすべて減少し、建設業への就職もわずかではあるが減少した。

男女別年齢別流出者の推移

農家世帯員で農家より流出して他産業に就職した者は、六八年で総数七九万人を数えたが、これを男女別にみると、男女ほぼ同数となった（第103表）。また年齢別に見ると、一九歳以下の新規学卒者を中心とする若年層が全体の七二%を占めている。しかしこの若年層の流出者中に占める比率は、一九六七年以降二年つづいて減少している。これにたいし二〇歳以上層は前年にひきつづき増加しており、とくに女子の増加がいちじるしい。若年層がこのように減少しているのは、進学率の上昇にもよるが、この年齢層の人口そのものが減少し

第102表　農家世帯員の産業別就職・離職状況

（単位　100人，％）

区分			総数	農林漁業	産業種類別 鉱業	建設業	製造業 食料品	繊維	木材	化学	金属	機械	その他	小計	卸売小売業	金融保険不動産業	運輸通信業	電気ガス水道業	サービス業 農協など	その他	公務	不詳
流出者（就職者）	実数	66年	8,068	151	39	917	312	895	218	280	272	777	318	3,072	1,366	179	484	78	205	1,187	361	28
		67	8,221	139	36	872	270	801	181	290	255	1,029	320	3,143	1,501	159	437	80	219	1,240	378	21
		68①	7,907	115	23	863	225	827	173	309	339	1,041	302	3,214	1,390	157	412	75	214	1,101	329	25
	構成比	66年	100.0	1.9	0.5	11.4	3.9	11.1	2.7	3.5	3.4	9.6	3.9	38.1	16.9	2.8	6.0	1.0	2.5	14.7	4.5	0.3
		67	100.0	1.7	0.4	10.6	3.2	9.7	2.2	3.5	3.1	12.5	3.9	38.1	18.2	1.9	5.3	1.0	2.7	15.1	4.6	0.2
		68	100.0	1.5	0.3	10.9	2.8	10.5	2.2	3.9	4.3	13.2	3.8	40.6	17.6	2.0	5.2	0.9	2.7	13.9	4.2	0.3
	対前年増減数	67—66	153	△ 12	△ 3	△ 45	△ 42	△ 94	△ 37	10	△ 17	252	2	71	135	△ 20	△ 47	2	14	53	17	△ 7
		68—67	△ 314	△ 24	△ 13	△ 9	△ 45	26	△ 8	19	84	12	△ 18	71	△ 111	△ 2	△ 25	△ 5	△ 5	△ 139	△ 49	4
	対前年増減率	67-66/66	1.9	△ 7.9	△ 7.7	△ 4.9	△13.5	△10.5	△17.0	3.6	△ 6.3	32.4	0.6	2.3	9.9	△11.2	△ 9.7	2.6	6.8	4.5	4.7	△25.0
		68-67/67	△ 3.8	△17.3	△36.1	△ 1.0	△16.7	3.2	△ 4.4	6.6	32.9	1.2	△ 5.6	2.3	△ 7.4	△ 1.3	△ 5.7	△ 6.3	△ 2.3	△11.2	△13.0	19.0
	68年実数	通勤	4,504	75	22	483	116	310	131	185	198	576	181	1,695	829	127	259	41	207	546	222	6
		転出	3,403	40	1	380	109	517	42	124	141	465	121	1,519	561	30	153	34	7	555	107	19
	構成比	通勤	100.0	1.2	0.5	10.7	2.6	6.9	2.9	4.1	4.4	12.8	4.0	37.6	18.4	2.8	5.8	0.9	4.6	12.1	4.9	0.1
		転出	100.0	1.2	0.0	11.2	3.2	15.2	1.2	3.6	4.1	13.7	3.6	44.6	16.5	0.9	4.5	1.0	0.2	16.3	3.1	0.6
還流者（離職者）	実数	66年	2,126	127	25	326	74	304	64	82	64	170	78	836	277	29	104	16	47	253	71	15
		67	2,107	125	18	352	77	251	47	65	56	156	77	730	302	32	102	20	60	264	92	13
		68②	2,122	128	21	319	82	256	53	61	53	164	71	740	306	33	127	17	64	282	78	12
	構成比	66年	100.0	6.0	1.2	15.3	3.5	14.3	3.0	3.9	3.0	8.0	3.7	39.3	13.0	1.4	4.9	0.8	2.2	11.9	3.3	0.7
		67	100.0	5.9	0.9	16.8	3.6	12.0	2.2	3.0	2.7	7.4	3.7	34.6	14.3	1.5	4.9	0.9	2.9	12.5	4.4	0.6
		68	100.0	6.0	1.0	15.0	3.9	12.1	2.5	2.9	2.5	7.7	3.3	34.9	14.4	1.6	6.0	0.8	3.0	13.3	3.7	0.6
	対前年増減数	67—66	△ 19	△ 2	△ 7	26	3	△ 53	△ 17	△ 17	△ 8	△ 14	△ 1	△ 106	25	3	△ 2	4	13	11	21	△ 2
		68—67	15	3	3	△ 33	5	5	6	△ 4	△ 3	8	△ 6	10	4	1	25	△ 3	4	18	△ 14	△ 1
	対前年増減率	67-66/66	△ 0.9	△ 1.6	△28.0	8.0	4.1	△17.4	△26.6	△20.7	△12.5	△ 8.2	△ 1.3	△12.7	9.0	10.3	△ 1.9	25.0	27.7	4.3	29.6	△13.3
		68-67/67	0.7	2.4	16.7	△ 9.4	6.5	2.0	12.8	6.2	△ 5.4	5.1	△ 7.8	1.4	1.3	3.1	24.5	△15.0	6.7	6.8	△15.2	△ 7.7
	68年実数	通勤	1,269	68	17	180	49	101	48	36	33	96	45	407	180	31	97	11	60	156	65	2
		転入	853	60	4	139	34	155	5	25	20	68	26	333	126	2	30	6	4	126	13	△ 10
	構成比	通勤	100.0	5.4	1.3	14.2	3.9	8.0	3.8	2.8	2.6	7.6	3.5	32.1	14.2	2.4	7.6	0.9	4.7	12.3	5.1	0.2
		転入	100.0	7.0	0.5	16.3	4.0	18.2	0.6	2.9	2.3	8.0	3.0	39.0	14.8	0.2	3.5	0.7	0.5	14.8	1.5	1.2
②—①純増減数			△ 5,785	13	△ 2	△ 544	△ 143	△ 571	△ 120	△ 248	△ 286	△ 877	△ 231	△ 2,474	△ 1,084	△ 124	△ 285	△ 58	△ 150	△ 819	△ 251	△ 13

〔備考〕　資料は前掲『農家就業動向調査結果概要』。

第103表　農家世帯員の男女年齢別流出者の推移　（単位　100人，％）

区分		男女年齢別 総数 総数	19歳以下	20～34歳	35歳以上	男 総数	19歳以下	20～34歳	35歳以上	女 総数	19歳以下	20～34歳	35歳以上	男の世帯上の地位別 世帯主	あとつぎ	その他	就職前の就業状態別 農業が主	農業以外の自営業が主	家事育児など	通学が主
実数	64年	8,901	5,865	1,973	1,062	4,778	2,918	1,132	728	4,124	2,949	842	333	759	1,751	2,268	2,372	229	1,232	5,065
	65	8,502	6,080	1,546	878	4,388	2,922	891	575	4,115	3,158	656	303	596	1,578	2,215	1,729	265	958	5,551
	66	8,068	6,061	1,227	780	4,183	2,957	732	495	3,884	3,105	496	283	475	1,616	2,092	1,484	203	836	5,545
	67	8,221	6,111	1,273	839	4,229	3,031	704	495	3,991	3,080	569	344	499	1,644	2,087	1,451	212	896	5,661
	68	7,907	5,683	1,316	916	3,972	2,756	688	544	3,935	2,932	630	376	485	1,577	1,906	1,404	187	925	5,388
構成比	64年	100.0	65.9	22.2	11.9	53.7	32.8	12.7	8.2	43.3	33.1	9.4	3.7	8.5	19.7	25.5	26.6	2.6	13.8	62.4
	65	100.0	71.5	18.2	10.3	51.6	34.4	10.5	6.8	48.4	37.1	7.7	3.6	7.0	18.6	26.1	20.3	3.1	11.3	65.3
	66	100.0	75.1	15.2	9.7	51.8	36.7	9.1	6.1	48.1	38.5	6.1	3.5	5.9	20.0	25.9	18.4	2.5	10.4	68.7
	67	100.0	74.3	15.5	10.2	51.4	36.9	8.6	6.0	48.5	37.5	6.9	4.2	6.1	20.0	25.4	17.6	2.6	10.9	68.8
	68	100.0	71.8	16.6	11.6	50.2	34.8	8.7	6.9	49.7	37.1	8.0	4.8	6.1	19.9	24.1	17.7	2.4	11.7	68.1
対前年増減数	65—64年	△ 399	215	△ 427	△ 184	△ 390	4	△ 241	△ 153	△ 9	209	△ 186	△ 30	△ 163	△ 173	△ 53	△ 643	36	△ 274	486
	66—65	△ 434	△ 19	△ 319	△ 98	△ 205	35	△ 159	△ 80	△ 231	△ 53	△ 160	△ 20	△ 121	38	△ 123	△ 235	△ 62	△ 122	△ 6
	67—66	153	50	46	59	46	74	△ 28	0	107	△ 25	73	61	24	28	△ 5	△ 33	9	60	116
	68—67	△ 314	△ 428	43	77	△ 257	△ 275	△ 16	49	△ 56	△ 148	61	32	△ 14	△ 67	△ 181	△ 47	△ 25	29	△ 273
対前年増減率	65-64/64	△ 4.5	3.7	△43.5	△17.3	△ 8.2	0.1	△42.3	△21.0	△ 0.2	7.1	△44.1	△ 9.0	△27.5	△ 9.9	△ 2.3	△27.1	15.7	△22.2	9.6
	66-65/65	△ 5.1	△ 0.3	△20.6	△11.2	△ 4.7	1.2	△17.8	△13.9	△ 5.6	△ 1.7	△24.4	△ 6.6	△20.3	2.4	△ 5.6	△14.2	△23.4	△12.7	△ 0.1
	67-66/66	1.9	0.8	3.7	7.6	1.1	2.5	△ 3.8	0	2.8	△ 0.8	14.7	21.6	5.1	1.7	△ 0.2	△ 2.2	4.4	7.2	2.1
	68-67/67	△ 3.8	△ 7.0	3.4	9.2	△ 6.1	△ 9.1	△ 2.3	10.0	△ 1.4	△ 4.8	10.7	9.3	△ 2.8	△ 4.1	△ 8.7	△ 3.2	△11.8	3.2	△ 4.8

〔備考〕　前掲昭和43年『農家就業動向調査結果概要』より。

ているためであろう。また二〇歳以上層女子の増加は、労働力の一般的不足という情勢のなかで、これまで家事等に従事して家庭内にあった者や非就業者が労働力化して他産業に流出したことを示すものであろう。

就職前の就業状態　同じ第103表によって、他産業に就職した農家世帯員の状態を見よう。まず、男子の世帯上の地位別に観察すると、「あとつぎ」が二〇％、「世帯主」が六％。この後者の「世帯主」の流出が六五年ごろから減少をつづけているのは、やはり農業基幹労働力の流出が限度に近づき、流出運動がチェックされているためであろう。「その他」とあるのは次三男で、多くは新規学卒者であるが、この割合は二四％、前年に比べてもそれほど減っていない。農業労働力流出の主流は、あくまで新規学卒の

若年層であることを示している。この点は次に述べる就業前の就業状態を見てもハッキリしている。

就職者がその就職前に何をしていたか、を見ると次のとおりである。①「農業を主」にしていた者が六八年現在で全体の一八%、この割合は六五年をさかいに微減をつづけている。②「家事や育児」に当たっていた女子の比率は一二%、この部類は前年に比べいくぶん増加しているが、これも前項で述べたように、家庭にあって家事等に従事していた者の労働力化の傾向増大を示す一指標であろう。③「通学を主」としていた生徒・学生が六八%と圧例的多数を占めていた(五四万人)のは、前項で確認した事実、すなわち農家労働力の労働市場への動員は、新規学卒の若年男女を主流としていることを、示すものである。また、この大勢は、世帯主などの農業既就業者の流出が最近いくぶん減少気味であることから、ますます強まってゆくであろうと推測される。

他産業を離職・還流した農家世帯員

さきに、一九六八年中に他産業を離職して農家に還流した農家世帯員は二一万人であると言った。これを還流形態別にみると、「通勤」が六〇%で「転入」が四〇%、すなわち、農家から通勤して他産業に働いていた者の離職・還流が転出・就職者の還流より多いということを示している。この数年、農家世帯員の就職形態が、転出・就職型より通勤・就職型の方に比重を移しつつあることが確認されているが、その通勤・就職型が還流者のなかでもより大きなウェイトをもっていることは注意されてよい。前掲『農家就業動向調査結果概要』によれば、離職還流者のうち、男子は三五歳以上、女子は二〇～三四歳層が相対的に多数である。男子還流者のうち多いものは「あとつぎ」と「世帯主」である。これらの多くは通勤をやめて離職した人たちである。また還流後の就業状態をみると、「家事その他」に当たったものが最も多く(四六%)、「農業が主」となったものがこれに次ぎ(四二%)、「自営業が主」となったものは一二%である。これらの比率はほぼ前年なみである。

この数年間、農家から毎年八〇万ほどの人口が労働力として他産業に就職し、広い意味の賃労働者となった後、そのうちの二〇万人余が毎年その就業をやめて農家に還流している(第101表参照)。これは非資本主義的農業部門と資本主義的産業部門間の労働力移動の構造的特徴というべきものであり、日本の労働力問題を考察する上でも重要な一つのポイントをなすものである。

農林省統計調査部は一九六八年一月、「農家就業動向調査」の一環として還流者の全員について特別の調査を実施した。この調査によって、毎月の異動調査では把握されない農家世帯員流出者の他産業における就業状態の安定性や、還流の理由、還流後の彼らの就業状態、再就職の意思、などが明らかにされた。そこで、左の調査結果を報告した『還流者の性格とその背景』(一九六八年九月刊)によって、その調査結果の概要を紹介することにする。

還流者の性格

一九六七年一ヵ年間で他産業を去って農家に還流した者は二一万人で、この還流者の数は一九六四年いらい、漸減傾向をたどってきた。流出者の漸減と対応するものである。この還流者のうち、六〇%が「通勤をやめた者」で、男子が過半数を占めている。その男子は農家の「世帯主」や「あとつぎ」が大部分で、次三男の還流は著減している。男子は自家農業に就業する目的で離職し還流した者が多い。還流者は一般に若い(二四歳

第104表　農家世帯員の男女別・年齢別還流者の推移

（単位　100 人，%）

区分		男女 総数 総数	男女 総数 19歳以下	男女 総数 20～34歳	男女 総数 35歳以上	男 総数	男 19歳以下	男 20～34歳	男 35歳以上	女 総数	女 19歳以下	女 20～34歳	女 35歳以上	男の世帯上の地位別 世帯主	男の世帯上の地位別 あとつぎ	男の世帯上の地位別 その他	離職後の就業状態別 農業が主となる	離職後の就業状態別 農業以外の自営業が主となる	離職後の就業状態別 家事その他
実数	64年①	2,497	642	1,238	618	1,306	291	531	485	1,191	351	706	134	467	469	370	1,169	289	1,037
	65 ②	2,325	631	1,099	596	1,209	257	486	465	1,116	374	613	130	423	447	340	1,081	240	1,004
	66 ③	2,126	636	959	532	1,108	280	432	397	1,018	356	527	135	360	412	336	959	230	937
	67 ④	2,107	541	956	613	1,100	230	408	461	1,007	311	547	150	406	425	268	871	280	956
	68 ⑤	2,122	495	991	640	1,064	217	398	453	1,058	278	596	186	381	412	271	889	262	968
構成比	64年	100.0	25.7	49.6	24.7	52.3	11.7	21.2	19.4	47.7	14.1	28.3	5.4	18.7	18.8	14.8	46.8	11.6	41.5
	65	100.0	27.1	47.2	25.6	52.0	11.1	20.9	20.0	48.0	16.1	26.3	5.6	18.2	19.2	14.6	46.5	10.3	43.2
	66	100.0	29.9	45.1	25.0	52.1	13.2	20.3	18.7	47.9	16.7	24.8	6.3	16.9	19.4	15.8	45.1	10.8	44.1
	67	100.0	25.7	45.4	29.1	52.2	10.9	19.4	21.9	47.8	14.8	26.0	7.1	19.3	20.2	12.7	41.3	13.3	45.4
	68	100.0	23.3	46.7	30.2	50.1	10.2	18.8	21.3	49.9	13.1	28.1	8.8	18.0	19.4	12.8	41.9	12.3	45.6
対前年増減数	②—①	△ 172	△ 11	△139	△ 22	△ 97	△ 34	△ 49	△ 20	△ 75	23	△ 93	△ 4	△ 44	△ 22	△ 30	△ 88	△ 49	△ 33
	③—②	△ 199	5	△140	△ 64	△101	23	△ 54	△ 68	△ 98	△ 18	△ 86	5	△ 63	△ 35	△ 4	△ 122	△ 10	△ 67
	④—③	△ 19	△ 95	△ 3	81	△ 8	△ 50	△ 24	64	△ 11	△ 45	20	15	46	13	△ 68	△ 88	50	19
	⑤—④	15	△ 46	35	27	△ 36	△ 13	△ 10	△ 8	51	△ 33	49	35	△ 25	△ 13	3	18	△ 18	12

〔備考〕　資料は前掲『農家就業動向調査結果概要』

以下に集中している）。若年層においては短期就業のち還流する者が多いが，長期間就業したのち家に帰る者も相当の比率を占めている。女子は二〇歳から二四歳層に還流者が集中しているが，これは結婚のため農家に帰るのが目的である。

還流前後の就業状態　他産業の就業をやめて還流した者の過半数を占める一二万人が農業就業者となった。これは同じ年の農家出身新規学卒者の農業就業者六万人の倍に当たっている。新規学卒者の就業動向だけでみると，農業労働力の補充は最近きわめて微々たるものであるが，このように一度他産業に就業した若年労働力が自家農業に還流することによって，農業労働力不足に対処しているのであろう。とくに若年還流者は，比較的経営規模の大きい農家の「あとつぎ」として家にかえるものが多い。

これらの還流者が還流前にはどのような労働に従事していたか。主として肉体的労働に従事する割合の高いのは建設業・製造業・卸小売業で，このような産業就業者は「離職・転入」のかたちをとって農家に還流する者が多い。これにたいし，事務的技術的労働に従事する割合の高いのは公務・サービス業で，これらの部門からの還流は，「通勤をやめる」かたちをとる者が多い。とくに男子五〇歳

以上の定年退職者と推定される層と、女子二〇～二四歳の結婚適齢期層の還流には後者が多い。

還流者の勤めていた企業の従業員規模は、五～二九人の小規模企業が最も多く、次いで三〇～九九人が多い。ただ農家からの通勤者には、比較的規模の大きい企業をやめて還流する者が多いが、これは工業都市の製造業からの還流によるものと思われる。

最後に、還流前の勤続年数をみると、「二～五年」期間のものが最も多く、ついで「六ヵ月～一年」が多い。これらを含め勤続二年未満の短期就業者が、全体の半ばを占めているのである。とくに男子において「六ヵ月～一年」の短期就業者が多い。なお、還流者の勤務していた企業で労働組合に加入していた者の割合は三〇％程度である。還流者の就職した企業の大部分が中小企業で、労働組合そのものが存在しない企業が全体の五七％を占めていたことが判明した。

還流の理由　農家世帯員が他産業から還流した理由は、「家の都合」というのが最も多く、ついで老齢定年・病気・結婚など「個人的事情」、倒産・人員整理・低収入など「勤め先の事情」の順となっている(第105表)。①「家の都合」のうち、「家で農業をする」という者は、通勤をやめた男子に多い。これらは実際に農業従事者となっており、彼らには再就職の意思はほとんどない。②還流者の出身農家の経営規模が大きいほど、自家農業に就業する率が高くなっている。③全体を通じて、個人的事情の「病気」による還流がかなり多いことが注目をひく。

最後に、還流者の再就職希望についてであるが、前掲調査の結果によれば次のとおりである。①還流者のうち、再就職の意思のない

第105表　農家世帯員が他産業から還流した理由　(%)

区分		総数	勤め先の事情			家の事情		個人的事情			その他	実数
			倒産人員整理など	一時的不安定な仕事	収入が少ない	家で農業をするため	その他の家の都合で	老齢定年	病気	結婚		(千人)
総数		100.0	5.3	5.2	7.3	15.7	27.2	6.1	7.3	10.6	15.3	210
形態別	通勤	100.0	6.6	3.3	7.4	17.9	22.1	9.5	6.0	10.0	17.3	125
	転入	100.0	3.3	7.9	7.3	12.5	34.7	1.2	9.2	11.6	12.5	85
男女別	男	100.0	6.8	6.5	9.1	20.8	20.1	10.7	7.4	0.1	17.8	110
	女	100.0	3.6	3.6	5.3	10.2	35.0	1.2	6.3	21.5	13.5	100
農業就業者となったもの		100.0	6.2	3.5	6.1	25.5	26.0	8.5	5.1	7.9	11.1	

〔備考〕 1)　還流者とは1967年1～12月間に，他産業での就業をやめて農家に還流した者をいう。
2)　農林省統計調査部『還流者の性格とその背景』1968年9月刊の統計表による。

者は約六〇%を占め、これには「通勤をやめたもの」で、特に女子に多い。男子でも「通勤をやめたもの」に再就職の意思は少なく、また六〇歳以上の老齢者と定年退職者も同様である。②還流した者の農家の経営規模が大きいほど再就職の意思は少ない。③しかし、勤め先を離職して農家に転入した者には再就職の希望が多い。

以上によって、農家世帯員の他産業からの還流者の性格と就業状態がほぼ明らかになった。これを要約すれば、①還流者の六割は農家から「通勤」して他産業に勤めていたもので、男子を主としている。②彼らの多くは若年者で、短期間他産業に賃労働者として働いたのち家に帰って自家農業に従事するにいたった。このような農業就業者は、同年の新規学卒者の農業就業者数の倍に当たっている。③彼らには再就職の意思は少ない。④彼らの就業していた他産業の企業とは小企業が多い。⑤農家から一度転出して就職していた者が還流した場合は、再就職の希望者が多い。これは次三男等の世帯上の地位からきているのであろう。⑤その他の還流者には、結婚適齢期の女子、定年退職した老人などで、再就職の意思は少ない。

3　出かせぎ異動

資料　農家世帯員が「一～六カ月の予定で家を離れてよそで働く」出かせぎ者についての詳細な官庁調査統計については、本年鑑第三八集一七八ページ以下で紹介した。一九六一年以降、農家出かせぎが増加し社会問題化するにいたったが、六三年ころよりその数が減少し、最近では二〇万人程度になったと官庁報告はつたえている。しかし、出かせぎの統計的把握は技術的に困難であり、官庁統計の報告は実数よりいちじるしく過少である、との批評が絶えず聞かれる。そのような民間の批評的見解を示す資料については、右の年鑑第三八集を参照されたい。以下に記すのは農林省『農業就業動向調査結果概要』（一九六九年四月刊）によるものである。資料としてはこのほか、昭和四二年『農家就業動向調査報告書』がある。

出かせぎ者数　一九六四年から六八年までの期間における出かせぎ者数の推移をみると、二九万人から二四万人へと減少した（第103表）。しかし六八年は前年にたいし二万人増加し、これまで数年間つづいた出かせぎ者減少傾向にたいし例外をなしている。六五年に減少したのは経済不況にともなう労働力需要減少を反映したものであるが、最近増加したのは万国博・道路工事等土木建設業の労働力需要が増加したためである。

出かせぎ者の圧倒的部分は男子で、年齢的には三五歳以上の壮年が過半を占めている。彼らの半ば以上が「世帯主」で、「あとつぎ」を加えると全体の八六%に及んでいる。

統計は掲げないが、出かせぎ者の出身農家の経営規模をみると、耕地面積一ヘクタール以上の中上層農家からの出かせぎが増加している。

出かせぎ者の就業状態　次に出かせぎ前後の就業状態を第107表によって示そう。①一九六八年における出かせぎ者の八四%は、主として農業労働に従事していた農民であ

第106表　出かせぎ者数の推移

区分		総数	男女別 男	男女別 女	年齢別 19歳以下	年齢別 20～34歳	年齢別 35歳以上	男の世帯上の地位別 世帯主	男の世帯上の地位別 あとつぎ	男の世帯上の地位別 その他
実数 (100人)	1964年①	2,866	2,652	214	301	1,194	1,373	1,321	1,123	210
	65 ②	2,302	2,130	172	243	923	1,137	1,056	922	152
	66 ③	2,353	2,183	170	263	834	1,257	1,142	891	151
	67 ④	2,187	2,019	168	271	687	1,228	1,112	786	120
	68 ⑤	2,383	2,212	171	272	730	1,382	1,211	865	133
構成比 (%)	1964年	100.0	92.5	7.5	10.5	41.7	47.9	49.8	42.3	7.9
	65	100.0	92.5	7.5	10.6	40.1	49.5	49.6	43.3	7.1
	66	100.0	92.8	7.2	11.2	35.4	53.4	52.3	40.8	6.9
	67	100.0	92.3	7.7	12.4	31.4	56.1	50.8	35.9	5.5
	68	100.0	92.8	7.2	11.4	30.6	58.0	50.8	36.3	5.6
対前年増減数 (100人)	②-① ⑥	△ 564	△ 522	△ 42	△ 58	△ 271	△ 234	△ 265	△ 201	△ 58
	③-② ⑦	51	53	△ 2	20	△ 89	120	86	△ 31	△ 1
	④-③ ⑧	△ 166	△ 164	△ 2	8	△ 147	△ 29	△ 30	△ 105	△ 31
	⑤-④ ⑨	196	193	3	1	43	154	99	79	13
対前年増減率 (%)	⑥/①	△19.7	△19.7	△19.6	△19.3	△22.7	△17.2	△20.1	△17.9	△27.6
	⑦/②	2.2	2.5	△ 1.2	8.2	△ 9.6	10.6	8.1	△ 3.4	△ 0.7
	⑧/③	△ 7.1	△ 7.5	△ 1.2	3.0	△17.6	△ 2.3	△ 2.6	△11.8	△20.5
	⑨/④	9.0	9.6	1.8	0.4	6.3	12.5	8.9	10.1	10.8

〔備考〕 資料は昭和43年（1～12月）『農家就業動向調査結果概要』。

第107表　出かせぎ者の就業状態

区分		出かせぎ前の就業状態別 農業が主	出かせぎ前の就業状態別 その他	出かせぎ先の産業種類別 農林漁業	建設業	食料品製造業	その他の製造業	その他	出かせぎから帰ったもの 総数
実数 (100人)	1964年①	2,261	605	299	1,610	385	288	286	2,595
	65 ②	1,858	444	256	1,233	370	214	230	2,358
	66 ③	1,943	410	196	1,300	363	251	241	2,047
	67 ④	1,814	372	166	1,236	271	330	184	1,910
	68 ⑤	2,010	374	116	1,337	259	429	242	2,040
構成比 (%)	1964年	78.9	21.1	10.4	56.2	13.4	10.0	10.0	90.5
	65	80.7	19.3	11.1	53.6	16.1	9.3	10.0	102.4
	66	82.6	17.4	8.3	55.2	15.4	10.7	10.2	87.0
	67	82.9	17.0	7.6	56.5	12.4	15.1	8.4	87.3
	68	84.3	15.7	4.9	56.1	10.9	18.0	10.2	85.6
対前年増減数 (100人)	②—① ⑥	△ 403	△ 161	△ 43	△ 377	△ 5	△ 74	△ 56	△ 237
	③—② ⑦	85	△ 34	△ 60	67	△ 7	37	11	△ 311
	④—③ ⑧	△ 129	△ 38	△ 30	△ 64	△ 92	79	△ 57	△ 137
	⑤—④ ⑨	196	2	△ 50	101	△ 12	99	58	130
対前年増減率 (%)	⑥/①	△17.8	△26.6	△14.4	△23.4	△ 1.3	△25.7	△20.0	△ 9.1
	⑦/②	4.6	△ 7.7	△23.4	5.4	△ 1.9	17.3	4.8	△13.2
	⑧/③	△ 6.6	△ 9.3	△15.3	△ 4.9	△25.3	31.5	△23.7	△ 6.7
	⑨/④	10.8	0.5	△30.1	8.2	△ 4.4	30.0	31.5	6.8

〔備考〕 資料は前掲『農家就業動向調査結果概要』。

る。この種の出かせぎ者の比重は年を追って高まっている。②出かせぎ先の産業種類では、建設業が最も多く（五六%）、次いで食料品製造業（一一%）、その他の製造業（一八%）となっている。建設業における現場労働者は、賃金その他労働条件が一般に劣悪で、しばしば賃金不払いが起こり、また大きな労働災害が発生している。また食品工業には零細企業が多く、低賃金が特徴的である。出かせぎ者は、農閑期をこれらの劣悪労働条件のもとで働き、あとは帰郷して失業保険手当を受け取るために、六カ月ないしそれ以上労働する場合が多い。東北・北陸など単作地帯の農家では、中上層農家ですら農業収入だけでは生計費をまかないきれず、出かせぎにかりだされているのである。

4　農家子弟学卒者の動向

農家子弟学卒者数

農家の子弟で中学校以上の学校を卒業した者の数は、一九六八年三月現在で、一三〇万人で、前方に比べ二万人減少した（第108表）。このうち「中卒」は七一万人で前年より四万人も減ったが、「高卒」は五二万人で前年よりいくらかふえた。「中卒」の減少は、戦後のベビー・ブームが終わった五二年後の出生数の減少によるものである。高卒は、ベビー・ブーム期に出生した子弟の卒業期に当たっており、また進学率向上によって微増したのである。

なお、全国の学卒者総数中に占める農家子弟学卒者の割合は、一九六八年現在で、中卒三九%、高卒三三%である。右の比率は六三年いらい、たいした変化を示していない。

第108表　農家子弟の学卒者数　（単位　1,000 人，%）

区分		総数	中卒	高卒	その他卒
実数	1966年3月卒①	1,337	808	487	42
	67年3月　②	1,318	749	516	53
	68年3月　③	1,297	710	521	66
構成比	1966年3月	100.0	60.4	36.4	3.1
	67年3月	100.0	56.8	39.2	4.0
	68年3月	100.0	54.7	40.2	5.1
対前年増減数	②—①	△ 19	△ 59	29	11
	③—②	△ 21	△ 39	5	13
対前年増減率	②-①/①	△1.4	△7.3	6.0	26.2
	③-②/②	△1.6	△5.2	1.0	24.5

〔備考〕 1)　「その他卒」は大学・短大・各種学校の卒業者である。
2)　資料は農林省統計調査部，昭和43年『農家子弟の新規学卒者の動向』（昭和43年3月卒業者の4月末調査結果）。

農家子弟学卒者の進学・就業状況

第109表によると、六八年三月卒業の農家子弟の進学・就職状況は左のとおりである。

(1)　「中卒」――このうち「進学」した者は五三万人（全体の七五%）、「就業」した者は一七万人（二四%）、のこりの一万人（二%）が「家事その他」についた。前年に比べ、「進学」が

第109表　農家子弟学卒者の男女別進学・就業状況（1968年3月卒）　（単位　1,000 人，%）

		総数	進学	就業 計	就業 恒常的勤務 転出	就業 恒常的勤務 通勤	就業 恒常的勤務 小計	就業 自営業 農業	就業 自営業 農業以外	その他	農業就業率 %
総数	総数	1,296.5 (100.0)	665.0 (51.3)	585.8 (45.2)	273.5 (21.1)	240.3 (18.5)	513.8 (39.6)	61.0 (4.7)	11.0 (0.8)	45.8 (3.5)	9.7
	男	670.1 (100.0)	353.5 (52.8)	300.0 (44.8)	139.5 (20.8)	108.5 (16.2)	248.0 (37.0)	43.5 (6.5)	8.4 (1.3)	16.7 (2.5)	13.7
	女	626.4 (100.0)	311.5 (49.7)	285.8 (45.6)	134.0 (21.4)	131.8 (21.0)	265.8 (42.4)	17.4 (2.8)	2.6 (0.4)	29.2 (4.6)	5.5
中卒	総計	709.5 (100.0)	532.4 (75.0)	166.5 (23.5)	105.7 (14.9)	38.4 (5.4)	144.0 (20.3)	18.8 (2.7)	3.6 (0.5)	10.7 (1.5)	10.6
	男	371.2 (100.0)	282.0 (76.0)	84.9 (22.9)	46.6 (12.6)	22.9 (6.2)	69.5 (18.7)	12.1 (3.3)	3.3 (0.9)	4.3 (1.1)	13.6
	女	338.3 (100.0)	250.4 (74.0)	81.6 (24.1)	58.9 (17.4)	15.5 (4.6)	74.5 (22.0)	6.7 (2.0)	0.4 (0.1)	6.4 (1.9)	7.6
高卒	総計	521.2 (100.0)	125.5 (24.1)	369.3 (70.9)	152.5 (29.3)	173.5 (33.3)	325.9 (62.5)	37.2 (7.1)	6.2 (1.2)	26.5 (5.1)	9.4
	男	266.7 (100.0)	66.7 (25.0)	188.9 (70.8)	84.2 (31.6)	72.2 (27.1)	156.4 (58.6)	28.2 (10.6)	4.3 (1.6)	11.1 (4.2)	14.1
	女	254.5 (100.0)	58.8 (23.1)	180.3 (70.8)	68.3 (26.8)	101.3 (39.8)	169.5 (66.6)	9.0 (3.5)	1.8 (0.7)	15.4 (6.1)	4.6
（農高卒）	総計	59.7 (100.0)	6.2 (10.4)	51.6 (86.4)	16.6 (27.8)	14.4 (24.2)	31.0 (51.9)	19.7 (33.1)	0.8 (1.4)	1.9 (3.1)	36.3
	男	44.1 (100.0)	4.3 (9.8)	38.6 (87.6)	11.0 (24.9)	9.9 (22.4)	20.9 (47.3)	17.1 (38.7)	0.7 (1.6)	1.1 (2.5)	43.1
	女	15.6 (100.0)	1.9 (12.1)	13.0 (83.0)	5.6 (35.9)	4.6 (29.1)	10.2 (65.0)	2.7 (17.0)	0.1 (0.9)	0.8 (4.9)	19.6
その他卒	総計	65.8 (100.0)	7.1 (10.7)	50.1 (76.1)	15.5 (23.5)	28.4 (43.1)	43.9 (66.7)	5.0 (7.6)	1.2 (1.8)	8.7 (13.2)	8.5
	男	32.2 (100.0)	4.8 (14.8)	26.1 (81.1)	8.7 (27.0)	13.4 (41.7)	22.1 (68.7)	3.2 (10.0)	0.8 (2.4)	1.3 (4.0)	11.7
	女	33.6 (100.0)	2.3 (6.9)	23.9 (71.1)	6.8 (20.2)	15.0 (44.6)	21.8 (64.8)	1.8 (5.2)	0.4 (1.2)	7.3 (21.8)	6.3

〔備考〕 1）「その他」は家事育児・病気・受験準備等である。
2）「高卒」には「農高卒」も含まれている。
3）就業は他産業就職と自営業就業を含む。
4）カッコ内の数値は構成比。
5）前掲『農家子弟の新規学卒者の動向』より作成。

若干ふえ、就業が減った。

(2)　高卒――年々増加をつづける「高卒」のうち、二四%に当たる一三万人が「進学」し、七一%に当たる三七万人が「就業」した。前年に比べ「進学」「就業」ともにわずかながら比重を増大させた。

(3)　「就業」の内訳をみると、農家子弟の五九万人（全卒業者の四五%）が他産業に恒常的雇用者として「就職」した。就業者のうち男子は三〇万人で、女子よりいくらか多い。自家農業を含む「自営業」就業は全卒業生のわずか六%にも足りない。農業就業率も一〇%に満たない。

農家子弟学卒者の就職状況

右の五一万人の就職者について、その就職の形態、就職先をみよう（第110表）。

(1)　就職者のうち、女子は男子よりいくぶん多い。就職

第110表　農家子弟学卒者の就職状況（1968年）　　（単位　%）

区分	総数	就職形態		おもな就職先の産業							
		通勤	転出	建設業	製造業			卸・小売業	運輸通信業	サービス業	その他
					計	繊維	化学・金属・機械				
総数	100.0（51.4 万人）	46.8	53.2	7.2	43.2	11.6	23.3	20.0	4.3	17.1	7.6
男	100.0（24.8 〃）	43.8	56.3	13.5	45.1	3.0	32.1	15.4	5.6	10.8	9.8
女	100.0（26.6 〃）	49.6	50.4	1.3	41.3	19.6	15.2	24.4	3.1	23.1	6.8
中卒計	100.0（14.4 万人）	26.7	73.4	13.5	57.8	25.8	22.8	9.7	2.2	15.5	1.5
男	100.0（ 7.0 〃）	32.9	67.1	27.1	48.9	3.2	33.6	10.8	1.7	9.3	2.4
女	100.0（ 7.5 〃）	20.9	79.1	0.8	66.1	46.9	12.8	8.7	2.6	21.2	0.5
高卒計	100.0（32.6 万人）	53.2	46.8	4.3	38.7	6.0	24.5	24.9	5.5	15.5	11.0
男	100.0（15.6 〃）	46.2	53.8	7.2	44.8	2.9	32.2	17.3	7.7	10.2	13.0
女	100.0（17.0 〃）	59.8	40.3	1.6	33.2	8.7	17.5	32.0	3.5	20.4	9.3

〔備考〕 1）「総数」には「その他卒」を含まれる。
2）「その他」は農林漁業，鉱業，金融・保険業，不動産業，電気・ガス・水道業，公務，不詳である。
3）カッコ内の数値は実数である。
4）前表と同じ資料により作成。

の形態別にみると、全体として家を離れて「転出」した者が「通勤」をいくらか上回っているが、とくに男子において「転出」が多い。しかし近年は「通勤」就職者の数・割合ともに増加する傾向にある。

(2)　卒業学校別に就職者の割合をみると、「高卒」が全就職者の六三%を占めている。今後も「高卒」の割合は高まるものと推測される。また、「中卒」は「転出」が全体の七三%を占め、とくに女子にあっては八割近くが家を離れて転出就職している。これにたいし「高卒」のほうは、「通勤」が五三%を占め、とくに女子の六割は「通勤」形態をとっている。世帯上の地位でみると、「あとつぎ」は「通勤」が多く、とくに高校を卒業した「あとつぎ」男子の「通勤」形態が多い。

(3)　就職した産業は、製造業が最も多く（四三%）、ついで卸・小売業（二〇%）、サービス業（一七%）などで、これら三者で全体の八割を占めている。近年の傾向をみると、製造業への就職はふえ、運輸通信業は減少しつつある。男女別にみると、男子は製造業、建設業により多く就職し、女子は卸・小売業、サービス業へ、また製造業のなかでは繊維工業へより多く就職している。注目されるのは、男子の製造業への就職が、近年、化学・金属・機械など重化学工業部門へ重点を移しつつあることである。

(4)　卒業校別にこれをみると、「中卒」の六割近くが製造業に就職し、そのほかは建設業への就職が多い。これにたいし「高卒」になると、製造業三九%にたいし卸・小売業二五%、サービス業一五%というように、生産部門より流通部門への就職を増大させている。これは今年だけのことでなく、この数年来の傾向である。

以上、農家子弟学卒者の就職の特徴として次のことが指摘できる。すなわち、「中卒」女子の半ば近くは繊維工業に集中し、その他はサービス業に勤める。「中卒」男子の半ば近くは製造業に就職し、なかでも重化学工業と建設部門へ重点をうつしている。また「高卒」男子は建設業や運輸・通信業をさけ、製造業、なかでも重化学工業と商業部門へ集中している。「高卒」女子の就職は製造業と商業・サービス業へ集中しているが、製造業は「中卒」とちがって重化学工業部門へ重点をおいている。

農家子弟学卒者の就職した企業規模

農家子弟学卒者の職した企業を従業員使用数規模別にみると第111表のとおりである。一九六四年にくらべると、六八年には全体として五〇〇人以上の大企業への就職が増加し、その比重を高めていることがわかる（二九%から二〇%へ）。とくにこのことは「高卒」男子において顕著で、彼らの四〇%は従業員五〇〇人以上の大企業に就職した。

これを産業別にみると、製造業において右の大企業への就職傾向が顕著にあらわれている。すなわち、五〇〇人以上の製造業

第111表　農家子弟学卒者の就職した企業の規模

区分		総数						製造業				
		総数	9人以下	10～29	30～99	100～499	500人以上	総数	29人以下	30～99	100～499	500人以上
就職者総数	(1964)	100.0	32.5		17.4	21.0	29.1	100.0	16.5	18.6	28.1	36.8
	総数(1968)	100.0	15.1	14.0	17.2	19.7	31.2	100.0	11.2	15.7	25.9	47.2
	男	100.0	13.5	13.7	17.3	19.6	32.4	100.0	11.6	16.9	25.0	46.5
	女	100.0	16.7	14.3	17.0	20.0	30.1	100.0	10.6	14.6	27.0	47.9
	中卒総数	100.0	23.9	15.3	14.6	16.0	27.4	100.0	14.8	17.5	24.5	43.4
	男	100.0	30.3	19.1	17.6	13.7	16.5	100.0	22.5	24.7	23.5	29.3
	女	100.0	18.2	11.7	11.7	18.3	37.6	100.0	9.4	12.6	25.2	53.0
	高卒総数	100.0	9.9	13.1	17.9	21.7	34.2	100.0	8.3	14.4	26.7	50.7
	男	100.0	5.2	11.1	17.0	22.4	40.0	100.0	6.4	13.6	25.3	54.8
	女	100.0	14.1	14.9	18.8	21.1	29.2	100.0	10.6	15.5	28.5	45.8

区分		卸・小売業					金融，保険，不動産，運輸，通信 電気，ガス，水道，サービス業				
		総数	29人以下	30～99	100～499	500人以上	総数	29人以下	30～99	100～499	500人以上
就職者総数	(1964)	100.0	52.5	19.2	16.6	11.8	100.0	43.6	13.8	11.9	30.7
	総数 (1968)	100.0	43.0	21.2	18.2	17.3	100.0	42.6	18.7	14.6	24.3
	男	100.0	42.6	20.0	19.7	17.4	100.0	29.5	20.9	16.6	33.6
	女	100.0	43.4	21.7	17.6	17.3	100.0	50.5	17.4	13.5	18.8
	中卒総数	100.0	76.8	12.7	5.6	4.2	100.0	66.8	12.9	7.4	13.3
	男	100.0	74.7	12.7	7.6	5.1	100.0	59.5	19.0	8.9	12.7
	女	100.0	82.5	12.7	3.2	1.6	100.0	69.5	9.6	6.8	13.6
	高卒総数	100.0	37.6	22.0	20.9	19.6	100.0	32.7	20.1	17.4	29.7
	男	100.0	36.0	20.5	24.2	18.6	100.0	20.7	21.3	18.3	39.8
	女	100.0	38.5	22.5	19.3	19.9	100.0	40.9	19.5	16.9	22.8

〔備考〕 前掲『農家子弟の新規学卒者の動向』(1969 年4月刊) より作成。

企業への就職は、一九六四年には三七%にすぎなかったものが六八年になると四七%に増加し、反対に二九人以下の小企業への就職は一七%から一一%に減少した。とくに「高卒」男子の大企業への就職の比重が増大し、五五%を占めていることは注目に値する。

しかし卸・小売業やサービス業その他いわゆる第三次産業になると、大企業への就職の比率は製造業の場合と対照的である。すなわち、卸・小売業における大企業への就職は、六四年一二%にたいし六八年において一七%、サービス・金融業等の場合は、六四年の三一%から六八年の二四%へと逆に比重を減少させている。もちろんこれは、基本的には製造業ことに重化学工業と商業、サービス業、金融業等の企業規模別産業構造の差に規定されているのであろうが、農家の子弟は全般的に中小零細企業へ就職する傾向があるという〝常識〟は、最近の製造業就職者についてみるかぎり妥当しなくなったといってよいであろう。

農家子弟学卒者の農業就業状況

最後に彼らの自家農業への就業状況を示す第112表を掲げる。六八年に自家農業に就業した学卒者は総数六万人、二年前に比べると一万人の減である。農家子弟学卒者のうち、自家農業にのこる者は全体のわずか五%にも足りない。農業就業率（進学をのぞいた学卒者に対する自家農業就業者の割合）も年々低下して、六八年には一割を割った。次に二、三の特徴点をあげよう。

(1) 「中卒」の農業就業者は六八年には二万人に満たず、二年前に比べると一万三千人も減った。「中卒」の農業就業者は、「高卒」農業就業者の半数である。とくに「中卒」女子の農業就業者が大きく減少した。

第112表　農家子弟学卒者の農業就業状況　（単位　1,000 人，%）

		農業就業者総数				中卒				高卒			
		総数	男		女	計	男		女	計	男		女
			小計	あとつぎ			小計	あとつぎ			小計	あとつぎ	
実数構成比	1966年3月卒①	72 (100.0)	46 (64.0)	31 (42.2)	26 (36.0)	32 (44.2)	20 (27.1)	10 (13.7)	12 (17.0)	38 (52.2)	25 (35.2)	20 (27.3)	12 (17.0)
	1967年3月卒②	64 (100.0)	39 (60.9)	26 (40.6)	25 (39.1)	24 (37.5)	13 (20.3)	6 (9.4)	11 (17.2)	36 (56.3)	24 (37.5)	19 (29.7)	12 (18.8)
	1968年3月卒③	61 (100.0)	44 (71.3)	33 (53.3)	17 (28.5)	19 (30.8)	12 (19.8)	7 (11.1)	7 (8.7)	37 (61.0)	28 (46.2)	23 (38.0)	9 (8.2)
対前年	②-①	△ 8	△ 7	△ 5	△ 1	△ 8	△ 7	△ 4	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	0
増減数	③-②	△ 3	5	6	△ 8	△ 5	△ 1	1	△ 5	1	4	4	△ 3
対前年	②-①/①	△11.4	△15.2	△16.1	△ 3.8	△25.0	△35.0	△40.0	△ 8.3	△ 5.3	△ 4.0	△ 5.0	0.0
増減率	③-②/②	△ 4.7	11.5	23.6	△30.7	△21.3	△ 4.0	19.3	△40.7	3.0	17.5	24.1	△25.0
農業就業率	1966年3月卒	11.1	14.1	22.0	8.0	13.1	15.9	24.9	10.3	10.1	13.7	21.9	6.6
	67年3月卒	9.9	11.9	18.9	7.9	11.8	12.2	18.3	11.3	9.1	12.0	19.3	6.1
	68年3月卒	9.7	13.7	22.6	5.5	10.6	13.6	23.6	7.6	9.4	14.1	22.7	4.6

〔備考〕 1) 農業就業者総数には「その他卒」が含まれる。以下同じ。
2) 農業就業者は各年3月の卒業者で新たに自家農業に従事した者。
3) 農業就業率とは進学をのぞいた卒業者にたいする農業就業者の割合である。
4) 前掲昭和43年『農家子弟の新規学卒者の動向』より作成。

(2)　「高卒」はこれにたいし前年より若干増加した。とくに男子の「あとつぎ」は前年に比べ相当に増加し二万三千人になった。この部類が新卒農業補充労働力増加の主流となっている。これにたいし、女子の「高卒」で農業に就業する者は減少した。

以上に見たように、新規学卒者の農業就業者数はわずか六万。これが一九五五年以前には、年に四〇万人ずつの学卒者が農業労働力を補充し、一四〇〇万台の基幹労働力を保ってきたのであった。農業労働力の量的減少と質的劣弱化（老齢化・女性化）は進行しつつある。ただ、前項で見たように、いったん他産業に就職した農家世帯員のうち約二〇万人の還流者があり、このうち一二万人が自家農業に就業しているから、一九六八年においては合計一六万が農業基幹労働力を補充したことになる。